



アクセシビリティガイド

Accessibility Guide

オリンピック・パラリンピック大会のインクルーシブなアプローチ
An Inclusive Approach to
the Olympic & Paralympic Games

2013年6月

June 2013

参考訳

英語原文と和訳との間で齟齬が生じた場合は、
原文が優先されますので、原文も併せてご参照ください。

(原文)

International Paralympic Committee

Adenauerallee 212-214
53313 Bonn, Germany
Tel: (49) 0228-2097-200
Fax: (49) 0228-2097-209
www.paralympic.org

目次 Table of Contents

I.序文と背景 Preamble and Background	7
II.ガイドの詳細説明 Technical Presentation	9
III.本書の使い方 How to Use this Guide	11
第1章：はじめに CHAPTER 1: INTRODUCTION	12
概要 Overview	12
本書の使命、目的、役割 Mission, Objectives and Role of the Guide.....	13
国連障害者権利条約 UN Convention on the Rights of Persons with a Disability	17
アクセシビリティとインクルージョンの基本原則 Fundamental Principles of Accessibility and Inclusion	18
アクセシブルでインクルーシブなオリンピック・パラリンピック大会の開催要件 Requirements for Creating an Accessible and Inclusive Olympic and Paralympic Games.....	20
アクセシブルでインクルーシブな環境の受益者 Beneficiaries of an Accessible and Inclusive Environment	23
あらゆる構成員グループの公平な大会の経験 Equitable Games' Experience for All Constituent Groups	25
定義と用語 Definitions and Glossary	28
第2章：技術仕様 CHAPTER 2: TECHNICAL SPECIFICATIONS	30
概要 Overview	30
アクセスと移動経路 ACCESS AND CIRCULATION.....	31
概要 Overview.	31
通路と歩行空間 Pathways and Circulation Areas	32
傾斜路 Ramps.....	36
階段 Stairways	41
路面、舗装、仕上げ Surfaces, Paving and Finishes.....	43
家具、カウンター、サービスエリア Furniture, Counters and Service Areas.....	44
入口と出口 Entrances and Exits	48
ドアとドア周辺部 Doors and Doorways	50
ドアとドア周辺部(続き) Doors and Doorways, Continued	51
エレベーターとエスカレーター Elevators and Escalators.....	54
非常時の対応策 Emergency Provisions	58
アメニティ Amenities.....	61
概要 Overview.	61
会場の座席 Venue Seating.....	62
トイレ Washrooms	65
シャワー、浴室、更衣室 Showers, Baths and Changing Rooms	69
ホテル及びその他宿泊施設 Hotels and Other Accommodations	71
概要 Overview	71
アクセシブルルーム Accessible Guest Rooms.....	72
車いす使用者に配慮した客室 Wheelchair "Friendly" Guest Room	77
宿泊施設内の他のサービス Other Services within Accommodation Sites	78
刊行物とコミュニケーション Publications and Communications	80

概要 Overview	80
刊行物 Publications	81
ウェブサイト基準 Web Sites Standards.....	83
公衆電話とインターネット環境 Telecommunications	84
表示サイン Signage	86
補聴援助機器 Assistive Hearing Aids.....	88
輸送手段 Transportation Means	90
概要 Overview	90
道路輸送手段 Road Transportation Means.....	91
鉄道輸送手段 Rail Transportation Means	95
航空輸送手段 Air Transportation Means	97
海上輸送手段 Maritime Transportation Means	101
第3章 アクセシビリティトレーニング Chapter 3: Training for Accessibility	105
概要 Overview	105
接遇・気づきのトレーニング Disability Etiquette/Awareness Training	106
大会/任務別のアクセシビリティトレーニング Games/Job-specific Training on Accessibility.....	110
会場固有のアクセシビリティトレーニング Venue-specific Training on Accessibility	111
第4章 大会の要件 Chapter 4: Games Requirements	112
概要 Overview	112
アクセシビリティを進めるための協議体とスケジュール Co-ordination Structures and Timeline for Accessibility	113
概要 Overview	113
アクセシブルな会場の建設に関する協議 Consultation for Accessible Venues' Construction	114
アクセシブルな運営についての協議 Consultation for Accessible Operations	116
アクセシビリティに関する公共機関との調整 Co-ordination with Public Agencies for Accessibility	118
大会のインフラストラクチャー Games Infrastructures	120
概要 Overview	120
競技会場 Competition Venues.....	121
オリンピック・パラリンピック選手村 Olympic & Paralympic Villages	128
非競技会場 Non-competition Venues	134
業務・運営に関するファンクショナルエリアの考慮事項 Functional Areas Considerations on Operations	144
概要 Overview	144
宿泊 Accommodation	146
アクレディテーション Accreditation	148
空港運営 Airport Operations	150
放送 Broadcasting.....	151
開会式及び閉会式 Opening & Closing Ceremony	152
都市運営調整 City Operations.....	156
クラス分け Classification.....	157

清掃・廃棄物	Cleaning & Waste	158
コミュニケーション	Communications	159
ケータリング	Catering	160
人材	Human Resources	162
イメージ・アイデンティティ (大会ブランド、ロゴ)	Image & Identity	165
ドーピングコントロール	Doping Control	166
イベントサービス	Event Services	167
メディカルサービス	Medical Services	169
表彰式及び競技プレゼンテーション	Medal Ceremonies & Sport Presentation	170
ライセンス・商品管理・販売	Licensing - Merchandising – Retail Operations	171
NOC/NPC 関係	NOC/NPC Relations	172
オリンピック・パラリンピックファミリーサービス	Olympic & Paralympic Family Services	173
オーバーレイ(仮設を含む施設/設備)・現場管理	Overlays & Site Management	175
プレスオペレーション	Press Operations	176
レートカード(有料の貸出用品のカタログ)	Rate Card	178
危機管理	Risk Management	179
セキュリティ	Security	180
競技	Sport	181
テクノロジー	Technology	183
チケットティング	Ticketing	184
輸送	Transport	186
会場運営	Venue Operations	189
選手村運営	Village Operations	191
聖火リレー	Torch Relay	192
モビリティサービス(大会モビリティ)	Mobility Services (Games Mobility)	193
第5章 アクセシブルでインクルーシブな開催都市・大会を目指して		
Chapter 5: The Journey to an Accessible & Inclusive Host City and Games		199
概要	Overview	199
交通	Transport	202
概要	Overview	202
アクセシブルな交通の定義と範囲	Definition and Scope of Accessible Transport	203
アクセシブルな交通機関の種類	Types of Accessible Transport	204
アクセシブルな交通機関の運営	Operations for Accessible Transport	206
公共サービスと公共施設	Public Services and Facilities	207
概要	Overview	207
通路、歩道、連絡経路	Pathways, Sidewalks and Connecting Routes	208
都市公園と屋外レクリエーションエリア	City Parks and Outdoor Recreational Areas	210
一般小売店と飲食物販売店 (レストランを除く)	Retail and Small Goods & Beverage Outlets	211
表示サイン、経路案内	Signage and Wayfinding	212
緊急システムとその対応	Emergency Systems and Response	213
情報提供	Information Provision	214

観光 Tourism.....	215
概要 Overview.....	215
宿泊施設とホテルサービス Accommodation and Hotel Services	216
レストランのアクセス Restaurant Access	217
観光情報 Tourism Information	219
観光(ツアーと観光スポット) Sightseeing (Tours and Tourist Points of Interest).....	220
アトラクション、屋内スペース Attractions, Interior Spaces.....	221
文化、エンターテイメント、レジャー Culture, Entertainment and Leisure	222
概要 Overview	222
文化、エンターテイメント、レジャーの定義と範囲	
Definition and Scope of Culture, Entertainment and Leisure	223
アクセシブルな文化、エンターテイメント、レジャーの種類	
Types of Accessible Culture, Entertainment and Leisure	224
スポーツ Sport.....	227
概要 Overview.....	227
スポーツへのアクセスの原則と種類 Principles and Types of Access in Sport	228
一般スポーツ活動とするための要件	
Conditions for Integration in Mainstream Sport Activities	230
教育 Education.....	233
概要 Overview.....	233
教育施設のアクセシビリティ Accessibility of Education Facilities.....	234
障がいに応じたカリキュラム、成績評価方法、教材	
Adapted Curriculums, Assessment Methods and Teaching Materials	235
雇用 Employment	237
概要 Overview.....	237
アクセシブルな雇用の定義と範囲	
Definition and Scope of Accessible Employment.....	238
アクセシブルな公平雇用の原則 Principles for Access to Equitable Employment.....	239
付属書： 補足資料 Appendices: Additional Resources	240
付属書1： 主要寸法参照表 Appendix I: Key Measurement Reference Table.....	241
付属書2： イベントのアクセシビリティチェックリスト	
Appendix II: Event Accessibility Checklist.....	246



I. 序文と背景

IPC のレガシー戦略

パラリンピック大会の組織に関する公式な文書において、IPC*は開催国と共に「パラリンピック大会を、社会発展を促し、長期的なスポーツと社会的なレガシーを遺す手段として、用いることを目的とする」と言明している。

世界最大規模のスポーツイベントのオーナーとして、IPC は、パラリンピック大会を開催するコミュニティの社会的なレガシーを促進し支援する責任がある、と認識している。そのため、IPC の戦略の対象は、大会関連の社会的基盤だけに止まらない。開催都市と大会関連の全ての社会的基盤やサービスをアクセスシブルでインクルーシブ*なものとするために用いられる原則、解決策、実務は、インクルージョン*という文化を作り出すが、その文化はさらに、公共の施設やサービスの設計、運営、実施の方法に長期的な影響を及ぼし変化させていく。

アクセシビリティガイドを整備することの重要性

アクセシビリティというテーマは、大会関連文書の主要要素である。しかし、最近まで、国際的に承認された基準というものがなく、この分野の知識の伝承が不十分なことが、大会の施設の造り方や運営方法に矛盾を生じさせてきた。国の最低基準、あるいは開催都市の建築基準が用いられることが極めて多かったが、どこであっても最低基準は最低限のアクセスしかもたらさないのが常である。

IPC アクセシビリティ作業部会

2006年、IPCは、世界各地から専門家を集めて「IPC アクセシビリティ作業部会」を設置した。会の目的は「アクセシビリティガイド」をまとめることで、ガイドは以下のような2つの役割を担う。

- 会場やサービスを設計する際の、包括的な基準を必要とする大会*開催都市のニーズに応えること。さらに、ガイドは、世界中のどのようなイベントよりもはるかに厳しいアクセシビリティの要求を伴う、パラリンピック大会の領域で生じる付加的な要求にも応える。
- 世界中の観衆のためのアクセシビリティに関するベンチマークを造ること。世界を見渡しても、建築基準を含めて法整備がまだ不十分で、この分野の実務も十分確立していないところが多い。

訳者注) IPC とは、国際パラリンピック委員会 (International Paralympic Committee) とします。

訳者注) インクルーシブとは、包括的でだれも排除することのないことを表す形容詞。

訳者注) インクルージョンとは、包括的でだれも排除することのない、カバーされない人が生じることは許さないとする理念を意味する名詞。

訳者注) Games とは、オリンピック・パラリンピック大会双方を含むものとします。また、オリンピック・パラリンピック大会は単に大会としました。

次ページに続く



I. 序文と背景 (続き)

アクセシビリティガイドの目的

「アクセシビリティガイド」の策定は、開催都市がインクルーシブな大会を実施するために準備すべき施設やサービスに関して、IPC が理念を打ち立て、ベストプラクティスを共有し、特定の技術的ガイドラインを確立するための重要なステップである。

ガイドは、大会開催の責任を担う OCOG*と開催都市当局に対して、新たな情報と豊かな発想をもたらそうとするものである。真にインクルーシブな大会が開催できるよう、試行錯誤を繰り返して得たベストプラクティス*に基づいた、専門的なガイダンスと詳細な技術情報を全ての利害関係者に提供する。

訳者注) OCOG とは、オリンピック組織委員会 (Organizing Committee of Olympic Games) です。ロンドンでは LOCOG、東京では TOCOG と呼んでいます。

訳者注) ベストプラクティスとは、最良慣行、最善事例です。



II. ガイドの詳細説明

説明

この項では、本書の構成と各章の内容を要約する。

第1章:はじめに

この章では、主な目的、コンセプト、本書の作成の根底にある基本原則を説明する。本書の使命と目的が含まれており、障がい者のみでなく、社会の相当な割合を占めるアクセシビリティ受益者の母集団についても言及している。

インクルーシブであることの3つの基本原則:すなわち公平、尊厳、機能性が、アクセシビリティの主要コンセプトであるバリアフリー環境、ユニバーサルデザイン、アダプタブルデザイン*などと共に説明されている。

第2章:技術仕様

この章では、アクセシビリティに関する技術仕様が詳細に記され、本書の参照部分としての役割を果たす。テーマの分類は、都市環境の主要要素に従っており、アクセスと移動経路、アメニティ、ホテルとその他宿泊施設、交通手段、刊行物とコミュニケーションが含まれる。

第3章:アクセシビリティトレーニング

この章では、主として OCOG スタッフと大会ボランティアを対象とした、アクセシビリティと接遇・気づきのトレーニングについて、デザインアプローチ、主な内容、実施手順を記述する。

このようなトレーニングは、個人の態度やコミュニケーション上のバリアに対処することを目的とし、a) 障がい者に対する一般的な接遇トレーニング、b) 大会/任務別のアクセシビリティトレーニング、c) 個々の会場別のアクセシビリティトレーニングの3段階から成っている。

第4章:大会の要件

この章では、大会の社会的基盤(競技会場、選手村、非競技会場)に関する要件が説明されている。さらに、OCOG の各ファンクショナルエリア (FA)*の計画と運用面について、全体的観点から、またパラリンピック大会固有のものについて、アクセシビリティを考慮すべき事柄についても論じられている。

訳者注)アダプタブルデザイン(adaptable design)とは、個々のニーズに合わせた簡易な調整ができるデザインのことです。

訳者注)ファンクショナルエリア(FA: functional area)とは、大会運営に必要となる OCOG 内の役割・機能をいいます。

次ページに続く



II. ガイドの詳細説明 (続き)

第5章:アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して

本章では、大会の立候補都市、あるいは招致に成功した都市が、全ての利害関係者に対してアクセシブルでインクルーシブな大会を保証し、その市民には永続的な恩恵を確保するために、既に取り組んでいるか、取り組むべき基本原則と主要要素について説明する。

こうした取り組みは主として、あらゆる市民や来訪者が、「大会の経験*」となる全ての活動に完全に参加できる機会を提供しようとするものである。

付属書:補足資料

付属書には以下の2つの文書が含まれている。

- ・主要寸法参照表:「技術仕様」の章に含まれている主要寸法を記載した、使いやすい参照文書である。
- ・イベントのアクセシビリティチェックリスト:このチェックリストの目的は、地域、国内あるいは国際規模のイベントの計画における(大会固有ではない)関連情報を提供するものである。

用語

本書内では、「アクセシビリティ」を用語として用いて、原則、及び技術要件を記述するが、これはバリアフリー、障がい者のためのアクセス、またはハンディキャップアクセスなどという用語の意味を含ませている。なおほとんどの国では、バリアフリーまたはアクセシブルという用語が最もよく使用されている。

訳者注) Games experience は、大会の経験とします。意識的にも物理的にも大会を通じて経験すること全般を意味します。



III. 本書の使い方

説明

大会運営をより円滑に進めるためには、さまざまな関係者が本書の内容を精査し適用するようにしなければならない。本書の情報は、一般に広く応用できる項目から始まり(第 1~3 章)、専門分野固有のものが後ろに続いている(第 4~5 章)。

読者

本書の主な読者は大会主催者であるが、アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会の目標を達成するためには、様々なパートナーや利害関係者も読者に含めるべきである。

OCOG: 上級幹部及び全ファンクショナルエリア(関係者)

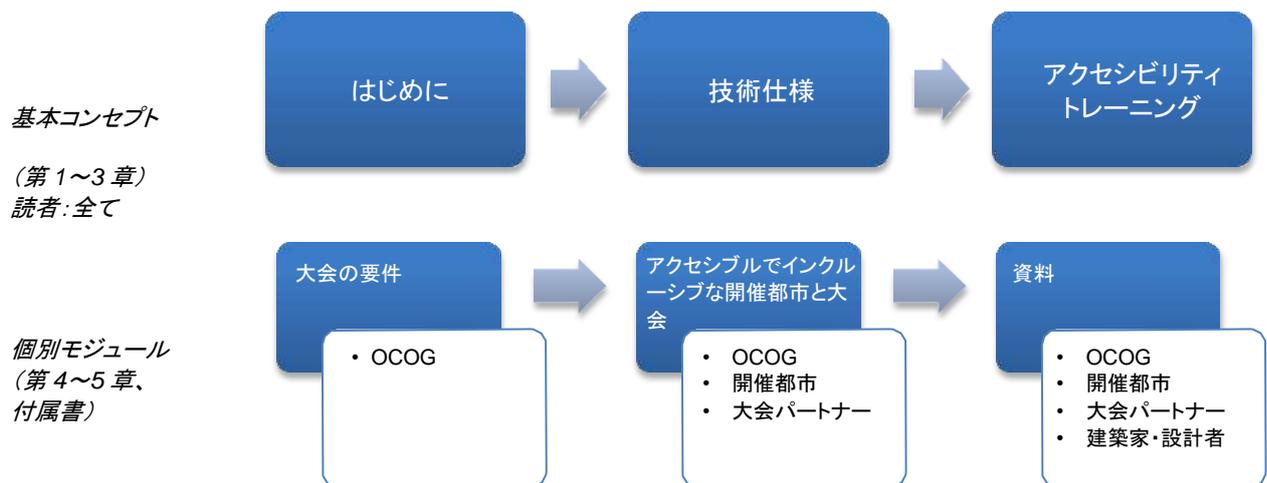
開催都市: 政府、地方自治体、旅行業界のパートナー

建築家・設計者: 大会や大規模プロジェクトに関する者

大会パートナー: 企業、スポンサー、実施機関

本書の構成

各章は、基本コンセプトと個別モジュールという 2 つのグループに分類される。基本コンセプトの章は、どの読者(OCOG、開催都市、建築家・設計者、政府パートナー)も読むべきものであり、個別モジュールは、特定グループに関係するものである。この分類は以下のように図示される。





第1章：はじめに

概要

説明

本章では、主な目的、コンセプト、本書の作成の根底にある基本原則を説明する。

内容

本章には以下のテーマが含まれる。

テーマ
本書の使命、目的
国連障害者権利条約
アクセシビリティとインクルージョンの基本原則
アクセシブルでインクルーシブな大会の開催要件
アクセシブルでインクルーシブな環境の受益者
あらゆる構成員グループの公平な大会体験
定義と用語



本書の使命、目的、役割

説明

本書の使命と目的は、あらゆるコンセプト、参照資料、ガイドライン、推奨解決策を広めることである。

人権としてのアクセス

アクセス*は基本的人権であり、社会的公正の基本である。社会的公正とは、人々を個人として受け入れ、社会生活に完全に参加するための公平で平等な機会へのアクセスを保障することである。

真にアクセシブルな*環境とは、人々が何の束縛も受けることなく自立を実現でき、統合を阻害する要因が取り除かれたところである。

国際社会でのアクセシビリティ

アクセシビリティ*は、ここ **20～30** 年、国際的に広く探究されているテーマである。一部の国では新築の建物や施設に適用すべき設計基準を具体的に示し、判断規準と規制を定めて法整備されている。近年のこのような活動と革新的な歩みにもかかわらず、世界のほとんどの国で、「先進国」と言われるところでさえ、あらゆる人々がたやすく利用できる構築環境はまだ実現されていない。

本書の使命

本書は、アクセシビリティとインクルージョンへの取組みを通じて、全ての利害関係者を大会に完全に参加させ、レガシー*計画を容易にする。

訳者注)アクセスとは、接近・入手の自由を意味する動詞あるいは名詞。

訳者注)アクセシブルなとは、アクセスできる、アクセスが可能な状態にあることを示す形容詞。

訳者注)アクセシビリティとは、アクセス性が確保されていること、アクセス可能なことを示す名詞。

訳者注)レガシーとは、遺産を意味するが、大会後も継承して活用され後世に残るような施設や仕組み、人々の心の変化などを指します。

次ページに続く



本書の使命、目的、役割 (続き)

本書の目的

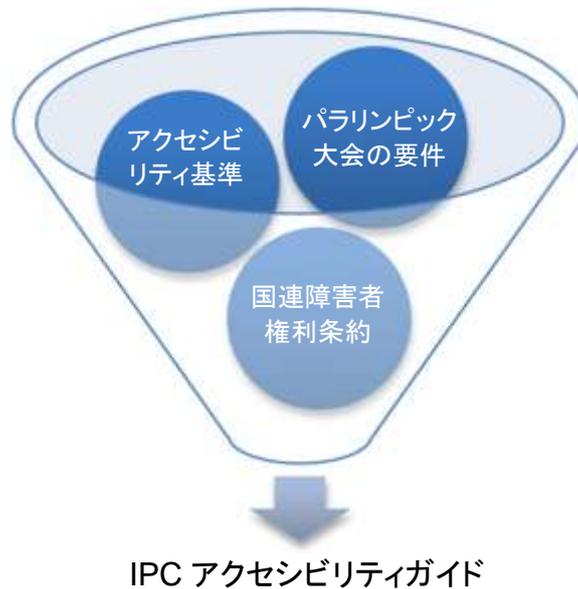
本書は、単なる設計基準に関する追加マニュアルではなく、この分野に既に存在する多くの総合的な文書に取って代ろうとするものでもない。本書では、どのような想定読者にとっても有益なツールとなるような、2つの主な検討事項を目的としている。

1) 国際的に認められた基準の形成

現在、アクセシビリティに関する法律、設計基準、実務は世界中ばらばらで、充実した方針や法律を制定している国々同士でさえ例外ではない。

このようなばらつきがあるため、どれが「国際的に認められた」基準なのかが定かではなく、自国の都市環境に適用するために同等基準を採用しようと考えている国は、国際的に認められたモデル以外の採用には二の足を踏んでしまうので、結果として採用が遅れている。

それゆえ、IPCは本書の開発を進めながら、世界中から関連情報を入手し、違いを評価した上で合理化し、最終的には一連の設計基準を作り上げ、世界的に可視性の高い大会を通じてそれらが「国際的に認められた」ものとなり得るように目指した。



次ページに続く



本書の使命、目的、役割（続き）

2) パラリンピック大会構成員のニーズへの対応

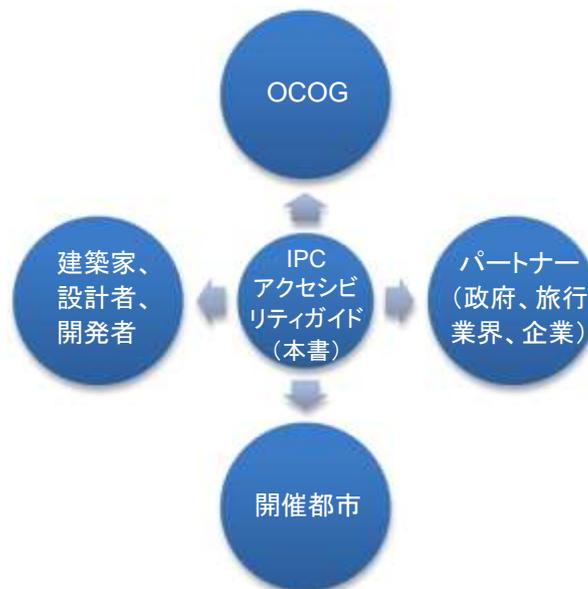
本書は、大会の構成員に関するものである。とは言え、特にパラリンピック大会に参加する一部クライアントグループは、人数の多さや要求水準の高さゆえに、アクセシビリティに関する彼らのニーズに対する大会主催者の対応を極めて難しいものになっている。

アクアティックセンターの例を挙げると、普通のイベントであれば、ウォームアッププールから競技プールまでの移動に、車いす使用者 2 名が乗れるアクセシブルな昇降機を設置しておけば、対応策として十分である。しかしパラリンピック大会となると、運営的側面からこの対応策では十分ではない。その昇降機的能力では移動に時間がかかりすぎ、競技スケジュールが遅れてしまうからである。

したがって本書は、開催都市（または将来開催都市となる可能性のある都市）と OCOG が、極めて初期の段階から、大会に関連するニーズを理解し、ニーズに基づいて参加者全員にとってバリアフリーな環境の設計にとりかかれるよう、手引きとなることを目指している。

本書の読者

本書の読者は、まず大会主催者とパートナーである。しかし、OCOG や立候補都市以外に政府、地方自治体、企業、旅行業界など、大会という枠を越えた読者も対象に含めている。



次ページに続く



本書の使命、目的、役割 (続き)

本書の役割

本書は、OCOG と開催都市当局に、情報とインスピレーションをもたらそうとするものである。全ての利害関係者が真にインクルーシブな大会を開催できるよう、試行錯誤を繰り返して得たベストプラクティスに基づいた、専門的なガイダンスと詳細な技術情報を提供する。本書には、一連の多岐にわたる国際的に用いられているアクセシビリティ基準が含まれており、大会のアクセシビリティとインクルージョンのベンチマーク(以下「ベンチマーク」)を規定している。

本書は、何らかのプロジェクトの計画段階で、現地の障がい者団体から直接得られる情報や有能なアクセシビリティの専門家にとって代わることを意図したものでもない。とはいえ、管理者や開発者が、コミュニティ全体の支援を得て施設やイベントへの確実なアクセスを実現する際に、極めて貴重なツールとなる。

大会は、壮大なスポーツの祭典であると同時に、開催都市の全ての市民のソーシャルインクルージョンを促進する理想的な機会をもたらす、開催都市と開催国には永続的なアクセシブルなレガシーを遺す。このようなレガシーを獲得する手助けをするのが、本書である。

本書の主要目的

上記に基づいて、本書は次のような主要目的を掲げる。

1. 全ての構成員グループに同等の質の高い「大会の経験」がもたらされるよう保証すること
2. アクセシブルでインクルーシブな大会環境に関して達成する物事の水準を高めること
3. アクセシビリティとインクルージョンに関して「ベンチマーク」の役目を担う一連の基準を作ること
4. 大会後も長期にわたって持続可能なレガシーを生み出すため、アクセシビリティの計画に関する範囲とビジョンを明確にすること



国連障害者権利条約

はじめに

国連障害者権利条約とその選択議定書は **2006年12月13日**、ニューヨークの国連本部で採択され、**2007年3月30日**に署名が始まった。

これは **21世紀**最初の包括的な人権条約で、差別撤廃を目指す地域的な組織も署名できる初めての人権条約でもある。この条約は **2008年5月3日**に発効している。

条約の規定は、本書も根拠とする国際的な法的枠組みを形成している。

ユニバーサルアクセシビリティ

2006年以降、国連障害者権利条約には多くの国々が加盟している(署名開始後加盟国*は **2013年**時点で **153** か国に達する)。この条約は、全ての住民に適用するものとして、政府と民間組織体の権利と義務に焦点を当てている。ユニバーサルアクセシビリティのコンセプトは、条約の根本である。条約は、障害物やバリアを特定し排除し、障がいのある人々が周辺環境、交通機関、公共の施設やサービス、情報や通信技術・装置にアクセスできることを保証するよう、各国に求めている。

参照

条約全文は、下記リンクから入手できる。

<http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml>

本書第 **5章**の概要部分に、アクセシブルでインクルーシブな開催都市の考え方により関連の深い条約の規定を要約している。

訳者注)2015年10月時点で署名国は159、批准は157です。



アクセシビリティとインクルージョンの基本原則

説明

本書には、基礎をなしている基本原則が **3** つある。全ての会場の設計と計画、大会の運営は、これら基本原則をプロセスの中核に据えて実行しなければならない。

施設あるいはサービスが「ベンチマーク」を満たすためには、公平、尊厳、機能性という **3** つの原則の全てを満足させる必要がある。

公平

全ての人々が、個人の機能的能力に関係なく、同じ体験あるいは同じ水準のサービスを受けられるようにする。

設計と運営計画により、全ての構成員に同じ使用体験を提供しなければならない。どんな利用者または利用者グループも分離してはならない。プライバシー、セキュリティ、安全は全ての人々に与えられなければならない。

尊厳

施設の運営あるいはサービスの提供の方法は、その利用者が誰であっても、必ずその人を尊重し名誉を守らなければならない。

設計と運営計画は、多岐にわたる個々人の好みや能力に対応できるものでなければならない。各人は、自らのペースで、自らが好む利用方法を選択できなければならない。

公に提供されているサービスは、利用者の経験、知識、言語能力、集中力のレベル、あるいは身体的状態に関係なく、利用方法のわかりやすいものでなければならない。アクセシブルなデザインは複雑さをできるだけなくし、直感に訴えかけ簡単に利用できるものでなければならない。

機能性

サービスまたは施設が、障がい者を含めた全ての構成員グループの特有のニーズを満たす、「目的に相応しい」ものであるようにしなければならない。

次ページに続く



アクセシビリティとインクルージョンの基本原則（続き）

機能性（続き）

設計と運営計画には以下が求められる。

- 利用者に、その感覚能力に関係なく、必要な情報を効果的に伝達すること。必須情報の提示には、様々な方法・形式を用いるべきである。
- 突発的な、あるいは意図しない動作がもたらす危険、誤用による不利な結果は最小限になるようにすべきである。よく利用される環境は、よりアクセシブルでなければならない。危険をもたらす恐れのある要素は、除去するか隔離すべきである。
- 効率的で快適に、適切な操作力で、最も疲れの少ない状態で利用できるようにすること。
- 全ての利用者が、その体格、姿勢、移動能力に関係なく、快適に近づき、手が届き、操作できるような適切な大きさと空間を確保する。

公平	• 個人の機能的能力に関係なく、同じ体験あるいは同じ水準のサービスを得る
尊厳	• 個人を尊重しその名誉を守る
機能性	• サービス/施設が全構成員グループのニーズを満たすこと

公平、尊厳、機能性への取組み

「ベンチマーク」に到達することが、大会開催の前提条件である。開催都市として選出されるには、立候補段階からアクセシブルでインクルーシブな大会を目指して、基本原則の適用に着手すべきである。

将来の開催を目指す都市は、アクセシビリティとインクルージョンへの取組み姿勢をはっきり表明し、立候補ファイルに詳細なアクセシビリティ計画を提示する必要がある。アクセシビリティ計画には、公平、尊厳、機能性の3原則が最高水準で適用されていることが求められる。

開催都市と OCOG は、アクセシビリティとインクルージョンの基本原則の適用が、全てのファンクショナルエリアと大会利害関係者の責任であるようにしなければならない。



アクセシブルでインクルーシブな大会の開催要件

はじめに

アクセシビリティ基準を定めるのに、特定の都市、地域または国における建築基準の要件が用いられることが多い。大会の企画者は、そうした建築基準はたとえ最善であったとしても、アクセシビリティに関しては最低限の要件しか示していないことを理解しておかなければならない。最低限で十分だというのが暗黙の想定であるが、実際には、機能的で尊厳ある公平なアクセシビリティの開発に向けた出発点に過ぎない。最低限のアクセシビリティを計画するだけでは、アクセシブルな環境を必要とする障がいのある人々やその他の人々の前に立ちどころ多くのバリアに対処することにはならず、特にパラリンピック大会という状況においてはなおさらである。現実には、真にインクルーシブなコミュニティを整備するというのは、最低限の要件を超えることである。建物や施設を建てあるいは改修する者は、多様でますます高齢化するコミュニティのニーズを取り込もうとするなら、最低限の基準のその先を見据えなければならない。

説明

アクセシビリティとインクルージョンに有効に対応するには、戦略的・運営的アプローチと技術的アプローチ、組織的アプローチが必要である。

戦略的・運営的アプローチ

真にアクセシブルでインクルーシブな大会を開催するには、手引きとなる原則を定め、適切な運営モデルを開発することが肝要である。これにより、オリンピック大会からパラリンピック大会への円滑な移行が可能になる。

技術的アプローチ

アクセシビリティ基準と設計基準を制定する

開催都市は、本書の対応策を基に、社会基盤と大会運営に適用でき、かつその国の人口動態、文化的受容力、財務能力と資源調達可能性に相応しい、自らのアクセシビリティ基準を制定することが期待されている。国の基準と、本書に概略されている基準との隔たりに関する分析は、開催都市に OCOG が設置された直後に実施しなければならない。

開催国の国家基準が、本書に概略されている要件を上回る場合、国家基準を適用する。

本書に概略されている要件が、国家基準を上回る場合、IPC から別段の承認を得られた場合を除き、IPC 基準を優先する。

次ページに続く



アクセシブルでインクルーシブな大会の開催要件 (続き)

技術的アプローチ(続き)

設計基準の適用

OCOG 及び建設担当機関は、設計基準を適用し、大会環境と大会開催期間中の運営のあらゆる要素にインクルーシブな進め方を採り入れなければならない。明確な基準の制定は、大会に質の高いアクセシブルなサービスをもたらすことになる。

技術的な理由から、本書に記載されている特定の条件を満たすことができない場合でも、他の方法により、本書の原則に従わなければならない。

組織的アプローチ

開催都市、全ての大会会場、大会の全運営において、アクセシビリティとインクルージョンを遂行する責任を持つ組織を構築することが肝要である。開催都市が高水準のアクセシビリティを達成し、真にインクルーシブなイベントを開催することは、できるだけ初期の段階から、アクセシビリティとインクルージョンを実践する技術的プロセスに着手することによってのみ実現できる。

このプロセスは、以下の **3** 点に影響される。

1. 現地の障がい者団体や障がい者の要望を理解し、アイデアを得るための、協議の実施
2. 世界規模のスポーツイベント開催のシステムやプレッシャーへの対応に通じている、アクセシビリティとインクルージョン分野の経験豊富なコンサルタントの専門的助言
3. OCOG と IPC 両組織のニーズを明らかにし、計画と提案が満足できるようにするための、IPC とのコミュニケーションの確立

大会の計画に望ましい影響を及ぼし助言を得るための適切な協議なくしては、高水準のアクセシビリティを達成した、真にインクルーシブなイベントを開催することはできない。

継続協議プロセスの取組み

以下の行動は立候補段階から着手し、計画段階を通じて継続すべきものである。

- 障がい者のニーズに真剣に取り組み、大会計画にそのアイデアを盛り込むため、地元の障がい者グループと協議する。
- アクセシビリティとインクルージョン分野の経験豊富なコンサルタントの専門的助言を得る。
- 公平とインクルージョンに関する継続的な監査プロセスが整備され、大会の全ての社会基盤、計画及びサービスが確実にチェックできるようにする。

次ページに続く



アクセシブルでインクルーシブな大会の開催要件 (続き)

「全ての人々を対象に」の取組み

OCOG は、機能的能力がどのようなレベルの人であっても、大会の全ての会場とそこで提供されるあらゆるサービスにアクセスできるように、会場の運営とサービスを行なわなければならない。

OCOG は、大会全体と開催都市のコミュニティ全体の利益のために、ユニバーサルアクセシビリティが全ての会場とサービスに適用すべき基本的価値であることを、あらゆる大会利害関係者、スタッフ、ボランティアに強く意識させなければならない。



アクセシブルでインクルーシブな環境の受益者

説明

なぜアクセシビリティは重要なのか。アクセシビリティは目に見える障がいのある人々にのみ関係するものだという思いこみに反して、調査結果が示すのは、実際にアクセシブルな社会基盤やサービスを必要としている人々の割合は、どの時点を取っても人口の20%を超えているという事実である。

アクセシブルな社会基盤とサービスにより利益を受けるのは、様々な障がいやニーズのある人々で、その全員がアクセシブルでインクルーシブな環境の受益者である。こうした人々は以下のように分類される。

車いす使用者

人口の約 **0.6%**に相当する人々が、歩行が困難か不可能であるために、永続的または頻繁に車いすを使用している。この数字は年齢とともに高くなる。車いす使用者のニーズを取り込んでいない従来の設計は、このグループに最大のマイナスの影響を及ぼすであろう。これに対して、「全ての人々がアクセスできる」交通、通路、出入口、移動空間を提供することは、車いす使用者のみならずだれにとっても助けとなる。

歩行困難者

このグループは、しばしば障がいのある歩行可能者と呼ばれる、例えば歩行補助具を用いなければ歩けない人や、長距離を歩くことのできない人である。このグループには、移動距離を短縮する、長時間立っていなくてもよいなどの点に着目した設計が役に立つ。

視覚障がい者

このグループには、全盲者、あるいは法的全盲者と、残存視力のある弱視者が含まれる。このような人々には、明確な通路や道案内表示、点字・拡大印刷・音声録音など印刷情報の代替形式や触知素材、コントラストの強い色彩、ノングレア(非光沢)な床材などが役に立つ。

聴覚障がい者

このグループには、手話通訳、TTY/TDD*機能付き電話サービスなどが役に立つろう者(機能レベルでは聴き取れず、場合によっては手話を用いる)が含まれる。しかし、このグループの大部分は、ある程度聴くことのできる難聴者で、補聴器・磁気誘導ループシステム・受動型赤外線システムなどの補聴援助機器が役に立つ。

訳者注) TTY/TDD とは、「Tele Type Writer/Telecommunication Device for the Deaf」の略語で、電話機にキーボードが付帯し文字による対話が可能な装置や、手話通訳者を介して音声・文字情報で電話を使ったコミュニケーションを実現する仕組みなどのことです。

次ページに続く



アクセシブルでインクルーシブな環境の受益者 (続き)

知的障がい者

このグループの人々は、柔軟なサービス、簡明な文章、明解な会場内レイアウトなどが役に立つ。さらに、スタッフやボランティアには、特にコミュニケーションに関するニーズに注目したトレーニングが必要である。

精神障がい者

このグループも、サービスの提供に柔軟性を持たせることが役に立つ。また、全てのスタッフ、ボランティアを対象に、適切なトレーニングを実施することが重要である。

その他の受益者

障がいのある人々に加え、アクセシブルでインクルーシブな環境と柔軟なサービスが大いに役立つ人々がいる。

- 一時的にけがをしている人(捻挫、骨折など)
- 妊産婦、乳幼児を連れた人
- ベビーカーを押している人
- 子ども
- 高齢者
- 異なる言語を使っている人(外国人)
- 救急隊員、救急処置者
- 重い荷物を持っている旅行者
- 介助者といっしょの人/補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)*を使っている人

このように、いつでも相当な割合の人が、アクセシブルな環境から恩恵を受けるのは明白である。さらに重要なのは、ほとんどの人が、そのライフステージのどこか、年齢を重ねていく過程で、感覚や機能的な能力が衰えていくのに伴って、アクセシブルな環境の受益者となり得るということである。

訳者注) 日本では、補助犬とは、身体障害者補助犬法(平成14年10月1日施行)に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けており、障がいのある人のパートナーであり、ペットではありません。補助犬には盲導犬(目の見えない人や見えにくい人をサポート)、介助犬(手や足に障がいのある人をサポート)、聴導犬(音が聞こえない人や聞こえにくい人をサポート)が認められています。



あらゆる構成員グループの公平な大会の経験

説明

大会には様々な構成員グループが含まれており、そのいずれもが独自の機能や役割を担い、一連の活動に従事し、期待を持っている。アクセシブルな大会を実現するため、OCOG はどの構成員グループでも、あらゆるサービスと質の高い体験にアクセスできるようにしなければならない。

大会の構成員

構成員は以下のグループを含む。

- 開催都市の市民
- 大会の観客
- 大会の前、期間中、後の旅行者
- 選手、チーム役員
- 技術/大会役員
- メディア関係者
- オリンピック・パラリンピックファミリー*、VIP
- スポンサー、企業パートナー
- OCOG、地方自治体・国の機関のスタッフ
- ボランティア

大会の経験

どの大会構成員も、それぞれの理由から大会に参加する。しかし、大会の経験を楽しむため、という共通の要件がある。したがって、建物、移動、会場のアクセシビリティを保証することが重要である。なぜなら、大会の経験は個人的なもので、銘々が享受したサービスがどの程度満足できるものであったか、それが最終的に大会の成功を左右するからだ。

そのため公平なサービスの実践には「クライアント志向」*のアプローチが重要であり、それが本書の核心でもある。この観点から考察すると、それぞれの構成員は大会に参加中、以下の活動のほぼ全てに関与する。



大会前に情報を探し、入手する

具体的にはパンフレットを読む、大会のウェブサイトをチェックする、新聞記事を読む、あるいはボランティアパッケージ*について尋ねる、などがある。

訳者注) オリンピック・パラリンピックファミリーとは、IOC/IPC の役員、ゲスト及び事務局員を指します。

訳者注) クライアント志向(client oriented)とは、提供者側の視点でなく、利用者側に立つことを求めています。

訳者注) ボランティアパッケージ(a volunteer pack)とは、ボランティアとして参加する際の内容、日程・役割などが提示されているものとします。

次ページに続く



あらゆる構成員グループの公平な大会の経験 (続き)

大会体験(続き)

旅行プランを立てる、予約する、通関手続きに従う

これは、ホテルを見つける、航空券を予約する、あるいは駅出迎えの手配をする、などがある。

大会チケットを購入する

ここには、観客が時間やスケジュールを確かめてから、チケットを購入するというプロセスが含まれる。車いすでアクセシブルな座席、同伴者用座席、あるいはアクセシブルな座席の購入が含まれる。

空路、道路、鉄道、海路で大会開催地に向かう

これは大会に向けて旅行する人すべてについてである。この活動にかかわるのは観客のみならず、選手や技術役員あるいはメディア関係者やVIPなどが含まれる。

開催都市を楽しむ(眠る、食事する、ショッピング・観光を楽しむ、文化に触れる)

大会に参加する構成員は全て、開催都市の文化やライフスタイルを楽しみにしている。具体的には、食事、ショッピング、観光、文化的なイベントへの参加、開催都市が提供する物事の体験がある。

大会で役割を果たす(競技する、審判する、放送する、記述する、働く)

各構成員は、何らかの方法で組織の成功と大会の開催に貢献する機能を担っている。これには、競技・試合をするために参加する選手、審判を努める競技関係者、メダルと花束を贈呈する人、報道関係者などが含まれる。

イベントに参加する(観る、食べる、飲む、楽しむ)

どのような機能的な能力の人でも、大会の全てのイベントや関連する祭り、アクティビティに参加する。イベントへの参加だけでなく、売店、トイレ、付随的なサービス全てが利用できることも必要である。

次ページに続く



あらゆる構成員グループの公平な大会の経験（続き）

公平な大会の経験への取組み

すべての大会構成員がそれぞれの機能を果たし、各種大会関連アクティビティに十分参加できるようにするためには、方針、運営、都市環境を含め、大会のあらゆる局面に前述のインクルージョンという考え方を適用すべきである。そうしたアプローチは、永続的な社会機能再生の恩恵をもたらす。

インクルージョンという考え方は、以下のような例に見られる。

- 開催都市と OCOG は、刊行物とウェブサイトで提供されている必須情報が、アクセシブルな代替形式で提供されているようにしなければならない。
- 開催都市は、旅行業界のパートナーが情報を代替形式でも提供しているようにしなければならない。
- 開催都市と OCOG は、旅行業界のパートナーが、アクセシブルな交通と宿泊施設に関する情報を提供しているようにしなければならない。
- OCOG は、車いす使用者用スペース、アクセシブルな座席、そして視覚障がい者のための実況解説放送サービスを備えた座席について明瞭なチケット販売戦略を策定しなければならない。
- 開催都市と OCOG は、公共交通機関がアクセシブルであるようにしなければならない。
- OCOG は、全ての大会ファミリーの交通手段がアクセシブルであるようにしなければならない。
- 開催都市は、公共機関や民間セクターと協力して、障がいのある人々が開催都市が提供する全ての物事に完全にアクセスできるようにしなければならない。
- OCOG は、機能的能力に制限のある人々が遂行できる役割/仕事を限定的に決めてかかることを避け、大会関連の仕事にだれでも応募できるようにしなければならない。
- OCOG は、大会の業務エリア全てがアクセシブルである必要があると考え、それを実現しなければならない。
- OCOG は、競技会場及び非競技会場に関連、付属する施設についても全てアクセシブルであるようにしなければならない。

本書の主要観点

大会構成員それぞれの体験と、個人が享受したサービスの満足度が大会の成否を左右する。したがって、本書の主要観点となっているのが、大会構成員それぞれの立場を尊重するアプローチである。



定義と用語

説明

この項は、本書で使用されている主なコンセプトといくつかの特殊な用語を定義している。本書では、大会のために IOC が造った基本的な用語も用いている。

用語	定義
障がい者	<p>世界保健機構(WHO)の枠組みでは、環境要因の役割を認識しつつ、障がいは身体の構造と機能、日常の活動と社会参加の関係として定義している。</p> <p>この意味で、障がいのある人とは、日常生活における活動に制限を受けていると申告している人、または身体あるいは精神的状態、または健康問題によって、可能な活動の種類または量が減ったか変わったと言及している人である。</p>
アダプタブルな設計	<p>アダプタブルな設計は、一定の基本アクセシビリティを組み込み、後になって必要に応じて他のものが追加できるようになっている。全体的な考え方は、将来の必要性への備えである。必要に応じて、大規模な改修なしに、アクセシビリティを改善することが可能である。</p>
ユニバーサルデザイン	<p>ユニバーサルデザインは、能力のレベルに関して、できるだけ広範囲の人々が利用できる製品やサービスのデザインと実施のコンセプトまたは哲学である。別の複数の定義もこれに極めて類似し、さらに以下のような表現を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none">• 「適応や特殊な設計をせずに、最大限に利用できる製品や環境(のデザイン)」• 「できる限り幅広い利用者」• 「あらゆる年齢、様々な能力の人々に」「公平な利用機会」、「年齢や能力、状況に係わらずできる限り多くの人々が利用できる」

次ページに続く



定義と用語 (続き)

用語	定義
アクセシブルな移動経路	<p>アクセスという概念は、物理的な移動経路と、コミュニティにおけるアクセス(同一空間だけでなく離れている場合もある)を含む。アクセシブルな環境には、連続してアクセスできる経路の提供が基本的要件である。アクセシブルな環境は、コミュニティの多様性と多岐にわたるニーズを適切に反映するものである。</p> <p>アクセシブルな経路には、あらゆる人々が安全かつ円滑に移動するのを妨げるようなバリアがないものとするべきである。アクセシブルな経路は、知的、身体、感覚、歩行の障がいがある利用者に対応しなければならない。</p>
社会的態度	<p>社会的態度は物理的バリアと同じように障がいとなり得る。社会にユニバーサルデザインの原則と実務を意識的な努力によって導入する際、基本要素として「気づき」とトレーニングの実施の必要がある。</p>
アクセシブルな環境	<p>アクセシブルな環境とは、知的、身体、感覚、歩行の障がいのある人々が安全かつ円滑に移動するのを妨げるようなバリアがないところである。</p>
障がいのための医療モデルと社会政治的モデル	<p>障がいに関する医療的定義は、個人に注目したものである。この定義は、機能的能力の制約は病変による結果で、個人に帰属するものであるとしている。</p> <p>社会政治的モデルは、障がい者が活動する建築的、社会経済的、政策的環境を明示的に検証し、それが障がい体験を形作るとする。</p> <p>障がいの社会政治的モデルの立場からは、医療モデルは、「期待される」社会的役割を果たそうとする人々の能力を制限する外的な社会的要素の影響を見落としている。</p>



第2章：技術仕様

概要

はじめに

本章では、最も重要なあるいは最もよく利用されている施設、アメニティ及びサービスに関して、国際的に認められている設計基準が詳しく記載されている。本章に取り上げられている基準は、本書の他の章でも言及されている。

説明は、都市環境におけるさまざまな主要な要素ごとになされている。屋内や屋外など、場所によって要件に相違がある場合は、それについて言及している。

内容

本章には以下のテーマが含まれている。

テーマ
アクセスと移動経路
アメニティ
ホテル及びその他宿泊施設
刊行物とコミュニケーション
輸送手段



アクセスと移動経路

概要

原則

利用者は障がいの有無にかかわらず、歩行者用経路が安全で遠回りすることなく会場や交通拠点に誘導してくれるものと期待する。その経路で、障がい者にとってのバリアを極力減らせなければ、いかに他の場所で改良しようとも意味がない。

内容

本項には以下のテーマが含まれる。

テーマ
通路と歩行空間
傾斜路
階段
路面、舗装、仕上げ
家具、カウンター、サービスエリア
入口と出口
ドアとドア周辺部
エレベーターとエスカレーター
非常時の対応策



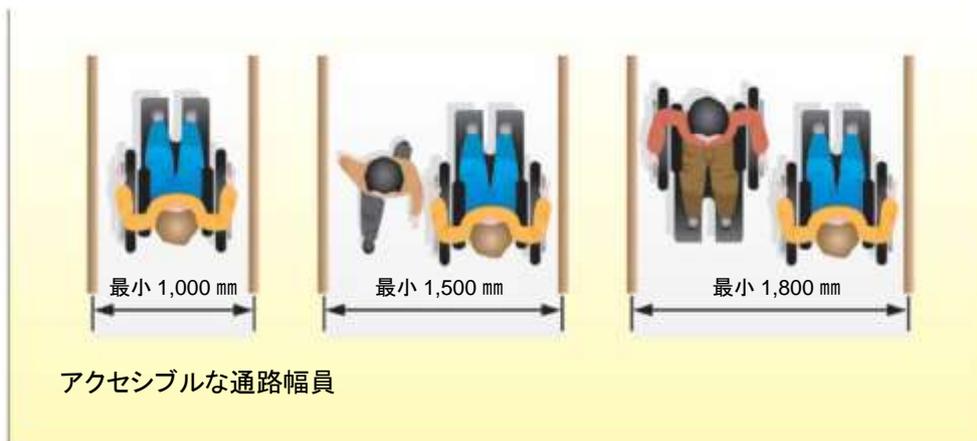
通路と歩行空間

歩行者用通路の基準

通路

施設内ではくまなく移動できる有効な幅員の通路を確保し、車いすまたはハンドル型電動車いすの使用者、ベビーカーを押している人、または2人が並んで移動できるようにしなければならない。歩行者用通路の最小幅員として**1,000 mm**必要である。

通行量が多い、転回部がある、または長さが**30m**を超える通路は、円滑な移動に必要なスペースについて検討しなければならない。車いす使用者と歩行者のすれ違いを可能にする最小幅員は**1,500 mm**、2人の車いす使用者がすれ違うための幅員のベストプラクティスは**1,800 mm**である。競技会場で、観客が利用する可能性のあるエリアは、全てこの**1,800 mm**の基準を守らなければならない。



アクセシブルなルートに勾配がある場合、理想的には勾配は**1/20 (5%)**またはこれよりも緩やかにしなければならない。さらに、一定の間隔で水平な踊り場を設ける必要がある。踊り場の間隔は勾配による。また、高低差が**300 mm**を超える場合は、手すりが必要である。

勾配、踊り場、及び手すりの詳細については、本章後出の傾斜路の項を参照のこと。

上記基準に従ったアクセシブルな通路は、車両乗降ゾーンからアクセシブルな施設の表玄関まで、当該敷地内に少なくとも**1本**設けることとする。アクセシブルな通路は、できる限り健常者用の一般主要通路と兼ねるものとする。

交通機関の乗降場と、同じ敷地内にある建物、施設及び空間をつなぐアクセシブルな通路が、少なくとも**1本**必要である。ベストプラクティスは、全ての通路がアクセシブルになっていることである。

次ページに続く



通路と歩行空間 (続き)

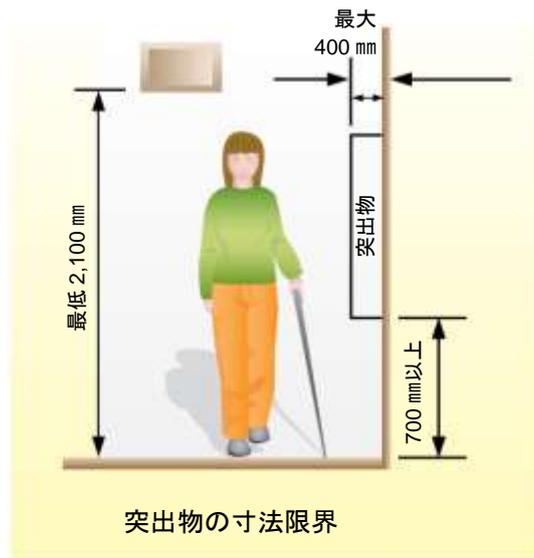
歩行者用通路の基準(続き)

つまずきの危険源の除去

通路及び歩行空間において、突出物などつまずきの危険源がないことが、どの利用者にとっても重要である。杖で感知できないものは、視覚障がい者のみならず、注意が他に向いている人にとっても危険源となる可能性がある。

アクセシブルな通路への突出物で、上下両端が路面から **700 mm～2,100 mm**の範囲内にあるものは、連絡通路や廊下なども含めた歩行者専用通路に、水平方向に **400 mm**以上張り出さないものとする。

視覚障がい者に配慮して、通路の全長及び幅員にわたって路面から **2,100 mm**以上の空間が必要である。



通路に沿った修景物の仕上げ材料は、凸凹なしに通路とつながっているようにしなければならない。通路上に設置されている車止め(ボラード)、水飲み器、その他の固定物などは、周囲とコントラストをつけた色彩を用い、なおかつ杖で感知できるようになっていなければならない。

照明灯の支柱、看板、新聞受け、ゴミ容器などは、通路に置かないようにするか、少なくとも周囲とコントラストをつけた色彩を用いて目立たせる必要がある。折りたたみ式の看板などを通路に置いてはならない。

次ページに続く



通路と歩行空間 (続き)

歩行者用通路の基準(続き)

休憩エリア

杖や松葉杖を使用している人にとって、休憩エリアは極めて重要である。屋外の通路には、その全長にわたって **50m 間隔**で、主通路部とは別の仕上げ材を用いて識別できるようにしたところに、背もたれと肘掛付きの座席(ベンチ)を設置する必要がある。

休憩エリアに設置されたベンチは、座面高さ **450 mm**、背もたれ高さ **750 mm**としなければならない。どのベンチにも、少なくとも座面奥行き **1/3** に相当する蹴込みスペースが必要である。

障害物のない明るい通路

可能であれば、路面をより明確に示すため、標準的な照明に加えて、目の高さより下に取り付ける照明設備も利用すべきである。階段部分は、低位置に取り付けた照明器具で、踏み面と蹴上げ面を特に明るく照らす必要がある。

屋外階段部は同一処理

障がい者の観点から、屋外の階段部分も、屋内階段部分と同じ処理を施す必要がある。コントラストの強い色彩とノンスリップ材を用いた段鼻、点状ブロック、階段に沿って取り付けられた手すりなどは、屋外のすべての階段部分にも必要である。

歩行者、交差点、横断歩道

横断歩道は、道路の両側に敷設した少なくとも幅 **1,500 mm**の点状ブロック*を設置する必要がある。最大許容横断勾配は **1/50(2%)**である。

交差点の両側に、アクセシブルな通路を設けるため、すりつけ勾配(段差切り下げ)を設ける必要がある。すりつけ勾配は、歩道と車道を段差なくつなげるためである。すりつけ勾配の最大許容勾配は **1/8(12.5%)**であるが、ベストプラクティスは **1/14(7.14%)**である。

信号機のある横断歩道には、車両用信号以外に、視覚と音響による信号機(音響信号機)が必要である。

訳者注)点状ブロックとは、わが国では視覚障害者誘導用ブロックといい、進む方向を表す線状ブロック、止まる場所や曲がる場所を表す点状ブロックがあります。また、わが国には JIS T9251-2001(視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列)による規格があります。

次ページに続く



通路と歩行空間 (続き)

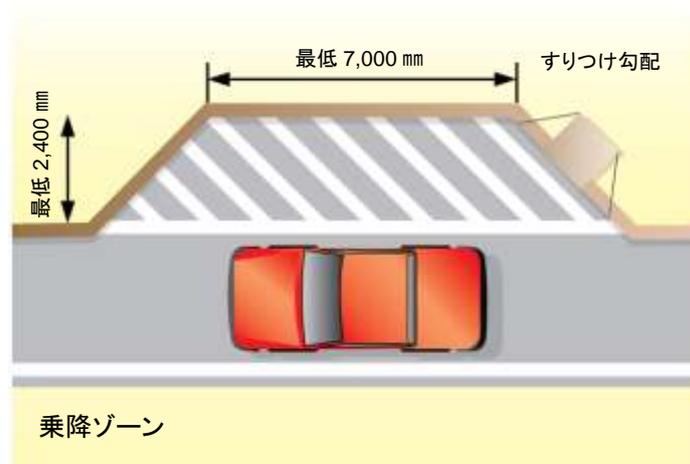
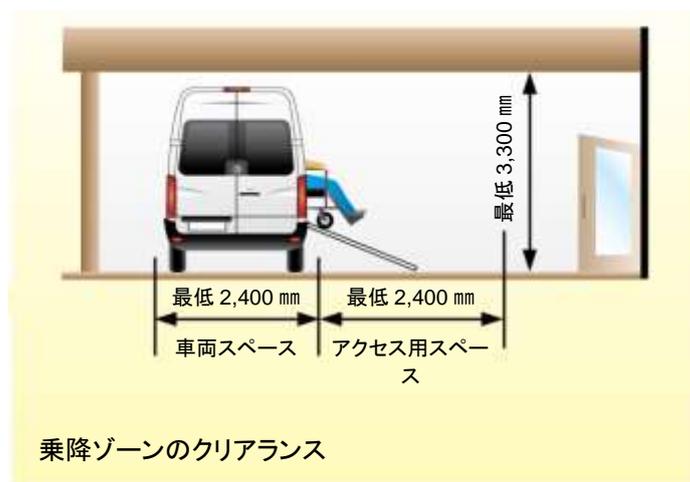
車両乗降ゾーン

車両乗降ゾーンは、車いす使用者が車いすに乗ったまま車両から降りるのに十分な広さが必要である。車両から歩道上にある車いすに移乗するのは、多くの歩行困難者にとって極めて困難かつ危険である。乗降ゾーンは、昇降装置が車両側面にあるものだけでなく、後部に取り付けられているバンにも対応する必要がある。

したがって、車寄せに隣接かつ平行して、最小幅員 **2,400 mm**、長さ **7,000 mm**の引込みスペース(拡張部分)が必要である。

歩行困難者が車両の乗り降りを安全に行うのに必要な照度は、最低 **60 lx** である。

乗降ゾーンには、すりつけ勾配を少なくとも **1** 箇所設ける必要がある。





傾斜路

定義

本書においては、傾斜路とは、建物または高所へのアクセスを容易にするため、階段に代り設置されるか、または階段に併設される傾斜路を指す。

傾斜路は、車いす使用者のみならずベビーカーやカート等を押している人の移動を可能にする。傾斜路には恒久的に設置されたもの、半恒久的なもの、もしくは可搬式がある。縁石の切り下げ部分など、全長 **600mm** 未満の斜面は、傾斜路とは見なされない。

予備知識

整備が可能な場所では、高低差のない円滑なアクセスが望ましい。

高低差をつけざるを得ない場合、その解消法としてまず傾斜路を利用する。傾斜路により、車いす使用者、ベビーカーを押している人、重い荷物を運んでいる人の移動が効率的に行えるようになる。

設計要件

傾斜路の勾配は、ベストプラクティスとして、**1/20 (5%)** である。主要出入口及び施設は全て、この基準を適用しなければならない。ただし、**1/20** の基準を遵守することが不可能である、もしくは遵守することによって容認しがたい危険が生じるとされる場合には、特に二次的なまたは付属の施設での適用においては、上限 **1/14 (7.14%)** の最低基準を設定することが認められることもある。傾斜路の勾配は **1/14 (7.14%)** を超えないものとする。

本章で前述されているアクセシブルな通路の基準に従い、傾斜路面の最大横断勾配は **1/50 (2%)**、傾斜路の両側手すり間の最小幅員は **1,000mm** とする。

次ページに続く



傾斜路 (続き)

設計要件

下表は、段差解消の対象となる高低差で分類した、傾斜路の設計仕様である。

踊り場の垂直立ち上がり差	最大許容勾配	ベストプラクティス	バリエーション
0-75mm	1:8	1:12	
76-150mm	1:10	1:12	
151-300mm	1:12	1:14	
301-3000mm	1:14	1:20	二次的なまたは付属の施設での適用においては、1/14 の勾配が許容される。パラリンピック大会の標準は、ベストプラクティスの 1/20 である。標準勾配と異なるものについては、IPC の承認を必要とする。
+3001mm	1:20		1/20 の標準勾配が不可能である、または容認しがたい困難が生じるということが判明した場合、この標準勾配からの逸脱については、例外的に検討対象となることもある。

踊り場

傾斜路が、**500mm** を超える垂直高低差を対象とする場合は、踊り場が必要である。傾斜路では垂直高低差 **500mm** ごとに、踊り場を設けなければならない。踊り場間の水平距離は、傾斜路の勾配により異なる。

- 勾配 **1/14** の場合、水平距離 **7m** ごとに踊り場 1 箇所
- 勾配 **1/20** の場合、水平距離 **10m** ごとに踊り場 1 箇所

勾配が **1/20** 未満の場合、踊り場間の水平距離は勾配に応じて長くなるが、いずれの場合においても **20m** を超えないものとする。

傾斜路は、その上端及び下端に、最小寸法が、幅は傾斜路幅員で、長さ **1,500mm** の水平な踊り場を設ける。傾斜路が曲折するところには、踊り場を設ける。

踊り場 1 箇所に通じる傾斜路が複数ある場合、踊り場の幅員は少なくとも、それら傾斜路のうちの最大幅員と同じ幅にしなければならない。

次ページに続く



傾斜路(続き)

手すり

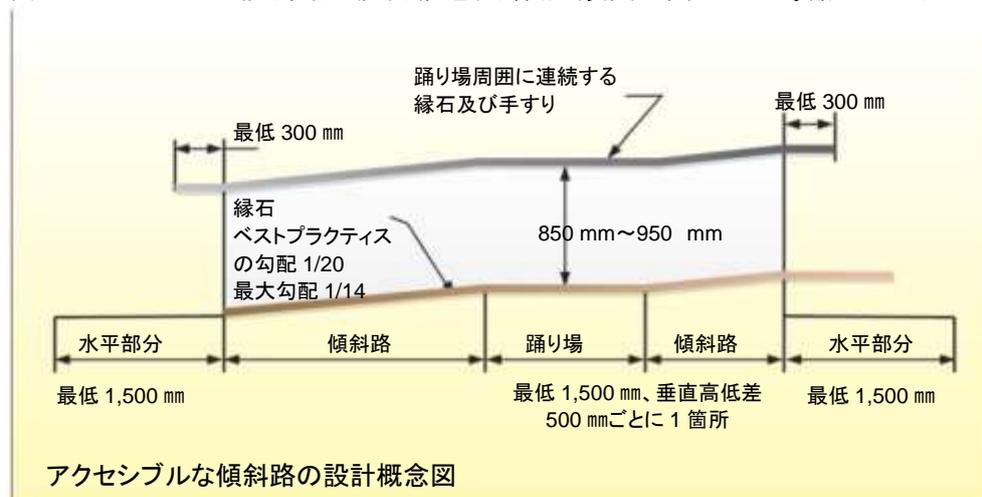
300 mmを超える高低差をカバーする傾斜路には、手すりが必要である。

手すりの要件は以下のとおりである。

- 傾斜路の両側に取り付ける必要がある。
- 折り返し傾斜路の場合は、傾斜路内側の手すりは連続して取り付ける。連続しない場合、傾斜路上下端とも、傾斜路に続く通路の方まで、水平方向に少なくとも 300 mm 延長し、先端部は壁、床または柱に埋め込む。
- 手すりが危険源とならないように、傾斜路は全て、通路部分から最低 300 mm セットバックして取り付けることが望ましい。
- 手すりは、傾斜路の路面から手すり上端面までが 850 mm～950 mm となる位置に取り付けるのが望ましい。
- 両側手すり間の距離は最低 1,000 mm とする。

手すりの握りは、直径 35 mm～45 mm の円形で、手すり全長にわたり途切れることなく連続し、壁面から 45 mm～60 mm 離すのが望ましい。手すりは、危険源とならないような設計とすべきである。

例: アクセシブルな傾斜路の設計概念図(利用頻度の高いところ。縮尺は一定でない)



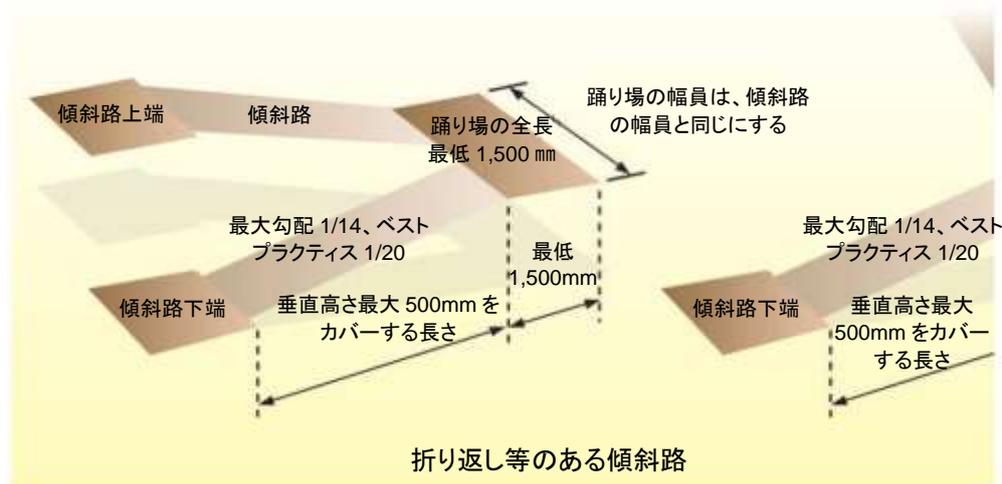
アクセシブルな傾斜路の設計概念図

その他の要件

- 高低差解消方法として最初に検討すべき方法は、全ての人々のアクセスを可能にし、非常口としての役目も果たせることから、原則として傾斜路である。段や階段のあるところはどこでも、アクセシブルな代替手段として、傾斜路または昇降機を併設する。
- 傾斜路の路面は滑りにくい仕上げ材を用いる必要があり、点状ブロックの敷設など、色彩及び感触で、隣接する床面とコントラストをつけた部分を設け、斜面の存在を知らせるのが望ましい。
- 全長 60m を超える傾斜路は、できれば昇降装置に変更するのが望ましい。すなわち、垂直高低差が 3m を超える場合、高低差の解消には、傾斜路以外の方法が望ましい。



傾斜路 (続き)



すりつけ勾配(段差切り下げ)

定義

すりつけ勾配は、道路から安全にかつ効率よく移動する手段である。

すりつけ勾配の設計においては、道路の路面とすりつけ勾配が円滑に、かつすき間なくつながっているようにしなければならない。

設計要件

すりつけ勾配の最大勾配は、対象となる垂直高さに応じて、**1/8～1/10** である。最大勾配は、本項はじめの設計要件の一覧表に記載されている。

すりつけ勾配の水平長さは、**2,700 mm**を超えないものとする。すりつけ勾配に隣接する道路の最大勾配は、**1/14 (7.14%)**とする。すりつけ勾配の最小幅員は **1,000 mm**とする。

すりつけ勾配の路面は滑りにくい仕上げ材を用いる必要があり、点状ブロックの敷設など、色彩及び感触で隣接する床面とコントラストをつけた部分を設け、斜面の存在を知らせること。

次ページに続く



傾斜路(続き)

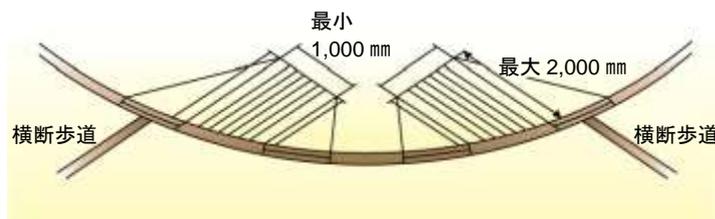
すりつけ勾配(続き)

すりつけ勾配には、歩行者が段差から落ちないように誘導部を設ける(下図のような場合はすりつけ勾配を安全に整備しなければならないが、日本ではこのような整備例はほとんどない)。

視覚障がい者には、すりつけ勾配が道路と最小勾配で円滑につながっていることが識別しにくい可能性があるため、路面を粗面とする必要がある。

誘導部の最大勾配は **1/10** とする。

横断歩道のすりつけ勾配は、歩行者専用エリア内に全て収まっているものとする。





階段

はじめに

階段及び階段室はアクセシブルな通路の一部とは見なされないが、適切な設計によって、身長の高い人、高齢者、子ども及びその他の利用者に安全かつ効率的な経路を提供し、施設をインクルーシブなものにすることができる。

設計要素

踏み面及び蹴上げ

階段の踏み面、蹴上げは、同一階段であれば、その奥行き及び高さは均一としなければならない。蹴上げ高さは、**125 mm**以上 **180 mm**以下とするのが望ましい。ベストプラクティスは **150 mm**である。蹴上げから次の蹴上げまでの水平寸法は、**280 mm**以上、**350 mm**以下とするのが望ましい。蹴上げは蹴込板を用いて塞ぐ。蹴込みスペースが開いたままのものは認められない。

段鼻

段鼻の突き出し*は **38 mm**を超えてはならない。段鼻は踏み面とはっきりコントラストをつけ、ノンスリップ材を使用しなければならない。最低限度の照度 **100 lx** の照明が必要で、突然見えにくくなるような箇所がないようにしなければならない。

段鼻を突き出す場合、蹴上げに対して踏み面から **60°** 以上の傾斜をつけなければならない。^{注)}

検知可能な注意喚起表示

階段上端部には、段の存在を感知できるよう、点状ブロックを設置する必要がある。点状ブロックは階段の幅員と同じ幅で、長さは **600 mm**、最上段の先端から踏み面 1 枚分離した位置を表示開始点とすべきである。

点状ブロックは、周囲床面とコントラストをつけた色彩を用い、杖で検知できるようにしなければならない。

手すり

手すりは階段の両側に取り付けなければならない。手すりの要件は以下のとおり。

- 直径 **35 mm**～**45 mm**、表面は握りやすくする。
- 壁などとコントラストをつけた色彩を使用する。
- 柱などに遮られることなく、手すり全長にわたり握り面が連続するようにする。
- 壁と手すりの間に **45 mm**～**60 mm**のクリアランスを設ける。
- 階段の段鼻から **850 mm**～**950 mm**上方に取り付ける。
- 階段内側の手すりは連続して取り付ける。連続しない場合、階段上端部では床面と平行に **300 mm**延長し、階段下端部では踏み面 1 枚分相当の傾斜を連続させてから床面と平行に少なくとも **300 mm**延長し、先端部は壁、床または柱に埋め込む。
- 両側の手すりの出口終端部には、点字表示を取り付ける。

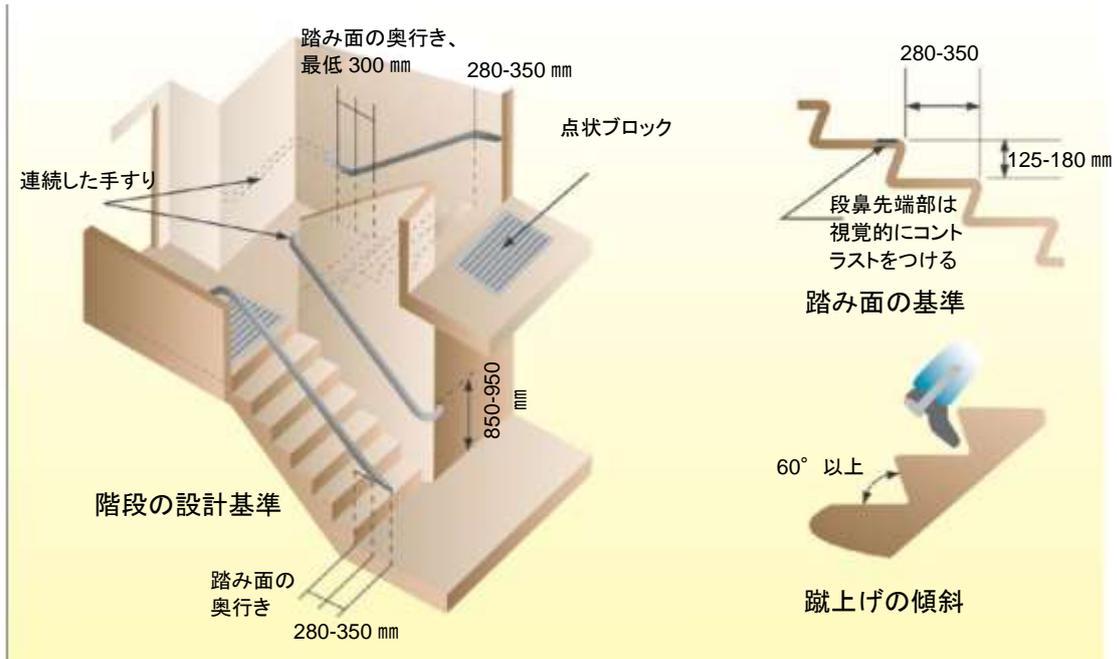
訳者注) 段鼻の突き出しは、蹴上げに対して垂直に近くないといけません。英語原文に誤植があります。

次ページに続く



階段 (続き)

設計要素 (続き)





路面、舗装、仕上げ

はじめに

通路そのものと同様、路面と仕上げは、歩行困難者あるいは視覚や聴覚に障がいのある人に対応できるものでなければならない。このため設計者は、アクセシブルな通路を造るために、表面、舗装、仕上げ処理の詳細に至るまで考慮する必要がある。

通路の路面から、つまずきの危険源や障害物を取り除く必要がある。言い換えれば、利用者全てにとって安全で直感的に進む方向がわかり、信頼できる表示サインが提供されているような通路でなければならない。

アクセシブルな路面、舗装、仕上げの特徴

移動経路にある植物プランターや、下水・排水溝のふたなどグレーチング類は、周囲の路面の色とはっきり見分けられるようコントラストをつける必要がある。開口部は最大で幅 **15 mm**とし、進行方向に対して垂直に配置しなければならない。

砕石等を転圧して固めた舗装、アスファルト舗装またはコンクリートなど単一の材料で連続的に仕上げた表面が、路面材料として最適で、保守も不要である。

水や泥がたまらないよう、横断勾配 **2%**の排水溝が必要である。

アクセシブルな通路に隣接して緑地またはその他の急斜面がある場合、アクセシブルな表面に造園材料を追加して段差なく通路とつなげるか、車いすまたは歩行器具の落ち込みを防止する縁石が必要である。

点状ブロック*は、視覚障がい者にとっては重要な道案内ツールとなる。その最も重要な要素は以下の3点である。

- 周辺表面とは色彩・明暗で最低 **50%**のコントラストをつける。
- アクセシブルな通路の表面にある全ての危険源は、点状ブロックを幅 **300 mm**以上で危険源の全長にわたり敷設し、その存在を知らせなければならない。
- 視覚障がい者を安全に目的地に誘導するための道案内として、歩行者通路上にある主な分岐点には、点状ブロックを使用するのが望ましい。点状ブロックは突起の高さが最低 **3 mm**、長さ **200 mm～300 mm**の点状細片で、経路に沿って利用者を導くため移動方向沿いに取り付けられたものである。

訳者注) 点状ブロックの日本規格(JIST9251)の寸法と、ここにある記述とは異なっています。



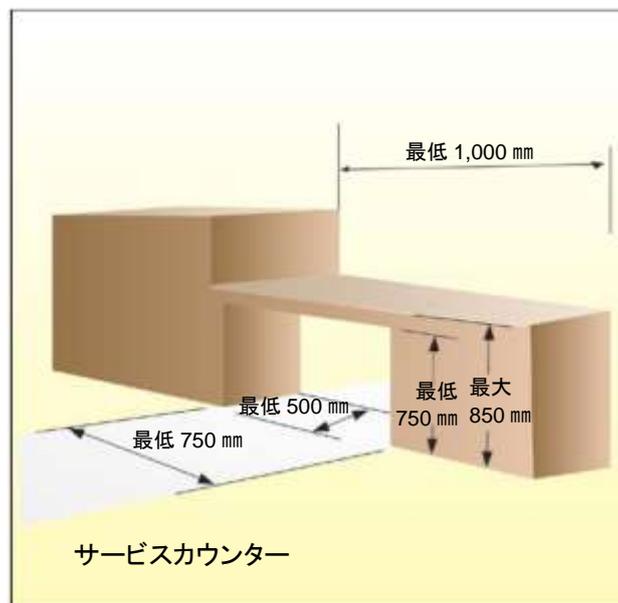
家具、カウンター、サービスエリア

受付及びサービスエリア

受付及びインフォメーションデスク

受付デスク、登録カウンター、及びその他一般的なカウンターは、高さが最大 **850 mm**、カウンター下の膝クリアランス(車いすでそのまま入れるスペース) **750 mm**(高さ)×**750 mm**(幅)×**500mm**(奥行き)で、メインサービスエリアに設置しなければならない。車いす使用者用の別カウンターあるいはサービスエリアを分離することは認められない。立位利用者用の高いサービスエリアも用意してもよいが、メインサービスエリアはアクセシブルとしなければならない。

できれば、受付及びサービスカウンターは、あらゆる人々があまねく利用できる高さに統一するのが望ましい。



待機エリア、行列エリア

行列エリアは目的に関わらず、全ての人々が安全かつ円滑に移動できるようにすべきである。行列エリアの仕切りは、列あたりの有効幅 **1,500 mm**となるようにしなければならない。行列エリアの床面は、水平、または傾斜がついていても **1/50 (2%)**を超えないようにすべきである。

予想される行列の長さが **50m** を超える場合、または待ち時間がある一定の限度を超える場合、長時間立位を保つのが困難な人にとっては、ベンチが重要である。

ロープ、棒、または仕切りには周囲とコントラストがはっきりした色彩を用い、行列エリアとそれ以外を明確に区別すべきである。

次ページに続く



家具、カウンター、サービスエリア (続き)

飲食物販売店、飲食施設

売店や飲食施設のカウンター

これらエリアには、以下が備わっていなければならない。

- メインサービスエリアとして全ての利用者に対応する、床から **850 mm**の低めのカウンターを組み込み、レジエリアには車いす使用者や手が届かない人、腕力のない人をサポートするために販売員が出ることができるように、最低 **600 mm**の出入口を設けた、誰もが使うことができるカウンターを設ける
- 車いす使用者が店員と対面で支払いできるように、レジ/サービスカウンターの下に膝クリアランスを設ける(最低限の寸法は幅 **750 mm**、奥行き **500 mm**、床からのクリアランス **750 mm**)

最小幅員 **1,000 mm**の通路では、展示物や商品を並べたりしない。

カフェテリアスタイルのサービス

要件には以下が含まれる。

- 床からの高さ最大 **850 mm**のトレイ移動カウンターは、奥行きが少なくとも **250 mm**、カウンター下のクリアランスは床から **750 mm**で、トレイを取るスタート地点から、最後の精算地点まで連続していること。
- 冷蔵庫や棚の扉は、開き戸よりも引き戸が望ましい。
- レジカウンターはいずれも、カウンター高さは最大 **850 mm**、膝クリアランスは **750 mm**(高さ) × **750 mm**(幅) × **500mm**(奥行き)。
- レジ/POS エリアには車いす使用者や手が届かない人、腕力のない人をサポートするために販売員が出ることができるように、最低 **600 mm**の開口部を設ける。

次ページに続く



家具、カウンター、サービスエリア (続き)

飲食物販売店

調味料カウンター

要件には以下が含まれる。

- カウンター上面の高さ **850 mm**、カウンター前端からの到達範囲(奥行き)は最大 **600 mm**
- 味付け等を調整する台として、最低 **300 mm**(幅)×**200 mm**(奥行き)の空きスペース。上面までの高さ **850 mm**、床からのクリアランス **750 mm**の棚を追加すれば、このような空きスペースを作ることができる。ただし、棚を追加することで、最大 **600 mm**の到達範囲要件を阻害してはならない。
- 障がい者には使いにくいことが多いので、調味料の容器はボトルなど個別包装でないタイプ等が好ましい。
- ナプキンは一般的なディスペンサーで提供するものとは別に、積み重ねたもの、ばらのもも用意する。

ゴミ箱

要件には以下が含まれる。

- 高さは最大 **1,200 mm**
- 手による操作は最小限にとどめるべきである。

次ページに続く



家具、カウンター、サービスエリア (続き)

レストラン、ラウンジ、フードコートの座席

はじめに

個別要件はレストランの種類と内装により異なるが、アクセシビリティ要件として以下に述べる各項は、レストランデザインにおける基本的ガイドラインとなる。

設計要件

ブース席のような固定席は、一般的に言って、車いす使用者にはアクセスしにくいだけでなく、歩行困難者や高齢者にとっても使いづらい。ブース席を採用する場合、アクセシブルな一般的なテーブルも利用できるようにしておかなければならない。

主要通路は最低幅員 **1,500 mm**とし、テーブルの間の通路は少なくとも有効幅員 **1,000 mm**が必要である。

アクセシブルな座席は、店内全体に分散させる必要がある。椅子は軽く、移動可能なものでなければならない。

食事の際は、四隅に脚のあるテーブルが望ましいが、中央に支柱のある丸テーブルが使用される場合、テーブル先端部から支柱基部までの距離は最低 **500mm**。

バー仕様のカウンター席では、車いす使用者や座面の高いスツールが使えない人のために、それぞれのカウンターに少なくとも **2** 席分の低いカウンターを設ける必要がある。このカウンターの寸法は高さ **850 mm**、幅最低 **1,600 mm**、カウンター下全幅に、床から **750 mm**の膝クリアランスを設ける。

ラウンジで使用される小型テーブルの直径は、最低 **610 mm**必要である。この場合、テーブル下の膝クリアランス要件は当てはまらない。

座席には、肘掛椅子と肘なし椅子を取り混ぜて配置するのが望ましい。歩行困難者を援助するため、肘なし椅子 **5** 脚につき最低 **1** 脚 (**20%**) を肘掛椅子とするのが望ましい。

ベンチタイプの座席は、しっかりした背もたれつきで、ベンチ下の蹴込みスペースは最小で座面奥行き **1/3** 相当であることが望ましい。

いずれの座席も、蹴込みスペースは座面奥行きの少なくとも **1/3** 相当としなければならない。椅子の支柱や対角材が、蹴込みスペースの邪魔になってはならない。



入口と出口

はじめに

以下は、だれもが安全かつ適切に敷地、建物または会場に出入りできるようにするための、出入口におけるアクセシビリティ確保の要点である。

入口の設計

どの出入口も、自立して安全に進入できるようにすべきである。そのためには、以下が求められている。

- 日よけ/雨よけ、飲料水設備へのアクセス
- 最小幅員 **1,500 mm**の、敷居(段)など障害物のないドア周辺とそれに続く通路
- アクセシブルな通路を示した明瞭な表示サイン
- つまづき防止のため路面にはめ込み式であり、かつ水や泥をできるだけ屋内に持ち込まないようになっている玄関マット
- 適切なドアクローザー(求められる操作力最大 **20N**)付きで簡単に開閉できるドア
- ドアの開閉にセンサーを利用した自動ドアクローザー
- 回転式ドアが設置されている場合は、自動の開き戸または引き戸を併設

入口の機能

大会のようなイベント時の、会場入口に必要な要素には以下のようなものがある。

- 開門前の待機場所
- チケットまたはアクレディテーションカードのチェックを行う行列または集合場所
- チケット読み取りエリア
- 手荷物及び身体検査を行う、テント内のセキュリティチェックエリア
- 検査終了後、再度集合できる、会場周辺の簡単な待機場所

これらいずれのエリアも、アクセシブルで適切な幅員やスペースで設計されていることが不可欠である。

アクセシブルな入口についての考慮事項

観客入口

大会期間中、種目にもよるが、競技・試合開始に備えて会場に入り着席するのに約 **2～3** 時間かかる可能性がある。アクセシビリティを必要とする人も、他の人と一緒にまたはアクセシブルな専用ラインで列に並ぶことになる。

留意すべき事柄には次のものが含まれる。

次ページに続く



入口と出口（続き）

アクセシブルな入口についての配慮事項（続き）

- アクセシブルな降車場は、会場入口のできるだけ近くに配置するのが望ましい。
- 入口への通路には、**50m** 間隔で休憩用椅子を、アクセシブルな入口のごく近くには日よけと雨よけを設置するのが望ましい。
- 会場入口に続く通路は、どのような天候にも対応できるものとする。通路は周囲とコントラストをつけ、最小幅員は **1,500 mm** とする。
- 行列スペースは、各列とも幅を最低 **1,500 mm** 確保する。
- アクセスに関する国際的なロゴを含め、表示サインは、特にアクセシブルな入口と、アクセシブルな通路を明瞭に示すべきである。
- 出口への通路は、非常時の避難経路となり、全ての利用者が避難場所まで円滑に（効率よく）移動できるようにしなければならない。



ドアとドア周辺部

はじめに

適切に設計された扉は、アクセシブルな通路には不可欠で、車いす使用者、ベビーカーを押している人、荷物を運ぶ人も扉の向こうの通路(エリア)に容易にアクセスできるようにする。

ドア下部の段になった敷居、極端に重いドア、または開閉方向が正しくないドアなどは、アクセスを妨げる障害物であり利用者にとって危険でもある。これらは、ドアの幅員が適切であっても、アクセスを妨げるなど、少なからぬ問題となる。

設計要件

有効幅員

ドアが **90度** に開いたときの開口部の最小有効幅員は **850 mm** であるが、ベストプラクティスは **950 mm** である。パラリンピック大会で、競技用車いすが使用される一部競技会場では、選手の準備エリアのドア幅は **1,000 mm** に広げる必要がある。これについては、会場設計基準に関するテクニカルマニュアル に詳述されている。

出入口が、それぞれ独立して動く**2枚戸**(or 扉)で構成されている場合、少なくとも**1枚**は上述の最小有効幅員の要件を満たしているものとする。



その他の要件

主要出入口には、自動ドアを設置する必要がある。自動ドアには以下が求められる。

- 床面に自動ドアの開閉軌道を表示
- ハンズフリーで操作できるスイッチ
- ドアの動きを制止するのに必要な力(最大 **30N**)
- 火災時の非常口になっている場合、非常時でも開閉操作可能であること
- 全開状態になるまでに最低 **3秒** 必要

次ページに続く



ドアとドア周辺部 (続き)

設計要件(続き)

自動ドアでない場合には以下が求められる。

- 内法寸法が最小 **150 mm**の U 字形レバータイプまたは D タイプハンドル。これらのタイプは片手で操作でき、手の微妙な操作能力が不要であること。床から **900 mm～1,100 mm**の位置に取り付ける。
- 引き戸の開閉用金物類は、全開状態でも戸の両側に出ていて操作可能であること。
- 低抵抗で開閉速度を調整できるドアクローザーは、全開または全閉状態になるまで最低 **3 秒**とする。
- 引き手ラッチ側に、**500 mm**のクリアランス
- ドアの開閉範囲内に人が立ち止まってしまうことのないように、ドア(周辺部)には表示サインや告示を貼り出さない。
- 段のある敷居はつまずきの危険があり、除去するのが望ましい。
- 戸板は、枠または周囲の壁に対して **30%**の輝度比をつける。壁面、ドアともガラスの場合も同様。
- 複数のドアが相互に連係して連なっている場合、**2**つのドアが同時に開いた状態を想定して、ドアとドアの間の有効距離は、**2**枚のドア幅に加えて **1,500 mm**必要である。

ドア周辺の操作スペース

ドア周辺部には、歩行困難者のために、ドアの前後に開閉操作のための空間と、ドアのラッチ側にクリアランスが必要である。スペースの詳細は、次表に記載されている。

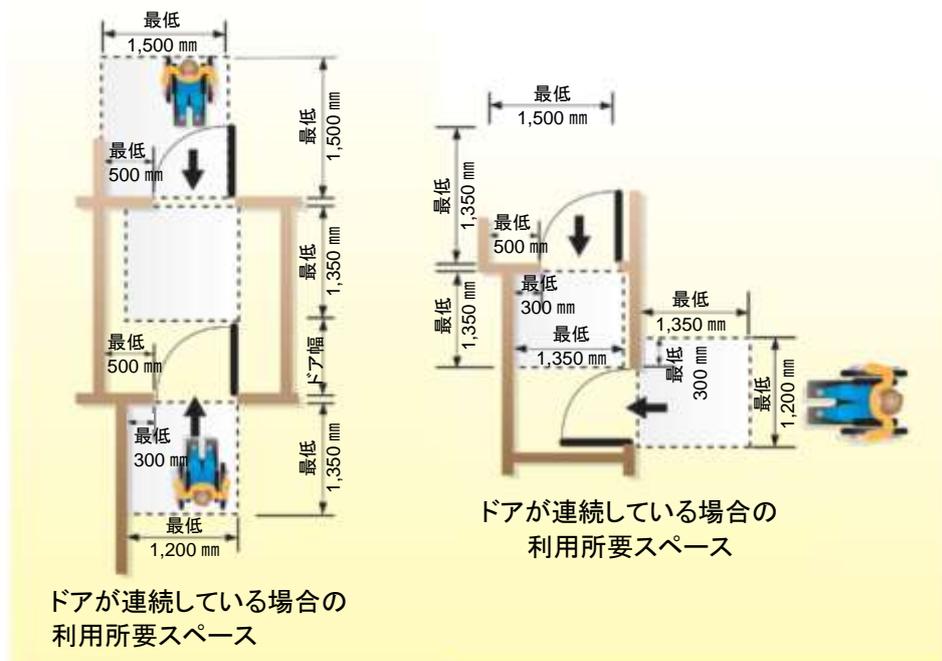
次ページに続く



ドアとドア周辺部 (続き)

設計要件(続き)

ドアの状態	奥行き(mm)	幅(mm)	ラッチ側 クリアランス(mm)
片開きドア			
前面からアプローチ			
引き手側	1,500	1,500	500
押し手側	1,200	1,200	300
ラッチ側からのアプローチ			
引き手側	1,200	1,500	500
押し手側	1,050	1,500	600
蝶番側からのアプローチ			
引き手側	1,500	1,500	500
押し手側	1,050	1,350	450
引き戸			
前面からのアプローチ	1,200	900	50
横からのアプローチ	1,050	1,350	540





ドアとドア周辺部 (続き)

設計要件(続き)

各種ドアに関する考慮事項

個人差があるものの、引き戸は扱いやすく、車いす使用者が利用する際の所要スペースも少なくて
すむ。

一般的に回転ドアは、歩行が困難な人、視覚障がい者や子どもには不適切である。回転ドアを設置
する場合、適切な幅の自動ドアを隣接して設置する。

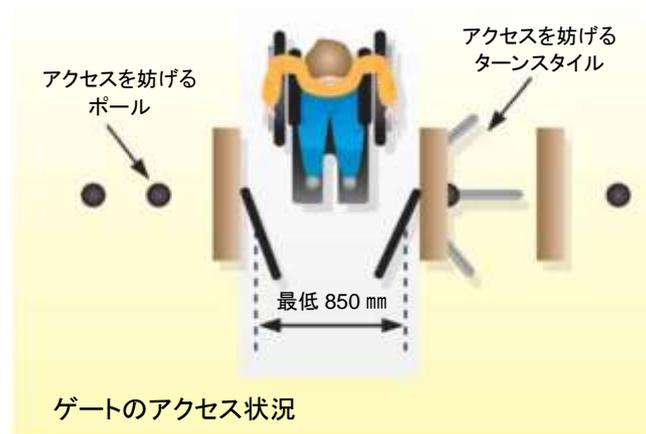
ガラスドアは、カラーストライプまたはその他の表示方法で、視覚障がい者にもわかるようにしなけれ
ばならない。

ゲート及びターンスタイル(回転式ゲート)

ゲートもしくはアクセスを制限する装置(例えば磁気探知器)が設置されている場合、**850 mm**以上の
有効幅員が必要である。

ゲート装置が設置されている場合、ゲートは利用者とは反対側に(すなわち進行方向に)向かって
開くものとする。

(一般的に車いすではアクセスできない)ターンスタイル、またはその他のチケットコントロール装置
が設置されている場合、車いすでアクセスできるゲートまたは出入口を隣接して設置する。





エレベーターとエスカレーター

エレベーター

はじめに

垂直昇降装置として適切なものは以下の3種類である。

- エレベーター：複数階で利用でき、操作パネルによる全自動運転
- 段差解消機：1、2階相当、または500mm以上の高さに対応する、低層用の昇降装置
- 階段昇降機：スペースに制約がありエレベーターや昇降装置が設置できない既存建物に対応

エレベーターは、傾斜路や勾配をつけた通路を設けることができない場合、建物や施設の高低差を解消するのに不可欠である。アクセシビリティ基準を満たしているエレベーターは、適切な表示サインで識別できるようにする。アクセシブルなエレベーターとは、全自動運転のものである。

ドア

ドアは自動とし、できれば引き戸式が望ましい。閉じかけのドアが遮られると閉じる動作を停止し、再度開ける機能を持つ障害物検知装置が取り付けられているものとする。かご内で利用者がドアの開閉ボタンを押した場合を除き、どの呼び出しでも、ドアが開いた状態は最低4秒維持しなければならない。

かごには、着床時のかごとエレベーターホール床との高低差が許容範囲の±10 mmを超えないように保つ水準装置が搭載されているものとする。

エレベータードアの有効幅は850 mmとするが、パブリックスペース及びスポーツ施設で利用されるエレベーターについては最低有効幅を950 mmとする。

かご

かごの有効寸法は、1,700 mm×1,500 mm以上とする。スポーツ施設や、パラリンピック選手村のエンターテイメント施設及び居住部など、公共性の高い施設では、かごの寸法は2,100 mm×1,500 mm以上とする。

かご内の照明は、エレベーターホールや周辺通路の照明と同レベルで、ちらつきのない均一な100 lx以上の照明でなければならない。

かご内壁面全周に、かご床から850 mm～950 mmの高さに取り付け、握り面が丸くなった直径35 mm～45 mmの手すりが必要である。

かご内の床は、視覚障がい者の利便性を考慮し、(濃淡のない暗色ではなく)容易にそれとわかるものでなければならない。

次ページに続く



エレベーターとエスカレーター (続き)

エレベーター(続き)

2階までの低層階用エレベーターについては、利用者がかご内で方向転換する必要のない(かごの前面と背面に設置した)2箇所のドアを用いた通り抜けタイプが推奨される。特に混雑時の車いす使用者、視覚障がい者、及び歩行器具使用者には有益である。

通り抜けタイプが適切でない場合、混雑時に車いす使用者が方向転換できない場合、エレベーターから降りやすくするため、かご内背面に鏡を設置する必要がある。鏡の下端高さは、床から **1,000 mm** 以下とし、幅はかご幅いっぱいになければならない。

床は、ノンスリップ仕上げにしなければならない。手すりは、床から **850~950 mm**の高さに取り付けるものとする。かごの昇降、停止にしたがって階数を示す表示装置を取り付けるものとする。



操作パネル

かご内操作パネルは、前面袖壁から約 **250 mm**のかご側壁に取り付けるべきである。このような位置に設置することで、車いす使用者は前にかがみこんだり、後方に体をひねって転倒する危険が少なくなり、操作パネルにアクセスできるようになる。操作パネルを2箇所に設置する場合、ひとつはこのように側壁に、もうひとつはこの側壁と反対側の前面見返りパネルに取り付けるのが最適配置である。かごの操作パネルは、車いす使用者が乗り込んだらすぐにアクセスできるようにしておく。

次ページに続く



エレベーターとエスカレーター (続き)

エレベーター (続き)

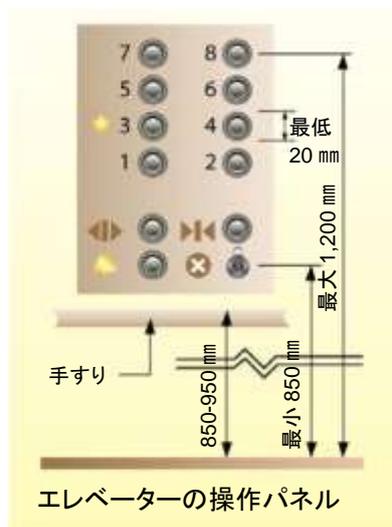
非常呼び出しボタンとドア開閉ボタンは、操作パネルの最下部で高さが **850 mm** を下回らないように設置する。パネルの一番上にある階数ボタンの位置は、床から **1,200 mm** を超えないものとする。

かご内操作パネルの階数ボタンは、少なくとも直径 **20 mm** で、浮き出しもしくは触知できるものとする。押された利用階が、視覚と押した時の音声案内でわかるようにするものとする。

操作パネルのボタンは、数字、文字とも浮き出しにし、ボタン上または各ボタン左側のスペースに点字を付加しておくものとする。

非常時の通信装置には、典型的な電話の受話器タイプの代わりに、ハンズフリー操作できるインターホンシステムを利用する必要がある。

3 階以上の階層でも使用するエレベーターの場合、かご内には運転方向、及び停止階を知らせる合成音声案内が必要である。このシステムはどの利用者にも有益であり、特に高齢者や視覚障がい者には極めて有効である。



次ページに続く



エレベーターとエスカレーター (続き)

エレベーター(続き)

その他の要件

音声案内は、エレベーターが停止した時は停止階を、ドアの開閉時にはその旨を、また上り下りの運転方向を知らせるものとする。

エレベーターホールの操作パネルは、かご内の操作パネルと同じ仕様とする。

エレベーターそれぞれに、緊急応答システムにつながる双方向の通信システムを備えているものとする。システムの上端が床から最大 **1,200 mm**までに設置し、浮き出しのシンボルまたは文字で判別できるようにする。

エスカレーター

エスカレーターはアクセシブルな通路とは見なされていない。したがって、エスカレーター近傍には、エレベーター等によるアクセス手段が必要になる。補助犬*を伴っている人は通常、エスカレーターを利用できない。また、歩行困難者やバランスに問題のある人の中には、エスカレーターを使いこなせない人もいる。

しかしながら、エスカレーターは歩行困難者や視覚や聴覚に障がいのある人も利用する可能性があるため、以下のような基本的な安全要件を満たす必要がある。

- エスカレーター上端部は点状ブロックで注意を喚起し、ステップの段鼻と両サイドははっきりとコントラストをつけて示す(できれば黄色が望ましい)。
- エスカレーター上の照明は最低で **200 lx** とする。

訳者注) 補助犬については、24 ページを参照してください。



非常時の対応策

はじめに

通例、非常時の対応では、配慮が必要な人々のうち特に歩行、視覚、聴覚、知的面で障がいのある人々を考慮し、こうした人々のための適切な解決策を提供する必要がある。火災でエレベーターが使用できない場合、階段を移動するのが困難な人々が利用できる救援支援エリアが必要である。

緊急避難

「緊急避難経路」の役目を果たす通路は、本章で前述したアクセシビリティ基準を満たしていなければならない。

屋外の安全なエリアに一番近い非常口(脱出口)に通じる経路には、バリアフリーの通路が含まれていなければならない。

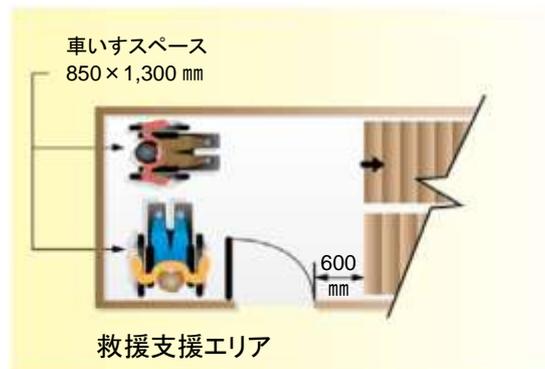
救援支援エリア(一時待機エリア)

屋外の安全なエリアに一番近い非常口が、機械的手段を用いなければその機能を果たせなくなる可能性があるときは、必ず救援支援エリアを設けておく。このようなエリアは、アクセシブルな通路に配置し、利用者1人あたり最低 **850 mm × 1,300 mm** のスペースを少なくとも **2** 箇所設けておくのが望ましい。

救援支援エリアは、施設的设计と緊急対応計画で明確に指定しておく必要がある。救援支援エリアは、**4** 階以上の施設内では遮煙されているものとする。

その他不可欠な要件として以下がある。

- 救援支援エリアの表示サインと避難指示は、コントラストをつけた色彩と触知できる文字を用いて作成し、低い位置に掲示する。
- 救援支援エリアの入口は、周辺表面とコントラストをつけた色彩にする必要がある。
- ハンズフリーのインターホンまたはその他通信装置を設置する。
- このエリアの適切な利用方法に関して、スタッフにトレーニングを実施する。
- 出口の階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるようする必要がある。





非常時の対応策 (続き)

警報システム

警報システムの設置に際して、最も見過ごされているのが、聴覚障がい者のニーズである。従来の緊急警報システムは、音響信号に依存していた。耳が聞こえない人にとって、このようなシステムはほとんど役に立たない。警報を耳にただれか、耳の不自由な人に知らせるだろうと考えられがちであるが、これは耳の不自由な人が **1** 人であることではない、という想定に基づいている。また、耳の不自由な従業員が **1** 人で仕事をしていることではないという想定でもある。

- a) 音響信号と共に、視覚的な火災警報システム/ストロボ警報システム(フラッシュライトの警報装置)の運用が必要で、人々の集まるエリア、施設内の全トイレ及びエレベーター前に設置しておくのが標準である。ストロボの最大フラッシュレートは **1Hz~3Hz** の間とする。
- b) トイレに設置した緊急呼出ボタンも(適切なスタッフトレーニングに加えて)、車いす使用者に便宜をもたらすものとして検討すべきである。この装置は、トイレ内で移動中に転倒したとき、助けを呼ぶことができるものである(詳細は「トイレ」の項参照)。緊急呼出システムは、施設利用時間中は、必ず監視していなければならない。監視できない場合、音響信号と視覚信号の両方を用いた警報装置を、人目に付くよう、隣接の通路に設置する。
- c) 火災通報装置と消火器は、トラブル発生を知らせ、消火防災器具を利用できるよう、車いす使用者及びその他の人々がアクセスできる高さに設置しなければならない。これらは最大操作高 **1,200 mm**とし、障害物のない壁面に直接取り付けなければならない。押しボタン式の火災報知器についても、同じ基準が適用される。

救急処置室

救急処置施設は、障がい者であれ健常者であれ、全ての利用者に対応しなければならない。触知可能な/コントラストの強い表示サインと、車いす使用者や歩行器具使用者がアクセスできる誘導経路が必要になる。さらに、ほとんどの救急処置施設で利用されている典型的な簡易寝台は、高さ調整機能と車輪の付いた寝台または(高さ調整機能を持たせた壁面の支柱で支える)更衣台に交換しなければならない。アクセシブルな男女共用のトイレも救急処置室のすぐ近くに配置するのが望ましい。

次ページに続く



非常時の対応策（続き）

建物からの避難指示

建物内にいる人々にとって、わかりやすい非常時の手順と避難経路図が重要である。視覚障がい者やその他の人々が、こうした必須情報に確実にアクセスできるよう、建物からの避難指示は、出口にはっきりと目印を入れた平面図とともに、大きな文字（最小 **14** ポイント）で、高いコントラストをつけて（白地に赤、またはその逆が望ましい）示す必要がある。これら表示サインは床から最大 **1,350 mm** の高さに掲示し、最寄りの出口や救援支援エリアへのアクセシブルな経路を強調する必要がある。

その他の要件

非常時の対応策を強化するその他のアクセシビリティ要件には以下がある。

- a) 警報発動中でも、自動ドアの開放装置が機能しつづけること
- b) 警報発動中でも、警報発動エリアからの避難経路が見つけられる照明になっていること。避難経路に沿って低い位置（床から **480 mm**）に設置された表示サインが全ての利用者、特に視覚障がい者の助けとなる。
- c) 施設で使用しているビデオ・データモニターで、施設利用者に緊急メッセージを伝達するのが望ましい。

イベントでの配慮事項

一般的に上述の要件は全て、通例のスポーツイベントやソーシャルイベントなどに当てはまるが、パラリンピック大会などのようにさまざまな障がいのある選手が参加するスポーツイベントの場合は、特別な状況が存在する。

障がい者のスポーツイベントでは、施設利用者の中で、階段の昇り降りが困難な人や音響信号への対応に限界のある人の割合が極めて高い。そのため、イベントの企画者及び運営者は、実態を把握して、当該イベントに即した緊急事態対応計画を策定しなければならない。



アメニティ

概要

原則

公共で用いられるアメニティ設備は歩行困難や視覚・聴覚の制約の有無に関係なく、あらゆる人々が公平に、尊厳を持ってアクセスできるものでなければならない。

内容

本項には以下のテーマが含まれている

テーマ
会場の座席
トイレ
シャワー、浴室、更衣室



会場の座席

アクセシブルな座席

大会を除き、どのようなスポーツイベントにあっても、アクセシブルな座席の最低要件は、総座席数の**0.50%**である。

オリンピック大会の場合、アクセシブルな座席の最低要件は会場の総座席数の**0.75%**である。

パラリンピック大会は特別で、車いすでアクセシブルな座席の最低要件は、会場の総座席数の**1.0%**から、高い場合は(特に車いす競技のイベントでは)**1.2%**にまで引き上げられ、さらに、アクセシビリティカード保有者用の席にも車いすでアクセシブルな座席が一定数追加される。この割合は、競技特有のニーズを考慮して、パラリンピック大会の会場ごとに調整される。競技それぞれのニーズは、**競技会場設計基準に関するテクニカルマニュアル**に示されている。

アクセシブルな座席は、劇場、アリーナまたは会場の様々なエリアにそれぞれ整備すべきである。アクセシブルな座席は、様々な価格、様々な見え方、様々なエリアで提供しなければならない。また、アクセシブルな座席を配置したそれぞれのエリアには、アクセシブルな男女共用のトイレ、飲食物販売店、グッズ販売店、ラウンジ及びエレベーターを設置すべきである。観覧エリアについては、小売店、レストラン、関連諸室、支援設備を含む。このように、車いす使用者をひとつのエリアに集めるのは適切な方法ではない。歩行困難者にも、他の観客同様、様々なエリアの座席から選択肢を提供すべきである。

歩行困難者専用のスペースは、水平(最大勾配**2%**)で寸法要件は以下のとおりである。

- 車いす使用者用スペース **800 mm × 1,300 mm**
- 同伴者または付加アメニティ座席 **500 mm × 1,300 mm**

さらに、車いす使用者の転回のためには後方に最低**1,000 mm**必要である。そのため、後方の通路を含めた車いす使用者と同伴者座席に必要なスペースは全体で、**1,300 mm × 2,300 mm**となる。

会場が、アクセスに制限のある古い構造であるなどの理由から、アクセシブルな座席を十分に用意できない場合、運営面からの解決策を検討する。例えば売店にアクセスできなければ、当該利用者には接客係が近づいてサービスすることで、対応できるかもしれない。

次ページに続く



会場の座席 (続き)

同伴者用座席

同伴者用座席は、車いすでアクセシブルな座席と同じ割合(前述のとおり **0.5~1.2%**)で、車いす用区画の後ではなく、横に確保する。簡単に移動できる椅子を用いれば、同伴者は車いす使用者と並んで座ることができ、車いす使用者が**2人**かそれ以上の場合、車いすを横に並べられるよう、椅子を素早く取り去ることも可能である。

付加アメニティ座席(EAS)

付加アメニティ座席は、歩行困難ではあるが、車いすを使用していない人のためのスペースで、前方と片側のスペースを通常より広く取っている。

車いすと同伴者用の座席スペースに加え、会場総座席数の少なくとも **1%**の付加アメニティ座席を用意するのが望ましい。これら座席についても、様々なエリアに分散させ、エリア内では列の端で、できるだけ階段での上下移動が少ないところに配置するのが望ましい。

同等の視線

イベント企画者は、観客が立ち上がった場合でも、アクセシブルな座席の利用者がサイトラインを確保できるような座席を用意する必要があることを忘れてはならない。同等の適切なサイトラインの確保とは、前の人立ち上がった場合に、車いすに座っていても、その立ち上がった前の人と同じように邪魔されずに見えるようにすることである。

パラリンピック大会では、上記ルールは、アクレディテーションカード保有者用のアクセシブルなすべての座席と、パラリンピック大会の最低基準である **1%**のアクセシブルな座席(プラス **1%**の同伴者用座席)に適用される。ただし、**1%**を超えた分のアクセシブルな座席と、観戦中に観客が立ち上がる可能性が低い競技で、かつルールを適用することにより他の一般座席への影響が高い場合については、適用免除が検討される可能性がある。その場合、アクセシブルな車いす用スペースからの視線は、前列の観客が着席している時の視線と同じになる。

また、柵・手すりやその他の障害物が、アクセシブルな座席利用者の視線を遮らないようにすべきである。

次ページに続く



会場の座席 (続き)

聴き取りやすさを高めること

大規模な施設では、場内放送システムが、聴力が次第に衰えていく高齢者にも対応できる設計になっているようにしなければならない。その最も効果的な方法は、スピーカーがたくさん並んでいるオーディオ売り場で任意のスピーカーに近づいていくとよく聞き取れるように、各エリアに設置するスピーカーの台数を増やし、一方で個々の音量を下げるというもので、それにより音声の明瞭さが増す。

団体客として難聴者の観客、聴衆が多数いるところでは、補聴援助機器が必要になる。難聴は最も一般的な障がいであり、長期にわたって進行することから、難聴が実際にどの程度影響を及ぼしているのか気づかない人が多い。

各種補聴援助機器の詳細については、本章「刊行物とコミュニケーション」の項に記載されている。

さらなるアクセシビリティ対応策

観客体験を充実させるための付加的なアクセシビリティ対応策には、以下が含まれる。

- ビデオスクリーンまたはスコアボードが使用されている場合は、リアルタイムのオープンキャプション*
- 手話通訳と文字表示
- 実況解説放送サービス

これらサービス提供の詳細については、本章「刊行物とコミュニケーション」の項に記載されている。

ステージの準備

プレゼンテーションや記者会見のエリアに関する要件は以下のとおりである。

- 車いすでアクセスできるステージ
- アクセシブルな演壇(高さ調整ができるものが望ましい)
- ピンマイク
- ステージの上または近くに、手話通訳と文字表示のためのエリア

訳者注) オープンキャプションについては、89 ページを参照ください。



トイレ

主要原則

人々が少しでも滞在する施設は、その種類に関係なくアクセシブルなトイレが設置されていなければ、アクセシブルとは見なされない。

アクセシブルなトイレは、男女共用でなければならない、男女別のトイレエリア内だけに設置されてはならない。このような設備により、性別が異なる人、例えば介助者だけでなく家族や年長者からの支援が可能になる。

もし独立したアクセシブルなトイレが一般のトイレから見えない場所に設置されている場合は、適切な方向案内がなければならない。

数と割合

すべての男女別のトイレエリアに隣接して、男女共用のアクセシブルなトイレを設置すべきである。

特にパラリンピック大会の場合、アクセシブルなトイレに対するニーズが高いため、アクセシブルなトイレを追加して設置すべきである。この追加されたアクセシブルトイレは、男女別のトイレエリアの中に設置してもよい。

一般に、設置割合は **1 対 15** (アクセシブルなトイレを必要としている利用者 **15** 人に **1** 箇所) が適当だとされている。

表示サイン

サインには標準化されたシンボルを用い、また浮き出し文字またはシンボルも含めるのが望ましい。浮き出し文字は高さを **1mm** とするのが望ましい。表示サインは床から **1,350 mm** の壁面に、ドアがある場合はドア上ではなくラッチ側の壁面に取り付けるのが望ましい。これは、表示サインを利用する視覚障がい者がドアと衝突する危険を減らすためである。ドアがない場合、サインはトイレに向かって左側の壁に設置するのが望ましい。

視覚障がい者の使い勝手をさらに高めるため、周囲とのコントラストがはっきりした色彩のドア枠やドア金具の利用も考えられる。

次ページに続く



トイレ (続き)

移動空間

男女共用のアクセシブルなトイレの有効寸法は **2,200 mm×1,800 mm** である。この中に、便器、洗面台、便器周辺の手すり、鏡、石けん、ペーパータオルディスペンサー、トイレトペーパーホルダーが取り付けられている。

一般利用のためのアクセシブルな男女共用トイレには、使用の幅を広げ、また家族でも利用できるよう、折りたたみ式の乳児用おむつ交換台を取り付けることも可能である。

男女別のアクセシブルなトイレでは、車いすが無理なく移動可能できる広さは **1,700 mm×1,800 mm** である。

トイレ内には、最低 **750 mm** のトイレ横の移乗スペースを確保しなければならない。ベストプラクティスは **800 mm** 以上である。

ドア

すべてのアクセシブルなトイレと浴室のドアは、最低 **850 mm** とするが、ドアが **90°** 開いたときの開口幅で **950 mm** とするのがベストプラクティスである。

ドアは、内側に向かって開いてはならない。男女共用トイレの場合、小さな力 (**20Nm**) で動くドアクローザーを取り付け、自然に閉まるようにする。

ドアには、手がうまく使えない人でも扱えるよう、軽く動かせば閉まる鍵を取り付けなければならない。すべてのドアの開閉装置は、ドアそのものと視覚的にコントラストをつける必要がある。

アクセシブルなトイレの備品

アクセシブルなトイレの設計仕様は以下のとおりである。

- 便器は、側壁から **450 mm** 離れたところに設置しなければならない。
- 便器の高さは床から **450 mm ± 10 mm** としなければならない。
- 便器はふた付きとし、それは背もたれとしても機能するために、直立からさらに **10° ~ 15°** 奥に倒れなければならない。便器の蓋またはタンクのない便器の場合、背もたれが必要である。
- タンクのフタはしっかりと取り付けておく。
- 洗浄装置は、電動式の自動洗浄か、移乗側からでも楽に届くところ、または側壁とは反対の側面に設置するのが望ましい。

次ページに続く



トイレ (続き)

アクセシブルなトイレの備品

トイレには、水平・垂直それぞれの方向に **750 mm**の長さがある L 字型の手すりを、水平部分は便座から **230 mm**上方に、垂直部分は便座の前端から **150 mm**前方に取り付ける。下図に、主な設計要件を詳記する。



トイレペーパーホルダーは、床から **600 mm**以上の場所で、着座姿勢で楽に届く範囲内に取り付け、壁とのコントラストがはっきりした色彩にしなければならない。

また、最低限の操作で使えるよう、従来型のカバーのないトイレペーパーホルダーが望ましい。

次ページに続く



トイレ (続き)

洗面台周り

洗面台周りの付属品(石けん容器、ペーパータオルディスペンサーなど)は、操作高さが床から **900 mm～1,100 mm**で、洗面台中央から約 **750 mm**のところに設置しなければならない。これは、トイレの隅角部に洗面台を配置した場合に、もっとも達成されやすい。この手法は「クラスター化(備品を操作可能な位置に集約すること)」として知られている。

ゴミ箱またはその他の障害物が、ペーパータオルディスペンサー、またはドアを開けるために必要な袖壁に設けた **500 mm**のクリアランスへのアクセスを妨げてはならない。

トイレの洗面台には、カウンターまたは隣接する棚が必要である。

ペーパータオルディスペンサーは、レバー操作タイプまたはハンズフリーとし、床から**900 mm～1,100 mm**上方で、洗面台から約 **750 mm**の範囲に取り付けられなければならない。洗面台の反対側の壁に取り付けてはならない。

アクセシブルな男女共用トイレには、洗面台のすぐ上から、上端高さ **1,800 mm**の鏡を取り付ける。

特に男女共用トイレには、ハンズフリーの自動水栓が望ましい。水栓の最低要件は、温度調節機能付きのシングルレバータイプの混合水栓である。温水用と冷水用の別個の水栓は認められない。交流コンセントは、補助器具が使えるよう、便器近傍に配置するのが望ましい。

洗面器の深さは最大 **150 mm**でなければならない。
最適な洗面台下のクリアランスは **680 mm**である。

アクセシブルな男女共用トイレの場合、便座と洗面台の間の最小距離は **1,000 mm**である。

その他の要件

乳児用おむつ交換台が設置されている場合、床から **850 mm**、台下クリアランスは最小で **750 mm**、奥行き **500 mm**でなければならない。

すべての男女共用トイレには、女性用サンタリーボックスを便器横の壁の手すり下で、便器の先端部の近くに取り付けるべきである。

トイレに備えられた付属品はいずれも、床から **900 mm～1,100 mm**に操作部がくるように取り付ける。



シャワー、浴室、更衣室

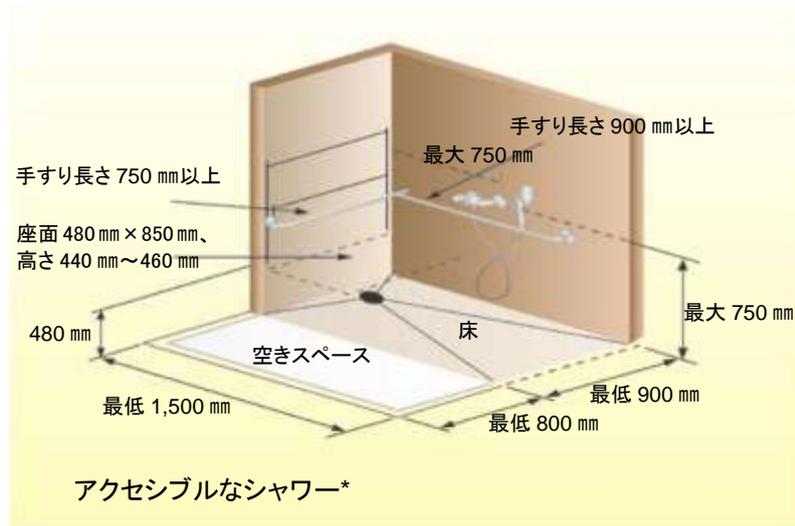
はじめに

シャワー施設は、各エリアで少なくとも**1箇所**をアクセシブルにしなければならない。

アクセシブルなシャワーの特徴

アクセシブルなシャワーの要件は以下のとおりである。

- 水栓はレバータイプで操作に必要な力は最大 **13N** とし、握りこぶしでも、着座姿勢からでも操作できること。
- 床からの高さが最大で **750 mm**、側壁から **750 mm**の壁面に水洗レバーを設置。
- ポータブルシャワーチェア、または壁掛け式折りたたみ椅子を、床から **440 mm～460 mm**の高さに設置。座面は奥行き最小 **480 mm**、幅 **850 mm**（取り付け状態によるため、許容範囲は**±10 mm**）。周辺部の隣接する壁からの距離は最大 **100 mm**。最小耐荷重 **135Kg**、防水仕様、パッド入り、手入れが簡単なこと。
- 着座姿勢でも簡単に届く位置にシャワーヘッド掛けを取り付けた、手持ちタイプのシャワーがあること。ホース部分の長さは最低 **1,500 mm**。
- 着座姿勢でも簡単に届く、壁面に埋め込んだ石けんホルダーまたは棚があること。
- 水平に取り付けた、**750 mm×900 mm**以上の基準を満たした手すりがあること。手すりの中心は床からの高さ **850 mm**とする。**750 mm**部分は椅子のある側壁に取り付ける。
- 利用者の安全のため、やけど防止機能付き、あるいはサーモスタット制御のバルブがあること。



訳者注) 図中の手すり(850mm)と水洗レバー(750mm)の高さが逆転している。

次ページに続く



シャワー、浴室、更衣室（続き）

更衣室

更衣室には様々なレイアウトがある。一部施設はプライバシーが十分に配慮されていない仕切りのないレイアウトになっている一方、ほとんどはトイレとシャワーを備えた個室型である。

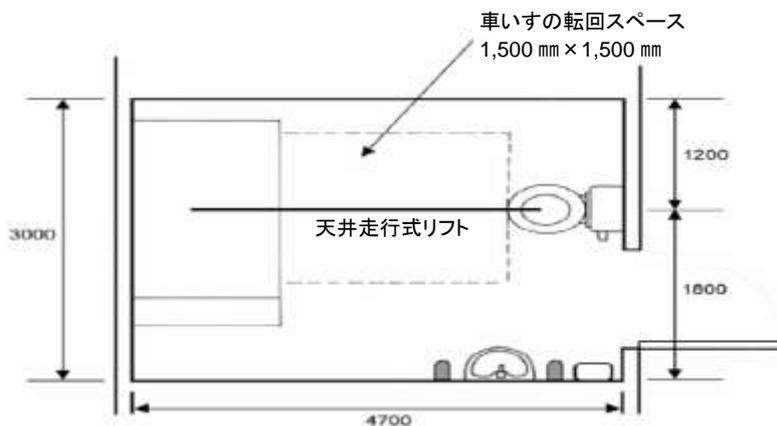
更衣室のタイプにかかわらず、アクセシブルな更衣室については、以下のような配慮すべき重要事項が何点かある。

- 大人でもアクセシブルな更衣ベンチを用意すること
- エアロックタイプの出入口は、歩行器具使用者には利用しにくいいため、最小限のエアロックで出入りしやすくする
- 簡単に手が届くロッカーと収納エリアを用意すること
- 男女それぞれの更衣室内に、アクセシブルなトイレを用意すること
- 男女それぞれのシャワー室に隣接して、アクセシブルなシャワーを用意すること
- 処置/救急処置、コーチ、審判、役員の各室にも、アクセシブルな更衣室の設置を検討する。これらエリアには、エリアごとに1ユニット設置するのではなく、トイレを備えた男女共用のアクセシブルな複合更衣室1ユニットを設置してもよい。

車椅子バスケットボールなどのチームスポーツの場合、対応策として望ましいのは、シャワーとトイレを備えた複合ユニットである。一般的なシャワーはシャワーが並んでいて、仕切りのないレイアウト*になっている。これは障がい者にとってシャワーチェアに移乗することや、歩行器具を濡れないよう離れたところに置くことが困難なため、もっとも望ましくない。

医療施設の大人用更衣施設の例

下例は、男女共用のアクセシブルな、介助付きで使用するペニンシュラ型（両側に介助スペースがある形式）に配置したトイレと更衣用施設である。このユニットは、更衣用ベッドに移乗するために介助が必要な人が利用する。部屋の大きさは **3,000 mm × 4,700 mm**、天井走行式リフトと更衣用ベッドが必要である。



訳者注)「open plan」は、「仕切りのないレイアウト」と訳しました。



ホテル及びその他宿泊施設

概要

原則

アクセシブルな宿泊施設を提供することは、単なる政治的な配慮に基づく正当性のための行動ではない。今日、世界各地の大都市では、旅行者のための宿泊施設が、品質、価格、サービス、アトラクションを競い合っている。しかし、アクセシブルでインクルーシブな環境の受益者とその友人や家族に代表される大きな潜在市場は、既存のアクセスレベルのばらつきが大きく、しかも適切な情報が提供されていないために、大部分の宿泊施設から無視されているのが現状である。

ホテルにおけるアクセシビリティは、社会の高齢化に伴い拡大するホテル市場に対応するだけでなく、例えばベビーカーを押している人、けがをしている人、重い荷物を持った旅行者など、他の潜在的な顧客のニーズにも応えるものである。

内容

本項には以下のテーマが含まれる。

テーマ
アクセシブルルーム
車いす使用者に配慮した客室
宿泊施設内の他のサービス



アクセシブルルーム

はじめに

アクセシブルルームだけでなく、全室のデザインとレイアウトにユニバーサルデザインというアプローチを採用することにより、標準的な客室でも様々な身体的、視覚・聴覚的障がいのある人々を受け入れることができるようになる。

これは、結果としてアクセシブルな専用客室の需要を減らすことになる。したがって、新しい施設は、標準的なすべての客室に同一の基本的なアクセスを適用することが推奨される。

宿泊客の個別のニーズに応える

説明と配慮事項

敷居の高さ、ドア幅、移動スペースは、車いす使用者にとっては最も重要な要素である。戸棚、スイッチなどの家具や備品は、車いすから届く範囲になければならない。

聴覚障がいのある宿泊客の要望は、到着時に話し合わなければならない。またそれらの宿泊客は、ハウスキーピング、ルームサービス、避難訓練など、プライバシーや安全に影響を及ぼす可能性のある手続きについて説明されなければならない。文字多重放送のテレビは字幕を表示できるため、聴覚障がい者にとって有益である。また磁気誘導ループシステムがテレビで利用できれば、補聴器を使用している人々の助けとなる。

視覚障がい者が客室を 1 人で使用する場合、スタッフは客室内の家具の位置や館内諸施設の位置情報を提供すべきである。

次ページに続く



アクセシブルルーム (続き)

出入口のドア

ドアは最小有効幅を **850 mm**とするが、ベストプラクティスは **950 mm**で、U字型レバータイプのハンドルを取り付けるのが望ましい。

自動ドアクローザーは、最大 **20N** に調整しなければならない。できれば、従来型のドアクローザーは、低抵抗で開閉速度を調整できるものに取り替えるのが望ましい。

ドアチェーン、ロック、及びその他ドア金物は、細かい作業を必要とせずに片手で操作できるものを、床から最大でも **1,200 mm**の高さに取り付けなければならない。

ドアには防犯用のぞき穴を、床から **1,000 mm～1,200 mm**の高さに取り付ける必要がある。ドア外部には、視覚障がい者、難聴者、聴覚障がい者の利便性を考慮して、最低 **10 lx** の均一な平面光が必要である(視覚的言語/手話や読唇を容易にするため)。

ドアには、大きな書体でコントラストをつけた、避難情報及び避難経路の表示サインを低い位置に掲示しておく必要がある。

移動及び移乗スペース

室内には、車いすの移動・方向転換スペースが少なくとも **1** 箇所必要である。スペースの最小寸法は **1,200 mm×1,200 mm**(または直径 **1,200 mm**)で、ベストプラクティスは **1,500 mm×1,500 mm**(または直径 **1,500 mm**)である。

車いす使用者の宿泊客が、例えばトイレ、ベッド、デスクなどから移乗することが予想されるエリアには、移乗スペースが最低 **800 mm**必要である。ベストプラクティスは **915 mm**以上である。

既存の通路幅員は最低 **1,000 mm**とすべきであるが、ベストプラクティスは **1,500 mm**である。

スイッチ及び操作パネル類

暖房/エアコン含め、操作パネルやスイッチは床から **850 mm～1,200 mm**の範囲内に配置すべきである。電気のコンセント及びデータ通信用接続口は、床から **450 mm**の高さに取り付けるべきである。

スタンド/ランプのスイッチは見つけやすい場所にあり、細かな操作ができない人でも操作できるようになっていなければならない。室内灯などには壁面スイッチが、ベッド脇のランプにはタッチスイッチが推奨される。

次ページに続く



アクセシブルルーム (続き)

ベッド

ベッド上端面の高さは床上 **450 mm**～**500 mm**とする。

ベッドの少なくとも片側の通路は、最低幅員 **800 mm** (ベストプラクティスは **915 mm**) 必要である。

ベッドのフレームには、床とベッド下端の間に最低 **100 mm**×**100 mm**のキックスペースが必要である。

固定式のベッドは、一般的な介護用リフトが利用できず、そのためアクセシブルルームには推奨されない。

クローゼット

クローゼットの前面には、**1,500 mm**の転回スペースを設けておくべきである。

クローゼット内には、床から **1,200 mm**の低位置にハンガーを掛ける横さんを取り付ける。横さんの取り付け位置に高低差をつけた、分割タイプのクローゼットが推奨される。

クローゼットには、取り外しのしやすいハンガーを用意しておく必要がある。クローゼット内には十分な照明が必要である。

固定リングに取り付けられたハンガーは、歩行困難者の多くにとって極めて扱いにくいいため、アクセシブルルームには適切ではない。

できれば、ドアには U 字型レバータイプなどのアクセシブルなハンドルを取り付けるのが望ましい。

家具及び仕上げ

家具はアクセスしやすく、扱いが簡単でなければならない。金具類は、操作するために握らなければならないものではなく、指を「引っ掛ける」ことのできるタイプが望ましい。

ベッドへのアクセス通路が **1,200 mm**に満たない場合、ベッド脇のテーブルには、最低 **225 mm** (高さ) × **300 mm** (奥行き) のつま先クリアランスを設ける必要がある。それ以外のテーブルには、床面との間に最低 **700 mm** (高さ) × **450 mm** (奥行き) の膝クリアランスを設けるべきである。

カーペットは、毛足が短く目の細かいループパイルのもので、床に直接接着されている必要がある。

敷居は完全になくすか、同一面高さ (**0 mm**) にすべきである。これがどうしても無理な場合は、**25 mm**を超えないようにすべきである。

次ページに続く



アクセシブルルーム (続き)

窓及びガラス戸

もしベランダに通じるガラス戸があれば、前述の出入口の有効幅、敷居、及び金具に関する要件を満たす必要がある。

家具は、車いす使用者が窓・カーテンにアクセスできるような配置にしなければならない。窓やカーテンの操作部は、少なくとも床から **1,200 mm** の高さまでおろしておく必要がある。

その他の備品

電話は少なくとも **1** 台、ベッドからすぐに手が届く位置に必要である。電話は、補聴器(電磁コイル式)と互換性があり、点滅式のメッセージランプの付いたものでなければならない。

浴室内の電話は、緊急時のため、**600 mm** のコード長が推奨される。

テレビは、リモコンと、表示・非表示を切り替えることのできる字幕装置が付いていなければならない。

時計付きラジオは、大きくコントラストのはっきりしたディスプレイ付きのものとすべきである。

浴室の要素

全体として、前項の浴室に関する要件が、ホテルの客室内浴室にも当てはまる。

洗面台はレバータイプまたは自動水栓とし、やけど防止装置やオフセットトラップ(洗面台下から壁面側に引き込まれた排水パイプ)または断熱排水管を取り付けておく。

カウンター下の膝クリアランスは最低 **750 mm**、奥行き **500 mm**、カウンター上端面の高さは **850 mm** までとすべきである。

鏡は、下端位置が高くても **1,000 mm** までとなるよう取り付けなければならない。

電話やその他の通信装置あるいは緊急通報装置は、転倒やその他緊急事態で援助が必要になった場合のために、便器からすぐに手の届く範囲に必要である。受話器タイプのもものは、**1,500 mm** のコードが必要である。



アクセシブルルーム (続き)

シャワー/浴槽の要素

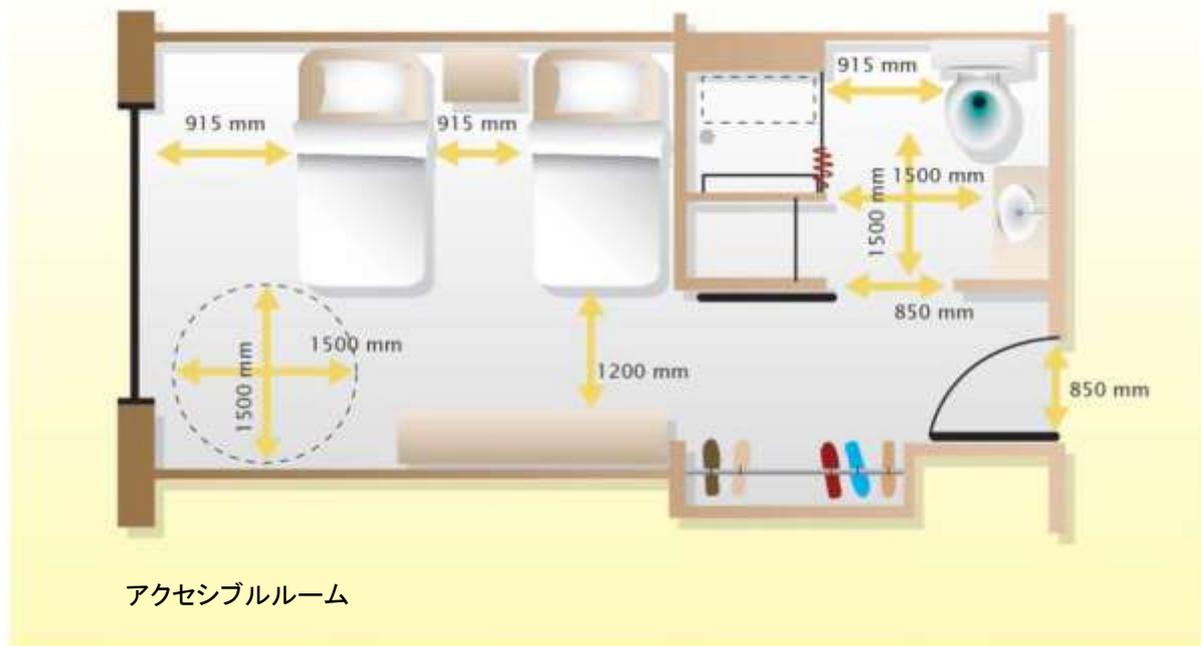
シャワーの方がアクセスしやすいと考えられているが、様々な身体的、視覚・聴覚的な障がいのある人の中には浴槽を好む人もいます。客室は、車いすのまま入れるシャワー付きのタイプとアクセシブルなバスタブ付きのタイプを同数用意するのが望ましい。ただし、アクセシブルルームには、必ずシャワーを取り付けておかなければならない。

ロールインシャワータイプ*、バスタブ付きタイプいずれの浴室にも、手前側に取り付けたシングルレバーの混合水栓、最低 **1,500 mm**のホースが付いた手持ちシャワーヘッドが必要である。

アクセシブルなシャワーには、ドアではなくカーテンを取り付けなければならない。

浴室内の全体照明は、最低 **30 lx** とするのが望ましい。カウンター・洗面台まわりの照明は最低 **70 lx** とするのが望ましい。

下図に、アクセシブルルームの主要寸法を示す。



訳者注) ロールインシャワータイプとは、車いすのまま入れるバスタブなしのシャワールームです。



車いす使用者に配慮した客室

趣旨説明

前項では、客室と浴室をアクセシブルなものにするための条件を明記した。

しかし、特に古い施設の場合などでは様々な制約があるため、そうした要件のいくつかは技術的に実行不可能である。

一方、たとえ基準を満たしたアクセシブルなものでなくとも、多くの場合、簡単にできる対応によって、客室を一定の歩行困難者あるいは視覚や聴覚に障がいのある人が利用できるようなものに変えられる。

ホテル所有者やその他宿泊施設提供者に対するアドバイスを提供するため、IPCは、「車いす使用者に配慮した」客室という概念を導入している。宿泊施設提供者は、このような概念を採用することで、施設側はより多くの人々を受け入れ、あるいは特に団体客の場合、限られた数のアクセシブルルームを最適に割り当てることが可能になるであろう。

定義

ホテルの客室が車いすで使えると見なされるには、宿泊客が客室を利用できるようにするシンプルな造りやアメニティとともに、「完全にアクセシブル」にする最も根本的な要件のいくつかを適用する必要がある。それらの要件は以下の通り。

- ドア幅は、客室出入口、浴室出入口とも最低 **800 mm**
- 室内に少なくとも1箇所、直径 **1,200 mm** (または **1,200 mm × 1,200 mm**) のスペース (車いすの方向転換のため)
- 少なくともベッドの片側に1箇所、最低 **800 mm** の移乗スペース
- 片側に移乗スペースのある、高さ **450 mm** の便座。手すり、またはその他もたれかかるのに適した丈夫なものがあること。
- 操作パネルの高さは **1,400 mm** 以下。もしこれより高い位置にある場合は、適切な「操作補助具」を準備
- クローゼットのハンガーの掛け降ろしに使用する、先端を適切に処理した長い棒。固定リングに取り付けたハンガーは、アクセシブルルームには適切ではない。
- 固定容器に入れたものではなく、動かせるアメニティ (シャンプー、シャワージェルなど)
- 背もたれ付きのシャワーチェア。シャワーがなく、浴槽を設置している場合、浴槽用椅子と、出入りを容易にするための浴槽内手すりがあること。



宿泊施設内の他のサービス

趣旨説明

ベッドや浴室へのアクセスは必須であるが、宿泊施設が宿泊客に提供するサービスはそれだけではない。他の宿泊客が利用できるその他の全てのサービスに、機能的で気分を害さずアクセスできるようにすることが、インクルーシブな宿泊施設の条件である。

アクセシブルな駐車区画

アクセシブルな駐車区画は、車両と車いすとの移乗ができる十分なスペースを確保するため、他の駐車区画よりも広くなければならない。大きな駐車区画は、車いすのシンボルマークでその存在を示すのが望ましい。指定駐車区画の幅は、最小 **3.20m**、ベストプラクティスは **3.60m** である。

駐車場と建物入口の間の距離は、最大 **100m**。詳細については、「駐車エリアの要件」に記載されている。

レセプション

駐車場、建物入口及びレセプションの間には、本ガイド前出項の対応策に基づくアクセシブルな通路があるのが望ましい。

建物に入口が複数箇所ある場合、最もアクセスしやすい入口に、他の入口に関する情報をわかりやすく提示しておくべきである。通路は人々が簡単に通行できるよう十分な幅員があり、障害物のないようにしておくべきである。

レセプションカウンターはアクセシブルになっているか、または基準に従ってアクセシブルなコーナーを設ける必要がある。

宿泊施設に関する主な情報は、視覚や聴覚に障がいのある人の求めに応じ、代替方法ですぐに提供されなければならない。

レストラン、コーヒーショップ、バー

レストラン、コーヒーショップ、バーでは、席がふさがっていても通路を自由に動き回れるよう、「家具、カウンター、サービスエリア」の項に記載されている基準に従って、十分な幅員にしておくべきである。

飲食施設でも、補助犬を連れて入れるようにすべきである。メニューは、代替形式(点字版、拡大印刷版など)でも用意しておかなければならない。

ショップ

歩行困難者(例えば手が届かない)が、どの程度棚やディスプレイ用ラックの商品にアクセスできるか、配慮すべきである。望ましい陳列方法とは、商品を水平方向ではなく、垂直方向に並べることである。

通路の間のスペースについては、車いすの移動に関する対応策にしたがって、**1,000 mm**以上とするのが望ましい。



宿泊施設内の他のサービス（続き）

緊急事態対応計画

障がいのある宿泊客の受け入れにおいて、障がい者を避難させるための特殊な設備と計画も重要である。障がい者の安全な避難を容易にするには、スタッフを対象とした適切な接遇・気づきのトレーニングの実施が役に立つ。

下記に関する詳細については、「非常時の対応策」を参照のこと。

- 救援支援エリア（一時待機エリア）
- 警報装置
- 避難指示

暫定的な解決策

身体、視覚・聴覚、または知的能力に関係なく、どのような宿泊客に対しても、よりよいサービスを提供するために、いくつかの暫定的な解決策を講じることができる。以下にその例を示す。

- ハンガー掛け用の横さんを低い位置に取り付ける。
- 浴室内部の利用可能スペースを広げるため、開き戸の開閉方向を逆にする。
- 浴室のドアをはずす（宿泊客の同意が必要）。
- ベッド用リフトを使えるようにするため、ベッドを持ち上げるか、台座を木材かブロックに交換する。
- ベッド脇に電話がない客室には、コードレス電話を用意する。
- 車高が高すぎる車両については、係員による駐車サービスを提供する。

支援のためのサービスと設備

宿泊客の利用体験をさらに充実させるため、支援サービスや支援設備を活用することができる。以下にその例を示す。

- レストランのメニューの点字版、拡大印刷版
- 宿泊施設情報の音声テープ版、点字版
- 要望に応じて、補高便座を用意する。
- シャワーチェア
- 宿泊客がベッドに乗り移るのを支援する可搬式リフトを提供、またはアクセスできるようにしておく。
- 聴覚障がいのある宿泊客の電話用に TTY (TDD)
- 音量調整機能や大型ボタンを備えた電話機
- 目覚まし時計、ドアチャイム、電話音声など、音声装置または振動装置



刊行物とコミュニケーション

概要

原則

一般公開されている情報の入手や、効率的かつ容易なコミュニケーションの確保は、基本的人権の構成要素である。

アクセシブルな刊行物とコミュニケーションにより、社会生活と専門的な活動へ支障なく十分に参加することができるようになる。

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
刊行物
ウェブサイト基準
公衆電話とインターネット環境
表示サイン
補聴援助機器



刊行物

はじめに

可読性は資料作成の際に後付けとして扱われるべきものではない。それは、イベント、サービス、場所、情報を、だれにでもアクセシブルなものとするための第一歩である。

全ての公共的な文書は、拡大文字または音声形式で作成される必要がある。

印刷物を見やすくするガイドライン

より幅広い読者への情報提供を可能とするために、出版者が刊行物を企画する際には、いかなる文書であっても以下の「印刷物を見やすくするガイドライン」に配慮する必要がある。

コントラスト

文字と背景色には、高いコントラストが得られる色を用いる。白/黄の背景色に黒/濃紺の文字、黒/濃紺の背景色に白/黄の文字がよい例である。

文字色

刊行資料は、白黒の組み合わせが最も読みやすい。文字に色彩を用いる場合は、表題や見出し、または強調箇所だけに限定する。

文字の大きさ

大きいほどよい。フォントによって **12～18** ポイント程度の大きさを確保する(フォントによって文字の大きさに差がでる)。ポイントを決める時は、読者を念頭に置く。**12** ポイントまたはそれより小さなフォントサイズを用いる場合、代替形式版として **14** ポイント以上のフォントサイズを用いた文書も用意しておく。

行送り

行送りとは文章の行間のスペースで、フォントサイズの少なくとも **25～30%** 程度が望ましい。それだけのスペースがあると、次の行へ読み進みやすい。太い書体の場合は、行間を広めにする必要がある。

フォントのスタイル*

複雑なあるいは装飾的なフォントは避ける。欧文フォントの場合、標準的なサンセリフ体で、大文字・小文字のいずれも識別しやすいものを選ぶ。選択肢としては **Arial** や **Verdana** がよい。

フォントの太さ

中太のフォントを選び、線の細い字体は避ける。単語や句を強調する場合は、太字または肉太のフォントを用いる。斜体や大文字は使わない方がよい。

訳者注) 日本語の場合は、明朝体ではなくゴシック体を用います。

次ページに続く



刊行物 (続き)

印刷物を見やすくするガイドライン(続き)

文字間隔

文字は詰めすぎずに文字間に十分なスペースを取る。文字によってスペースが異なるプロポーショナルフォントよりも、等幅フォントを選択する。

余白と段組み

テキストは段組みにするとより読みやすくなる。目の動きを抑えられ、周辺視力もあまり要求されない。可能であれば綴じ代を広くとるか、らせん綴じにする。拡大鏡などの視覚補助具を使用する場合は、見開きが平らになっていると好都合である。

紙への印刷

マットまたは光沢のない仕上げにし、まぶしさを抑える。見え方の妨げとならないように、透かしや複雑な背景模様は用いない。

簡素なデザイン・シンプルさ

資料の表紙には特徴的な色、サイズ、形を用いて、識別しやすくする。

点字

視覚障がい者の中には、点字を読む訓練を受けた人もいる。こうした人には、要求があれば、変更のあまりない文書(例えば大会理念など)の点字版を提供できるようにしておくのが望ましい。ただし、視覚障がい者の多数は点字を読めないため、点字を唯一の形式とすべきでない。音声及び拡大文字版の文書は、代替版として申し分ない。点字文書は、レベル 2*以上で作成する必要がある。視覚障がい者が多く参加すると予想されるイベント(例えばパラリンピック大会)の場合、情報資料は、予め必要とされる部数を印刷しておくか、ワープロで作成された文書を点字形式で出力できるプリンターで印字できるようにしておく。

音声録音媒体

刊行物の音声版は、組織内部で録音でき、W3C 互換性のあるウェブサイトやポッドキャストで公開、または MP3 ファイルで配信できるシンプルなものとする。

電子文書

PDF 形式の公共的な文書は、視覚障がい者が利用するコンピューターの多くの読み上げソフトでは読み上げることができない。電子文書は、テキストファイル、リッチテキストファイル、または書式設定やグラフィックスを最小限に抑えたワード文書とする必要がある。

ビデオ/DVD/CD 版

これらの形式は、すべて聴覚障がい者のために字幕表示を可能にしなければならない。できれば視覚障がい者向けの映像解説サービス(DVS: Descriptive Video Service)もあわせて用意するのが望ましい。

訳者注)レベル2とは、グレード2のことを表していると思われます。グレード2については p100 を参照ください。



ウェブサイト基準

はじめに

インターネットは、情報の検索と発信の必須要素であると同時に、日常生活における商品の購入やサービス取得の有効な手段になっている。

インターネットは、視覚や聴覚に障がいのある人あるいは歩行困難者に有益な特別な通信手段である。ただし、あらゆる人々が利用できるように、ウェブコンテンツのアクセシビリティガイドラインを遵守する必要がある。

大会について言えば、多くの選手、来訪者、ファミリーがトレーニング、競技・試合結果、安全、家族の喜びや悲しみについて伝達できたり、あるいは単に連絡を取り合えたりすることを保証する上で、インターネットは重要な役割を果たしている。会場、選手村、共通エリア及びショッピングゾーンにおけるインターネットカフェの役割は、大会の計画において極めて重要である。

ガイドライン

どのようなウェブサイトも、あらゆる人々が利用できるように構築されなければならない。そのためにW3C アクセシビリティガイドラインの要件を満たす必要がある。ガイドラインは、<http://www.w3.org/TR/WAI-WEBCONTENT/#Conformance>に掲載されている。

ガイドラインの主要項目は以下の通り。

1. オーディオコンテンツ、ビジュアルコンテンツについて同等の代替形式を提供する。
2. 色彩のみに頼らない。
3. マークアップ及びスタイルシートを使用し、そのとおりに行う。
4. 自然な言葉の使い方を明確にする。
5. 表は正しく変換できるように作成する。
6. 新しいテクノロジーを採り入れたページは、正しく変換できるようにする。
7. 時間制限のあるコンテンツは、ユーザーがコントロールできるようにする。
8. 埋め込まれたユーザーインターフェースへの直接的なアクセシビリティを確保する。
9. デバイスに依存しないデザインにする。
10. 暫定的なソリューションを利用する。
11. W3C の技術とガイドラインを採用する。
12. コンテキスト情報とサイト内位置情報を提供する。
13. 明解なナビゲーションシステムを提供する。
14. 文書が明瞭かつ簡潔であるようにする。



公衆電話とインターネット環境

電話

それぞれの公衆電話エリアには、少なくとも**1**台は車いすでアクセスできる電話を設置し、国際シンボルマークで明確に示しておくべきである。

車いす使用者がアクセスできるようにするには、電話を両側の障害物から**300 mm**以上離しておくべきである。

アクセシブルな公衆電話は、床からの操作高さを最大**1,200 mm**として設置すべきである。音量調整機能付きで、受話器には少なくとも**600 mm**のコードが必要である。

それぞれの有料/公衆電話エリアには、聴覚障がい者または難聴者のために、少なくとも**1**台はTTY (TDD)を設置しておく必要がある。

インターネットカフェ

インターネットカフェは、コミュニケーションをとるという点においては、電話と同等と考えてよい。そのため、インターネットカフェにとって重要なのは、物理的にアクセシブルで、あらゆる人々が適切に利用できる機能を持ったコンピューターを提供することである。

主な物理的要件には以下のようなものがある。

- アクセスしやすい広い出入口：出入口の幅は最低**850 mm**、通路幅員は最低**1,000 mm**
- 低い案内・レジカウンター：高さ**850 mm**、幅**1,000 mm**
- 低い荷物用ロッカー：操作点が床から**450 mm～1,200 mm**
- テーブル、椅子周辺の通路幅員：**1,000 mm**
- コンピューターテーブルの高さ：**850 mm**以下で、テーブル下に膝を入れる**750 mm**のクリアランス。高さ調整機能付のコンピューターテーブルを複数設置すべき点に留意すること。
- コンピューターテーブルの椅子：高さ**450 mm～500 mm**でランバーサポート(腰部の支え)付き
- 不都合が生じないように、テーブル下に補助犬や歩行器具のためのスペースを確保

上記に加え、適正な割合で適用すべき技術的な必須条件がある。

- **読み上げソフト**：視覚障がい者を対象として、画面のテキストを読み上げる。
- **拡大ウィンドウ**：読みやすくするため、テキストやイメージのあらゆる部分を拡大できる機能。

次ページに続く



公衆電話とインターネット環境 (続き)

インターネットカフェ(続き)

最後になるが、市場には以下のような、さらに高度な技術を取り入れた解決策が出ており、そうしたものも採り入れることを強く推奨する。

- **音声翻訳:** ドラゴンの「イーゼースピーク」など。キーボードをタイピングせずに、音声を直接テキストに翻訳することができる。
- **ユーザーニーズに対応したキーボード:** ショートカットキーなど。最低限のキー入力で、プログラムやアクションを実行できる代替キーボード。
- **ユーザーニーズに対応したマウス及びキーボード:** 手の動きの制約が大きい人が効率よくタイプしたり、キーボードを操作したりできるように、形を変えたキーボードとマウスがある。



表示サイン

はじめに

ピクトグラム、方向矢印、文字を用いた経路案内標識、解説標識、特定の役割を持つ標識などを活用することで、どこの国の人であっても、身体能力がどのような程度であっても、自由に、先を予測しながら、そして最も重要な点として安全に、移動することが可能となる。

多くの障がい者にとって、表示サインや方向案内板の中に国際シンボルマークが見えると、アクセシブルな施設に正しく向かっている確信を得ることができる。

アクセシブルな通路が、大部分の観客や来訪者が利用するものとは異なる場合、アクセシブルな表示サインは一層重要となる。

主な要素

表示サインの主な原則には以下がある。

- どのような表示サインにも、国際シンボルマークが使用されることが望ましい。障がい者に関しては、国際シンボルマーク、矢印、強調すべき点についての説明書きが必要である。
- トイレ（男性用、女性用、アクセシブル）などの特定エリアを強調するための表示サインは、人混みの中でも視線が届きやすいよう、床から **2,500 mm** の高さで入口のドア上に取り付ける。
- トイレのドアの表示サイン全てに、点字と浮き出し文字を付加する。
- 建物案内など各種案内板では、アクセシブルな機能・設備を、国際シンボルマークで強調して明示する。
- アラビア数字と（欧文の場合は）サンセリフ体の文字のみを使用する。Times Roman のようなセリフ（ひげ飾り）のついた書体は、視覚障がい者には細い線の部分が消えてしまい、読みにくい。
- 表面はノングレアのものを使用する。視覚障がい者には、背景が反射していたりアクリル樹脂に取り付けられているような表示サインは役に立たない。
- 頭上に掲げられた表示サインも、ほとんどの視覚障がい者には役に立たない。表示サインは、車いす使用者及び視覚障がい者にとって見やすい位置に取り付ける必要がある。
- 文字やシンボルには、表示サインの背景色とのコントラストがはっきりした色彩を用いる。背景色は単色が望ましい。
- 文字に使用する線の横縦比は **1 対 6** から **1 対 10** とし、文字の横縦比は **3 対 5** から **1 対 1** にしなければならない。
- 誘導のために通路に沿って設置される経路案内の位置標識は、統一した色彩と質感にし、目につく位置に分かりやすく取り付けるべきである。
- ネットワーク化またはデジタル化した表示サインは、フォント、フォントサイズ、色彩及びコントラストを完全に制御でき、必要に応じて内容を簡単に調整できるため、使用することが極めて望ましい。

次ページに続く



表示サイン (続き)

アクセシブルな表示サインの設置場所

屋外でのアクセシブルな表示サインは以下のような場所に設置されるのがふさわしい。

- アクセシブルなバス停留所
- アクセシブルな駐車場(用意されている場合)
- アクセシブルな会場入口へのアクセシブルな通路
- 会場内のアクセシブルな座席に通じるアクセシブルな通路
- アクセシブルなトイレへのアクセシブルな通路
- 主要な交差エリア

シンボルの大きさ

シンボルの大きさは、下表のとおり、視距離に応じたものとする。

距離	シンボルの大きさ(mm)
< 7m	60 x 60
> 7 < 18m	110 x 110
> 18m	200 x 200

文字の大きさ

文字の大きさは、下表のとおり、視距離に応じたものとする。

距離	文字の大きさ	距離	文字の大きさ
2m	6mm	15m	50mm
4m	12mm	25m	80mm
6m	20mm	35m	100mm
8m	25mm	40m	130mm
12m	40mm	50m	150mm

例

以下の写真は、適切な表示サインの例である。





補聴援助機器

はじめに

難聴は非常に人数の多い障がいタイプであるが、障がい者対応の施設設計時には見落とされることが多い。大きなイベントを開催する主催者は、ろう者のための手話通訳者に加え、難聴者のために補聴援助機器を準備する必要がある。

補聴援助機器の種類

難聴者に適したサービスの提供はろう者の場合と同じで、「例えば外国語の翻訳のように、言葉の壁を克服する時のアプローチと同じような取組みをすれば乗り越えることのできるものである」ことを主催者が留意しておけば、シンプルな課題となる。主要なセレモニー、授賞式、コミュニティ活動、その他公式イベントでは全て、補聴援助機器が必要である。

最も一般的で使いやすい補聴援助機器には以下がある。

FM ループ

大規模会場でも、一対一のサービスカウンターでも利用できる。文字の通り、低出力の FM 無線信号を特定エリアに送信するものである。音声/信号を普通のマイクで拾い、FM ループアンテナを介して送信する。利用者は特殊な受信装置、FM ラジオあるいは最近のほとんどの補聴器に付属している T スイッチで信号にアクセスできる。これらは無線周波装置であるため、FM ループ装置への見通し線が不要である。

注：FM ループは無線周波信号であるため、他の無線周波や環境状況の影響を受ける。さらに、このような信号は一般の FM 放送帯を介して受信するため、(盗み聞きされない)安全なコミュニケーションが難聴者に保証されるわけではない。

次ページに続く



補聴援助機器 (続き)

補聴援助機器の種類(続き)

受動型赤外線エミッター

直射日光の影響を受けるため、屋内での使用に適する。ユーザーとの間に見通し線が確保できるよう、室内の随所に条件や効果を勘案して配置する。どのような回線レベルの信号でも、このシステムを介して発信できる。通常、信号にアクセスするには、ユーザーは、イベントサービスカウンターで専用受信器を受け取らなければならない。

注:このような装置は一般に、話者の言葉を同時通訳する際に利用されている。難聴者には、適切な言語の受信器を用意しさえすれば、対応することができる。

字幕装置

全ての話者の言葉、音響/音声コンテンツのテキスト版として、映像のメイン画面または観客席に配置された専用スクリーンに表示する。

注:クローズドキャプションとは、テレビ、ビデオ画面で字幕を見るのに、解読装置が必要な字幕信号のこと。オープンキャプションとは、全員が見る画面に単純に文字が映し出された字幕を言う。ほとんどのIPC イベント要件では、オープンキャプションが推奨されている。

手話通訳

手話通訳はろう者、難聴者双方の役に立ち、主なセレモニー、コミュニティ活動、その他公式イベントなどで検討すべきものである。

通訳者はステージに立つか、ステージ裏で撮影してビデオ画面に送信する(できれば無地の明るい背景の前に立つ)。ステージ裏で通訳を行う場合、ステージ上で何が進行しているかを正確に表現するため、大型モニターを用意する必要がある。

会議、セミナー、その他観衆の少ない活動では、ろう者または難聴者の参加者がいる場合、当該人物が手話通訳者を同伴するか、招待の場合は主催者が手配する。

実況解説放送サービス

実況解説放送とは、視覚障がいのある参加者のために、ナレーターがイベントの状況を言葉で伝えるサービスである。利用者は受信器につないだイヤホンを通じて音声解説を聞く。この受信器は、多チャンネル仕様であれば、補聴援助機器としても利用できる。



輸送手段

概要

原則

アクセシブルな輸送は、インクルーシブな都市環境を作り出す上で、最重要な側面である。本項では各交通モードについて個別に検討しているが、これらはまとめて相互に連携したネットワークを形成し、それにより様々なアクセシブルな施設につながることで、我々が呼ぶところの「アクセシブルな施設間のシームレスな連続性」、「全ての人々にとってアクセシブルな輸送システム」が生み出される。そこでは、アクセシブルな方策が問題の解あるいは結果論として提供されるのではなく、本来アクセシビリティがシステム自体に組み込まれているものである。

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
道路輸送手段
鉄道輸送手段
航空輸送手段
海上輸送手段



道路輸送手段

乗用車及びタクシー

アクセシブルな乗用車/ミニバン、またはタクシーとするため、簡単にアクセスでき、歩行困難者が利用できるように、以下のような一定の要件を満たす必要がある。

- 車いす使用者が車いすのまま乗降できるよう、車両の側面または後部からアクセスできること
- 車内に乗り込みやすくするために、前部座席が利用者の方に回転すること
- 背の高い人が車いすに座ったまま乗り込んでも、安全かつ快適に移動できるよう頭上に十分なクリアランスがあること
- 介助者と付添者が一緒に座れるよう、車いす使用者用のスペースと通常の座席のバランスが取れていること

インフラ面の要件は以下のとおりである。

- アクセシブルな通路に接続する縁石
- 道路に降車するときの、すりつけ勾配へのアクセス
- 明るい照明
- 休憩用の椅子

乗降手段の種類

- 外付け油圧式昇降装置: 車いすのアクセスに関して、小さめの車両で最もよく利用されている装置。バンやバスの後部に取り付けられていることが多く、垂直方向の可動範囲は約 **1,000 mm**。
- 後部のスロープ板: 車両後部に車いす (**1** 台または **2** 台) のまま直接アクセスすることができる。スロープ板は油圧式で、車輪の間に降ろされる。ただし、スロープ板の勾配がきついため、ほとんどの場合、車いす使用者が乗り込む際には運転手の介助が必要がある。
- 側部のスロープ板: 今では多くのタクシーや商用車に側部乗降ができるようになっている。このタイプの車両は、車台を下げる(ニーリング)ことで自動または手動でスロープ板を道路にセットできるようになっている。

注: 車いす使用者の中には、車いすから助手席に乗り移るほうがよいという人もいる。その場合、大型車両よりもセダン型の方が適している。

長距離バス

アクセシブルであると見なされるためには、長距離バスは、車いすから降りることなく車内に乗り込めるようスロープ板を備えていなければならない。

長距離バスの場合、車内に取り付けられた油圧リフトが最もよく利用されている。側面中央部に設置されていることが多く、最低でも **2,000 mm** 持ち上がる。リフトタイプはその大きさと形状のため、車内の座席数はどうしても減ってしまう。

次ページに続く



道路輸送手段（続き）

乗合バス

アクセシブルであると見なされるためには、乗合バスは以下のような一定の要件を満たさなければならない。

- 歩道縁石に段差なく接続できるように低床車で、車高調整の仕組みがある。
- 片側または両側面のサスペンションを作動させて、縁石と同じ高さまで車高を下げられる。
- アクセシブルなドアが少なくとも **1** 箇所あること。ベストプラクティスは **2** 箇所、両方のドアをつなぐ車内通路幅最低 **800 mm** である。
- 小型のスロープ板が自動で縁石の上にセットできるか、車内から折りたたみ式スロープ板を手動でセットできるようになっていること。この方法では、バス前方のドアから直接車内にアクセスできる。

インフラ面の要件は以下のとおりである。

- アクセシブルな通路に接続する縁石のある乗降エリア
- 道路に降車するときの、すりつけ勾配へのアクセス
- 乗降エリアへのアクセシブルな通路
- 明るい照明
- 休憩用の椅子

アクセシブルな車両の技術仕様

アクセシブルな車両の主な技術仕様は以下のとおりである。

- ドア開口部高さは最低 **1,400 mm**
- 車内天井高さは最低 **1,500 mm**
- 乗降口の幅員は最低 **800 mm**
- 乗降プラットフォームの長さは最低 **1,300 mm**
- 乗降プラットフォームの幅は最低 **800 mm**
- 耐荷重は最低 **200kg**
- 推奨乗降時間は **1** 分未満
- 車いす固定装置は手動タイプと自動タイプの両方の使用を推奨

次ページに続く



道路輸送手段 (続き)

乗降ゾーン及び乗合バス停留所

- アクセシブルな乗合バス停留所は、照明、日よけ/雨よけ、及び背もたれと両肘掛けのついた休憩用の椅子が必要である。
- 全ての乗降エリアの縁石の高さは一般的な高さとして **150 mm**とし、ウルトラ・ローフロアーバスに適切に接続すべく整備する。
- 乗降部の幅は最低 **1,800 mm**、**2** 台の車いすが通れる幅に相当する。
- 乗降部全てに、車いす使用者が直接アクセスできるよう、道路から通路のすりつけ勾配へのアクセスがあること。最低で **8** 箇所につき **1** 箇所の割合で、長さを最大 **1,520 mm**とする。
- ゴミ箱、休憩用椅子、照明、時刻表などのストリートファニチャーは、通路上の歩行者の邪魔にならないよう適切に配置する。
- 点状ブロックを乗降エリアの縦方向、縁石先端から **300 mm**のところに敷設、全幅は **300 mm**以上 (**600 mm**が望ましい)
- 点状ブロックを敷設する際、表示の色彩は周辺表面と最低 **50%**のコントラストをつける。

駐車エリアの要件

駐車エリアは、駐車区画の最低 **2%** (ベストプラクティスは **3%**) を障がい者用とすべきである。障がい者用区画は、以下に近接していることにも留意した上で、利用者に最も便利な位置に設置する。

- 歩行者用出入口
- 昇降機及び傾斜路
- アクセシブルなトイレ
- 料金精算所

一般原則として、アクセシブルな車両用の駐車区画は、一般車両用区画の **1.5** 倍の広さに相当する(すなわち、一般車両用区画 **3** つがアクセシブルな車両用区画 **2** つに相当する)。駐車区画の幅は少なくとも **3,200 mm**とするのが望ましい。ベストプラクティスは **3,600 mm**。

その他の要件には以下がある。

- 駐車区画の勾配は **1/50 (2%)** 以下
- 地下駐車場のクリアランスは、車いすを屋根に載せた車両も通行できるよう、全区画で最低 **2,300 mm** (ベストプラクティスは **2,500 mm**) とすべきである。

次ページに続く



道路輸送手段 (続き)

アクセシブルな駐車場の表示サイン

光・照明の環境状態に関係なく読みやすく明瞭な進入口、出口、方向案内の表示サインを提示すべきである。アクセシブルな区画に行くにはどのレーンを進めばよいか余裕を持って判断できるよう、表示サインは駐車場の外から設置する。表示サインは場内の右左折箇所全てに設置・敷設する。

路面表示の部分も含め、路面・床面はノンスリップ仕上げとする。

アクセスに関わる国際シンボルマークを、路面・床面(標準寸法(ベンチマーク)は **750 mm²**)及び各区画の正面の表示サインに入れる。このシンボルマークは、車越しにも見えるよう、**1,500 mm**より上とする。

駐車場出口に関するアクセス対応策は、進入のものと同様、整合性があるものとする。



鉄道輸送手段

はじめに

地下鉄、LRT、鉄道など一般的な移動手段は、開催都市の効果的な移動に不可欠である。

質の高いサービスを配慮が必要な乗客全員に提供するために、鉄道当局は鉄道事業者と協力して情報・インフラ・車両へのアクセスを改善し、スタッフトレーニングを充実させ、大会に訪れる多様な人々にも、可能な限り多くの移動機会を与えなければならない。特に大会では、交通(輸送)計画と設計が、多様な人々のアクセスに及ぼす影響を精査する必要がある。

主な目標は、大会ファミリーのニーズに対応し、観客と関係者の会場までの行き来における全経路を網羅する、アクセシブルな交通(輸送)戦略の策定である。

アクセシブルな駅

鉄道駅は、配慮が必要な幅広い利用客にとってアクセシブルなインフラとサービスがなければならない。主な要素には以下がある。

- 周辺の道路、駐車場などからプラットフォームへの段差のないアクセス
- 磁気誘導ループシステムを備えた低いカウンターと印刷情報の代替形式
- アクセシブルなトイレ
- プラットホーム端部であることが分かるざらつきのある舗装
- 電車にアクセスするための可搬式スロープ板
- 車両の数段のステップを使わずに電車と直接接続できるプラットフォーム(電車とプラットフォームの間のすき間に渡す追加のスロープ板が必要になることもある)
- 電車の床面と同一レベルにまで持ち上がる車いす用のプラットフォーム昇降機(電車とプラットフォームの間のすき間に渡す追加のスロープ板が必要になることもある)。
- 電車の床面レベルに直接つながる恒設または仮設の傾斜路

次ページに続く



鉄道輸送手段（続き）

アクセシブルな車両

電車の車両は、以下のような、配慮が必要な幅広い利用者にとってアクセシブルな機能がなければならない。

- 車いすが車内に入れる適切な幅のドア
- 1車両に最低1箇所、または1編成に最低2箇所の車いすスペース(1,300 mm×800 mm)
- 車いすに座った状態でいられるエリアまで、車いす使用者が移動できるアクセシブルな車内通路。車いすエリアの近くには、同伴者用の座席があること。
- 飲食物販売エリア内に車いすスペースがあること、または販売エリアにアクセスできること
- 次の停車駅、運行情報を音声及び文字により情報提供
- 州間、地方、郊外の列車には男女共用のアクセシブルなトイレが整備されていること
- 色彩コントラストをつけた手すり
- 自動ドア

LRT 及びトラム

LRT、トラム、または地下鉄の駅及び車両の対応策は、全体としては鉄道駅及び車両のものと同じである。

例外要件はトイレ（通例これらにはトイレの設備はない）、飲食物へのアクセス、隣接する同伴者席である。

その他の対応策

オンライン予約などのインターネットを活用した交通情報の十分な対応策は、どのような身体能力を持った乗客にとっても役立つのはもちろんであるが、アクセシブルな交通ネットワークを確保する必要のある乗客に対しては決定的に重要な意味を持つ。

十分に訓練を受けたスタッフの存在が基本である。



航空輸送手段

はじめに

飛行機に乗って移動ができるというのは、専門的活動や社会活動における機会均等、インクルージョンの重要な要素である。障がい者やアクセシビリティを必要とするその他の人々は、飛行機での移動に際してはしばしば難題に遭遇している。

空港がアクセシブルであるためには、出発や到着の手続きを経るあらゆる旅客が同じレベルのサービスを受け、自立した方法で航空機のドアまで進んだり、空港を離れたりできることが必要である。これを実現するには、空港内及び周辺の旅客用通路に関して様々な対応策が適用されなければならない。

物理的バリア以外にしばしば存在する問題は、特別なニーズを申し出た旅客が、追加料金や座席の確保などで一部の航空会社と交渉しなければならないことがある、ということである。多くの利用者にとって従来の方法による航空機の乗降は問題が多い、という点を、航空会社が理解することが重要である。社会の高齢化が進み、歩行困難な人々がごく普通に見られるようになることから、この点は、航空会社が取り組むべきより重大な課題になっている。

アクセシブルな空港

駐車場

障がい者用駐車区画の幅は最低 **3,200 mm**で、ベストプラクティスは **3,600 mm**である。専用区画に必要なスペースをできるだけ切り詰めるには、**2** 区画でひとつの移動空間を共用することである。専用駐車区画は水平で、最大横断勾配は全方向で **2%**、表面は耐久性のあるノンスリップ材を使用し、アクセシブルな出入口にできるだけ近い位置に配置する。**8** 箇所につき **1** 箇所の指定区画は、車両側面に昇降機のあるバンが駐車できるようにしなければならない。バンの駐車には、全幅 **4,600 mm**必要である(昇降機分として移動ゾーンが **700 mm**広がる)。

車いす使用者は着座姿勢で移動するため、車両の後ろを通ると一層見え難くなり、駐車場では危険にさらされる。また、敏捷性が低下している人は、危険にさらされても素早く反応して車を避けることができない。したがって、出口への経路は、駐車した車の前に配置しなければならない。

指定駐車区画が歩道に直結していない場合、歩行困難者が駐車している車の後ろをできるだけ通らなくてもすむようにするのが重要である。どうしても車の後ろを通る場合、最寄りの出口またはアクセシブルな歩道まで、路面表示によりマーキングをした歩行者用経路を用意しなければならない。

指定駐車エリアの出口ドアは、歩行困難者にとってアクセシブルでなければならない。ドアにはU字型のレバーハンドルまたは「パニックバー」を取り付けなければならない。ドアクローザーは低抵抗でゆっくり閉まるものでなければならない。

次ページに続く



航空輸送手段 (続き)

アクセシブルな空港(続き)

障がい者用駐車区画は、強いコントラストの色彩を用いた国際シンボルマークを路面に明瞭に表示しなければならない(大きさは **750 mm²**)。青地に黄または白の縦型表示サインを区画の前方、**1,500 mm**以上の高さに掲示する。このような表示は対象者以外の無断使用を防ぐのにも役立つ。

駐車券の券売機

券売機はすべて、耐久性のある平坦な面に設置し、車両位置まで(縁石など)高低差のない経路で直接接続しているべきである。券売機は、最低限の手さばきで操作できるようにしなければならない。

降車ゾーン

道路交通手段の乗降ゾーンについて前述した対応策が当てはまる。歩行困難者が安全に車両に乗降するには、最低 **60 lx** の照明が必要である。また、空港に乗り入れている鉄道/地下鉄の駅は、前述のアクセシビリティ基準を遵守しなければならない。

チケット/チェックインカウンター

サービスカウンターは、全ての利用者にアクセシブル(ユニバーサルアクセス)でなければならない(本書のサービスカウンターの項を参照のこと)。チケットや搭乗券の発券に自動発券機が用いられている場合、操作部分の高さは **900 mm~1,200 mm**の基本的なアクセス要件を満たし、アクセシブルな経路に設置されていなければならない。

障がいのあるあらゆる人々には、要求に応じて、特別なチェックイン及び搭乗の介助を提供する必要がある。

ターミナル内のアメニティ

洗面所、小売店舗、サービスカウンター、キオスク、レストラン、ラウンジなどのターミナル内施設は、前述の類似施設及びサービスに関するものと同じ要件を満たさなければならない。待合スペースには車いす使用者が人々の往来を避けて車いすを停めることのできるエリアと、障がい者用に指定された座席が必要である。

情報/コミュニケーション

フライト・搭乗口情報と手荷物情報を表示するディスプレイを、車いす使用者や高齢者にとってアクセシブルな高さに設置されているようにする。

フライトスケジュールや航路情報の拡大印刷版及び音声版を提供する。難聴者またはろう者のために TDD 電話サービスを提供する。ウェブサイトが W3C のアクセシビリティ基準を遵守しているようにする。

次ページに続く



航空輸送手段 (続き)

アクセシブルな空港(続き)

セキュリティチェック

車いす使用者を対象にした一般的な方法は、携帯型の磁気探知器を利用したチェックで、他の旅客が磁気探知ゲートをくぐる場合とまったく同じでビープ音も発せられる。身体に触れてチェックするのは問題ない。ただし、チェックは同性の検査官が行い、(他の旅客に対するのと同じように)車いす使用者の尊厳を保たなければならない。

義肢を使用しているというだけで、磁気探知器にかけるために義肢をはずすよう要求できるものではない。このような要求を行うには、(そもそもその人に疑わしいところがあるといった)他の事情がなくてはならない。その場合、人工装具の着脱は、プライバシーに配慮して、アクセシブルな更衣エリアで行われなければならない。人工装具の着脱は大変困難で時間がかかることから、極めて例外的な措置であることを強調しておく。

いずれにせよ、セキュリティチェックは常に相手の尊厳を保ちながら実施すべきである。

アクセシブルな航空機

航空機がアクセシブルであり、航空会社が良質なサービスを提供するためには、以下の条件に適合しなければならない。

搭乗/降機

ベストプラクティスでは、障がい者は他の旅客よりも先に搭乗し、他の旅客に引き続いて最後に降りる。

航空機の搭乗口

搭乗口の傾斜路の勾配は、**8%**を超えてはならない。

機内用車いす

どの航空機にも、必要に応じて旅客が通路を行ったり来たりできるように、機内用車いすが用意されていなければならない。この車いすは、しっかりとクッション材が入った座面に、両肘掛けと、上半身・下半身をそれぞれ支えるシートベルト付きとすべきである。

スタッフによる障がい(者)への配慮

客室乗務員は全員、接遇・気づきのトレーニングを受け、介助が必要な旅客の介助経験を持ち合わせ、進んで手伝おうという気持ちを持っていなければならない。これには物理的に旅客を支え上げて機内用車いすや座席に座らせることも含まれる。

次ページに続く



航空輸送手段 (続き)

アクセシブルな航空機(続き)

歩行器具の保管

航空機のアクセスにおいて重要な要素に、車いす及びその他歩行補助具の保管がある。できれば、これら補助具は客室内に保管すべきである。客室内に十分なスペースがない場合、車いすは航空機の「胴体」部分に乗せ、最後に載せて最初に下ろすようにしなければならない。車いす及びその他歩行補助具は、絶対に預入手荷物として輸送してはならない。車いす及びその他歩行補助具は、旅客が空港内を自立して移動できるよう、到着時に航空機出口で所有者の元に戻るようしなければならない。

座席

座席の足元空間が狭いことが、歩行困難者にとって問題である、という点を認識しておく必要がある。さらに重要なのは、(立ち上がってストレッチをしたり通路を歩き回ったりできる他の旅客とは別の方法で)血栓や痙攣のリスクを軽減する必要がある。

したがって歩行困難者には、唯一現実に即した席である、通路側座席を割り当てる。できれば、バルクヘッド席(足元が広い席)を割り当てるべきである。

補助犬のアクセス

より支援を必要とする視覚障がい者や歩行困難者を介助するための補助犬を機内に連れて入れるようにすべきである。スタッフにとって補助犬の扱い方で最も望ましいのは、何もしないことである。補助犬には手出しをせず、単独にしておく。補助犬は何をすべきか分かっている。

可搬式ホイスト

航空会社によっては、介助なしで移動できない人(例えば四肢麻痺障がい者)の航空機への乗降を行うため、可搬式ホイストを利用していることがある。

安全及びその他の対応策

刊行物による機内安全情報の代替形式

事業者は、旅客が機内で利用する情報を代替形式でも提供しなければならない。代替形式には以下が含まれよう。

- 公開されているあらゆる情報資料の、拡大印刷版(最低 **14** ポイントのサンセリフ体、明るい背景に濃い文字色)、書式のないテキスト版、電子版
- 情報資料の音声録音媒体版
- 公開されているあらゆる情報資料の、**グレード 2***の点字版

訳者注) 英語の点字には、初心者向けの**グレード 1**、マス数を節約して触読しやすくするため縮約形を用いた**グレード 2**があり、英語点字出版物では**グレード 2**が標準的に用いられます。

次ページに続く



航空輸送手段（続き）

安全及びその他の対応策（続き）

機内案内カード

機能・設備、手順及びアナウンスなど旅客に影響を及ぼす重要な安全情報を、旅客が自ら確認できるようにするために、障がいの区分別に作成した特定の情報カードを提供すべきである。このカードには、（事業者の観点から）歩行困難、視覚障がい、聴覚障がいの3つの主要障がいグループを対象に、客室乗務員から必ず、様々な手順や機内レイアウトについて個別に簡単な説明を受けるよう促すメッセージも含めるべきである。カードには障がいグループを表す国際シンボルマークを、色彩部分の面積をある程度確保して強調するのが望ましい。以下に例を示す。



チケット及びダッシュボード（荷物入れ）に、各利用者グループに統一したカラーコードを用いれば、運営、避難及び荷役時の諸業務の助けとなる。

高齢者向けの機内案内カードも併せて用意しておくのが望ましい。



海上輸送手段

はじめに

港やターミナルに加えて船舶、フェリーがアクセシブルであるためには、視覚・聴覚障がい、歩行困難、知的障がいにかかわらず、だれでも乗船・下船し、一般に提供されているサービスが利用できるよう、一連のアメニティとサービスをシームレスに提供する必要がある。

一連のアメニティとサービスの主な要素には以下がある。

港のサービス

駐車場

本書に前述したアクセシブルな駐車場に関する対応策が、港及びターミナルの駐車場にも当てはまる。

チケット販売

チケット販売窓口は、全ての利用者にアクセシブル(ユニバーサルアクセス)でなければならない(サービスカウンターの項を参照のこと)。ドライブスルー形式のチケット販売窓口の場合、サービスを受けるのに手を横に **450 mm**以上伸ばさなくてもいいようにすべきである。

ターミナル内のアメニティ

洗面所、小売店舗、サービスカウンター、キオスクなどのターミナル内施設は前述の類似施設及びサービスに関するものと同じ要件を満たさなければならない。

情報/コミュニケーション

スケジュールや航路情報の拡大印刷版及び音声版を提供する。難聴者またはろう者のために TDD を提供する。ウェブサイトが W3C のアクセシビリティ基準を遵守しているようにする。

インフラ要件

階段を使わなくとも、船舶が直接横付けできるような埠頭を整備する(船舶と埠頭間のすき間に渡す追加のスロープ板が必要になることもある)。

船舶の床面レベルに直接つながる常設または仮設の傾斜路(及び船舶と埠頭間のすき間に渡す追加のスロープ板)を整備する。

次ページに続く



海上輸送手段 (続き)

船舶のサービス

船舶へのアクセス

多くの利用者にとって、従来の方法による船舶への出入りは問題が多かった。社会の高齢化が進み、歩行困難な人々がごく普通に見られるようになることから、対処すべきより重大な課題になっている。

船舶への自立した出入りに影響を及ぼす状況、特に乗客が車両用甲板に出入りする小型船舶のような場合、特に注意が必要である。乗組員及び港湾会社は、つまずきの危険を最小限にし、縦断勾配・横断勾配を小さくし、わかりやすく表示した乗下船ルートを整備しなければならない。

船舶のこれらエリアを担当する乗組員は、接遇・気づきのトレーニングを受け、乗船・下船で介助が必要な旅客の介助経験を持ち合わせ、進んで手伝おうという気持ちを持っていなければならない。

刊行物資料の代替形式

事業者は、乗客が船内で利用する情報を代替形式でも提供しなければならない。代替形式には以下が含まれよう。

- 乗客が普通に利用できるあらゆる情報資料の、拡大印刷版、書式のないテキスト版、電子版
- 情報資料の音声録音媒体版

船内のアメニティ

一般及び男女共用のトイレ、小売店舗、サービスカウンター、キオスク、レストラン、ラウンジなどのあらゆる船内施設は、前述の類似施設及びサービスに関するものと同じ要件を満たさなければならない。

乗客の座席

可能な限り、ユニバーサルデザインの原則を適用しなければならない。船内の座席は全て、様々な人々に対応できるものでなければならない。背もたれのない座面の高い椅子や、肘掛けやキックスペースのないベンチのようなものみの設置は望ましくない。

アクセシブルな座席は、船内の様々なエリアに設置しなければならない。車いす使用者全員をひとつのエリアに集めるのは適切ではない。歩行困難者にも、他の乗客同様、様々なエリアで座席を選択できるようにすべきである。したがって、座席エリアには、手動車いすや電動車いす使用者も利用できるよう、オープンスペースを組み込む必要がある。さらに、アクセシブルな座席の**5%**は、補助犬にも対応する必要があり、各座席にさらに**500 mm×1,300 mm**のスペースを割り当てる必要がある。

次ページに続く



海上輸送手段（続き）

船舶のサービス(続き)

フェリーにラウンジが設置されている場合、各ラウンジの座席の少なくとも**5%**は、車いすとの移乗がしやすいデザインとし、隣にオープンスペースを設けておかなければならない。オープンスペースは補助犬が伏せられる十分な広さにすべきである。座席は、表示サインを用いて障がい者用であることを明示しなければならない。

床からの座面高さは最大 **480 mm**とし、概ね奥行き **420 mm**、幅 **420 mm**とする。

船内の安全対応策

機能・設備、手順及び船舶付属施設など旅客に影響を及ぼす重要な安全情報を障がい者向に周知するために、特定の船内案内カードを提供すべきである。このカードには、歩行困難、視覚障がい、聴覚障がい者のための対応策を含めなければならない。また、乗組員から様々な手順や船内レイアウトについて個別に簡単な説明を受けるよう促すメッセージも含める。カードには障がいグループを表す国際シンボルマークを、色彩部分の面積をある程度確保して表示するのが望ましい。以下に例を示す。



チケット及びダッシュボード(荷物入れ)に、各利用者グループに統一したカラーコードを用いれば、運営、避難及び荷役時の諸業務の助けとなる。

高齢者向けの船内案内カードも併せて用意しておくのが望ましい。



第3章 アクセシビリティトレーニング

概要

はじめに

本章は、サービス提供を首尾よく行うための必須要素であるアクセシビリティトレーニング及び接遇・気づきのトレーニングについて、その特徴、内容及び実施手順について述べたものである。個人の態度、コミュニケーション上のバリア、さらに誤解や思い込みは、建築物における構造的な障壁よりも深刻なバリアを生み出しかねない。それを防ぐには、こうしたトレーニングが重要である。

トレーニングの主な受講者は、OCOGのスタッフと大会ボランティアである。トレーニングは次の3段階で実施される。

1. 障がい者に対する一般的な接遇トレーニング
2. 大会/任務別のアクセシビリティトレーニング
3. 会場固有のアクセシビリティトレーニング

本章では、それぞれの段階について、内容、トレーニングプログラムの組織、実施方法/手順を説明する。

トレーニングの目的

アクセシビリティトレーニングと接遇・気づきのトレーニングは、大会に従事する全ての人が、この分野の業務及び障がいのある人への理解を深め、接客スタッフへの障がいに関する啓発を行うことを目的とする。

トレーニングは、他の多くの来場者に対する接遇トレーニングの一環として設定すべきであり、トレーニングの参加者が、障がい者に対する基本的な「気づき」と接遇の知識を自らの役割分担の中に位置づける上でのツールとなり、かつ自信をもたらすものでなければならない。

トレーニングは、障がいのある全ての人にとって質の高い大会体験を保証できるよう、効果的かつ文化的に適切であり、実践知識の向上に焦点をあてたものでなければならない。

内容

本章には以下のテーマが含まれている。

テーマ
接遇(エチケット*)・気づき(アウェアネス*)トレーニング
大会/任務別のアクセシビリティトレーニング
会場固有のアクセシビリティトレーニング

訳者注)エチケット(etiquette)とは、礼儀作法などの意味であるが、ここでは相手に敬意をもって適切に対応するという意味で「接遇」としました。

訳者注)アウェアネス(awareness)とは、気づいていること、自覚、認識などの意味であるが、ここでは障がい理解のトレーニングなどの際に使われる「気づき」としました。



接遇・気づきのトレーニング

説明

アクセスやインクルージョン実現の妨げとなり得る態度やコミュニケーションのバリアが、固定概念や誤解から生み出されることがないように、OCOGは、大会に従事する全ての人に、期待に応える質の高いトレーニングを計画し、実施しなければならない。

トレーニングの範囲

全てのスタッフが、障がいのある市民や職場の同僚、障がいのあるスポーツ選手と触れ合う。そのため、有給スタッフ・ボランティアを問わず全ての大会関係者は、その地位や立場に関係なく、障がい者への接遇に関する何らかのトレーニングを受ける必要がある。

スタッフが類似トレーニングの受講経験がある場合でも、再確認の意味でこのトレーニングを受講すべきである。

トレーニングの内容

障がいのある人は、障がいのない人と同じサービスを必要としている。障がい者に対する接遇トレーニングは、相手にとって良いサービスとは何か、求められたサービスを提供することの重要性を取り上げたものである。相手が何を欲しているかを理解するには、障がいではなく、その人自身に関心を持たなければならない。

トレーニングのテーマ

効果的なトレーニングの主なテーマは以下のとおりである。

障がいではなく、その人自身に注意を集中する

人々は、障がい者である前にまず人であり、それ以外の何者でもない。重要なのは常に相手その人自身であり、障がいの中身ではない。

まず何をおいても相手を理解する

大会は、障がいのある選手、障がいのある観客、障がいのある大会関係者、障がいのあるボランティア、市民としての障がい者と出会う環境であることを認識することが必要である。こうした人々のニーズは異なるかもしれないが、それに対するアプローチは常にひとつである。

障がい者に対して同情せず、相手の人格を尊重する

ここで出会う障がい者は、一緒に働く同僚であり、すばらしいひと時を過ごす観客であり、あるいは技を競い合う選手である。自身の障がいを気に病んで、同情してほしいと思うような人ではない。

次ページに続く



接遇・気づきのトレーニング (続き)

トレーニングのテーマ(続き)

障がいのある人全てが車いすを使っているわけではない

人口の **10%**は障がいがあるが、恒久的な車いす使用者はそのうちの約 **4%**程度である。一口に障がい者といっても様々な障がいがある。例えば視覚障がい者、歩行器具や杖を使用する歩行困難者、あるいは学習障がい者がいる。さらには、関節炎や聴覚障がいなど「目に見えない」障がいのある人々もたくさんいる。

コミュニケーション

どのようなクライアントに対しても、支援する際には十分なコミュニケーションが重要である。とりわけ聴覚障がいや視覚障がいのある人への対応では重要度が増す。

障がいのある人に応対するとき

- 必ず直接対応する。
- 障がいのある人について話題にするとき、同伴者に向かって話さない。
- 障がいのある人に応対するときは、相手に敬意ある態度で接する。

聞くとき

- 学習障がいまたは言語障がいのある人の場合、相手に理解してもらうのに通常よりも時間がかかる場合があることを認識しておく。
- たとえ学習障がい者または言語障がい者であっても、相手の話を遮ったりしない。
- 車いす使用者に対する場合、見上げることで車いす使用者の首に負担がかからないよう一步下がる。
- 相手の話すことに辛抱強く、注意深く耳を傾ける。
- 一度聞いてわからなければ、ちゅうちょせず繰り返すよう頼む。または、相手が話そうとした内容を復唱して、きちんと理解しているか確かめる。

話すとき

- 聴覚障がい者は、読唇する必要があるかもしれない。その場合、顔をまっすぐ相手に向け、話すときは口元を手で覆わない。
- 明るすぎる太陽光や影は顔の表情をぼかし、読唇を難しくすることがあるので注意する。
- 相手が特に大きな声で、あるいはゆっくりと話すよう要求しない限り、普通のスピードと声音で明瞭に話す。必要であれば、静かな場所に移動したり、ドアを閉めたりする。

次ページに続く



接遇・気づきのトレーニング (続き)

トレーニングのテーマ(続き)

- 単刀直入で、短い文にする。
- 相手が理解していない時は、ちゅうちょせず繰り返して言う。言い方を変えてみて、相手が理解してくれたかどうか確認する。
- 一部の聴覚障がい者や学習障がい者には、言いたいことを明確にするために身振り手振り(ジェスチャー)を交えるとよい。方向を示す時は地図を用いるのも有効な手段である。
- 理解してもらえない時は、筆記用具を用いてのコミュニケーションを提案する。
- 肯定文を使うようにする。例えば「座席をお探しではないでしょうか」ではなく、「座席をお探しですか」と言う。

障がい者を支援する

- 援助が必要なことはほとんどないが、もし要求されたら、何をすべきで、何をすべきでないかを理解することが不可欠である。
- 障がいがあるからといって、障がい者が支援を必要としていると決めてかからない。
- 苦勞しているように見えても、本人にとっては単に自分のペースと方法で、問題ないと認識しているかもしれない。必ずまず尋ねてみて、手伝いが不要という返事であれば、言葉とお受け取る。支援を押し付けたり、申し出を断られても怒ったりしない。
- 本人の許可を得ることなく、障がい者や歩行器具に触らない。無断で触れることは無作法であるだけでなく、障がい者のバランスを損なう可能性がある。
- 先を見越して、援助が必要だと判断すればそれを申し出る。
- 障がい者が座席エリアや会場内の他の施設で支援を必要としている場合で、もし持ち場を離れることができない時は、チームリーダーに連絡し応援を求める。

車いす使用者へのサポート

- 車いす使用者が支援を求めてきた場合、目的地がどこかを尋ねた上で、一言声を掛けてから車いすを押し出す。

視覚障がい者を支援する

- 視覚障がい者を誘導する場合、肘を持ってもらい、自分の横を並んで歩いてもらう(盲導犬を伴っている場合は、1人で歩く方がよいというかもしれない)。
- 常に、「あと少しで傾斜路を降ります」、「階段に近づいています」などと、現在地を知らせる。
- 目的地に到着したら、どこに着いたかを知らせる。他のスタッフが援助を引き継ぐ必要があるかどうか尋ねなければならない。
- 盲導犬を伴っている場合、役目から気を散らさないように犬には触れない。

次ページに続く



接遇・気づきのトレーニング (続き)

用語

用語について、明確な指示と情報を提供することが重要である。これは、スタッフ全員が、尊厳をもった同じ最新の用語を用い、「一体的な」アプローチを図るためである。

経験を積んでいて「障がい者の人権・平等に関して十分な訓練を受けた人」と共に、このテーマについて大会全体のアプローチを策定する。

トレーニングの実施方法

何万もの人々をセミナーや講義を通じて訓練するのは困難かもしれない。

従業者全員のトレーニングを行うことのできる、地元の指導者を育てる「トレーナーのためのトレーニング」プログラムが強く推奨される。

「トレーナーのためのトレーニング」プログラムに加えて、個人学習キットも開発する必要がある。これは、オンライントレーニングや DVD のような、個人が都合のよい時にアクセスできるツールで、従業者はこれらを利用して自宅でトレーニングを受けられる。

このようなツールは、全スタッフに提供する印刷媒体や、その他資料で補足するのが望ましい。



大会/任務別のアクセシビリティトレーニング

説明

このプログラムは、障がいのある市民や同僚あるいは障がいのある選手のいずれかと、直接にそして頻繁に接する機会のあるスタッフ全員を対象とするのが望ましい。

スタッフが類似のトレーニングを受講した経験があっても、再確認の意味でこのトレーニングを受講すべきである。

トレーニングの内容

このプログラムは、一般的な接遇・気づきのトレーニングのテーマを取り上げる必要がある。ただし、ここでは、主要テーマについて、障がい者との交流の実践や質疑応答を行うよう奨励すべきである。

障がい者との交流の実践は、大会に直接関連する主要テーマについてのロールプレイング、クイズ、質疑応答などで実施できる。特にマネージャーやチームリーダーが、大会期間中のサービス実施に関連した質問を行うよう促す。

トレーニングプログラムの構成

実地のプレゼンテーションやデモンストレーションを交えたセッションは、最適の方法である。

このためには、経験を積んだ「障がい者の人権・平等に関して十分な訓練を受けた人」が、各部門の責任者とチームリーダー、またはこの任務のための「特任」指導者グループを対象にした「トレーナーのためのトレーニング」プログラムを構築するのが望ましい。このプログラムは、チームリーダーやマネージャーを通じてスタッフまで、恐らくDVDや資料も活用して、段階的に実施することができる。

このような方法により、トレーニングは大会従業者全員に、一貫性のある確かなメッセージを浸透させることができる。



会場固有のアクセシビリティトレーニング

説明

このプログラムは、障がいのある市民や同僚、あるいは障がいのある選手のいずれかと直接接する機会の有無に係わらず、会場にいるスタッフ全員を対象とすべきである。

スタッフが類似トレーニングを受講した経験があっても、再確認の意味でこのトレーニングを受講すべきである。

トレーニングの内容

このプログラムは、引き続き、一般的な接遇・気づきのトレーニングのテーマを取り上げる必要がある。ただし、ここでは、障がい者や歩行能力が低下している人々のための主要施設の詳細のみならず、その他の会場施設やサービスも取り上げる必要がある。

このプログラムでは、アクセシブルな施設・設備やサービスの見学、サービス利用の手順に関するアドバイス、非常時の障がい者の避難誘導、会場固有の考え得るシナリオを組み入れるのが望ましい。

トレーニングプログラムの構成

各部門の責任者とチームリーダーは、アクセシビリティを評価できる専門家と共に、会場のサービスと施設の評価を行う。その後、各部門の責任者とチームリーダーが、関係するスタッフ全員を対象に、アクセシブルな施設とサービスに関する簡単なセッションを開く。



第4章 大会の要件

概要

はじめに

本章では、大会を成功裡に運営するために、開催都市と OCOG が定めるべき設計基準、運営上の検討事項、並びに実践の詳細を示す。

説明

大会運営にあたっては、大会と様々なサービスに直接的、間接的にかかわる施設が、大会ファミリーを構成する全てのグループと大会従業者にとってアクセシブルであることが必要とされる。

大会全体の課題

パラリンピック大会では、一部クライアントグループ(例えば選手)で障がい者の割合が高くなっているが、アクセシビリティのニーズに対応することが、オリンピック、パラリンピック両方に係わる大会全体の課題であることは強調されなければならない。

運営面での確かさ

大会のアクセシビリティは定まったものではなく、運営上のニーズに対応すべきものである。例えば、パラリンピック大会の開会式では、利用が増えることを想定して、選手の集合・待機エリアとスタジアムの式典エリア近辺にアクセシブルなトイレを追加することが必要である。

内容

本章には以下のテーマが含まれている。

テーマ
大会のインフラストラクチャー
ファンクショナルエリアの運営に関する配慮
アクセシビリティ確保のための取り組み



アクセシビリティを進めるための協議体とスケジュール

概要

はじめに

大会の準備と開催に向けた OCOG の仕事は、単に過去の大会に基づくガイドラインや手順に従うものではない。むしろ、それは長い期間積み重ねられ、そして大会関係者によって受け継がれることによって得られた知識と「気づき」を伴う、長期間にわたる学習の蓄積である。

同様に、アクセシビリティの保障も、ガイドラインを守りチェックリストにチェックマークを入れていくような単純なものではない。真にアクセシブルでインクルーシブな大会を実現するには、広範囲に及ぶ継続的な協議プロセスと多面的な検討が必要である。

このプロセスは、一方では OCOG 内での大会計画プロセスを通して、他方では OCOG、関連する開催都市、公共機関及びその他機関との間で進める必要がある。

このプロセスには以下の項目が含まれる。

- 会場開発プロセス及び運営の計画・実施段階における専門家によるレビュー（外部専門家の関与も想定した、OCOG 内の専任者チームの設置など）
- 関係団体（例えばアクセスコミッティ）と障がい者との協議
- アクセシビリティ専門家など第三者による承認

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
アクセシブルな会場の建設に関する協議
アクセシブルな運営についての協議
アクセシビリティに関する公共機関との調整



アクセシブルな会場の建設に関する協議

説明

アクセシビリティ遵守のためのプロセスは、大会インフラのコンセプト形成段階からすでに始まっている。OCOG 及び開催都市は、適切なリソースとアクセシビリティについての専門的な助言を求めて把握し、会場建設におけるすべての段階でそれらのリソースを活用すべきである。

入札プロセスへの関与

OCOG 及び関係都市/公共機関は、アクセシビリティ確保に関する基準を会場建設業者及び改修業者の入札要件に含めなければならない。そのためには、以下を入手しなければならない。

- 競技施設のアクセシビリティに関する国際的なベストプラクティスの事例
- 過去の大会の会場デザイン
- 有識者の専門的助言
- アクセシビリティに関するマニュアルや刊行物(本書など)

これらの資料で明らかになった仕様は、各種入札の評価のための品質基準に不可欠な要素であり、最終契約には契約要件として含めるべきものである。

コンセプト及び計画案のレビュー

各種会場の建設や改修のコンセプトデザインが出来上がり、工事に着手する前の段階で、各種プロジェクトのアクセシビリティが遵守され、またよりよいものにするため、レビュープロセスには専門家やコンサルタントが関与すべきである。

レビュープロセスは、1 回限りのものではない。逆に、すべての段階において、アクセシビリティ遵守の観点に基づく修正は重要である。会場デザインの変更はどのようなものであっても、「承認済み」とするにあたっては、アクセシビリティ遵守の観点を踏まえるべきである。

大会会場の建設・改修のためのコンセプトデザイン作成時、及び工事着工前に、全ての会場に共通するアクセシビリティに関する要素をわかりやすく示したモデル会場のようなものを先行建設することも検討すべきである。

プロジェクト実施状況のモニタリング

会場建設中、そして OCOG で進行中の運営計画プロセスと並行して、承認済みのデザインを建設に当たって実現させるために、入念なモニタリングを頻繁に行うべきである。多くの場合、アクセシビリティ対応規定の実施は、特にアクセシビリティに関する法律の整備が遅れているところでは、計画どおりに進められていない。

こうした理由から、OCOG は、特に会場の建設・改修工事現場の視察を中心とした業務を、経験のある専門家に委託するか、そのためのアクセシビリティ作業部会(次項参照)を設置するのが望ましい。

次ページに続く



アクセシブルな会場の建設に関する協議 (続き)

ユーザーグループの現地確認とテスト

程度に関わらず何らかの身体、視覚、聴覚、知的障がい等のある利用者に対応できるアクセシビリティ基準が適切かどうかのテストを、さまざまな種類の障がいのある利用者が参加して現地で実施することが重要である。

このテストは、会場で活動する多様な障がいのある人の流れを想定する形で行われるべきであり、またテストで明らかになった問題点を施設面もしくは運用面における改善で解決するために要する時間を考えれば、十分に早い段階で実施するのが望ましい。

アクセシビリティの最終承認

テストの実施後、また改善が行われた場合には必ず、アクセシビリティの観点から見た会場の適合性について、第三者的なアクセシビリティ専門家による最終的な承認を得るべきである。



アクセシブルな運営についての協議

説明

運営計画は、大会の3年前から始まる継続的なプロセスであり、その過程で OCOG は、確実に効率的な大会を開催できるよう、基準や概念を中心とした組織から、現場対応を中心とした組織へと変化する。

パラリンピック計画とアクセシビリティ計画

パラリンピックの運営計画は単なるアクセシビリティ計画ではない。障がい者のニーズに対応する計画は、パラリンピックの課題であるだけでなく、オリンピックの課題でもある。そのため、アクセシビリティ計画は、運営計画のあらゆる局面で取り込まなければならない。しかしパラリンピック大会におけるアクセシビリティのニーズは、オリンピック大会の場合に比べてはるかに高い。したがってアクセシビリティ計画を効果的なものとするには、その大部分は、もっとも要望の高まるパラリンピック大会における参加者のニーズを基にすべきである。

アクセシビリティ作業部会

このプロセス全体を通じ、「アクセシビリティ作業部会 (AWG*)」と呼ばれる、外部専門家の関与も想定した、専任の専門家チームを OCOG 内に設置すべきである。また、このチームが運営計画のプロセスにかかわり、作成される計画のなかでアクセシビリティ基準が確保されているようにすべきである。AWG はアクセシビリティの専門家が主導し、統括/現場管理、会場運営、イベント/観客サービス、競技及びパラリンピックの各部門の代表者が参加すべきである。

運営計画中の役割

AWG の任務は、オリンピック・パラリンピック会場の運営面でのアクセシビリティを確保することである。その役目には以下が含まれよう。

- 作成されつつある会場のデザインや計画について、障がいのある利用者のアクセスの観点から評価
- 会場計画チームのための、特定のガイドライン、解決策、配慮事項の策定と提案

オリンピック及びパラリンピック両方の運営計画プロセスで明らかになった、必要な全ての修正とチェックの実施を促進する。

パラリンピック運営の作業部会

パラリンピック大会の運営計画では、本マニュアルの目的のために「パラリンピック運営作業部会 (POWG*)」と呼ばれる専門家集団を編成すべきである。グループには、パラリンピック運営とアクセシビリティについての有識者と、会場運営、統括/現場管理、式典対応(プロトコルサービス)、競技、報道業務、イベント/観客サービス各部門の代表者が参加すべきである。

訳者注)AWG とは、Accessibility Working Group の略でアクセシビリティ作業部会としました。

訳者注)POWG とは、Paralympic Operations Working Group の略でパラリンピック運営作業部会としました。

次ページに続く



アクセシブルな運営についての協議 (続き)

運営計画プロセスのなかでの協働

アクセシビリティとパラリンピック業務に専門的知識を有する人材は、AWGとPOWGをそれぞれ率いると同時に両作業部会のメンバーでもある。両作業部会に参加する各部門の代表者についても同様である。

AWG及びPOWG（これら部会が設置されない場合は、各部会の雇用、または業務委託した専門家）は、各種運営計画サイクルにおいて、モデル会場での予行練習、人員計画、詳細な会場計画、緊急事態対応計画、会場の移行計画、状況に応じた運営の練習など、特別な役割を果たすべきである。



アクセシビリティに関する公共機関との調整

説明

大会におけるアクセシビリティは、会場のことだけに限らない。開催都市において互いに関係したサービスとインフラのネットワークのすべてが、本書に記載されている標準や基準を満たす必要がある。それが満足されて初めて、何らかの役割を持ったすべての人々（観客、来訪者、開催都市の住民を含む）が、自由に参加し、イベント、晴れやかな雰囲気、開催都市のホスピタリティを楽しむことができる。

したがってアクセシビリティの確保は OCOG のみの任務ではない。行動や役割が一貫性、継続性及び持続可能性を備えるためには、開催都市や公共機関と OCOG 全ての広範囲にわたる協力が必要である。

調整体系

アクセシビリティ関係の業務や方針の計画と実施には、任務と意思決定権が明確にされ、体系化された責任主体が必要である。開催都市それぞれに行政機関が異なり、組織の構成も様々である。しかし開催都市の細かな状況がどうあれ、必要とされる組織が 3 種類ある。

アクセシビリティ遵守のためのコントロールグループ

このグループは、主要な決定と成果物の承認に責任を有する。政府、開催都市、OCOG の幹部で構成され、大会のあらゆる重要局面でこの役割を果たす。

アクセシビリティ遵守のためのワーキンググループ

このグループは、アクセシビリティ関係の業務の実施を計画・調整及びモニターに責任を持つ人々で構成される。アクセシビリティ専門家や OCOG のコンサルタント、都市のアクセシビリティを管轄する市の当局、政府機関などが含まれる。

アクセシビリティ遵守のためのレファレンスグループ

このグループは、消費者/利用者としてのアドバイスとフィードバックを提供する。あらゆる障がい者グループで構成されなければならない、計画実施のキーポイントで会合を開き、進捗状況を検討し、適宜アドバイスすべきである。

アクセシビリティ委員会

開催都市のアクセシビリティ確保の範囲とニーズに、あらゆる機関、当局及び OCOG の主要部門を関わらせるため、アクセシビリティ諮問グループを設置することもできる。

次ページに続く



アクセシビリティに関する公共機関との調整 (続き)

アクセシビリティ委員会(続き)

委員会のメンバーは、各機関がそれぞれ果たすべき活動に関して、前述の作業グループの計画を具体化することが可能でその権限を与えられている利害関係者の適切な幹部でなければならない。

この委員会には以下の組織の代表者が含まれよう。

- OCOG の各部門及び担当
- 市当局:福祉、交通局、地方委員会
- 政府機関:運輸、公共事業、保健衛生、福祉、公安、スポーツ、文化、開発など
- 障がい者を代表する各種団体
- 国内パラリンピック委員会

アクセシビリティ委員会の役割は以下の事柄でなければならない。

- アクセシブルなインフラとサービスのつながりを確保するために、関与が必要な分野すべての分類と整理
- 大会の準備段階に応じた、介入の進捗状況の評価と優先すべき事項の提案
- なすべき事を明確化するための、各種機関への役割と行動の割り当て、並びに協働の促進



大会のインフラストラクチャー

概要

はじめに

この項では、大会を開催する会場の建設に関する基準及び考慮すべき事柄について、説明と詳細を述べる。

そのため、会場を以下のように分類した。

1. 競技会場(屋内、屋外、道路)
2. オリンピック・パラリンピック選手村
3. 非競技会場(公式ホテル、MPC*、IBC*、資格認定会場、空港など)

この項では、会場を全体*として捉えている。そして、既存・新設会場についての特徴や違いだけでなく、常設・仮設会場について、またオリンピック施設全体(移動手段系を含む)についての特徴や違いに関する説明も含まれる。

それぞれの会場の条件として述べられている設計基準は、既存または仮設会場であっても、妥協または変更されるべきではない。しかし既存または仮設会場とオーバーレイにおいて克服しがたい困難に遭遇した場合、その困難の評価と代替案の承認、またはどうしてもやむを得ない場合の基準の適用免除は、アクセスアドバイザーグループが行い、最終的にはIOC及びIPCが責任を持つ。

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
競技会場
オリンピック・パラリンピック選手村
非競技会場

訳者注)MPCとは、Main Press Centerです。

訳者注)IBCとは、International Broadcast Centerです。

訳者注)個々の会場だけではなく、各会場までの経路計画も含めた全体としました。



競技会場

はじめに

競技会場の主要要素は、大会を構成するすべてのグループが、何の支障もなくそれぞれの役割を効果的に果たしたり、競技を楽しんだりできるものでなければならない。どの競技会場にも適用される設計基準(第2章に詳述)は、どのような競技にあっても競技会場を大会開催にふさわしいものとする。以下に挙げる会場の主要エリアは、会場を移動する構成員グループの流れに従っている。それぞれの会場エリアについて、アクセシビリティ確保のために適用すべき原則が述べられている。

運営面でのアクセシビリティ

競技会場におけるアクセシビリティは、固定的ではなく、運営上のニーズに対応して変化する。例えば、車いすバスケットボールの決勝戦では、同じ競技(車いすバスケットボールのみ)の選手が同じ場所で一緒に観戦できるよう、選手用のアクセシブルな座席を追加する必要がある。スタジアムの他のエリアの座席を利用すると、昇降機の輸送能力に依存しすぎることになるとともに、チケットを購入して入場した観客や観戦に来た他の競技選手の座席を奪うことになる。

輸送車両の降車地点

大会関係者用のすべての輸送車両の降車地点は、移動距離をできるだけ短くするため、可能な限り座席エリアに近いところに設ける。降車地点からの移動距離が **500m** を超える場合、または経路に急な傾斜路がある場合、移動になんらかの制約のある人々のために、降車地点と会場入口の間に移動手段が確保される必要がある。移動手段としては、例えばゴルフカート、低床シャトルバスなどが考えられる。

全盲者を含む視覚障がい者が一人で移動できるよう、主要輸送アクセスポイントと各会場の一般出入口の少なくとも **1** 箇所(できれば主要出入口が望ましい)をつなぐような、なんらかの手段を提供する(例えば点状ブロックなど)。

駐車場及び乗降ゾーン

会場の駐車場及び乗降ゾーンは、大会を構成するすべてのグループそれぞれの役割に応じて、全競技会場において計画すること。

次ページに続く



競技会場（続き）

駐車場及び乗降ゾーン（続き）

通例では、観客用駐車場は準備されない。ただし、パラリンピック大会では、特にアクセシブルな交通手段が適切に整備されていない会場については、障がい者用の駐車場が検討されるべきである。このためには、駐車場の予約システムが必要になるだろう。

駐車場エリア

大会を構成するグループそれぞれを対象とした駐車場エリアには、ニーズに応じた、アクセシブルな車両のための適切な空間が確保されなければならない。それらは第2章「技術仕様」の各設計基準を満たすこと。

観客用駐車場エリアを設ける場合には、最低でも駐車区画の **3%** が障がい者用に用意されなければならない。これら区画は以下の施設・設備に近いことを考慮した上で、利用者に最も便利なところに配置する。

- 歩行者用出入口
- 昇降機及び傾斜路
- アクセシブルなトイレ
- 料金所

乗降ゾーン

乗降ゾーンは、水平または路面勾配が緩やか（最大 **2%**）な場所に設けられなければならない。アクセシブルな低床バスが投入される場合、すりつけ勾配を設けた歩道または仮設の傾斜路と乗り場が準備される必要がある。乗降ゾーンの設計については、第2章「技術仕様」の要件に従わなければならない。

表示サイン

いかなる照明・採光の状態であろうと読みやすい、明瞭な進入口、出口、方向案内の表示サインが準備されなければならない。これらの表示サインは、駐車場の外から設置を開始し、アクセシブルな駐車スペースに行くにはどのレーンを進めばよいか、利用者にタイミング良く情報を提供すること。表示サインは、駐車場内の右左折箇所全てに設置する。路面の仕上げ、シンボル、及び位置の詳細については、第2章「技術仕様」を参照のこと。

駐車場出口のアクセスは、駐車場入口のものと同様、かつ整合したものとする。

次ページに続く



競技会場（続き）

会場入口

大会においては、大会を構成するグループそれぞれに異なる入口が用意されている。これらの入口はすべて、運営上のニーズを考慮しアクセシブルなものとする。選手用入口には、特別な配慮が必要になる。これは、パラリンピック大会においては需要がきわめて高くなる可能性があるためである。会場計画のプロセスにおいて、両方の大会のいずれにあっても適切な選手用入口が用意されなければならない。アクセスという観点からすれば、それはなによりもまずパラリンピック大会のニーズに応えるものでなければならない。

チケットオフィス

第2章「技術仕様」(アクセスと移動経路)に概略されているように、以下のものが用意されなければならない。

- アクセシブルな行列エリア
- アクセシブルなカウンターの高さと幅
- 車いす使用者がカウンターにアプローチする際に移動の妨げとなるような段差やその他の障害物は存在しないこと
- チケットオフィスのグループごとに、聴覚障がい者のための補聴援助機器を設置すること

出入口

入場規制のある出入口には以下が含まれる。

- スタッフの出入口
- チケットを持った観客の入口
- IDを確認する場所(その他の大会を構成するグループの入口)
- 出口

スタッフの出入口に通じる経路は、アクセシブルでなければならない。スタッフの出入口エリアは、車いす使用者であるスタッフが車いすを操作して出入りできる広さがなければならない。

入場規制のある観客用出入口はすべてアクセシブルでなければならない。観客用の全入口のそれぞれにおいて、少なくとも1つのゲートは、最低幅を **1,000 mm** とし、そこには磁気探知器を設置しないものとする。このゲートのセキュリティチェックは、携帯型磁気探知器で行う。

出入口のすべてがアクセシブルとはなっていない場合、アクセシブルな出入口は、アクセスに関する国際シンボルマークを用いて、遠くからでも見えるように明瞭に表示しなければならない。そのような場合、すべてのアクセシブルでない入口には、もっとも近いアクセシブルな入口までの経路を示す方向指示が必要である。

移動経路

すべての主たる歩道及び歩行者空間、またそれ以外でも多くの人々が利用すると予想される場合には、最低幅員 **1,800 mm** (車いす **2** 台が通行できる幅)、最大勾配 **1/20 (5%)** としなければならない(これは、**5m** の高低差を解消するのに、踊り場を含めると全長 **120m** の通路が必要ということである)。



競技会場 (続き)

歩行者空間(続き)

第2章「技術仕様」(アクセスと移動経路)の要素全てを満たさなければならないが、特に以下の事柄は重要である。

- つまずきの危険源をなくすこと。
- 表面は滑りにくく、光を反射しないこと。
- 歩行者の往来が激しいエリアにある通路は、最低幅員 **1,800 mm**とし、少なくとも **2** 台の車いすが行き来できなければならない。
- 傾斜路(及びすりつけ勾配)は、設計要件のベストプラクティスである **1/20(5%)**を満たさなければならない。この標準勾配は、主要な全ての出入口及び施設では必須である。この標準勾配の変更は、**1/20**の標準勾配とすることが不可能である、もしくはそうすることによって容認しがたい危険が生じるという正当な理由がある場合のみ、例外的に検討され得る。パラリンピック大会会場に関してのこのような例外措置は、IPCの承認を得ることを条件とする。二次的または補助的施設については、最大で **1/14** が容認されるが、これも **1/20**の標準勾配を確保できない場合のみにおいてである。
- 傾斜路を設ける場合、傾斜路を歩いて上り下りするのが困難な人のために、階段を隣接して設けなければならない。
- 階段は、ベストプラクティスの設計要件を満たさなければならない。

ファンクショナルエリア及びサービスエリア

それぞれの構成グループは、競技会場で様々な役割を果たす。全グループが以下のいくつかまたは全ての事を果たす: 作業する、審判をつとめる、リラックスする、ウォームアップする、競う、更衣する、シャワーを浴びる、観戦する、商品を買う、サービス(飲食物、医療、情報、トイレ)にアクセスする、など。これら全てを可能とするためには、それぞれのエリアやサービスにアクセスできるよう、以下の事柄が用意されなければならない。

出入口及びドア

- ドアの有効幅は、アクセシブルな設計要件を満たさなければならない。ある特定の競技会場では、選手の準備エリアのドア幅は、競技用車いすに乗った選手が出入りできるよう、**1,000 mm**まで広げる必要がある(会場設計基準に関するテクニカルマニュアルを参照のこと)。
- ドアはすべて、建築基準法や消防法に抵触する場合を除き、単独で操作できるものとする。開き戸の場合は、プッシュプレート(押し板)を取り付ける。
- 設計の詳細については、第2章「技術仕様」の「ドアとドア周辺部」の項を参照のこと

次ページに続く



競技会場 (続き)

ファンクションエリア及びサービスエリア(続き)

エレベーター及び昇降機

傾斜路では対応できない高低差のある会場エリアにアクセスするためには、昇降機が必要である。昇降機は、最低基準を満たす必要があるが、施設のニーズにも対応したものでなければならない。したがって、使用頻度の低い昇降機の最低寸法は **900 mm × 1,200 mm** であるが、ベストプラクティスは **1,700 mm × 1,500 mm** であり、競技会場のように一般の利用者が頻繁に利用するエレベーターは、寸法の要件はさらに広く、**2,100 mm × 1,500 mm** でなければならない。その他のアクセシビリティ基準(操作パネル、ドアの操作、音声案内など)については、第2章「技術仕様」の「エレベーターとエスカレーター」の項を参照のこと。

トイレ

すべてのトイレエリアに、それぞれ少なくとも **1** つアクセシブルなトイレが設置されなければならない。これは男女共用でなければならない。これが満たされていれば、追加のトイレ/便房は、男女別のエリア内に設置することができる。アクセシブルなトイレの最低基準については第2章「技術仕様」を参照のこと。

サービスカウンター

サービスカウンターは、第2章「技術仕様」の「家具、カウンター、サービスエリア」の設計要件を満たさなければならない。

表示サイン

すべてのアクセシビリティに関連する表示サインは、明瞭で読みやすく、文字に加えて、適切な国際シンボルマークやピクトグラムを組み入れたものとすべきである。表示サインは一定間隔で設置し、また方向が変わる主要点には必ず設置する。輝度コントラスト*は最低 **30%** とする。設置高さ及び文字の大きさを含めた表示サインの仕様は、第2章「技術仕様」の「刊行物とコミュニケーション」の項に記載されている。

電話

公衆電話をあらゆる人々にとってアクセシブルにするためには、ボタンと受話器までの標準高さをすべての利用者にとってアクセシブルな **1,200 mm** にするか、またはすべての公衆電話エリアで少なくとも **1** 台を車いすでアクセシブルなものとし、国際シンボルマークを用いて明瞭に識別できるようにしなければならない。仕様の詳細は、第2章「技術仕様」の「刊行物とコミュニケーション」の項に記載されている。

訳者注) 輝度コントラストは、Michelson コントラストに基づき記述されます。

$$\frac{(\text{輝度値の最大値} - \text{輝度値の最小値})}{\text{輝度値の最大値} + \text{輝度値の最小値}}$$



競技会場（続き）

非常時対応

会場の各エリア毎に、アクセシブルな非常口または火災時一次避難エリアを設けておく。火災時の避難エリアは以下のいずれかとする。

- 非常口エリア内に設置
- 非常口に通じる通路に隣接
- 建物の外部
- 建物の(屋上)スペース

会場チームの緊急時避難責任者は、これらの場所のことを知っておかなければならない。アクセシブルな非常口または火災時一次避難は厳密に計画され、イベントに先立ってテストされなければならない。パラリンピック大会には、歩行困難者が多数存在するということを、緊急時避難計画に盛り込んでおく必要がある。特にパラリンピック大会では、実際の会場のレイアウトや適用される安全に関する法律に応じて、イベント別の緊急時避難計画が必要になる可能性がある。

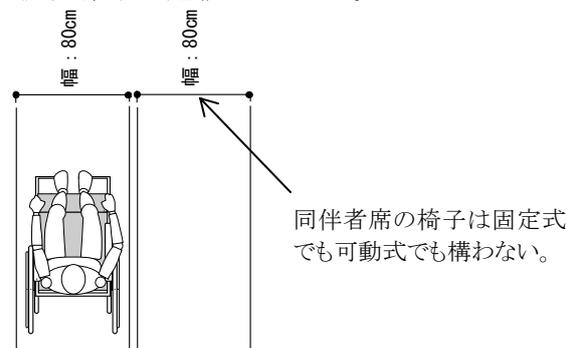
聴覚障がい者が非常事態に対応できるよう、適切な視覚システムが主要エリアに用意されるべきである。視覚システムには、スコアボードまたはビデオスクリーンが設置されていれば、または適切であれば、これらの活用も含むものとする。

座席エリア(Seating areas)及び立ち見エリア

車いすでアクセシブルな座席は、総座席数の **0.5%** 以上でなければならず、選択肢の幅を広げ自由に選択できるよう、チケットの全ての価格帯に設定されなければならない。パラリンピック大会の場合、総座席数に対するこの割合は **0.75%** 以上にしなければならない。選手が車いす使用者であるような、パラリンピック大会における特定の競技会場では、総座席数に対するこの割合はさらに **1.2%** に上がる。同伴者の座席も、車いすでアクセシブルな座席のとなりに同じ割合で配置されなければならない。

付加アメニティ座席(EAS)*は、補助犬を伴っている人や、松葉杖や歩行器具を利用している歩行困難者が利用できるように、座席の前面や側面が通常よりも広くなった座席を言う。車いす席と同伴者用座席に加え、EASは少なくとも総座席数の **1%** に相当する数を準備すべきである。これら座席は一か所にまとめて設けるのではなく分散して配置し、列の端でできるだけ段を上り下りしなくてよい所に設ける。EASは、妊産婦や携帯型酸素ボンベを必要とする人など疾患のある人、著しく体格の異なる人が、チケットで用意されている座席が身体安全上適切でないという場合にも、付加的に通常の座席の代りに使用できる。

すべての車いす席からのサイトラインは、他の座席と同等(同等の視線)であるようにする¹。座席についての詳細な仕様は、第2章の「会場の座席」の技術標準に記載されている。



(訳者注)付加アメニティ席

¹ 同等のサイトラインの確保(or 提供)とは、前の人が立ち上がった場合に、車いすに座っていても、その立ち上がった前の人と同じように(邪魔されずに)見えるように(確保)することである。しかしながら、観戦中に観客が立ち上がる可能性が低い競技で、(このルールを適用することで)他の一般座席への影響が高い場合については、適用免除が検討される可能性がある。その場合、車いすでアクセシブルな座席からの視線は、前列の観客が着席している時の視線と同じとする。



競技会場（続き）

関係者席

観客席の特定エリアは、関係者用の座席として確保されている（選手/チーム役員、競技関係者、オリンピック/パラリンピックファミリー、報道関係者）。

オリンピック大会では、この座席の少なくとも **0.5%**は車いすでアクセスできるものでなければならない。パラリンピック大会の場合、アクセシブルな関係者用座席は、割合ではなく、競技ごと、クライアントグループごとに一定の数が、「競技会場設計基準に関するテクニカルマニュアル」に定められている。

イベント体験とコミュニケーション

一般エリアにあるチケットの全価格帯の座席に、すべての聴覚障がい者が他の観客と同じようにイベントとプレゼンテーションを楽しみ、すべてのアクティビティに参加することができるように、補聴援助システム（磁気誘導ループシステム等）を設置する。

すべての観客への案内が表示されるスコアボードまたはビデオの画面は、場内放送システムを補完できるようにしていなければならない。

障がい者は、毎日の競技予定など、一般向けに用意されている刊行物に平等にアクセスできなければならない。それらの刊行物に対する代替形式（点字版、音声版など）は、会場の観客インフォメーションデスクで、求めに応じて提供されなければならない。



オリンピック・パラリンピック選手村

はじめに

アクセシブルな選手村は、選手をはじめその他の滞在者にとって、制限や支障なく大会の準備ができるようなものでなければならない。

さらに、滞在生活の中では、そこに滞在するあらゆるメンバー全員がひとつのインクルーシブなコミュニティのかたちを示す機会を作り出す。

主要原則

選手村の開発にあたっては、大会終了後、過度な経費をかけることなく、またその魅力を損なうことなく、アクセシブルなかたちで不動産業者に引き渡す必要がある。

前述の目的を達成するためには、選手村は、アクセシブルな要素とアダプタブルな要素の2つの構成要素を含んでいるべきである。

- アクセシブルな機能は、建物の本体工事に含まれ、一般的には大会期間中は変更ができない、または変更する必要がない。
- アダプタブルな機能とは、移行期間に「必要に応じて」設置される手すり、シャワーチェア、視覚警報システム、コミュニケーション手段など、付加的な要素である。これら要素は、大会の終了とともに撤去されることになるが、将来の居住者が必要とすれば、再度設置することができる。

ここで必要とされることは、あらゆるタイプの居住者のためのアクセシブルな機能を最大限に活かし、短期的・長期的コストを最小化することである。

それぞれの大会の事情に応じて使われる他の(選手)村、例えば遠隔地で開催される競技(セーリング、馬術など)のための選手村、競技関係者村、メディア村なども、あらゆる人々がその施設を適切に利用でき楽しめるように、設計においてはアクセシブルな要素とアダプタブルな要素を考慮しなければならない。

ライフタイムデザイン

このような難題には、「ライフタイムデザイン」と呼ばれる計画手法を採用するという解決策がある。

「ライフタイムデザイン」とは、長期的利用が考えられるインフラ(例えば住宅など)を設計する際のコンセプトのことで、その重要な計画上のパラメーターは、利用者のライフサイクル(幼児期から高齢期まで)の変化に対応したニーズに応えることができるというものである。

アクセシビリティ機能の設置時期

パラリンピック大会に必要とされるアクセシビリティ機能の大部分は、移行期の作業を最小限にするため、オリンピック大会前には設置が完了していることがベストプラクティスである。

次ページに続く



オリンピック・パラリンピック選手村 (続き)

受益者

選手村に備わっているアクセシビリティによって恩恵を受ける人々には以下の人々が含まれるが、これらの人々に限定されるわけではない。

- 選手
- チーム役員
- VIP(国際ゾーン)
- メディア(国際ゾーン)
- 大会従業者
- 大会役員(可能性としてはパラリンピック大会のみ)

アクセシブルな選手村は、以下の人々が滞在できなければならない。

- 車いす(手動、電動とも)、ハンドル型電動車いす等を使用している人
- 補助犬を伴っている、または杖を利用している人
- 松葉杖や杖なしでは立ち上がったり、座ったり、長距離歩くことのできない人
- 補聴器やその他補聴援助機器を利用している人
- 同伴者と共に移動する人

パラリンピック選手村の収容力

全ての村がアクセシブルであることが望ましいが、選手村の計画は、アクセシビリティの要求度が高いパラリンピック選手村のニーズに基づいて立案すべきである。

パラリンピック選手村は、夏季大会では **4,000 人** を超える選手と、**2,500 人** 以上のチーム役員を、冬季大会では **1,350 人** の選手・役員を受け入れると予想されている。

一例として、**2008 年**北京大会では、障がいの区分で分けたパラリンピック選手村の滞在者は、以下のようにになっている(概数)。

- 電動車いすを使用する選手 **400 人** (一般的に特別なサポートが必要)
- 日常生活に手動の車いすを使用する選手 **1,500 人**
- 視覚障がいのある選手 **500 人**
- その他の歩行障がいのある選手 **1,200 人**

次ページに続く



オリンピック・パラリンピック選手村（続き）

アクセシブルな選手村の原則

アクセシブルな選手村は、以下を備えていなければならない。

- 車いすが通行できる適切な幅員の通路と歩行空間
- 視覚障がい者が安全に移動できるための適切な街灯
- 車いす使用者にアクセシブルな建物及び住居の主要出入口
- 車いす使用者が歩行者の流れに沿って主要施設や選手村内の交通機関に到達するための、横断可能な交差点及びすりつけ勾配
- 住居につながる適切な通路を備えた、選手村内交通機関のアクセシブルな停留所
- 車いす使用者に、介助の有無に係わらず、完全に機能的でかつ自立したアクセスを提供する住居及び宿泊施設
- ピーク時にも車いす使用者が効率的に宿泊施設へ出入りすることができるような大きさを備えた昇降機/エレベーター
- 車いす使用者が温水と冷水、冷蔵庫にアクセスすることができ、また、軽食や食事を支度することができるキッチン
- すべての階段部分は、代替手段として傾斜路が使えること
- 外部交通機関に接続したアクセシブルな選手村内の交通機関
- 施設間をつなぐアクセシブルな交通機関
- アクセシビリティを保障するための選手村運営とインフラに通じているスタッフ及びボランティア

次ページに続く



オリンピック・パラリンピック選手村 (続き)

選手村のアクセシブルな宿泊施設の種類

選手村には、アクセシビリティの観点から、**3**種類の宿泊施設がある。

- アクセシブルな住宅：僅かな調整で全ての障がい者に対応することのできる住宅
- アダプタブルな住宅：小規模な改造でアクセシブルになる住宅
- アクセシブルではない住宅：階段以外に垂直移動の手段が用意されていない**2**階建て以上の、またはアクセシブルなあるいはアダプタブルな浴室が設置されていない住宅

アダプタブルな住宅の主な要素として、例えば以下がある。

- 出入口ドア部分の敷居段差が小さいか、段差がないこと
- 道路から適切な勾配でつながっている歩道
- ラッチ側に広めの袖壁がある幅広の玄関口とその周辺部
- 浴室壁面は、必要に応じて手すりを取り付けることのできる下地があること。下部に戸棚の付いた洗面器や洗面台には、適切な広さの膝クリアランスがとれていること
- 住居タイプの宿泊施設の場合、**1**階部分の部屋はすべてアクセシブルであること
- キッチンとラウンジのエリアがワンルーム形式であること
- 外部のエンターテイメントエリア(ここでは、ベランダやバルコニー等)につながる敷居には、段差を設けないこと
- 物干しロープや洗濯機類にアクセスできること

上記に加え、アクセシブルな住宅の主な要素として例えば以下を含む。

- ラッチ側に広めの袖壁のあるドア周辺部
- 便器、段差のないシャワーブース、洗面台が**1**室に収まった浴室、手すり用の下地が壁面に予め取り付けられていること。
- キッチンカウンターは適切な高さで、車いすで移動できるよう、カウンター下部の扉が取り外せること
- 壁面コンセントは、歩行困難者も届きやすい位置に設置

「必要に応じて」採り入れる付加的な補助具には以下がある。

- ポータブルトイレ(キャスターのついた便座椅子)
- 補高便座
- 浴室内の便器まで連続した手すり
- シャワーの代わりに浴槽が備えられた場合、浴槽内に装着する腰掛け

アクセシブルな宿泊施設の詳細については、本書第2章の「ホテル及びその他宿泊施設」の項を参照のこと。

次ページに続く



オリンピック・パラリンピック選手村（続き）

選手村内のサービスエリア

選手村内の主要サービスエリアについて、アクセシビリティ要件を以下に挙げる。

ダイニングエリア

- 緊急時避難経路を含め、アクセシブルな主要出入口と補助的な出入口
- 荷物保管のための人的支援
- エリアに隣接した競技用の車いすや競技用具の保管場所
- 配膳カウンターと食品ディスプレイ高さが適切なこと(850 mm)
- 飲食物を運ぶボランティアの配置
- アクセシブルなトイレ(便房 25 に 1 箇所の割合)
- 適切な高さのテーブル(高さ 850 mm、膝クリアランス 750 mm)
- 主要通路の幅員は最低 1,500 mm

エンターテイメントエリア(映画館、ダンスホール等)

- ホワイエには傾斜路または昇降機によるアクセス
- 映画館については、できるだけ中央部に車いす席を設置、同伴者用座席を隣接させる
- 音声を増幅するための補聴援助システム

車いす、人工装具、矯正器具の修理センター

- 車いすの修理を待つ間、車いす使用者が座っていることのできる椅子
- 日よけ及び雨よけ
- 第2章技術仕様に概略されている受付デスク要件に従う

ウェルカムセンター

- ウェルカムデスクに、車いす使用者のためのローカウンターまたは一部を低くしたカウンター
- ホワイエに待ち合わせ時に利用できる座席

チームウェルカムセレモニーエリア

- 観覧席内の車いす席
- 場内放送を補うヒアリング支援システム
- ステージと国旗掲揚台には傾斜路によるアクセス
- 障がいのある出演者のために、パフォーマンス用ステージには傾斜路によるアクセス
- ウェルカムステージには、十分な量の雨よけを設置

ビレッジプラザゾーン(ショップ、インターネットカフェ、レクリエーションセンターなど)

- 回転ドアに代るアクセシブルな入口
- 十分な幅員の通路
- 商品は垂直方向に配置し、高い位置の陳列物に対する人的支援
- 車いす使用者のために、レジ周辺通路の幅員を広くする
- 適切な歩行空間や通路
- 高さ調整機能付きデスク
- 大きなフォント、スクリーンリーダーなどのアクセシビリティ対応策を取り入れたコンピューター
- ジムにはハンドエルゴメーターなどスポーツの専門機器を設備する



オリンピック・パラリンピック選手村（続き）

その他のアクセシビリティ対応

滞在者は、選手村に滞在中は障がいの種類や程度に係わらず、容易にかつ他の人に頼ることなく、以下のようなさまざまなことができなければならない。

- 競技に備えて、身体的、精神的に準備を整えること（ウェイトトレーニングへのアクセス、チームミーティングへの出席、競技用具のメンテナンスと修理など）
- 食事
- 洗濯
- 社交活動
- 移動
- 友人、家族などとの交流
- 睡眠及び休養

以下に、選手村をよりアクセシブルにするための、運営面でのいくつかの配慮事項を示す。

人的支援

選手村では、スタッフやボランティアによる支援が不可欠である。そのサービスは以下のように多岐にわたる。

- 快適な滞在のための、アクセシブルな住居の確保
- 主要な交通動線の出入口及びインターナショナルゾーンでのセキュリティチェック
- メインダイニングやカジュアルダイニングでの、フードサービスやテーブルまで飲食物を運ぶ支援
- 競技用具や手荷物の保管サービス
- 住居地区でのランドリーサービス
- インターネットカフェなどインターナショナルゾーンでのサービス・支援

通信手段

アクセシブルなウェブサイトや問い合わせのための直通電話など、コミュニケーションメディアの開発

情報の提供

すべての滞込者が、選手村内に設置されているインフラに関する情報を容易に入手するための選手村利用マニュアルの策定



非競技会場

はじめに

競技会場や選手村と同様に、競技会場以外も、身体または視覚・聴覚の障がいに関わらず、利用者が大会におけるそれぞれの役割を十分に果たせるものでなければならない。

パブリックエリア及び建物のアクセシビリティに関する設計基準については、前述した競技会場及び選手村のものが競技会場以外にも当てはまる。これら基準は第2章「技術仕様」に記載されている。

非競技会場は、大会の活力の源であり、大会と開催都市のレガシーの成功に不可欠である。これらの施設に良好なアクセスが整備されていることは、コミュニティ全体の利益となり、また多くの場合永続的なレガシーとなる。

説明

非競技会場のアクセシブルな設計は、それらの施設が多様なクライアントグループに提供する、諸機能やサービスに基づいている。

競技会場以外として、ここでは以下を取り上げる。

- メインプレスセンター (MPC)
- 国際放送センター (IBC)
- アク্রেディテーションセンター
- 公式ホテル
- 公式空港

次ページに続く



非競技会場（続き）

メインプレスセンター(MPC)

MPC は、大会取材する資格認定を受けた報道陣やカメラマンにとっては、主要なオフィスであり、「第二の我が家」のようなものである。大会取材するのに必要な基本的なサービス、設備・機材、通信手段は MPC 内にある。

MPC でメディアを対象に提供される主なサービスには以下がある。

- ワークステーション、INFO 端末、試合結果・成績の配信を含んだ作業スペースと通信手段
- デジタルディスクのサービスラボを含んだカメラマン専用のワークステーション
- 情報提供や交通スケジュールの提供、資格認定に関する手続きなどを行うヘルプデスク
- 記者会見室
- 銀行、旅行代理店、雑貨店、機器専門店、薬局、郵便局、外国語新聞を扱う売店、カフェバー、ファストフードとレストランサービスの両方を提供するケータリングエリアなど、その他のサービス

アクセシブルな MPC の特徴

アクセシブルな MPC は以下を提供しなければならない。

職場環境関連

- 車いすでも通行できる、十分な幅員の通路及び歩行空間
- 視覚障がい者が安全に移動するための、屋内外における適切な照明
- 車いす使用者にとってアクセシブルな主要出入口
- すべての階段において、代替経路としての傾斜路または昇降機を用意すること
- アクセシビリティを確保するための運用とインフラについて、十分な知識を備えたスタッフ及びボランティア
- すべてのオフィスにおけるアクセシブルな家具や備品
- パブリックエリア、トイレ、エレベーター前に火災/非常時の視覚警報装置
- 障がい者を含めた、避難のための計画及び設備
- 障がい者専用の降車用仮設駐車区画
- 音量調整機能と、補聴器使用者のための電磁コイルのついた電話
- オフィスの座席の位置に設置された TTY 装置付きの電話。国際シンボルマークを用いた表示サインで、TTY (TDD) 機能付き電話の場所を表示
- INFO 端末に接続している、点字出力が可能なプリンター1台

ヘルプデスク関連

- サービスエリアでは、個別対応のための低いカウンターは、幅は少なくとも **1,000 mm**、高さ **850 mm**、床上 **750 mm**を膝クリアランスとする。



非競技会場 (続き)

アクセシブルな MPC の特徴(続き)

- 要望に応じて、標準的な情報(交通スケジュールなど)を代替形式(点字版、拡大印刷版、音声版など)で提供できること

記者会見室関連

- 壇上のテーブル席にアクセスするための傾斜路
- 聴覚障がいを持つ報道関係者のための補聴援助システム

その他サービスエリア関連

- 店舗は出入口、通路、サービスカウンター、ディスプレイに関するアクセシビリティ基準を満たさなければならない。
- トイレエリア 1箇所になくとも 1つ、適切な表示サインを掲示したアクセシブルな男女共用のトイレを設置。
- 乗降ゾーンは、水平または勾配の緩やかなエリアに設置するのが望ましい。障がい者専用の駐車エリアは、全駐車区画の少なくとも 3%とする。
- 光・照明の状態に関係なく、明瞭で読みやすい進入口、出口、方向案内の表示サインを設置。

国際放送センター(IBC)

国際放送センターは、全世界に大会の映像を発信する中枢である。各会場で発信された国際放送信号が、国際放送センターへ送信される。次に IBC から、光ファイバーや衛星方法を通じて世界に発信される。この情報を、ラジオ及びテレビの権利保有放送局(RHB)は、それぞれの要件に合致する映像や音声に加工し、大会のメッセージや映像を世界中の視聴者に伝える。

製作や送信に必要な専門的な設備に加えて、IBC のサービスには以下が含まれる。

- RHB が予約できるユニスタジオ
- 予約可能なアナウンス席
- ブリーフィングルーム
- ブロードキャストサービスオフィス
- ゲスト用通行証及びインフォメーションオフィス
- フードコート、レストラン、ATM、宅配便サービス、医療センター、言語サービスなどの支援サービス

次ページに続く



非競技会場（続き）

アクセシブルなIBCの特徴

- 車いすでも通行できる十分な幅員の通路及び歩行空間
- 視覚障がい者が安全に移動するための、屋内外における適切な照明
- 車いす使用者にとってアクセシブルな主要出入口
- すべての階段において、代替経路としての傾斜路または昇降機を用意すること
- アクセシビリティを確保するための運用とインフラについて、十分な知識を備えたスタッフ及びボランティア
- パブリックエリア、トイレ、エレベーター前に火災/非常時の視覚警報装置
- 障がい者を含めた、避難のための計画及び設備
- 障がい者専用の降車用仮設駐車区画
- 補聴器使用者のための電磁コイルのついた電話
- オフィスの座席の位置に設置された TTY 装置付きの電話
- INFO 端末に接続している、点字出力が可能なプリンター1台

放送局、ゲスト用通行証、インフォメーションサービスオフィス関連

- サービスエリアでは、個別対応のための低いカウンターは、幅は少なくとも **1,000 mm**、高さ **850 mm**、床上 **750 mm**を膝クリアランスとする。
- 要望に応じて、標準的な情報（交通スケジュールなど）を代替形式（点字版、拡大印刷版、音声版など）で提供できること

ブリーフィングルーム関連

- 聴覚障がいを持つ報道関係者のためのヒアリング支援システム

支援サービス及びその他のエリア関連

- 店舗は出入口、通路、サービスカウンター、ディスプレイに関するアクセシビリティ基準を満たさなければならない。
- トイレエリア **1**箇所にも少なくとも **1**つ、適切な表示サインを掲示したアクセシブルな男女共用のトイレを設置。
- 乗降ゾーンは、水平または勾配の緩やかなエリアに設置するのが望ましい。障がい者専用の駐車エリアは、全駐車区画の少なくとも **3%**とする。
- 光・照明の状態に関係なく、明瞭で読みやすい進入口、出口、方向案内の表示サインを設置。
- 医療エリアへのアクセシブルな通路

次ページに続く



非競技会場 (続き)

アクセシビリティセンター

オリンピック・パラリンピックファミリー全体と大会従業者(大会のアクセシビリティカード保有者の75%に相当)は、それぞれの役割を果たせるよう、適切な会場及びエリアへのアクセスを認める資格証明書を受け取るため、様々なアクセシビリティセンターを通過する必要がある。

それぞれのアクセシビリティセンターでの運用は以下のとおりである。

- メインアクセシビリティセンターは、ユニフォーム配布・アクセシビリティセンター(UDAC: Uniform Distribution and Accreditation Centre)とも呼ばれる。ここでは、従業者のアクセシビリティカード発行と、従業者及び競技役員へのユニフォーム配布が行われる。
- 選手村アクセシビリティセンターは、選手団の登録とアクセシビリティカードの有効化を行う。
- 空港アクセシビリティセンターは、事前に発行されたアクセシビリティカードの有効化を行う。
- メディアアクセシビリティセンターは、報道機関、放送局を対象としたもので、通例 MPC に近接して設けられている。
- オリンピック・パラリンピックファミリーアクセシビリティセンターは、通例、IOC/IPC ファミリーホテル内、またはこれに隣接して設けられている。

アクセシブルなアクセシビリティセンターの特徴

- アクセシビリティ基準を満たした、障がい者専用の駐車エリア
- 適切な表示サインを設置した、周辺の歩道につながるアクセシブルな通路
- 2台の車いすがすれ違うことのできる十分な幅の出入口
- 各種サービスステーションに通じる内部の通路を含め、適切な幅員の通路及び歩行空間
- 全てのクライアントの便宜を図り、1階に配置
- サービスエリアでは、個別対応のためカウンター高さ850mm、床上750mmを膝クリアランスとするか、通常カウンターの少なくとも1,000mm幅分を所定高さに下げる。
- 必要に応じて、標準的な情報(スタッフガイドなど)を代替形式(点字版、拡大印刷版、音声版など)で提供できること
- サービスカウンターまでの経路を示す、床面の点状ブロック
- トイレエリア1箇所にも少なくとも1つ、適切な表示サインを掲示したアクセシブルな男女共用のトイレを設置。
- 光・照明の状態に関係なく、明瞭で読みやすい進入口、出口、方向案内の表示サインを設置。

次ページに続く



非競技会場（続き）

特定のアクレディテーションセンターに関する検討事項

メインアクレディテーションセンター（または UDAC）

- セルフサービスのアクセシブルな試着室
- 必要があれば、ユニフォーム類回収の人的支援
- ユニフォーム受取りエリアのカウンターは全て低いものとする
- 待機エリアには、少なくとも 1 箇所、アクセシブルな男女共用のトイレを設置

空港アクレディテーションセンター

- 手荷物受け取りエリアとの間に、アクセシブルな通路
- サービスカウンター前の通路は、車いす使用者が通行しやすいよう、幅員は少なくとも **1,800 mm**
- 手続き中、手荷物取扱いについての人的支援

選手村アクレディテーションセンター

- パラリンピックの期間にスペースが必要となっても対応できる、広い待機エリア
- 選手団登録会議に出席する NPC 役員にとってアクセシブルなドア及び周辺部
- 手荷物のセキュリティチェック及びバスへの積み降ろしについての人的支援

公式ホテル

オリンピック及びパラリンピックファミリーの幹部は、公式ホテルに滞在する。オリンピック大会、パラリンピック大会それぞれに、宿泊施設としての通常の役割に加え、IOC 及び IPC、またはそのいずれかの本部として使用されるホテルが 1 箇所指定される。

公式ホテルは、オリンピックファミリーの一部メンバー、パラリンピックファミリーの多くのメンバーが日常生活で車いすを使用していたり、その他の身体障がいあるいは視覚・聴覚に障がいがあるため、本ガイドに記載されているアクセシビリティ基準に完全に従わなければならない（第 5 章の「宿泊施設及びホテルのサービス」の項と、第 2 章の技術仕様を参照のこと）。

オリンピックファミリーホテル、パラリンピックファミリーホテル

オリンピックファミリーホテル、パラリンピックファミリーホテルは、オリンピック・パラリンピックファミリーに宿泊施設を提供することに加え、大会期間中は IOC/IPC の運営の中核となり、大会の調整に関連した各種イベントや会合の場となる。標準的なホテルサービス以外に、以下のような多くの機能が付加される。

- アクレディテーションセンター
- インフォメーションデスク
- 交通情報デスク
- T1、T2、T3 乗降ゾーン及びシャトルバス
- 集会施設
- IOC 及び IPC スタッフのオフィス

次ページに続く



非競技会場 (続き)

オリンピック・パラリンピックファミリーホテルのアクセシビリティに関する付加的ニーズ

公式ホテル(及び一般のホテル)を対象として指定されているアクセシビリティ機能に加え、IOC/IPCの本部となるホテルには、追加の要件が必要である。

- ホテルのメインロビーとその他エリアから、サービスデスク(アクレディテーション、輸送情報、インフォメーション)、輸送乗降ゾーン、会議室、及びIOC/IPCオフィスにつながるアクセシブルな通路
- インフォメーションデスクにアクセシビリティ基準を満たしたサービスカウンターの設置
- 刊行物(オリンピックパラリンピックファミリーガイド、輸送スケジュールなど)を代替形式で提供
- だれでも支障なくアクセスできる会議室のレイアウト
- 視覚障がい者の要望に応じて提供できるよう、ホテルのメインロビーまたはその他利用頻度の高い主要なエリアに設置した、INFO端末に接続した点字プリンター1台

空港

開催都市の主要空港は、既に運用されている既存施設ではあるが、その通常の運用に加え大会の活動により需要が一層高まることから、非競技会場と見なされる。

オリンピック大会に関して、空港では以下のことが起こる。

- 開催前と開催中は到着が著しく増加
- NOC代表団及びオリンピックファミリーメンバーの大規模な発着
- 追加業務(アクレディテーションカードの有効化、オリンピックプロトコル、専用輸送)
- 閉会式後の出発の集中

パラリンピック大会に関しては以下のことが起こる。

- 障がい者の大規模な到着(他空港よりもはるかに多い)
- オリンピック大会同様の追加業務

アクセシブルな空港業務の原則

空港の設計及び運営は、身体的または視覚・聴覚的な制限の有無に係わらず、旅行者ができる限り自力で移動できるようにすべきである。これを実現するためには、現在のターミナル設計に用いられている設計モデルを見直し、施設が頻繁に障がい者に利用されると想定する必要がある。

アクセシブルな空港ターミナルとするためには、管理者は利用者の運動や感覚の能力の範囲に関する、自らの想定を見直さなければならない。表示サイン及び経路案内は、曲り角で間違えることなく利用者を最短経路で誘導することが重要である。

次ページに続く



非競技会場（続き）

アクセシブルなターミナル施設の特徴

- 最前線で業務を行う従業者に対する、障がいに対する「気づき」トレーニング
- 障がい者の雇用機会を促進するために、スタッフエリア及びパブリックエリアをアクセシブルにする。
- 駐車場への通路を含め、十分な表示がなされている安全でアクセシブルなターミナル内の移動通路
- 照明が十分に行き届いた通路及び駐車場

アクセシブルなターミナル施設の特徴(続き)

- 難聴者のために、ターミナル内の暗騒音を低減
- ターミナル内の家具・備品はすべてアクセシブルとする
- パブリックエリア、トイレ、エレベーター前に火災/非常時の視覚警報装置
- 障がい者を含めた、避難のための計画及び設備
- 認定を受けた補助犬のためのトイレ
- ターミナル内のスペースを賃借しているテナントは、リース契約の条件としてアクセスに関する最低要件を満たし維持しなければならない。
- 臨時の障がい者降車エリアは、ターミナルの各レベルの主要出入口に隣接して設置する。**15**分間停車できるこれらのエリア（**15**分ゾーン）は、車いす使用者やその他歩行困難者が、長時間停車用の離れた駐車エリアとターミナルの間を移動することなく、容易にチェックインや手荷物の積み込みができるようにする。
- 「ビジュアルページャー」、つまり、メッセージを文字に書き起こし、ろう者、難聴者に重要な情報と音声呼出を伝える、専用ビデオモニターを活用する。
- 非常時に、ターミナル内にあるエンターテインメント用テレビ/ビデオスクリーン/データモニター及びビジュアルページャーのモニターに、どのような非常事態なのか、また人々が取るべき行動などについて、強調してメッセージを表示できるようにする。このようなメッセージは音声と視覚の両方で、適切な言語で伝達されなければならない。
- 施設内のすべてのエンターテインメント用テレビは、表示・非表示を切り替えることのできる字幕を備えたものとする。
- ターミナル内のすべての公衆電話は、音量調整機能と補聴器使用者のための電磁コイルがついていること
- ターミナル職員とつながる TTY 専用番号と TTY (TDD) 電話
- ターミナル内に約 **6m** 間隔で設置したスピーカーを利用した、低音量場内アナウンスシステムを導入する。これにより、ターミナル内の騒音が低減され、補聴器使用者を支援することができる。
- 各種サービスを提供する場所（トイレ、待機室など）やエレベーターの表示サインには、点字及び浮き出し文字、またはそのいずれかを用いる。
- エレベーターの利用階案内は、音響だけでなく、はっきり聞き取れる、**2**カ国語による合成音声で行う。
- カスタマーサービスまたは現地関係団体から入手できる、ターミナルの触知図
- 全ての階段や降車地点には、コントラストのはっきりした点状ブロックを敷設。
- 主要エリアを移動できるよう、コントラストのはっきりした経路案内、または点状ブロックを敷設。



非競技会場 (続き)

アクセシブルなターミナル施設の特徴(続き)

- 床材によってターミナル内の現在位置が判別できるよう、他とははっきり区別のできるそれぞれ一貫性のある床仕上げ(例えば、カーペットはゲート、タイル/テラゾーは出口、その他の仕上げは店舗など)。
- 低い位置に掲示された、ターミナル内の各所の情報ディスプレイ。
- 低くて目立つ位置に設置された、詳細情報を提供するための、オペレーションセンター直通の無料電話。
- 一般のトイレの出入口は、ドアを使わずスクリーンウォール*にする。
- アクセシブルなチェックイン及びサービスカウンターは、書き物ができる台と、車いす使用者のための足先のクリアランスを設けておく。
- 火災報知器は車いす使用者、背の低い人、運動範囲に制限のある人、バランスを維持しにくい人も使用できるように、低い位置に取り付ける。
- エレベーターに関する特別の配慮事項は以下の通り:
 - 貫通型の扉(下りる際に方向転換するのではなく、通り抜けることができる)
 - 身体の安定を保つための手すり
 - 側壁に取り付けた操作パネル
 - かがい内のアクセシブルな非常通信手段
- ターミナル内でのカーペットの使用は最低限でなければならない。使用する場合は、車いすの走行抵抗を減らすため、毛足の短いパイルタイプで、下敷きを使用せず直接床に接着する。
- ターミナル内の座席は肘掛け、背もたれ、足元には適当な蹴込みスペースを設けたものにする。座席エリアには、車いすを止める場所も設けなければならない。
- 飲食物販売店では、通路の幅員は最低 **1,000 mm**とし、直径 **1,500 mm**の転回スペースを設ける。
- ラウンジのバーやVIP エリアには、車いす使用者や座面の高いスツールを利用できない人のために、家具・備品を低くした区画を設ける。
- レストラン及びフードコートは肘掛け、肘無し両タイプの椅子を配置する。
- ターミナル内でのハンズフリータイプの水栓及びペーパータオルディスペンサーの設置
- トイレには、背の低い人や子ども用に便器縁高さが床上 **500 mm**で、垂直の手すりを取り付けた小便器を、少なくとも **1**つ用意する。
- すべてのアクセシブルな便房内には、転倒やその他問題が生じたときのために、緊急通報ボタンを設置する。
- 公衆電話エリアで、少なくとも **1**台には、長時間立っているのが難しい人やTTY(TDD)機能を利用する人のために、座席を設ける。
- 長距離の移動には、シャトルサービス(ゴルフカートなど)を提供する。
- 航空会社それぞれが、適切な数のアイルチェア(機内通路用車いす)を用意する(使用方法についての適切なトレーニングを実施)。
- 関係するターミナルスタッフを対象にして機内用車いすの適切な使い方に関するトレーニングを実施し、多くの車いす使用者(たとえば各国のパラリンピック委員会代表団)の乗降に対応した詳細計画を策定する。

訳者注)スクリーンウォールは、通路と目隠し壁によって内部が見えないようにする設備です。



非競技会場（続き）

ホスピタリティセンター

OCOG は、会場に隣接したパブリックエリアに展示/ホスピタリティエリアを設ける。これらエリアのほとんどは仮設である。アクセスの要件は通例、恒久施設の要件と同じである。

求められているアクセシブルなインフラとは、以下のようなものを指す。

- 回転式ゲートが設置されている場合、代替のアクセシブルな入口も併設すべきである。
- 屋内通路の幅員と商品を手取るための距離が適切である。
- ディスプレー、試食・試飲、あるいは情報機器には傾斜路でアクセスできる。
- ステージやインタビューエリアには傾斜路でアクセスできる。
- 車いすでアクセシブルなサービスカウンター。
- はっきり見える照明。
- 男女別トイレに隣接してアクセシブルな男女共用のトイレがある。



運営に関するファンクショナルエリアの考慮事項

概要

はじめに

この項では、OCOGの全てのファンクショナルエリア(FA)の計画及び運営面で考慮すべきアクセシビリティ関連の事項について、詳細に説明している。ここでは関係する公共機関との連携の必要性についても言及している。

それぞれのFAは、以下の3つの側面から説明している。

1. 役割と責務について読者の理解を深めるため、FAの概要
2. 大会全体の観点から見た、FAに求められるアクセシビリティ対応策
3. パラリンピック全構成員に占める障がい者の割合が極めて高いことを考慮したパラリンピック固有の事項

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
宿泊
アクレディテーション
空港運営
放送
開会式及び閉会式
都市運営調整
クラス分け
清掃・廃棄物
コミュニケーション
ケータリング
人材
イメージ・アイデンティティ(大会ブランド、ロゴ)
ドーピングコントロール
イベントサービス
メディカルサービス



概要 (続き)

内容(続き)

テーマ
表彰式及び競技プレゼンテーション
ライセンス・マーチャンダイジング・販売業務
NOC/NPC 関係
オリンピック・パラリンピックファミリーサービス
オーバーレイ(仮設を含む施設・設備)・現場管理
プレスオペレーション
レートカード(有料貸出用品のカタログ)
危機管理
セキュリティ
競技
テクノロジー
チケットイング
輸送
会場運営
選手村運営
聖火リレー
モビリティサービス(大会モビリティ)



宿泊

ファンクショナルエリア (FA) の概要

宿泊部門は、大会前及び大会期間中、特定のクライアントカテゴリーのための宿泊計画を策定し実行する責任を有する。部門の中心業務は、様々な構成員グループを対象としたホテル及び客室の調達、契約及び分配である。

OCOGの宿泊FAは、様々なカテゴリーのオリンピック・パラリンピックファミリーとその他のクライアントに対し、開催都市契約に明示されているように宿泊サービスの提供を保証する必要がある。そして以下のような責任がある。

- 計画及び管理に関する事柄(契約書、ガイドなど)
- 予約管理を含め、できる限り(契約に基づいて)個別のクライアントの要望と提供できる客室を対応させること
- 大会期間中、特定の来訪者/観客のために宿泊施設を提供すること
- 大会期間中、宿泊施設に関する問題を解決すること

アクセシビリティ対応策

宿泊部門は、オリンピック・パラリンピックファミリー、放送関係者、報道機関、スポンサー、NOC/NPC役員、国際競技連盟、競技関係者、従業者など、多様な大会構成員に客室を提供しなければならない。そのうち主体的に扱う宿泊施設のカテゴリーは以下のとおりである。

- オリンピック及びパラリンピックファミリーホテル
- メディア関係者の宿泊施設
- 追加宿泊施設(競技関係者、放送関係者、従業者用)

これら宿泊施設はいずれも、第2章「技術仕様」のホテルのアクセシビリティ基準を満たす必要がある。アクセシビリティに関しては、客室のみならず、サービス及びホテル内のエンターテイメントエリアも、配慮が必要な人々全てがアクセスできるものでなければならない。多様な大会構成員が滞在中にそれぞれの任務を果たすために(会議室、通信装置、情報資料などに)アクセスする必要性も考慮しておく必要がある。

宿泊部門は、ホテル客室の調達時の仕様書に、本書に記載されているホテルのアクセシビリティに関する全ての対応策を含めておく必要がある。オリンピック及びパラリンピックに使用される全てのホテルは、それぞれの客室全体の少なくとも**1%**に相当するアクセシブルルームを提供できるものと想定されている。

特にパラリンピック大会で契約しているホテルは、客室全体の少なくとも**2%**が、完全にアクセシブルであるか、あるいは車いす使用者に配慮した客室でなければならない。

上記の他に、宿泊部門は、アクセシブルルームとサービスを提供することの市場価値と、アクセシブルにするためのベストプラクティスについて、ホテルの所有者及びサービス提供者を啓発し、助長するとともに率先して行うことが望まれる。

次ページに続く



宿泊（続き）

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピックファミリーホテルにおいて、完全にアクセシブルな部屋やアダプタブルな部屋*の需要は、どのホテルも経験したことがないほど大きい。パラリンピックファミリーホテルに選定されたホテルは、入札段階からすでに準備できることを確約しなければならない。

OCOG は宿泊施設を提供すべき(または手配すべき)全ての構成員グループについて、資格認定プロセスを通じて、アクセシブルルームの需要の正確なデータを把握する必要がある。このようなデータは、アクセシブルルームを必要とするクライアントに客室を割り当てる際の基本となる。

様々な業務の中でも宿泊部門は、アクセシビリティに関連して以下に対応しなければならない。

- 要求があれば、大会前の訪問/視察の際にアクセシブルな宿泊施設を手配すること(CoComs(大会調整委員会)、NOC/NPC、IPC など)。
- トレーニング場所から交通の便のよいアクセシブルな宿泊施設について、情報を収集し、大会前トレーニングガイドの策定の資料とすること。

宿泊部門に対してアクセシブルルームの提供を求めるクライアントの数は、暫定的には下表のとおりとする。

表：アクセシブルな宿泊施設のニーズ(クライアント数)

	オリンピック大会		パラリンピック大会	
	夏季	冬季	夏季	冬季
オリンピック及びパラリンピックファミリーホテル	50	15	50*	30*
メディアホテル	10	5	20	10
競技関係者宿泊施設	2	2	40	6
従業者宿泊施設	該当せず	5	該当せず	5

表中に記載したニーズの**3分の2(66%)**は、車いす使用者に配慮した客室で対応することになる(定義については、第2章「ホテル及びその他宿泊施設」の項を参照のこと)。

* 数字には、パラリンピックファミリーホテルに滞在するクライアントを含む。

参照

第2章 技術仕様

第5章 アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して(宿泊施設及びホテルのサービス)

訳者注)アダプタブルな部屋とは、個々のニーズに合わせた簡易な調整ができる客室と思われます。



アクセシビリティ

ファンクショナルエリア (FA) の概要

アクセシビリティ部門は、オリンピック大会とパラリンピック大会の開催に関係する全ての個人の身元を確認し、アクセシビリティシステムに登録することに責任を持つ。それに続き、全ての資格を持つ大会参加者に対して、オリンピックにおけるそれぞれの役割、及びその役割を果たすために必要なアクセス権を明記したアクセシビリティカードを作成し、有効化し、交付しなければならない。

アクセシビリティ部門は、特にカードのセキュリティ機能、通行許可、アクセス地点に関して、セキュリティ FA と綿密な協力体制を取る。全体的なアクセシビリティの方針は、IOC と IPC が決定（すなわち、申請者及び関係者の中で適格者はだれか、それぞれの役割にはどのようなアクセス権が必要かを決定）し、OCOG が適用する。従業者配置の方針は、アクセスの必要性に基づき、役割と仕事の種類により、通常は OCOG が策定する。

大会期間中、アクセシビリティ部門は、全ての関係者の登録と、アクセシビリティカードの作成、有効化、交付を確実にを行うため、全てのアクセシビリティ施設を運営する。この業務のために、メインアクセシビリティセンター（ユニフォーム配布センターの役割も担う）と、複数のサブアクセシビリティセンター（メディアセンター、空港内、オリンピック・パラリンピックファミリーホテル内）、さらに会場ベースのアクセシビリティオフィスが設けられている。

アクセシビリティ対応策

歩行困難や視覚・聴覚に障がいのある従業者やオリンピック・パラリンピックファミリーのメンバーにも対応できるようにするため、どのアクセシビリティセンターにおいてもアクセシビリティが不可欠である。アクセシビリティセンターにおけるアクセシビリティの要素には以下がある。

- 拡大文字で、強いコントラストの色彩を用いた表示サイン
- クライアントを各種ステーションに誘導する通路は、車いす使用者が通れるように十分な幅員でなければならない。
- 写真撮影の際、車いす使用者に対応するため、カメラは高さ調整が可能なもので、撮影背景も下方までなければならない。
- 入場地点は 1 階に設け、必要に応じて自立して容易にアクセスできるよう、適切な対応策（傾斜路など）を用意しておく。
- サービスカウンターはアクセシビリティ基準に従ったものでなければならない。
- メインアクセシビリティセンターは交通の便があまりよくない可能性があるため、障がいのある従業者向けに、事前予約できる駐車スペースを設けることも必要である。

パラリンピック大会での考慮事項

空港及び選手村の選手資格認定センターでは、到着日のピーク需要に対応できるよう、通路は十分な幅員があり、サービスカウンターは全て低くしておく必要がある。

アクセシビリティの申請用紙には、申請者が日常生活で車いすを使用しているかどうかを示す特定の欄を設けておく。この情報は、他の様々な部門（宿泊、空港運営、選手村運営、輸送、競技など）にとっても不可欠である。



アクセシビリティ (続き)

参照

第2章 技術仕様

第4章 大会の要件 (非競技会場)



空港運営

ファンクショナルエリア (FA) の概要

開催都市の空港は、大会の主要玄関口であり、大会体験が始まる場所でもある。ここには、通常の旅行者やその他の旅客に加え、大会関係の航空旅客が大量に流入する。最適な空港運営として、エアサイドから、ターミナルビルでの入国審査、通関、手荷物受取り、ランドサイドにある適切な大会交通サービス地点への移動に至るまでを、シームレスに提供することを目指す。

空港運営において、様々な航空会社とやり取りして、ピーク時にはタイプの異なる多数の旅客の受け入れを想定する必要があるという点を空港関係者に熟知させることが最も重要である。

OCOG の空港運営部門は、大会関連の要求を例示し、大会関連の業務遂行を促進するため、空港の管理部門や OCOG 空港対応部門と協力する。

アクセシビリティ対応策

本章の大会インフラの項に記載されているように、大会期間中、オリンピック・パラリンピックファミリーは支障なく、だれもが自立して空港の様々なプロセスを通過できるように運営しなければならない。そのためには、「想定される構成要素のフロー」計画を演習し、全ての通路が基準を満たしていることを確認する必要がある。

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピック大会発着日のアクセシブルな業務に対する要求は、世界中のどの空港と比べても通常業務範囲をはるかに超えるものである。わずか **2、3** 日間に、**1,800** 人以上の車いす使用者が空港を利用することとなる。これは、人材やスケジュールという観点からも、空港にとって大変なチャレンジとなる。

空港業務部門は、車いす使用者や歩行器具使用者の数、NPC 代表団及びパラリンピックファミリーの発着について、(発着、NPC サービス、プロトコルなど OCOG の当該ファンクショナルエリアとの連絡を経て) 常に最新情報を提供する責任を有している。

また、車両タイプや交通スケジュールが予想されるニーズを反映したものになるよう、輸送部門とも適切に連携する必要がある。

参照

第2章 技術仕様(輸送手段)

第4章 大会の要件(非競技会場)



放送

ファンクショナルエリア (FA) の概要

ホスト局は、包括的で偏りのない大会のラジオ及びテレビ報道を製作し、配信する責任を有する。ホスト局製作の報道は、それぞれ自国で大会番組を放送する放映権を取得した放送局へのサービスとして提供される。

ホスト局が製作した国際信号には、各会場で撮影した映像、音声信号、及びグラフィックスが含まれている。

国際信号または多国間信号は、会場から国際放送センター (IBC) へ送信された後、IBC から、光ファイバーや衛星放送電波受信地上局を通じて世界に発信される。

アクセシビリティ対応策

IBC は本章「大会インフラ」の項に明記されているアクセシビリティ基準を満たさなければならない。会場の各種サービス及びアメニティへのアクセスが要求される。

ホスト局は、グラフィックスが視覚障がい者にも読み取れるように取り組まなければならない。

メディアスタンドのコメンテーター席から、メディアエリアにアクセシブルでなければならない。また、コメンテーター席の少なくとも **2** 箇所はアクセシブルで、どの競技会場でも放送局用として確保され、会場計画プロセス（「アクレディテーションカード保有者用座席計画サイクル」）で展開するのが望ましい。この数は開会式及び閉会式には **4** 箇所に増える可能性がある。これらスポットの配置は、実際の要請に基づいて最終決定される。

パラリンピック大会での考慮事項

選手が車いすで競技を行う会場では、カメラマンが最適な条件で選手を撮影できるようミックスゾーンをパラリンピック大会用に調整する必要がある。低い仕切り（最大高さ **600 mm**）を用いるか、あるいはミックスゾーンに異なるセッティングを施すことで可能である。

放送局は、パラリンピック大会の興奮と感動に満ちた迫力ある場面を撮影し製作できるよう、パラリンピック競技の特徴について製作クルーを教育しなければならない。

参照

第4章 大会の要件 (非競技会場)



開会式及び閉会式

ファンクショナルエリア (FA) の概要

開会式はそれぞれのオリンピック大会、パラリンピック大会、開催都市及び開催国のイメージを築き上げるうえで、最も重要なものである。閉会式は、成功に終わった大会を祝う場である。開会式と比べるとはるかに祝いムードが強く、堅苦しさがなくなり、オリンピックとパラリンピックを称賛し、開催都市と市民に感謝し、象徴的にオリンピック・パラリンピックムーブメントを次の大会につなげるための式典である。

開会式・閉会式部門の業務は、オリンピックスタジアムやその他式典会場の管理部門と綿密に協力して、計画のバランス、創造性、予算、空間的な事項を検討する。

アクセシビリティ対応策

本章「大会インフラ」の項に明記されている、競技会場のアクセシビリティに関する全ての要素が、開会式及び閉会式の会場に適用される。全ての参加者、特に観客、オリンピック・パラリンピックファミリー及び選手は、式典体験を大いに楽しむべきであるが、それは以下のような対応策によって可能となる。

- オリンピック・パラリンピックファミリーには適切なアクセシブルな座席が必要である。
- 会場の総座席数の少なくとも **0.75%** はアクセシブルな座席で、さらに **0.75%** は同伴者の座席として確保しておかなければならない。
- 式典後 **15分** 以内に、車いす使用者がスムーズに出られるよう、エレベーター/昇降機の適切な収容能力を確保する。
- 公式プログラムは、代替形式(音声版や点字版を観客インフォメーション)で提供できるようにしておく。
- 式典の儀式部分と芸術的プログラムに関しては、聴覚障がい者のために手話及びビデオ上のテキスト、またはいずれか一方による同時通訳が必要である。
- 様々な芸術的プログラムでは、実況解説放送の音量を上げることに加えて、場内放送支援システムを活用することで、感覚能力に制限のある人々(聴覚障がい者、視覚障がい者)の体験の質を一層高める。
- (冬季大会の)屋外での式典は、特に歩行困難者や体温調節が困難な人などには寒さはこたえるものである。毛布や局所暖房がすぐに使えるよう、特にアクセシブルな座席エリアに用意しておく必要がある。

次ページに続く



開会式及び閉会式 (続き)

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピック大会の開会式及び閉会式には、障がいのある出席者が非常に多いことから、様々な難題がある。その主なものとしては、選手村と会場間の選手の移動、障がいのあるパラリンピックファミリーの数、選手のパレード、選手待機エリア、障がいのある出演者の参加などである。

選手及びチーム関係者の輸送

パラリンピック大会の競技にエントリーした全ての選手及び全てのチーム関係者は、パラリンピック大会の開会式及び閉会式に出席する権利を有している。OCOGは、夏季大会は約**1,900**人、冬季大会で**400**人の車いす使用選手が移動するために、適切な交通手段(適切なタイプと数のアクセシブルな車両、できれば低床バスが望ましい)を配置しなければならない。

選手村とオリンピックスタジアム(またはその他式典会場)の乗降場所は、選手が自立して安全にかつ速やかに乗降できるようなものでなければならない。そのためには、低床バスからの降車が効率よく、効果的に行えるよう傾斜路の利用が必要かもしれない。

降車場所から待機エリアへ、スタジアムから乗車場所への移動経路は本書(第2章参照)に明記されている基準に従ってアクセシブルなものでなければならず、障がいのある選手団に対応できるよう幅、長さとも充分でなければならない。

車両、乗降場所、通路に関する対応策は、閉会式終了後、全ての選手が夏季大会で**75**分以内、冬季大会で**45**分以内に選手村に向けて出発できるようなものでなければならない。

障がいのあるパラリンピックファミリーの範囲

パラリンピックファミリーのためのアクセシビリティ保有者用の座席には、適切な数のアクセシブルな座席を確保する必要がある。アクセシビリティ申請手続きが済むまで、正確なニーズは把握できないが、OCOGは夏季大会で**150**箇所、冬季大会で**70**箇所を予定しておくべきである。

パラリンピックファミリーラウンジ(及び設置されている場合は受付エリア)とパラリンピックファミリー席の間は、自立して、安全かつ速やかに移動できねばならない。

エレベーター/昇降機によるアクセスについては、式典終了後、**15**分以内に車いす使用者が退出できるよう、退出ピーク時の運営計画を策定しておくべきである。

ここで重要なのは、車いすを使用しているかどうかなどの身体的な条件に関わらず、パラリンピックファミリーの同一のサブグループは、グループとしてまとめ、各自がばらばらにならないよう留意しなければならない点である。

次ページに続く



開会式及び閉会式 (続き)

パラリンピック大会での考慮事項(続き)

選手のパレード

待機エリアからメインスタジアムへの移動、グラウンドまたはステージへの入退場は、基準と運営面でのニーズに基づき、アクセシブルなものでなければならない。

各国の選手団の選手は、それぞれまとまって行進しなければならない。行進終了後も、選手団のメンバーはまとまりを保っておく。歩行可能者と車いす使用者が別々になる必要が生じた場合でも分かれることは極力避け、可能な限り観客からはまとまって一団として見えるようにしなければならない。

乗降/待機エリアと、式典中に選手が利用できるようグラウンド近辺にも、仮設のアクセシブルなトイレを追加設置するのが望ましい。

実況放送サービスが提供される場合、視覚障がいのある選手が式典中に受信器を利用できるようにしなければならない(NPCを通じて配布する)。

障がいのある出演者

障がいのある出演者を、開会式及び閉会式に出席する出演者として含めることが望ましい(なおかつ、それが一般的になっている)。したがって、少なくとも出演者待機エリアの一部と、当該のステージやセットとの間は、アクセシブルな移動ができるようになっていなければならない。

障がいのある観客

パラリンピック大会の式典では、会場の全座席の少なくとも**1.0%**がアクセシブルな座席で、さらに同伴者用座席も**1.0%**相当分必要である。エレベーター/昇降機の定員は、パラリンピック大会式典での退出時のニーズを念頭に計画すべきである。

参照

第2章 技術仕様

第4章 大会の要件(非競技会場)



都市運営調整

ファンクショナルエリア(FA)の概要

都市運営調整とは、快適で楽しい場所として機能する開催都市に関するものである。このFAが必要とされるのは、大会が成功したかどうか、会場やイベントという直接的なパフォーマンスだけではなく、環境、雰囲気、アクセスや移動のしやすさ、セキュリティ、アメニティなど、より広範囲な都市空間の質によっても判断されるためである。

効果的な都市運営調整の対応により、オリンピック・パラリンピックの関係者及び市民は、会場への行き来を含め、都市をそこそこ自由に動き回れるようになる。オリンピック・パラリンピック関連のイベントへの市民の参加に留まらず、大会のスピリットや大会の興奮を市民とともに享受することもねらいとしている。

宿泊施設、車両の運行、歩行者の移動と集合場所、駐車場/配車の一体的な運営が必須である。

OCOGの都市運営調整部門の業務は、市当局始め公共機関との協力が必要で、OCOGの責任である大会関連要件を認識させ、市当局や公共機関の計画をOCOGの当該部門に落とし込まなければならない。

アクセシビリティ対応策

ユニバーサルデザインの考え方は、誘致活動の初期段階の開催都市のプレゼンテーションから、直前に取り付けるOCOGの仮設を含む施設・設備までを通して導入すべきである。ユニバーサルデザインの考え方の導入により、開催都市の多種多様な住民と来訪者は、大会に関連する活動に常に携わることができ、大会を楽しむことができるようになる。

開催都市は、観光スポットなど主要アトラクションを結ぶアクセシブルな交通ネットワークを検討すべきである。本ガイド第5章では、アクセシブルでインクルーシブな開催・都市に求められる全ての要素が詳細に説明されている。

アクセシブルでインクルーシブな都市の対応には、OCOGと市当局/公共機関との調整が極めて重要である。大会の観客については、自宅から会場の座席までの全行程がアクセシブルな経路であり、利用可能な交通機関の選択肢があるように行程を検討すべきである。

次ページに続く



都市運営調整 (続き)

パラリンピック大会での考慮事項

開催都市のアクセシビリティ対応策は、オリンピック及びパラリンピック両大会に適用される。パラリンピック大会期間中は、以下のような運営面の事柄が追加される。

- 大会に参加する選手の需要が高まっていることを受けて、主要競技会場及び選手村と市中心部を結ぶ、アクセスのしやすさをさらに高めた輸送手段(例えば低床バス)の導入
- 会場に隣接した障がい者専用の駐車場へアクセスするための適切な表示サイン及び案内情報
- 「他の競技を観戦する選手」のための乗降場所からのアクセシブルな通路
- 障がいのある選手やパラリンピックファミリーの参加が増えると予想されることから、都市のエンターテイメントスポットやパラリンピック大会のライブ中継会場で、アクセスのしやすさの向上を図ること

参照

[第1章](#) はじめに

[第5章](#) アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して



クラス分け

ファンクショナルエリア (FA) の概要

クラス分けはパラリンピック固有の機能である。パラリンピック大会に不可欠な機能要素で、クラス分け担当者(クラシファイヤー)と呼ばれる認定大会役員が実際のクラス分けを行う。クラス分けは、パラリンピック大会を含め主要競技会全てにおいて、競技前と競技中を通して行われる手続きである。

クラス分けは、選手団の到着と同時に開始され、開会式の2日前まで、競技に先立って行われる。クラス分けは、選手村にある視覚障がいのある選手のための総合診療所のほか、様々な競技会場に設置されるクラス分けサブセンターでも行われる。

アクセシビリティ対応策

クラス分けエリアは、全てアクセシビリティ基準を満たしていなければならない。待機エリアは、ドア幅、通路幅を含めて、身体機能のレベルや障がいの種類に関わりなく全ての選手が自由に移動できるものでなければならない。

総合診療所のクラス分け判定室には、(視覚障がいのある選手のために)見え方についてのそれぞれの基準を厳密に満たした表示を設置すべきである。

クラス分けマニュアル及び選手団のクラス分けスケジュールは、要求があれば代替形式(拡大印刷版、点字版など)で提供できるようにすべきである。

競技別のクラス分けエリアの設計基準は、競技会場設計基準に関するテクニカルマニュアルを参照のこと。

参照

第2章 技術仕様



清掃・廃棄物

ファンクショナルエリア (FA) の概要

清掃・廃棄物部門は、大会期間中に全ての競技会場及び非競技会場で発生するあらゆる種類のゴミの回収、除去、処理を行い、OCOGの管轄下にある施設を清潔な状態に保つ責任を有する。

アクセシビリティ対応策

請負業者指名の入札に当たっては、以下のような、ゴミ箱の大きさ、色、表示サインなどの要素に関する厳格な要件を含めるべきである。

- 視覚障がい者にも視認できること
- 通行の妨げになったり、通行を制限したりしてアクセシビリティ基準以下に通路を狭めないこと
- 杖使用者でも感知できること

ゴミ箱は、車いす使用者が利用できるよう、高さは最大 **1,200 mm**とするのが望ましい。

OCOGのFA会場管理者は、大会前に上記が適切に整備、配置され、また大会期間中もその状態が維持されているようにしなければならない。

アクセシブルなトイレが仮設の場合でも、清潔な状態を維持するため、適切に清掃することが重要である。アクセシブルなトイレは、特に本来の目的以外に使用されないよう配慮する。

パラリンピック大会での考慮事項

OCOGのFA会場管理者は、障がい者に使いやすいように、特に選手及びパラリンピックファミリーが利用するエリアのゴミ箱の位置と外観に配慮する。

参照

第2章 技術仕様 ([アクセスと移動](#)、[アメニティ](#))



コミュニケーション

ファンクショナルエリア(FA)の概要

コミュニケーション部門は、メディア(新聞報道から観客用刊行物またはウェブサイトに至るまで)の内容に対応する。これは、ほとんどの人々が大会を、実際に体験するのではなく、様々な形態のメディアを通じた消費者として認識しているためである。

コミュニケーション部門を介して、OCOG は、期間中に一貫した方法で積極的に大会の価値の伝達を図り、それにより大会に対する認知度を高め、大会のブランド構築を進めようとする。また、大会期間中及び大会前後にかかるそれまでの偏見、予測、出来事から生じる敵対的な報道や発表に対応することも目的としている。

コミュニケーション部門の主要任務は、OCOG、IOC 及び IPC の価値を反映するような方法で、出来事の周辺や背後にあるストーリーを掲載・放送しようとするメディア関係者を支援することである。

アクセシビリティ対応策

OCOG の発信する情報は、なるべく多くの視聴者に伝わることを目指しているが、視覚・聴覚に障がいのあるメディア関係者または利害関係者がそうした情報に、適切な手段でアクセスできることが不可欠である。また、その伝達手段としてのテクノロジーの変化にも対応すべきである。いずれにしても全てにおいて、アクセシビリティを考慮する必要がある。そのため様々な伝達手段には、以下のような解決策を導入すべきである。

- 刊行物(代替形式による)
- 記者会見(手話通訳付き)
- メディアワークショップ(代替形式による資料、手話通訳、ビデオの字幕など)
- ウェブサイト(W3C ガイドラインに従ったアクセシビリティ対応済みのもの)
- ONS/PNS(代替形式による利用可能性)
- INFO システム(アクセシビリティで対応済みのもの)

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピック大会にも上述と同じ原則が適用されるが、アクセシブルな伝達手段という分野において異なる要素が2つある。

- 開催国及び世界の視聴者は、パラリンピック大会を障がいのあるトップアスリートの競技と認識し、どのような伝達手段でも厳格にアクセシビリティ基準を満たしているものであると疑わない。したがって OCOG にとって、このような期待を裏切らないことが重要である。
- パラリンピック大会に出席する障がいのあるメディア関係者の割合は、オリンピック大会よりも高くなる。観客である市民についても同じことが当てはまる。OCOG はこれを見越して、予測される需要にあわせて代替形式の刊行物やその他データを製作するため、活用可能な手段の拡充計画を策定しておく必要がある。

参照

第2章 技術仕様(刊行物とコミュニケーション)



ケータリング

ファンクショナルエリア (FA) の概要

ケータリング (またはフードサービス) 部門は以下に責任を有する。

- 選手村のメインダイニングエリア (存在する場合は、サブダイニングエリアも含む)
- 競技会場のラウンジ (選手、役員、オリンピック・パラリンピックファミリー、メディア対象) で飲食物を提供
- 競技会場の観客向けの飲食物販売場の運営
- トレーニング施設で選手にスナック、飲料などを提供
- 大会従業者に食事、水などを提供

これらのサービスの大半は、請負業者を通じて提供される。FA の管理者は、要件を定めた上でそれぞれ入札を実施し、大会期間中はその運営を監督する。

アクセシビリティ対応策

ケータリング部門は、必要とされるあらゆるアクセシビリティ対応策が、入札書類に含まれ、明確に示されているようにする必要がある。仕様の遵守を入札の評価基準の一部とし、遵守されていないものは却下されなければならない。

ダイニングエリアに関するアクセシビリティの基準及び仕様は、オリンピック・パラリンピックファミリー、メディア関係者、従業者及び観客のダイニングエリア全てに適用しなければならない。

- テーブルの間の通路幅は最低 **1,500 mm**
- 飲み物、デザートなどは垂直方向に配置する
- テーブルの高さは **850 mm**、テーブル下には床から **750 mm** で車いす使用者がそのまま利用できるクリアランス (膝クリアランス)
- ナイフ・フォーク類の置き場所の高さは、最大 **1,200 mm**
- 表示サイン及びメニューは、コントラストの強い色彩と記号を用いて示す
- 配膳カウンターの少なくとも **1** 箇所は、最大高さ **850 mm**、幅 **1,000 mm** とする
- 配膳エリアへ並ぶスペースは、アクセスを妨げる障害物や段差がないこと

次ページに続く



ケータリング (続き)

パラリンピック大会での考慮事項

ダイニングエリアは、オリンピック大会前に整備し、全てのアクセシビリティ機能を備えていなければならない。ただし、パラリンピック大会のアクセシビリティに対するニーズ(特に選手に係わるもの)については、以下のようにさらなる検討と対応策が必要になる。

選手村内のダイニングエリアでは、車いすを使用する選手や従業者同士がすれ違えるよう、ドア幅は最低 **1,800 mm**なければならない。

- テーブルの間の通路幅員は最低 **1,800 mm**
- 配膳カウンターの高さは最大 **850 mm**
- 全てのカウンター下には床から **750 mm**で車いす使用者がそのまま利用できるクリアランス
- 椅子の **25%**を取り除き、車いす使用者のスペースとして利用できるようにする。
- カフェテリアのトレーは、車いす使用者が複数の食器などを載せて運べるようなものとする。
- 会場のラウンジにも、上記対応策が当てはまる。さらに、テーブルは通常高さのものに加えて低いものも準備しておく必要がある。

参照

第2章 技術仕様(家具、カウンター、サービスエリア)

第4章 大会の要件(競技会場、非競技会場)



人材

ファンクショナルエリア (FA) の概要

人材(または大会従業者)部門は、大会の開催に必要な有給スタッフ、ボランティア、請負業者の計画、配置、保持及び管理に責任を有する。

人材部門に求められる業務の範囲は膨大で何年にもわたる。およそ **175,000** 人以上にもなる従業者数の決定、身元確認と採用、研修、スケジュール作成、認定、ユニフォーム、統合、管理、そして従業者保持などがある。

大会期間中の人材部門の責任には以下が含まれる。

- ユニフォーム配布(集中配布)
- トレーニング支援(全般及び会場トレーニング)
- 従業者出退管理
- 休憩/食事管理
- スケジュール作成支援
- 従業者受け入れ
- 従業者コミュニケーション
- 業務報告書

アクセシビリティ対応策

OCOG は、地元や海外からの従業者と同じように、障がいのある人も大会の有給あるいはボランティアスタッフとして働く機会を保証する必要がある。そのためには、OCOG は以下の点を検討しなければならない。

従業者の採用

- 障がいのある人の応募を促すため、率先した行動を取る。
- 従業者のタイプ別に障がいのある人の割合について数値目標を定め、管理者には目標達成の責任を持たせ、進捗状況を評価するために定期的な検討を行いながら、必要に応じてフォローアップ措置を講じる。
- 採用の方針と実施において、障がいのある応募者を差別せず、むしろ応募を促すようなものであるものとする(仕事に必要な能力を備えている障がいのある人には面接機会を保証するなど)。
- 歩行困難者または視覚・聴覚に障がいのある者では対応が困難であろう仕事(特に大会期間中の仕事)を明らかにし、それ以外の全ての仕事が、障がいの有無に係わらず、必要とされる技能を有する全ての人々に公平であることを明確にする。
- 障がいのある人を採用するため、現地組織と協力する。

従業者方針

支援を必要とする人々が仕事の機会を得やすくする方針を策定する。方針には次のようなものが考えられる。

次ページに続く



人材 (続き)

アクセシビリティ対応策(続き)

- 各会場の業務用駐車エリアに、肩書きや役割に関係なく、障がいのある従業者用の駐車区画を3～4区画確保する。
- 公共交通機関または会場の位置や環境に制約があってアクセスが妨げられる場合、フレックスタイム制及び適切な勤務時間、またはそのいずれかの設定と、チェックイン・チェックアウト手順を策定する。

従業者エリア

業務計画策定時に、OCOG は本書の基準に従って全ての会場の従業者エリアの全てをアクセシブルにしなければならない。従業者エリアには以下が含まれる。

- スタッフのチェックイン・チェックアウトエリア
- スタッフ休憩エリア
- スタッフミーティング室
- 男女共用のアクセシブルなトイレを含めたスタッフ用トイレ

ユニフォーム配布センターは、本書に記載の全てのアクセシビリティ基準を満たしているべきである。アクセシビリティ対応策で最も重要なのは、出入口、待機エリア、通路幅、サービスカウンター、更衣室に関するものである。

従業者トレーニング

障がいのある従業者にも、他の人と同じようにトレーニング資料を利用する機会を提供しなければならない。そのため、OCOG は、障がいのある従業者の要求に応じて、一般的なトレーニング資料を代替形式(点字版、拡大印刷版、音声版など)で提供できるようにすべきである。

さらに、人材部門は、他部門や会場での具体的な仕事、またはいずれかのトレーニング資料についても代替形式で作成できるよう準備する必要がある。

従業者全員は、接遇・気づきのトレーニングを受けなければならない。トレーニングの内容、モジュール、実施方法については、本書第3章を参照のこと。

次ページに続く



人材 (続き)

パラリンピック大会での考慮事項

大会従業者は、オリンピック及びパラリンピック両方の大会の従業者と考えられているので、前述のガイドラインはパラリンピック大会にも適用される。ただし、障がいのある多くのボランティア従業者が、パラリンピック大会での仕事を希望することが予想されるので、歩行に困難のある従業者用の駐車区画を会場に追加するなどの対応策を講じてよい。

上記以外に、パラリンピック大会では観客等クライアントグループにも多様な障がいのある人がいることから、ボランティアおよび請負業者らを対象とした、パラリンピック競技の業務内容についても含めた接遇・気づきのトレーニングを設定する必要があるが出てくる。

プロフィールや経験に応じた仕事に元パラリンピック選手を採用するなどの方法が、過去の大会で成功していることも参考とすることが望ましい。

参照

第2章 技術仕様(家具、カウンター、サービスエリア)

第3章 アクセシビリティトレーニング

第5章 アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して (雇用)



イメージ・アイデンティティ(大会ブランド、ロゴ)

ファンクショナルエリア(FA)の概要

イメージ・アイデンティティ(大会ブランド、ロゴ)部門は、大会、開催都市及び開催国の視覚的表現とテーマの表現に責任を有する。この部門は、総合的なコミュニケーションの共通基盤であり、大会エンブレム(オリンピック及びパラリンピック)をはじめとして、二次的なエンブレム(聖火リレー、文化、環境及びボランティアのプログラムなど)、マスコット、テーマ、スローガン等にも係わる。

大会のルックは、開催都市のアイデンティティとオリンピック・パラリンピックのイメージを支え、さらに拡大していく。大会ルックのデザイン部門が管轄するのは、チケット、表彰台、バナー、競技場を表すグラフィック(図柄)や競技のピクトグラムである。また、世界の視聴者、観客、選手、来訪者、社会全般に対して、オリンピック・パラリンピック大会を象徴するものを会場、パブリックエリア、競技会場以外、開催都市中に展開する。

アクセシビリティ対応策

イメージ・アイデンティティ(大会ブランド、ロゴ)部門は、大会ルックのあらゆる要素が視覚障がい者にも視認できるために、できる限り見やすいものにするよう常に配慮しなければならない。したがって、グラフィック要素や案内サインをデザインする際は、本書に記載されている表示サインに関するアクセシビリティ基準(色彩、コントラスト、文字の大きさ、看板やポスターの位置など)を考慮すべきである。

グラフィック案がアクセシビリティ基準を満たしているようにするため、FA 会場管理者及びスタッフは、主要なグラフィックや補助的グラフィックのマニュアル作成時に、OCOG のアクセシビリティ監査組織及び専門家またはそのいずれかと協議し、意見交換するのが望ましい、

パラリンピック大会での考慮事項

オリンピック大会からパラリンピック大会への移行期における大会ルックの切り替えは、極めて大規模な作業である。パラリンピック大会ルックの要素とまたそれに付随する表示サインは、アクセシビリティを妥協させずに、オリンピック大会のものと同じ水準を保たねばならない。

パラリンピック大会のデザイン及びグラフィックの要素(チケット、ユニフォーム、バナー、垂幕など)については、制作段階から特に視認性に留意すべきである。

参照

第2章 技術仕様(刊行物とコミュニケーション)



ドーピングコントロール

ファンクショナルエリア (FA) の概要

ドーピングコントロール部門は、IOC 及び IPC の管理の下、アンチドーピング規則に則り、世界アンチドーピング規程と付随する世界基準に従って、総合的なドーピング検査プログラムを策定し管理する。

ドーピングコントロール部門は、回数、実施方法、タイミング (競技会検査なのか競技会外検査 (OOC) なのか、また尿、血液、呼気など競技別に必要なサンプルの種類) を定めた検査実施計画の策定に責任を有する。この計画に基づき、ドーピングコントロールステーションの位置と規模、必要人員の採用とトレーニングが決定される。

OOC プログラムの計画と実施は、世界アンチドーピング機構 (WADA: World Anti-Doping Agency) と協力して行う。

アクセシビリティ対応策

アクセシビリティ対応策が要求されるのは、オリンピック・パラリンピック選手村のドーピング検査室と、競技または日常生活で車いすを使用している選手が競技を行うパラリンピック大会会場のドーピング検査室である。

これら会場のドーピング検査エリアでは、ドア幅を最低 **1,000 mm** とし、アクセシブルでなければならない。オリンピック、パラリンピック両大会会場内のドーピング検査室においてトイレ利用をアクセシブルにすれば、**18 歳**以下の選手である場合や、車いす使用者のアクセスを支援する場合に、監視担当スタッフや介助人または同伴者も容易にアクセスできるようになる。

少なくとも検査室には **1 箇所**、本書第 2 章「技術仕様」に記載されているアクセシブルな設計基準を完全に満たすトイレを設けておく必要がある。

パラリンピック大会での考慮事項

競技会場のドーピング検査室では、オリンピック大会前にはアクセシブルであることが推奨される。しかし、何らかの理由でアクセシブルにできなかった場合は、パラリンピック選手村が開村し競技会場でのトレーニングが開始されると同時に、検査室が準備されることを考えると、オリンピック大会からパラリンピック大会への移行期の厳しいスケジュールの中で、必要な仮設を含む施設・設備を設置しなければならない。

ドーピング検査に関する情報は、要望に合わせて、代替形式 (点字版、拡大印刷版など) でも提供できるようにしておく必要がある。

参照

第 2 章 技術仕様 (トイレ)



イベントサービス

ファンクショナルエリア(FA)の概要

イベント(または観客)サービス部門は、全競技会場と非競技会場の特定の場所において、群集整理・規制、顧客サービス及び会場全体の運営支援を提供する。大会で最も規模が大きく、目に付きやすい部門である。この部門の業務場所は、全競技会場のほか、メインプレスセンター、IBC、スポンサーホスピタリティなど非競技会場の一部の場所である。

イベントサービスの業務活動には以下が含まれる。

- 歩行者及び群集整理・規制:公共交通機関のターミナルへの往来や、会場入口、セキュリティチェックエリア、行列エリア、会場コンコース、座席及び立見席エリアへの移動において観客誘導を行う。
 - チケットチェック:チケットの回収、内容・有効性の確認、試合ごとのチケットチェックを行う。
 - 案内:会場の座席及び観覧エリアで観客を支援する。
 - アクセス監視:「業務時間中」の出入管理システムを運用する。
- 情報提供とオリンピック・パラリンピック体験:会場到着前と滞在中に適切な情報提供を保証することで、観客の大会体験を向上させる。業務には、観客ガイドの配布、場内放送、ビデオボードによるメッセージ、インフォメーションデスクの運営、遺失物取扱所の運営が含まれる。

アクセシビリティ対応策

アクセシビリティ支援は、イベントサービスの基本的任務である。この部門は、OCOG 全体のアクセシビリティ計画の一環として、歩行困難、視覚障がい、聴覚障がいなどの障がいのある人々を支援する。通常、イベントサービスの役割は、会場内での歩行者の移動支援と座席案内に限定されている。

このような任務を実践するには、障がい者へのサービスについては、他部門の従業者を対象にした通常の接遇・気づきのトレーニングよりもさらに高いレベルのトレーニングが必要である。このトレーニングには、専門家による指導、講話、実習が含まれ、特にチームリーダーの参加が重要である。

アクセシビリティに関するその他の検討事項には以下のような点がある。

- 代替形式(点字版、拡大印刷版)でも提供できる観客用情報
- 観客への補聴援助機器の配布
- 会場内移動支援サービスの提供(手動・電動車いすの貸し出し及び保管)
- エレベーターへの案内・利用支援、必要に応じて車いす使用者の優先乗り込みの支援
- アクセシブルな観客用通路の管理

大会従業者の大部分を占めるイベントサービス部門では、障がいのある人がボランティアスタッフとして関わることによる積極的参加の機会を提供する。各会場では、全てのサービス提供スポットがわかりやすく、他のイベントサービススタッフと同じように障がいのあるスタッフも楽しめる、公平なものとするべきである。

次ページに続く



イベントサービス (続き)

パラリンピック大会での配慮事項

前述の対応策は全て、パラリンピック大会にも同様に当てはまる。

パラリンピック大会に「当日チケット」が導入される場合、イベントサービスは、複合施設内の、各会場間のアクセシブルな経路を確保する必要がある。これに関してはアクセシブルな通路、傾斜路などに関する第 2 章の設計基準、本章の競技会場に関する対応策を考慮に入れ、実施すべきである。

参照

第 2 章 技術仕様(アクセスと移動経路、アメニティ、刊行物とコミュニケーション)

第 3 章 アクセシビリティトレーニング

第 4 章 大会の要件(モビリティサービス)



メディカルサービス

ファンクショナルエリア(FA)の概要

メディカルサービス部門は、大会期間中における選手、チーム役員、競技関係者、大会役員、オリンピック・パラリンピックファミリー、及びその他有資格者の健康状態に関して、必要とされる医療・健康サービスのあらゆる側面を調整する責任を有する。

全ての競技及びトレーニング現場、非競技会場の主要な場所における救急処置とさらに高度な初期対応を行う。加えて、オリンピック・パラリンピック選手村のポリクリニックでは、さまざまな診療科が含まれるべきである。医療サービスは、会場を拠点とする医療チームとそれを支援するオリンピック指定病院ネットワークを、専用の救急搬送システムによってつなぐ。

アクセシビリティ対応策

会場の全ての医療施設(1箇所は選手専用、もう1箇所はオリンピック・パラリンピックファミリー及び観客対象)は、本書(第2章)に明示されているアクセシビリティ基準を満たす必要がある。構成員の属性に対応したアクセシブルな通路の整備について、特に配慮が必要である。会場のメディカルステーションには、それぞれにアクセシブルなトイレが少なくとも1箇所設置されるのが望ましい。医療スタッフは、選手から競技用具(スキー、そりなど)を安全に取り外せる技術を、該当する各競技について習得するトレーニングを受けておくべきである。

選手村ポリクリニックは、アクセシブルでなければならない。そのためには、屋内施設について全てアクセシブルな要素を整備しておくべきである(出入口、通路、ドア幅、設置されている場合は昇降機、サービスカウンターなど)。男女別のトイレにはアクセシブルなトイレを設置するのが望ましい。選手村内ポリクリニックのサービスエリアの床は、だれもが容易にアクセスできるよう、全域にわたり平坦性を保つことが推奨される。

OCOGは、オリンピック指定病院ネットワークを対象に、大会に関するアクセシビリティ対応策のガイドラインを作成し、配布してもよい。

パラリンピック大会での配慮事項

パラリンピック大会では、競技や日常生活で車いすを使用する選手の競技及びトレーニングの会場における選手専用の医療エリアは、アクセシビリティに完全に対応したものでなければならない。ドア幅は最低 **1,000 mm** とすべきである。

メディカルエリアにあるベンチのうち少なくとも1つは、重度の障がいのある選手もアクセスできるよう、高さ調整機能付きであるのが望ましい。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、アメニティ、刊行物とコミュニケーション)

第3章 アクセシビリティトレーニング



表彰式及び競技プレゼンテーション

ファンクショナルエリア (FA) の概要

表彰式はオリンピック・パラリンピックの最大の伝統儀式である。OCOG 表彰式部門は、スポーツにおける最高の功績をたたえる表彰式を創出しなければならない。

競技プレゼンテーション部門は、スポーツ競技の雰囲気を作り出す。アナウンス、音楽、ビデオ及び文化的なライブパフォーマンスを提供することで、会場を活気付け、競技を引き立たせ、観客に競技に関する情報を提供する。競技プレゼンテーション部門は競技の進行管理も行う。国際競技連盟とOCOGの競技FAの指示の下、競技プレゼンテーション部門は競技と観客の体験を演出する。

アクセシビリティ対応策

観客が大会体験を楽しむには、競技プレゼンテーションが提供するものにアクセスできることが重要である。OCOG は、聴覚障がい者も同じようにイベントとプレゼンテーションを楽しみ、あらゆる活動に参加できるように、競技会場のパブリックエリアに場内放送支援システムを準備する必要がある。このシステムはいかなる価格帯の席でも提供すべきである。

場内アナウンスを表示するスコアボードまたはビデオスクリーンは、場内放送を補足できるものでなければならない。

パラリンピック大会での配慮事項

パラリンピック大会では、競技または日常生活で車いすを使用する選手が出場する全ての競技の表彰式に用いる表彰台には、勾配 **1/12 (8.33%)** 以内の傾斜路を設置する必要がある。

車いす使用のメダル授与者が安全かつ効率的にメダル授与を行えるよう、金メダルの表彰台の高さは、**300 mm**を超えないようにすべきである。

選手の表彰待機エリアは、選手または授与者双方にどのような障がいがあってもアクセスできるような会場内に設けるのが望ましい。

選手の表彰待機エリアから表彰台までの経路はアクセシブルでなければならない。この点は、地面の傾斜が問題となるかもしれない冬季パラリンピック大会のスキー競技では特に重要である。

パラリンピック競技には、パラリンピックに特化したアナウンス台本が必要である。さらに、アナウンサーはこの点と、障がいのある選手に関する表現も含め、パラリンピック競技に適切な用語の使い方についてトレーニングしておくことが望ましい。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、会場の座席)

第3章 アクセシビリティトレーニング



ライセンス・商品管理・販売

ファンクショナルエリア(FA)の概要

ライセンス部門は、大会期間中の商品販売と、競技会場、選手村、オリンピックスーパーストア、指定空港、オンラインショップの小売販売所での業務を監督する。小売店舗の運営は、通常 OCOG が指名した場内販売業者が行う。

アクセシビリティ対応策

既述のとおり、商品販売のサービスカウンターは、高さ **850 mm** でカウンター下は、車いすでもそのまま利用できるように床から **750 mm** とすべきである。この仕様で設置することができないか、実際的ではない場合、少なくともカウンターの幅 **1,000 mm** 部分をアクセシブルとする。

商品販売店の前や、行列エリアでは、アクセスを妨げるような段差やその他の障害物がないようにすべきである。

セルフサービスの店舗では、商品は、座位及び立位両方の客が商品を取り上げることができるよう、水平方向ではなく垂直方向に陳列するのが望ましい。

ライセンス取得者には、左利き用など少数利用者層向け商品を製作するよう促すのが望ましい。商品はできれば片手で利用できるようなものが望ましい。

パラリンピック大会での配慮事項

パラリンピックのトレードマークを入れた商品は、多種多様な利用者が使えるものとすべきである。

小売店舗のアクセシビリティに関する上述の対応策は全て、パラリンピック大会にも当てはまる。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、家具、カウンター、サービスエリア)

第5章 アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して(小売店)



NOC/NPC 関係

ファンクショナルエリア (FA) の概要

この部門は、OCOG と国内オリンピック委員会 (NOC)・国内パラリンピック委員会 (NPC) との間の、大会に関する公式のコミュニケーションチャンネルを担う。

全ての人々に対して一貫性のある適正なサービスの提供を促すため、OCOG と NOC/NPC の間の建設的で専門的なコミュニケーションの共通基盤を創出することを目的としている。とりわけ、NOC/NPC 関係部門は以下の任務に責任を有する。

- 大会前準備期間中の問題の解決
- 団長セミナーの計画及び団長向けガイドの制作
- NOC/NPC の開催国・OCOG 訪問の対応
- 選手団登録会議
- NOC/NPC アシスタントの配置及び管理
- オリンピック・パラリンピック選手村の NOC/NPC サービスセンター管理
- NOC/NPC 団長会議の運営とフォローアップ

アクセシビリティ対応策

大会期間中の業務エリア全域において、NPC のニーズ(下記参照)に対応できるよう、アクセシブルまたはアダプタブルなものとして設計し、建設するのが望ましい。

パラリンピック大会での配慮事項

団長ガイド及び NPC 向けのその他刊行物は、視覚障がい者のために要求に応じて代替形式で提供できるようにすべきである。

団長セミナーの開催場所の案内及び参考資料は、視覚障がいのある出席者のために要求に応じて代替形式で提供できるようにすべきである。

選手団登録会議は、アクセシビリティ基準を完全に満たしているエリアで開催すべきである。

NPC サービスセンター及び団長会議場のエリアは全て、本書に明記されているアクセシビリティ基準を満たすべきである。

NPC のアシスタントは、その役割を果たすため、障がいのあるクライアントへのサービス提供について、他部門の従業者を対象にした通常の接遇・気づきのトレーニングよりもさらに高いレベルのトレーニングを受けるべきである。このトレーニングには、専門家による指導、講話、実習が含まれよう。

参照

第2章 技術仕様

第3章 アクセシビリティトレーニング



オリンピック・パラリンピックファミリーサービス

ファンクショナルエリア(FA)の概要

オリンピック・パラリンピックファミリーサービス FA は、オリンピック・パラリンピックファミリーの公式儀礼をはじめとするサービスの準備と実施、VIPなどのプログラムの対応に責任を有する。

特に以下に責任を有する。

- 空港など、会場での公式儀礼、アシスタントプログラム、会合及びゲストプログラム、オリンピック・パラリンピックファミリーホテルの管理
- 国旗・国歌プログラムを含め、公式儀礼の方針及び実施要素、オリンピック・パラリンピック選手村での公式儀礼、VIP、オブザーバー対応プログラム

アクセシビリティ対応策

運営計画の過程において、FA はオリンピック・パラリンピックファミリー全体を代弁する。この計画段階で、アクセシブルな通路が会場の次のようなエリアに通じていることを確認する必要がある

： T1/T2/T3 降車地点、オリンピック・パラリンピックファミリーラウンジ、関係者席。通路、昇降機、階段などで、いずれもアクセシビリティ基準を満たしていなければならない。

オリンピック・パラリンピックファミリーラウンジにはアクセシブルな出入口を設けるべきである。サービスカウンターは高さ **850 mm**、カウンター下に **750 mm**の膝クリアランス、幅は最低 **1,000 mm**とすべきである。アクセシブルなトイレも当該基準に従う(第2章参照のこと)。

ラウンジ **1** 箇所につき、アクセシブルなトイレを最低 **1** つ設置するのが望ましい。

オリンピックファミリーに割り当てられている全座席の最低 **1%**に相当する数のアクセシブルな座席が必要である。またパラリンピックファミリーについては指定の数に従う。

OCOG は、オブザーバープログラム関係者に車いす使用者がいるかどうかの情報を入手し、車いす使用者がいる場合は、適切な交通手段を計画すべきである。

オリンピック・パラリンピックファミリーホテルは、本書の対応策に従ってアクセシブルとすべきである(設計基準は第2章参照のこと)。ホテルの入札時の評価において、アクセシビリティ基準の遵守は必須項目としなければならない。会場エリアと同様に、FA はホテルの運営計画段階でアクセシビリティ基準が守られているようにしなければならない。

次ページに続く



オリンピック・パラリンピックファミリーサービス (続き)

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピックファミリーが必要とするアクセシブルなアメニティやサービス対象範囲は、オリンピック大会よりもはるかに広い。パラリンピック大会では、前述以外に、以下のような要件がある。

- パラリンピックファミリーの関係者席エリアには、さらにアクセスしやすい区画が必要である。必要な区画数は競技種目により会場ごとに異なる。競技別の区画の最低要件は、「会場設計基準に関するテクニカルマニュアル」に記載されている。
- 開会式及び閉会式の貴賓席(開催国元首及びIPC会長用)は1列目でアクセシブルとし、その他VIP席は2列目以降とする。
- パラリンピックファミリーラウンジには、通常高さのもの低いもの両方のテーブルを配置しなければならない。
- 座席エリア、ラウンジから表彰式の準備エリアまで、アクセシブルな通路を明確にしておかなければならない。
- 陸上競技、車椅子バスケットボール、水泳用のパラリンピックファミリーラウンジにはアクセシブルなトイレを最低2箇所設置すべきである。
- 補聴援助機器を設置しているか実況解説放送サービスを提供する場合、パラリンピックファミリーも受信器が利用できるようにすべきである。
- パラリンピックファミリーガイドは、要求に応じて代替形式で提供できるようにしておくべきである。
- 障がいのあるパラリンピックファミリーを担当する公式儀礼アシスタントは、その役割を果たすため、障がいのあるクライアントへのサービス提供について、他部門よりもはるかに高レベルの接遇・気づきのトレーニングが必要である。このトレーニングには、専門家による指導、講話、実習が含まれることが望ましい。

全体として、パラリンピックファミリーのためのアクセシビリティ対応策が適切かどうかを検討する際は、現実に即した計画が必要である。座席を割り当てすぎたり、アクセシブルなトイレが多すぎたりすることもあれば、効率のよい垂直移動を確保する昇降機の収容力が足りないなどという事例もしばしば報告されている。計画段階ではIPC及びNPCとの協議が有効である。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、家具、カウンター、サービスエリア、ホテル及びその他宿泊施設、会場の座席)

第3章 アクセシビリティトレーニング

第4章 大会の要件(非競技会場)



オーバーレイ(仮設を含む施設・設備)・現場管理

ファンクショナルエリア(FA)の概要

オーバーレイ部門は、大会の競技会場及び競技会場以外の場での仮設を含む施設・設備に従事する。大会での独特の要件を満たすために、全ての会場で、何らかの仮設を含む施設・設備が必要となるからである。

どの程度の仮設を含む施設・設備が必要かは、それぞれの会場が、a)大会使用において恒久的又は暫定的な、部分的変更を必要とする既存施設、b)大会使用を目的として造られた新たな恒久施設、c)大会使用を目的として作られた仮設施設のどれに該当するかによって決まる。

大会期間中、オーバーレイ部門は現場管理部門として、会場所所有者、政府機関などと協力して、仮設を含む施設・設備の設置・取り付け、会場のメンテナンスと設備、技術面での問題解決を行う責任がある。

アクセシビリティ対応策

オーバーレイ FA の役割は極めて重要である。なぜならオーバーレイ FA は会場を、多様な障がいのある人にとってアクセシブルであるものにするために必要な仮設を含む施設・設備の記録及び計画を主導的に行うためである。

この役割を果たすため、オーバーレイ FA には、アクセシビリティ計画の経験と(FA 内部に、あるいは外部コンサルタントからの)十分な専門知識が必要である。また、仮設を含む施設・設備の設計段階には、アクセシビリティ要件を満たしているかの事前チェックを含めなければならない。

大会期間中、現場管理者は、アクセシビリティ機能の設置・取り付けが適切に行われているかを確認しなければならない。アクセシビリティ対応策が適切かどうかを検証するため、会場管理及び各種クライアントグループ担当 FA と協力して、全ての会場においてアクセシビリティ基準の遵守状況を、もれなく評価しなければならない。

パラリンピック大会での考慮事項

アクセシビリティに関する専門家は、大会前段階のパラリンピック運営計画を監督する監査部門に加わるべきである。

パラリンピック大会ではクライアントグループの多様性に加え、さらなるニーズが見込まれることから、アクセシビリティ基準の遵守状況の評価は、移行期にも再度実施する必要がある。

大会期間中、アクセシビリティに関する専門家は、アクセシビリティに関する問題解決で中心的役割を担うべきである。このような人材は、大会期間中に「アクセシビリティコールセンターサービス」の一員となり役割を果たす場合がある。

参照

第2章 技術仕様

付属書 I: 主要寸法参照表



プレスオペレーション

ファンクショナルエリア (FA) の概要

プレスオペレーション部門は、大会の取材を認められた記者及びカメラマンなど報道関係者が必要とする施設及びサービスの調整にあたる。具体的な役割は以下の通り:

- ・「メインプレスセンター」の計画、人員配置及び運営
- ・競技会場の「会場メディアセンター」の運営
- ・INFO システムの編集コンテンツを提供するため、オリンピックニュースサービス (ONS) 及びパラリンピックニュースサービス (PNS) の準備
- ・アクセディテーション、宿泊施設、プレスのレートカード、交通など主なメディアサービスの計画と管理

アクセシビリティ対応策

大会を取材する報道関係者の中には、障がい者も含まれる。したがって a) プレス施設はアクセシビリティ基準を遵守する必要があり、b) 障がいのある報道関係者にも公平なメディアサービスを提供する必要がある。

運営計画段階では、FA の担当者はメディアのニーズを代弁する。すなわち、計画段階で、メディア関係者の降車地点、メディア作業エリア、メディアラウンジ、メディア用座席、記者会見室、ミックスゾーン及び写真撮影場所など、会場の様々なエリアにアクセシブルな通路が通じているようにする必要がある。通路、昇降機、階段などはアクセシビリティ基準を満たしていなければならない。

メインプレスセンターは、本書の基準に従ったアクセシブルな施設でなければならない(本章「競技会場以外」の項、及び第2章の設計基準を参照のこと)。

会場のメディアエリアにはアクセシブルな出入口が必要である。作業スペースは、少なくとも一部に床から **750 mm** の膝クリアランスが必要である。サービスカウンターは高さ **800 mm**、膝クリアランスは床から **750 mm** で、幅は少なくとも **1,000 mm** とする。ラウンジの隣には、基準に従ったアクセシブルなトイレが必要である(第2章「トイレ」の項参照)。

プレス用の観覧席には、サービスを全て完備したアクセシブルな区画を **3~5** 箇所準備しておく必要がある。

OCOG はメディア関係者のアクセディテーションカードの有効化の際に、アクセシビリティを必要とするジャーナリストやカメラマンを把握すること。これら報道関係者に、組織委員会は以下のような適切なサービスを計画するのが望ましい。

- ・カスタマイズしたサービスを基本とする、アクセシブルな輸送
- ・幅広い料金設定の中から選ぶことができる、アクセシブルな宿泊施設

INFO システムは、ウェブを利用したアプリケーションのアクセシビリティ基準を遵守すべきである。

次ページに続く



プレスオペレーション (続き)

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピック大会では、プレス用のアクセシビリティを所有する障がいのある報道関係者の数は、オリンピック大会時よりも増えると考えられる。そのため、この状況に対応した機材の準備とそれらの予約調整を行う。

競技または日常生活で車いすを使用している選手が出場するパラリンピック競技の会場では、ミックスゾーンは以下のように改造しなければならない。

- インタビューを受けている選手の横を他の選手が通過できるよう、通路幅は最低 **2,200 mm**とする。
- 車いす使用者である選手または報道関係者が同じ高さでインタビューできるよう、メディアと選手の間設置されている仕切りの高さは最大 **600 mm**とする。
- 冬季大会で、選手が(アイススレッジホッケーなどの)競技用器具を装着したままミックスゾーンを利用するような競技では、床面を適切な材料に張り替えること、あるいは、車いすに移乗できるような解決策を運営上検討する必要がある。

パラリンピック競技のアクセシブルなプレス用観覧席に関する最低要件については、競技会場設計基準に関するテクニカルマニュアルに記載されている。

参照

第2章 技術仕様 (アクセスと移動経路、家具、カウンター、サービスエリア、刊行物とコミュニケーション)

第4章 大会の要件 (非競技会場)



レートカード(有料貸出用品のカタログ)

ファンクショナルエリア(FA)の概要

レートカード部門は、主要クライアントのニーズを満たすことのできる信頼性の高いレートカードを作成するため、経理、材料計画、調達及びロジスティクスの各部門と緊密に協力する。主要クライアントには、オリンピック・パラリンピックファミリー、NOC/NPC選手団、報道機関、放送局及びオリンピック・パラリンピックパートナーが含まれる。

レートカードチームは、クライアントニーズの調査、レートカード品目の調達可能性と市場価格の動向把握、利用者が使いやすい発注システム、競技会場及び非競技会場への総合集配システムをロジスティクス部門と共に確立するため、少なくとも大会の2年前から準備を始める必要がある。

アクセシビリティ対応策

レートカードは利用者の要求に応じて、代替形式で提供できるようにしておかねばならない。ウェブによるレートカードの場合、関連するアクセシビリティ基準を満たしていなければならない。

パラリンピック大会での考慮事項

レートカード担当は、特にパラリンピック大会のアクセシビリティに関する固有の潜在的ニーズを精査しなければならない。過去の大会では、ハンドル型電動車いすや移動補助具のリクエストが出され、レートカード部門を介して提供されている。

参照

第2章 技術仕様(刊行物とコミュニケーション)



危機管理

ファンクショナルエリア (FA) の概要

危機管理部門には、以下のような中核的な職責が2つある。

- 観客、オリンピック・パラリンピックファミリー、放送局、請負業者、ボランティア、スタッフなど大会に係わる全ての人々のために、常に最高水準の安全を確実に維持するため、潜在的なリスクを洗い出して対処する。
- けが、死亡、財産の減失や毀損、競技の中断や利益逸失の原因となるその他の保険対象の事案に関する保険業務を管理する。

アクセシビリティ対応策

各会場の危機管理部門は、車いす使用者が利用する(利用する可能性があるエリアも含め)全てのエリア内に、安全な集合場所に直接アクセスできる通路があるようにしなければならない。

避難計画は、この点を考慮して策定しなければならない。

既存施設でそうした対策が為されていない場合は、以下のとおりとする。

- 適切な代替案がなければ、利用を避ける。
- 救援が到着するまで歩行困難者が待機し、できるだけ長く安全を維持できる適切なエリアを定める。

聴覚障がい者に非常事態を知らせるため、観客エリアと競技プレゼンテーションの表示板では、視認できる緊急信号が使用できるようにしておくべきである。

避難担当のスタッフは、観客エリアを熟知し、人々を適切に誘導しなければならない。

歩行困難または視覚・聴覚に障がいのある人の避難については、大会開催前に当該施設の担当者によりテストされなければならない。

パラリンピック大会での考慮事項

障がいのある選手やパラリンピックファミリーの割合が高くなることから、特に注意が必要である。他の場合であれば適切と思われるアクセシビリティでも、パラリンピック大会では不十分である。最適の解決策を見極めるためには、運営計画の立案段階で特にこの点に注意して計画しなければならない。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路)



セキュリティ

ファンクショナルエリア (FA) の概要

セキュリティ部門の役割は、大会が、敵意を持った勢力によって妨害される恐れのない、安全な環境下で行われるようにすることである。セキュリティ要員には、テロリストや無政府主義者のおどし、暴力行為やそれによって引き起こされる事態を阻止し、社会的混乱や大会を妨害しようとするその他犯罪行為の発生に対処し、加えて広く市民への脅威となる自然災害によって引き起こされる事態を収拾する能力も求められる。

大会期間中、最も目に付くセキュリティ部門の活動のひとつが、会場に入ろうとする人々とその携行物を例外なく、磁気探知器と目視でチェックすることである。

アクセシビリティ対応策

障がい者も、大会の他の構成員と同じようにセキュリティチェックを受ける。

車いす使用者や義肢装着者などには、他の人々に行なっている検査方法は有効ではなく、修正を加えた別の手順が必要である。セキュリティ要員（警察、ボランティア）は、このような人々に対しても相手の尊厳を損なうことなく、効率よくチェックを行って任務を遂行するため、特別なトレーニングを受けなければならない。

磁気探知器を備えている会場入口には、車いす使用者が入場できるよう、幅 **1,000 mm** の磁気探知器を設置していない有人対応ゲートを設置すべきである。このようなゲートでのセキュリティチェックには、携帯型磁気探知器の使用が望ましい。

車両チェックポイントでは、障がい者が乗車する車両の場合、車いす使用者が車を降りる必要がないよう、携帯型磁気探知器でチェックできるような手順を採らなければならない。他の乗員については通常の方法によりチェックする。

ア kredィテーションカードをスキャンするための読み取り装置がある場合、カードを首から下げている車いす使用者も他の人々と同じようにスキャンできるよう、装置読み取り部分は低い位置に設置すべきである。

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピック大会のセキュリティレベルは、開催国の治安当局が行う、脅威に関する評価に基づいて決定される。上述の対応策はパラリンピック大会にも当てはまる。

パラリンピック大会時の選手村滞在者の構成（最大 **1,900 人** が車いす使用者）を考慮して、選手村の有人対応ゲートは、オリンピック大会時から倍増させるのが望ましい。

参照

第2章 技術仕様（アクセスと移動経路）

第3章 アクセシビリティトレーニング



競技

ファンクショナルエリア(FA)の概要

競技部門は大会の焦点である。どのFAも、オリンピック及びパラリンピックの選手と競技や試合のために必要とされる支援の提供を最優先事項とする。競技部門は会場チームにおいて重要な機能を果たす。競技部門は、国際競技連盟(IF)はじめ、ORIS/PRIS (Olympic Results and Information Services/Paralympic Results and Information Services: 競技結果情報サービス)、競技用具、競技関連刊行物、競技スケジュール、技術/大会役員、競技ボランティアなど、トレーニング及びその他支援サービス部門と協力して、全ての種目の競技や試合を管轄する。

アクセシビリティ対応策

競技部門は、オリンピック大会からパラリンピック大会への移行作業を最小限にとどめ、あるいは要しないように、競技エリアに関する計画については、早い段階からパラリンピック大会の競技要件を考慮に入れておくよう、あらゆる努力を払うべきである。

パラリンピック大会での考慮事項

運営計画の全プロセスを通じて、競技部門は、選手、チーム役員、競技関係者、IF などパラリンピック大会の主要クライアントグループのニーズをを代弁することになる。

競技会場では、選手降車場所、ロッカールーム、ウォームアップエリア、グラウンドやコートなど実際の競技の場、ミックスゾーン、ドーピング検査室、表彰式会場、記者会見室、選手ラウンジ、選手用座席など、会場の様々なエリアにアクセシブルな通路が通じていることを確認する必要がある。通路、昇降機、階段などはアクセシビリティ基準を満たしていなければならない。

その他の要件には以下がある。

- 選手及びチーム関係者専用のアクレディテーションカード保有者用座席エリアは、アクセシブルな区画を必要数整えておかなければならないが、難しい課題を伴うところである。アクセシブルな区画数は競技及び会場によって異なる。競技別の最低要件は、会場設計基準に関するテクニカルマニュアルに記載されている。このマニュアルは、選手用座席の代替解決策についても説明している。
- 競技会場の選手ラウンジには、競技や日常生活で車いすを使用している選手のために、高さの異なったテーブルも配置しておくべきである。
- 座席エリア、ラウンジから表彰式の準備エリアまで、アクセシブルな通路を明確にしておかなければならない。
- NPC 及び IF を対象にした競技関連の刊行物は、要求に応じて代替形式で提供できるようにしておくべきである。

次ページに続く



競技 (続き)

パラリンピック大会での考慮事項(続き)

パラリンピック大会の競技会場に関する詳細な設計基準及び対応策は、競技会場設計基準に関するテクニカルマニュアルに記載されている。ここでは、アクセシブルなトイレ、ラウンジ、座席、更衣室及びロッカールーム、グラウンドなど実際の競技の場、ウォームアップエリア、トレーニング場、IF及び大会役員の作業空間に関する対応策が含まれている。

競技部門は IPC と協力して、パラリンピック大会に採用されている参加資格制度を参照し、競技別及びクラス別の想定選手数に関して、OCOG の他の FA に情報を提供する。

移動補助具*の修理サービス

移動補助具の修理サービスは、パラリンピック選手村及びいくつかの競技会場で提供される。サービスエリアには、地面の状態を含め、物理的バリアに遮られることなくアクセスできる必要がある。パラリンピック選手村では、選手村輸送システムは修理サービスの近くに停車しなければならない。また競技会場では、選手の準備エリアに配置するのが望ましい。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、アメニティ)

第3章 アクセシビリティトレーニング

訳者注) 移動補助具には、車いすや義足、クラッチなどがあります。



テクノロジー

ファンクショナルエリア(FA)の概要

設備・技術部門は通例以下の4分野で構成される。

- 情報技術(IT)
各競技の計時、スコア記録と結果記録システム、情報収集及びメディア、放送局、オリンピック・パラリンピックファミリーへの情報配信、大会を支援する専門ソフトウェアプログラムやインターフェース、コンピューターのインフラ及びサポート、複写サービスを含む。
- テレコミュニケーション(TELE)
大会の組織と運営を支援するため、有線及び無線のテレコムシステムを提供する役割を担う。
- エネルギー
大会運営を支援するためエネルギー(電力、ガス)を供給する役割を担う。また所要エネルギーの評価と、バックアップ電源及び無停電電源装置(UPS)の提供も業務に含まれている。
- 会場設備
全会場に設備を展開する準備と、それらの管理を行う役割を担う。また、会場に設置されている設備の運転・操作に関する方針と会場別計画の策定も業務に含まれている。

アクセシビリティ対応策

設備・技術部門は、情報、イベント体験、コミュニケーション手段へのアクセスを可能にする解決策を提供しなければならない。OCOGの当該FAと協力して、以下の事項への対応もしくは支援を行う:

- 代替形式による刊行物の製作(音声版、拡大文字印刷など)
- アクセシブルな電話ボックス及びキー入力機能付きの電話(TDD)
- アクセシビリティ基準を満たしたウェブサイト及びウェブのアプリケーション(INFOシステム、OCOGウェブサイトなど)
- 場内放送支援システム
- 実況解説放送サービス
- 観客対象の案内デスクへの音声情報提供
- 点字印刷物の提供(要求に応じて)
- 歩行困難、または視覚・聴覚に障がいのあるOCOGスタッフが効率よく仕事できるよう、ソフトウェアまたはハードウェアの利用を容易にする。

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピック選手村でのアクセシブルな設備に対するニーズは、オリンピック選手村と比して格段に増えるため、上記アクセシビリティ対応策を導入・実施する(インターネットカフェのコンピューターに画面読み上げソフトをインストールするなど)。

これら対応策に関して、オリンピックからパラリンピックへの移行期の作業をできるだけ軽減するため、基本的なインフラはオリンピック選手村オープニング前に整備しておくことが強く望まれる。

参照

第2章 技術仕様(刊行物とコミュニケーション)



チケットイング

ファンクショナルエリア (FA) の概要

チケットイング部門は、オリンピック及びパラリンピック大会のイベントチケットの販売及び配布に責任を有する。チケット販売は、大会と一般社会をつなぐ最も具体的なもので、大会全体のイメージに影響を及ぼす。また一般市民がオリンピックやパラリンピックの体験を得るための、主な手段のひとつでもある。したがってこの部門は、クライアントサービス重視の姿勢が不可欠である。

アクセシビリティ対応策

大会に関わりたいと願う全ての人々が、大会にアクセスし公平にイベントを体験できるようにすべきである。チケットイング部門は、この原則が遵守されるようなプロセスと手順を策定する。

したがってチケットイング部門は、上記のアクセスを可能にする、以下のような包括的な方針と業務を実行しなければならない。

- 大会前の期間に、障がいのあるチケット申込者が、申込書と販売プロセス全段階で自分のニーズを正確に示すことができるようにする。
- チケットガイドは視覚障がい者に対して、要求があれば代替形式で提供できるようにすべきである。オンライン販売のサイトは、関連するアクセシビリティ基準を満たさなければならない。
- 全盲者や視覚障がい者がチケットに記載されている情報を確認できるよう、印字チケットには、観覧できる種目や会場などの情報を触知形式で示すようにすることが推奨される。
- チケットオフィスには、高さ **850 mm**、床から **750 mm** の膝クリアランス、奥行き最低 **500 mm** のサービスカウンターを少なくとも **1** つ設置しなければならない。販売窓口の前や行列エリアへのアクセスを、段差もしくは障害物で遮ってはならない。
- OCOG の他の FA (オーバーレイ、会場運営など) と協力して、チケット販売部門は、幅広い選択肢から自由に選ぶことができるよう、車いすでアクセスできる座席区画を全てのチケット価格帯に設定し、会場の総座席数に対して合計で少なくとも **0.5%** 確保しなければならない。同伴者席を、同じ価格で、アクセシブルな座席区画の隣に用意する。
- 会場チケット管理部門は、車いすでアクセスできる座席区画の他に、付加アメニティ席の数を明らかにしなければならない。付加アメニティ席は、上り下りのできるだけ少ない列の端に、均等に配置しなければならない。一時的な歩行困難者、高齢者、妊産婦、その他アクセシブルな環境を必要とする人のために、これら座席が利用できるよう、販売対象からはずしておくべきである。
- 会場チケット管理部門は、聴覚障がい者を適宜案内できるよう、場内放送支援システムが設置されているエリアの座席について把握しておく必要がある。

次ページに続く



チケットティング (続き)

アクセシビリティ対応策(続き)

チケットティング部門は、アクレディテーションカード保有者用の座席配分計画で主導的役割を担っており、関係 FA と協力して、アクセシブルな座席の割当てを調整しなければならない。

チケットティング部門は、障がいによってチケット所有者を差別することがないように、適切な措置を講じなければならない。過去の大会では以下のような苦情が発生し、批判的な報道を招いた。

- 代替形式によるチケットガイドが用意されていない。
- チケットの全カテゴリーに、アクセシブルな座席が用意されていない。
- 介助者による高度な支援が不可欠な障がい者が、正規の価格でチケットを購入したが、同行する介助者のための無料チケットが用意されていない。

パラリンピック大会での考慮事項

競技や日常生活で車いすを使用している選手が出場するパラリンピック競技の会場では、車いすでアクセスできる座席区画の割合を、会場の総座席数の **1.2%** に引き上げる必要がある。

アクレディテーションカード保有者用座席エリア、特に選手/チーム役員、大会役員、パラリンピックファミリー用のエリアでは、アクセシブルな座席の需要はオリンピック大会時よりも増える。

パラリンピック大会における観客用のアクセシブルな座席に関して、競技別に定められた設置割合と、構成員グループごとの需要については、競技会場設計基準に関するテクニカルマニュアルを参照のこと。

パラリンピック大会の開会式及び閉会式は、アクセシブルな座席に対する需要が高くなるイベントと考えなければならない。これらイベントでは、アクセシブルな座席を他のどのイベントよりも多く用意する必要がある。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、会場の座席)

第4章 大会の要件(競技会場)



輸送

ファンクショナルエリア (FA) の概要

輸送部門は、大会の陸上輸送計画と運営に責任を有する。主な任務は、大会期間中、オリンピック・パラリンピックファミリーの全メンバー（選手、メディア、IOC/IPC、NOC/NPC、国際競技連盟 (IF) 役員、スポンサー、招待客、スタッフ、従業者、ボランティア）に安全で、効率的で、信頼性の高い定時運行を提供することである。この任務には、全てのクライアントグループを対象とした、全ての競技会場及び非競技会場を発着する交通を含む。

通例、各種クライアントグループに、それぞれ別の輸送手段が用いられる。

- 選手及びチーム役員 (バス)
- 技術役員 (バン及びバス)
- オリンピック・パラリンピックファミリー (乗用車及びバン、通例 T1 及び T3 と呼ばれる)
- メディア (バス)
- 従業者 (専用バス及び公共交通機関)

これ以外にも競技会場を発着する観客等の輸送があるが、これらは期間中の毎日、多数の観客等を輸送し、交通量が著しく集中する業務である。

アクセシビリティ対応策

選手は別にして、その他全てのオリンピック大会構成員グループには、障がい者が含まれている。そのため、上述の全てのシステムで、アクセシブルな輸送手段を提供する必要がある。

ただし、パラリンピック大会ではどの構成員グループにおいても、アクセシブルな輸送に対する需要が高くなると予想されることから、輸送部門は、パラリンピック大会時の高い需要に対応すべく輸送計画を立てるのが望ましい (以下を参照)。

観客のためのアクセシブルな輸送は、主として個々の公共交通機関の責任である。これに関する対応策については本書第 5 章 (交通) 及び第 2 章 (輸送手段の設計基準) を参照のこと。ただし OCOG の輸送部門は、大会構成員に関連するアクセシブルな公共交通機関とその情報について、公共機関と綿密に連携すべきである。

オリンピック、パラリンピックいずれの大会においても、全ての人にアクセシブルというだけでなく、車内に段差がなく大勢の乗客の乗り降りが効率的かつ安全に行われることから、バスの主要車両としてノンステップバスを検討すべきである。

次ページに続く



輸送（続き）

パラリンピック大会での考慮事項

OCOG は、大会構成員グループにアクセシブルな輸送手段を効果的に提供できるよう、計画する必要がある。グループごとに以下のように考察する。

選手及びチーム役員（バス）

競技または日常生活で車いすを使用している選手が出場する個人競技の場合、車両は全てアクセシブルでなければならない。柔軟性があり、定員も大会期間中の運営時のニーズに適しているノンステップバスの利用は、非常に優れた解決策であると過去の大会でも認められている。バスの所要台数は、車いすの乗客の定員と競技の特徴による。

競技または日常生活で車いすを使用している選手が出場する団体競技の場合、各チーム専用アクセシブルなバスを割り当てるべきである。チームごとに割り当てる車両台数は、車いすの乗客の定員によるが、複数台になる可能性がある。

個人、団体いずれの競技でも、トレーニングや競技・試合のスケジュール、競技の特徴、出場選手の情報などの実情に従って実際の需要を見極めるため、輸送部門と競技部門の協力が必要である。

技術役員（バン及びバス）

輸送部門は、競技部門と協力して、車いすを使用している大会役員の数を見極め、適切な車両を割り当てるべきである。この輸送システムに用いられる車両は、全てアクセシブルであるのが望ましいが、OCOG は IF 及び IPC から個別に同意を得ることを条件として、ニーズに応じてカスタマイズした車両を割り当てることもできる。

オリンピック・パラリンピックファミリー（乗用車及びバン、通例 T1、T2、T3 と役割に応じて呼ばれる）
T1 及び T2 の使用が認められているアクレディテーションカード保有者については、アクセシブルな車両を割り当てる必要があるかどうか、調査しなければならない。

T3 の使用が認められているアクレディテーションカード保有者については、**4 人に 1 台**の割合でアクセシブルな乗用車/バンが必要である。アクレディテーションシステムから、このカテゴリーに該当する人数の情報を入手すべきである。

メディア（バス）

メディア用輸送システム（通例 TM と呼ばれる）は、アクセシブルなものとするのが理想である。あるいは、車いすを使用している報道関係者のために、専用のアクセシブルな乗用車/バンを手配すべきである。

次ページに続く



輸送 (続き)

パラリンピック大会での考慮事項(続き)

従業者(専用バス及び公共交通機関)

各会場の業務用駐車場には、職業上の立場に関係なく、障がいのある従業者が利用できる駐車スペースとして合計 **3~4** 箇所用意しておくべきである。公共交通が不便で、OCOG が従業者交通システムを用意している会場では、一部車両はアクセシブルでなければならない。

会場レベル、停留所、乗降ゾーン、駐車エリア、表示サインなどは、車いすを使用している乗客が乗り降りしやすいものでなければならない。これらに関する基準は本書第2章及び競技会場設計基準に関するテクニカルマニュアルの競技会場の交通の項に記載されている。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、輸送手段)

第3章 アクセシビリティトレーニング

第4章 大会の要件(競技会場、非競技会場)

第5章 アクセシブルでインクルーシブな開催都市と大会を目指して



会場運営

ファンクショナルエリア(FA)の概要

会場運営部門は、全ての競技会場及び非競技会場に係わる OCOG 内外の関係者を統合的に管理する。

会場運営部門は、OCOG の方針と要件に従って品質と一貫性を確保するよう計画プロセス、計画及び方針の実施を主導する。

最終的に会場は、全体の運営の調整に責任を有する会場管理者が管理する。

アクセシビリティ対応策

アクセシビリティに関する計画は、パラリンピック大会の計画と同一ではない。障がい者のニーズに応えるための効果的な計画は、パラリンピック大会だけでなく、オリンピック大会の問題でもある。したがってアクセシビリティ計画は会場の設計、開発及び運営計画のあらゆる段階で取り組む必要がある。

運営計画や会場のあらゆるリソースに関して主導的立場にあることから、会場運営部門がアクセシビリティ計画、そして最終的にはその実施において果たす役割は重要である。

考慮すべき重要な点は、計画段階で、アクセシビリティ要素が確実に図面表現されていることである。これにより運営計画で、構成員の流れを把握し、会場全体で障がい者が効率的にどこにでもアクセスできるようにし、さらに本ガイドで示す仮設によるアクセス対応が必要などころを明らかにする助けとなる。

大会期間中、会場管理者は計画がきちんと実行されているようにしなければならない。アクセシビリティ対応策の妥当性を検証するため、管理者のリーダーシップの下、多様なクライアントグループを代理する FA とともに、アクセシビリティ遵守状況をもれなく評価する必要がある。

パラリンピック大会での考慮事項

前述したとおり、アクセシビリティは大会全体の課題であるが、パラリンピック大会に参加している障がいのある構成員、特に選手、パラリンピックファミリーの規模の大きさゆえに、パラリンピック大会には固有の課題がある。

このため、パラリンピック大会の効果的な運営計画プロセスには、アクセシブルなインフラの妥当性についての徹底的な評価を行うことが含まれている。例えば、パラリンピック大会の会場にいる大勢の車いす使用者の避難に関して、会場からの避難計画は適切に対応できているかの確認がある。OCOG は、このような任務を遂行するため、パラリンピックにおける統合やアクセシビリティ計画に経験を有する専門家(FA 内部または外部コンサルタント)の意見を十分に取り入れる必要がある。

次ページに続く



会場運営（続き）

パラリンピック大会での考慮事項（続き）

会場運営部門は、大会前期間、まず実際のニーズに基づく運営面でのアクセシビリティに関して、パラリンピック大会運営計画監査チームを主導するのが望ましい。さらに、会場運営部門は、オーバーレイ・現場管理部門や IPC と綿密に協力して、移行期のアクセシビリティ遵守状況の評価を進めなければならない。

参照

第2章 技術仕様（アクセスと移動経路、アメニティ）

第3章 アクセシビリティトレーニング

第4章 大会の要件（競技会場、非競技会場）



選手村運営

ファンクショナルエリア (FA) の概要

選手村運営部門は、選手村にある選手とチーム役員のための居住区域の計画と運営に責任を有する(宿泊施設、ケータリング、レジヤ施設の提供)。他の構成員グループを受け入れるために、メディア村、競技関係者村、厩舎村など、必要に応じてその他の村も設けられる場合がある。

選手村運営部門は、競技や試合でベストを尽くせるよう、選手とチーム役員が選手村ですばらしい体験をし、優れたサービスの整った、安全安心で快適な宿泊施設に滞在できるようにする。

アクセシビリティ対応策

アクセシビリティに関する計画は、選手村の設計、開発、運営計画のあらゆる段階で取り組むべきものである。選手村運営部門は、運営計画や会場のあらゆるリソースの管理に関して主導的立場にあり、必要とされる村内のアクセシビリティの機能や設備において、当初の計画段階から最後の実施段階まで、その果たす役割は重要である。

村内のアクセシビリティは主としてパラリンピック大会期間に必要とされるものであるが、移行期の変更作業を最小限にとどめるため、インフラと仮設の大部分はオリンピック選手村のオープン前には設置・据付が完了していることが重要である。

パラリンピック大会での考慮事項

パラリンピック選手村のアクセシビリティ計画には、選手村に滞在する障がいのある構成員、すなわち選手、チーム役員、場合によっては大会役員を含め、その規模の大きさゆえに固有の課題がある。

パラリンピック選手村の効果的な運営計画プロセスには、選手村滞在者のニーズに関する経験を有する専門家(FA 内部または外部コンサルタント)の十分な意見が必要である。

本章のオリンピック・パラリンピック選手村の項には、選手村のアクセシビリティ対応策についての情報が詳述されている。

参照

第2章 技術仕様(アクセスと移動経路、アメニティ)

第3章 アクセシビリティトレーニング

第4章 大会の要件(オリンピック・パラリンピック選手村)



聖火リレー

ファンクショナルエリア (FA) の概要

聖火リレー部門は、オリンピック聖火リレー（国内部分）及びパラリンピック聖火リレーの計画と実施に責任を有する。

この部門は、大会に対する認識を高め大会の興奮を掻き立て、オリンピックの価値を高め、開催国全体を大会に巻き込むツールとして、聖火リレーを活用することを目的としている。

アクセシビリティ対応策

聖火リレー部門は、障がいの種類や程度に関わらず、障がい者も等しく聖火ランナーとして聖火リレーに参加できるようにしなければならない。そのためには応募/選出のプロセスと実施時期に関する対応策を定める必要がある。

検討すべき事柄には以下が含まれる。

- 一切の分け隔てなく、国民全てが応募できなければならない。選考、指名段階では、平等の権利と差別のない社会の実証として、障がい者も聖火ランナーに選ぶ。
- 聖火ランナーには担当区間をリレーする前に、必要であれば身体的条件に応じてユニフォームをリフォームする機会を提供しなければならない。
- 聖火ランナーによっては、リレーに参加するため、伴走ガイドやアシスタントを必要とすることがある。
- 障がいのある聖火ランナーの担当区間について検討する際は、（車いす使用者やその他歩行が困難なランナーが自立して堂々とその役目を果たせるよう）道路の勾配やすりつけ勾配へのアクセスも念頭に入れる必要がある。
- 車いすランナーの場合、車いすを自操しながらリレーできるよう、聖火ホルダーを作る必要がある。
- 聖火リレー中は、障がいのある聖火ランナーをそれぞれの区間まで送迎できるよう、アクセシブルなバンが使用できるようにしておく。

スタッフ各人の障がいに関する経験を深めると共に、できる限り多くの障がい者がリレーに積極的に参加できるよう、聖火リレースタッフには高いレベルの接遇と気づきのトレーニング実施が推奨されている。

パラリンピック大会での考慮事項

上記対応策はパラリンピック大会の聖火リレーにも適用される。聖火ランナー全体に占める障がい者の割合が高くなることから、適切なリソース（聖火ホルダー、アクセシブルなバンなど）がすぐに利用できるようにしておくべきである。

参照

第2章 技術仕様（アクセスと移動経路、アメニティ、刊行物とコミュニケーション）

第3章 アクセシビリティトレーニング



モビリティサービス(大会モビリティ)

使命

障がいのある(一時的なものも含む)観客が、大会体験に完全に自立してアクセスできるよう、大会期間中、パブリックエリアと競技会場で利用できる質の高いアクセスとモビリティ(移動)のサービスを提供すること。

目的

移動に制約のある観客が、降車地点から、一般の広い移動空間を通り抜け、あるいは会場内での移動が可能なよう介助サービスを提供すること。

利用の可能性のある人

大会モビリティは、車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者、歩行困難者など、障がいのある多様な人々にサービスを提供する。

大会モビリティは、上記以外の人々、特にけが人(足首の捻挫、骨折)、妊産婦、一般的体格ではない人、高齢者にもこのサービスを提供する。

このサービスの提供において特定の観客を除外しないよう、全ての利用者グループの中に歩行困難者が存在すると考えるのが良い。

大会モビリティは、障がいのある全ての観客が利用するわけではないことに留意すべきである(例えば車いす区画を予約し、自分の車いすを使用する観客の大半は、このサービスを必要としない可能性がある)。

推奨事項

- OCOG は、歩行困難者全てにこのサービスを提供しなければならない。
- OCOG は、障がいがあると自ら認識している人のみならず、歩行が困難な全ての人々にこのサービスの利用を促さなければならない。

次ページに続く



モビリティサービス(大会モビリティ) (続き)

サービスの範囲

いずれの会場でもこのサービスは便利なものであるが、公共交通の駅や駐車場から会場への距離が著しく長い会場で提供することが基本である。オリンピックパーク、パーク内のメインスタジアム、パブリックエリア、隣接する競技会場はこれに当てはまる。OCOGは、他の会場の中でモビリティサービスを提供すべき会場を決定しなければならない。そのためには、オリンピック大会とパラリンピック大会を真のインクルーシブなイベントにするために、追加サービスが必要とされているかどうかについての調査を実施し協議することが不可欠である。

歩行困難者に様々なモビリティサービスを提供することが重要である。下記サービスは基本的なもので、大会モビリティサービスの成功には不可欠である。

手動車いすの貸し出し

このサービスは、手動車いすをイベント観覧当日のみの短時間貸し出しで、チケットを購入した観客がより円滑にパブリックエリアを移動して、座席にたどり着けるようにするものである。この場合、車いすは観客が自操するか、友人か家族が介助することを前提としている。必要に応じて、ボランティアスタッフが介助することも可能である。

電動車いすまたはハンドル型電動車いすの貸し出し

このサービスは、電動車いすまたはハンドル型電動車いすをイベント観覧当日のみの短時間貸し出しで、チケットを購入した観客がより円滑にパブリックエリアを移動して、座席にたどり着けるようにするものである。ボランティアスタッフが、機器の安全な利用方法についてのトレーニングを提供することができる。

視覚障がい者のガイド

誘導技術のトレーニングと接遇・気づきのトレーニングを受けたボランティアが、チケットを購入した視覚障がい者を座席まで誘導する。

手動車いすの貸し出しを受けた人のガイド

案内技術のトレーニングと接遇・気づきのトレーニングを受けたボランティアが、チケットを購入した車いす使用者を座席区画まで案内する。

ゴルフカートによる移動

利用の可能性がある人を対象に、「大会モビリティセンター」から会場の入口までをゴルフカートで円滑な移動を提供する。カートの運転は訓練を受けたボランティアスタッフが行う。

次ページに続く



モビリティサービス(大会モビリティ) (続き)

サービスの範囲(続き)

推奨事項

- OCOG は、モビリティサービスが、パブリックエリア及び隣接の競技会場で提供されるようにしなければならない。
- OCOG は、大会モビリティが、歩行困難者を含む全ての観客がインクルーシブな大会体験ができるよう、5つの基本サービスを提供するようにしなければならない。
- OCOG は、他のサービスを追加する必要があるかどうかを判断するため、調査と協議を行わなければならない。

スタッフ

大会モビリティは、サービスの数と提供する地理的範囲の想定に基づいた必要人数を配置しなければならない。ここには、モビリティアシスタント、モビリティチームリーダー、モビリティマネージャーも含めること。

推奨事項

- OCOG は、大会モビリティが十分な人数のスタッフで提供され、適切な報告・管理体制が整っているようにしなければならない。

機器

移動機器は各種用意し、利用者が選択できるようにしておくことが重要である。移動機器には、電動(ハンドル型電動車いすと電動車いす)及び手動車いすが含まれる。

訓練を受けた大会モビリティスタッフが運転するゴルフカートは、モビリティサービスには不可欠なツールである。複数の専用カートがあれば、多数の歩行困難な観客を迅速に移動させることができるし、車いす使用を快く思わない多くの観客にも喜ばれる。

上記に加え、ハンドル型電動車いすなどの自操機器も貸し出しできるようにしておくべきである。

推奨事項

- OCOG は、貸し出しサービス用として適切な機器の調達に関する決定を行うため、調査を実施しなければならない。
- OCOG は、大会モビリティが使用する一定台数のゴルフカートが揃っているようにしなければならない。

次ページに続く



モビリティサービス(大会モビリティ) (続き)

スタッフのトレーニング

- 機器のトレーニング: 各種機器についての知識と運転・操作方法。利用者への運転・操作方法の説明、機器利用に際しての身体状況及び安全に関する注意事項、運転・操作実習
- 視覚障がい者の誘導: 視覚障がい者に対する案内サービスの提供方法
- 車いす使用者の介助: 手動車いすの介助方法
- 大会モビリティの手順習熟: 予約システムの仕組み、チェックイン、サービスの手順とプロセス、コミュニケーション、機器の出し入れと保管方法
- 大会モビリティの用語と接遇: 接遇・気づきのトレーニング、適切な言葉遣い、アクセシブルな施設などについてのガイダンス
- 一般的なトレーニング: イベントサービスの紹介、身体状況及び安全に関する知識、アクセシビリティ、カスタマーケア、無線、ゴルフカート

推奨事項

- OCOG は、大会モビリティの全スタッフを対象にした、総合的なトレーニングパッケージが設定されているようにしなければならない。
- OCOG は、大会モビリティのトレーニングが、大会の他のトレーニング内容を考慮して設定されているようにしなければならない。

除外事項

大会モビリティの機器は、観客に関係する活動以外に使用しない。モビリティサービスは、明確に限定された管理区域内で運用しなければならない。

大会モビリティのスタッフは、保険、身体状況及び安全上の理由から、車いすと座席との移乗に際して、障がいのある観客の体を持ち上げない。

大会モビリティは、個人的なケアサービスではないため、観客自身の衛生、食事、医療に関する支援を提供することはできない。

大会モビリティは、インクルーシブな運用を行うFAに代るものではない。むしろ、このサービスは、歩行困難者を介助するため、イベントサービスが行う業務を補完するものである。

次ページに続く



モビリティサービス(大会モビリティ) (続き)

除外事項(続き)

大会モビリティは、急患のためのサービスではない。

推奨事項

- OCOG は、大会モビリティが提供できない領域について明確にしなければならず、この点を全ての利用の可能性のある人と FA に伝えておかなければならない。

サービス拠点の位置と駐車場

モビリティセンターは、公共交通からスムーズかつ容易にモビリティサービスに到達できるよう、観客用交通の中心となる結節点近傍に位置していなければならない。大会モビリティを主要輸送計画に統合することで、観客にシームレスで円滑なサービスを提供でき、これはインクルーシブなアプローチの証となる。

このような統合的な取組みにより、利用の可能性のある人は交通機関の降車地点からモビリティセンターまで長い距離を移動する必要がなくなり、大会モビリティアシスタントは臨時移動サービスでセキュリティチェックを迅速に提供できる。

大会モビリティ専用駐車場が近くにあることが重要である。駐車場は移動機器またはモビリティアシスタントによる介助とあわせて事前に予約可能とし、歩行困難者が長距離を移動することなく快適に会場に到着できるようにすることで、円滑で完全なサービスが可能となる。

モビリティサービスが、以下を保証するには、サービス対象区域の管理ゾーン内にあるパブリックエリアに位置していることが肝要である。

- 移動機器は、観客に関係する活動のみに使用すること
- イベント開催中か否かに関わりなく、高価な移動機器の盗難防止を図ること
- 早朝、夜間にオフィスで勤務中の管理スタッフの安全
- 移動機器の充電と、保管コンテナの照明用にコンセントが近くにあること
- 移動機器とエスコートするモビリティアシスタントがセキュリティチェックを通過する回数を減らすことで移動時間を短縮
- すでにパブリックエリアに到達し、何らかの支援が必要だと思い始めた大会モビリティの利用の可能性のある人のすぐ近くにこのサービスが存在すること

次ページに続く



モビリティサービス(大会モビリティ) (続き)

サービス拠点の位置と駐車場(続き)

- モビリティセンターを常設にすることで、オフィスと受付エリアの設置・撤去を毎日行う必要がなくなる。設置・撤去作業は勤務時間が長くなり、さらに大変な作業を付加する要因となる。

推奨事項

- OCOG は、管理区域内にすぐに識別できる常設の業務拠点を、大会モビリティのために確保しなければならない。
- OCOG は、サービス利用者のために、大会モビリティ専用駐車場を確保しなければならない。
- OCOG は、業務拠点から **50m** 以内に専用駐車場を確保しなければならない。

アクセディテーション

モビリティサービスはパブリックエリアに立地しているが、会場内でも、必要に応じて利用者を座席まで案内する業務を行う。したがって大会モビリティの従業者全員に適切なアクセディテーションカード(複数会場へのアクセス権または会場限定なしのアクセス権)を付与することが重要である。

モビリティサービスの主な業務はパブリックエリアで提供されるものであるが、機器やスタッフを迅速に移動させたり、想定外の理由で観客通路からアクセスができなくなった車いすの観客に付き添ったりするため、建物裏側や他の制限エリアへのアクセスが必要になることもある。

推奨事項

- OCOG は、モビリティスタッフに、柔軟で迅速、効率的なサービスが行えるよう、アップグレードカードを提供しなければならない。



第5章 アクセシブルでインクルーシブな 開催都市・大会を目指して

概要

はじめに

本章では、大会の開催都市に立候補している、あるいは招致に成功した都市が、全ての利害関係者に対してアクセシブルでインクルーシブな大会を提供し、その市民には永続的な恩恵を実現するために、既に取り組んでいるか将来取り組むべき基本原則と主要要素について詳細に説明する。

本章の基礎を成しているのは次の2つの考え方である。

公平な大会の経験

大会は会場とイベントだけにかかわるものではない。開催都市は市民と来訪者全員に、「大会の経験」に参加し楽しむ機会を与えなければならない。これを可能にするには、バリアとなっている様々な状況を取り除く必要がある。バリアとは建築的障壁だけではない。人々の態度、政治的、経済的、さらには教育上のバリアも、個人が大会の経験を楽しむ機会に影響を及ぼす可能性がある。本書の原則を遵守していれば、こうしたバリアが現実のものとなる前に取り除くのに大いに役立つだろう。

インクルージョンという文化

開催都市をアクセシブルなものとするための原則、解決策とその実践は、インクルージョンという文化を生み出し、それは大会に関係する全てのインフラやサービスの計画及び実施の方法に反映される。



概要 (続き)

アクセシブルでインクルーシブな環境づくりへの取組み

本章では、大会を開催したいと願う都市が、大会にいたるまでに達成すべき目標を定める。中期的には、これら目標は一連の関連指標で満たされるかもしれない。

将来開催都市となる可能性のある都市は、あらゆる人々にとってアクセシブルでインクルーシブな都市環境を作り出すという誓約をはっきり表明しなければならない。誓約は、アクセシビリティとインクルージョンに関する世界的な目標をどのように達成するかを述べた、アクセシビリティに関する戦略計画あるいは行動計画という形を取るだろう。

国連障害者権利条約の参照箇所

国連障害者権利条約には、本章が規定するガイドラインに関連する条項がいくつか含まれている。それらの中でも特に重要な項目は以下の通りである。

- 障害者は、自立して生き、地域社会に包容され、どこで誰と生活するかを選択でき、在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービスにアクセスできなければならない(第 19 条)。
- 負担しやすい費用での移動、移動のための技能に関する訓練、移動補助具、補装具、支援機器、人または動物による支援へのアクセスを容易にすることで、個人の移動とその自立性を促進しなければならない(第 20 条)。
- メディア及びインターネットプロバイダーには障害者にとってアクセシブルな形態でオンライン情報を提供するように奨励することにより、点字、手話、その他のコミュニケーション手段の利用を容易にし、一般公衆向けの情報をアクセシブルな形態と機器で提供することで情報へのアクセスを助長しなければならない(第 21 条)。
- 初等・中等教育、職業訓練、成人教育、生涯学習を受ける機会を平等に提供しなければならない。教育においては、適切な教材、教育技法、コミュニケーション手段を用いなければならない。支援を必要とする学習者には支援措置を講じ、盲、ろう、及び盲ろうの学習者には、手話及び点字に精通した教員が最適のコミュニケーション手段で指導を行うものとする。障害者の教育は、社会参加、尊厳、自尊心、人格形成、才能及び創造力の発達を助長するものでなければならない(第 24 条)。

次ページに続く



概要 (続き)

国連障害者権利条約の参照箇所(続き)

- 障害者が最大限の自立と十分な能力を達成できるよう、国は保健、雇用及び教育の分野において、ハビリテーション*およびリハビリテーションについての包括的なサービスを提供しなければならない(第 26 条)。
- 障害者は平等に働き生計を得る権利を有する。国は職業に関連する事項での差別を禁止し、障害者の自営活動、起業家精神、自己事業の開始を助長し、公共部門において障害者を雇用し、民間部門における障害者の雇用を促進し、職場において合理的配慮が図られるようにしなければならない(第 27 条)。
- 国は、テレビ番組、映画、演劇、その他の文化的な素材がアクセシブルな形態で提供されることを保証し、劇場、博物館、映画館、図書館をアクセシブルにし、障害者が自己の利益のためのみでなく社会をより豊かにするためにも、自己の創造的な潜在能力を開発し活用する機会を保障することで、文化的な生活、レクリエーション、娯楽及びスポーツへの参加を促進しなければならない。国は一般のスポーツ活動と障害に応じたスポーツ活動への障害者の参加を確保しなければならない(第 30 条)。

内容

本章には以下のテーマが含まれている。

テーマ
交通
公共サービス、公共施設
観光
エンターテインメント、レジャー
スポーツ
教育
雇用

訳者注)ハビリテーションとは、「適応のための技能の習得」(外務省の条約和文より)とします。



交通

概要

はじめに

本項は、開催都市の市民及び来訪者全員を対象に、シームレスな交通を可能にするための公共交通の主要要素に焦点を当てている。大会について言えば、このような交通システムによって、観戦する選手、チーム役員、競技関係者、オリンピック・パラリンピックファミリー、国内外の観客は会場を自由に移動することができ、開催都市が提供するものを最大限に体験することができる。

真にアクセシブルな交通システムの主要な概念は「ユニバーサル・アクセシブル・交通システム」で、特定の市民や来訪者を益する策としてアクセシブル対応をするのではなく、アクセシビリティがシステムの中に組み込まれているものである。そうしたシステムでは、ほとんどの車両がアクセシブルになっており、特殊車両の使用は最小限に抑えられている。

アクセシブルな交通はまた、都市の主要部と主な観光スポットやショッピングエリアをつなぐべきものである。

アクセシブルな交通にはあらゆる交通が含まれ、それぞれが他と明確につながっていなければならない。

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
アクセシブルな交通の定義と範囲
アクセシブルな交通の種類
アクセシブルな交通の運用



アクセシブルな交通の定義と範囲

アクセシブルな交通の定義

アクセシブルな交通は、移動を必要としている全ての人々が、平等で機能的にかつ自立して利用できるものである。それが達成できない場合、例えばアクセシブルなバスが**2本に1本**といったような特定のアクセシブルな運行に関して、詳細情報が提供されなければならない。

アクセシブルな交通手段

アクセシブルな交通には、以下のような、開催都市とその周辺部におけるあらゆる交通手段が含まれる。

- 道路交通(バス、タクシー、リムジン)
- 鉄道交通(LRT/路面電車、電車、鉄道駅)
- 航空交通(空港、国内線、国際線)
- 海上交通(港、フェリー、水上タクシー、クルーズ船)

対象地域を完全に網羅するために、アクセシブルな交通には公営及び民営双方の交通事業者が含まれなければならない。

運営原則

アクセシブルな交通の事業者は、以下を保証しなければならない。

- アクセシブルな交通について、明確な時刻表が提供されること。
- ウェブサイトや専用電話といったコミュニケーション媒体がアクセシブルであること。
- 障がい者のニーズに対応するために交通機関スタッフのトレーニングを行い、サービスに対するニーズと限界を認識しておくこと。
- 相互連絡している異なる交通事業者が、組織や手段の違いを越えて一体化し円滑に障がい者を目的地まで移動させることができること。



アクセシブルな交通の種類

説明

以下では、様々な種類のアクセシブルな交通と、アクセシブルと見なされるために必要とされる特徴に注目する。ドア幅、高さ、通路、トイレ、信号、表示サインなどに関する技術仕様は、本書第2章の技術仕様の項で取り上げている。

自動車とタクシー

オリンピック大会はもちろん、さらに広範にパラリンピック大会のニーズに対応するためには、アクセシブルな自動車、ミニバンの車両リストが必要である。

開催都市は、貸し切りで利用できるアクセシブルなタクシーとアクセシブルな乗用車/バンを確保しておく必要がある。

大会と市民のためのアクセシブルな自動車が満たすべき基準は、本書第2章に明記されている。

近郊バスと長距離バス

大会構成員のための交通システムは、各イベントのニーズに対応した適切な範囲で、アクセシブルでなければならない。

大会と市民のためのアクセシブルなバスは、以下の仕様とする。

- 歩道縁石に段差なく車体をつけることのできる、低床で車高調整機能付であること(最も主要なタイプ)。
- 少数のバスについては、歩道から車いすに座ったまま車両に乗り込めるよう、車椅子リフトを備え付けたものであること(二次的なタイプ)。
- 想定されるクライアントグループのニーズに見合ったアクセシブルな座席があること。

大会と市民のためのアクセシブルなバスは、第2章の「輸送手段」の項に明記されている。

次ページに続く



アクセシブルな交通の種類 (続き)

鉄道、LRT、路面電車

大会での効率的な移動を実現するためには、交通手段として開催都市で広く利用されている鉄道が非常に重要である。

このような交通手段は誰もが利用できなければならない。そのためには、駅、プラットフォーム、車両はアクセシブルでなければならない。

鉄道、LRT、路面電車をアクセシブルな交通手段とするための要件と技術仕様は、第2章「輸送手段」に明記されている。

フェリー、クルーズ船

開催都市で運航されるフェリー/クルーズ船のサービス(もしあれば)は、配慮が必要なあらゆる乗客に対応していなければならない。インフラや港・ターミナル・船舶内で提供されるアメニティについても同じ要件が求められる。

海上交通をアクセシブルな交通手段とするための要件と技術仕様は、本書第2章「輸送手段」に明記されている。

飛行機と空港

飛行機で移動できるということは、専門的活動、社会活動における機会均等、インクルージョンの達成における重要な要素である。障がい者やその他アクセシビリティの確保が必要な人は、飛行機での移動に際して頻繁に難題に遭遇している。よくある問題には次のようなものがある。

- 機内用車いすが用意されていない。
- 機内にアクセシブルなトイレが備わっていない。
- 乗務員が適切なサポート方法を理解できていない。
- 移動補助具の保管場所が十分でなく、手元に戻るのに時間がかかる。

どのような人であっても、物理的あるいは手続き上の障壁によって移動が妨げられることがあってはならない。

航空交通をアクセシブルな交通手段とするための要件と技術仕様は、第2章「輸送手段」に明記されている。



アクセシブルな交通機関の運営

説明

以下では、アクセシブルな交通機関の運営における、いくつかの重要な検討項目を取り上げる。主に、障がい者がいかにして移動前に情報を入手し、移動ニーズに適したアクセシブルな交通を確保し、交通事業者から適切な支援を得るかについてである。以下に要点を説明する。

明確な時刻表

アクセシブルな車両に混じってアクセシブルでない車両が運行されている場合、時刻表に印をつけてアクセシブルなものを明示する。

輸送能力の明確化

いかなる計画においても、車いす使用者の輸送能力(車いすの定員)を明確にして最適化することが重要である。

コミュニケーション手段

アクセシブルなウェブサイト、専用電話などのコミュニケーション手段を開発する。ウェブサイトについてはW3Cガイドラインの遵守について確認・評価を行い、TTYなどを利用可能にすることで電話オペレータが聴覚障がい者からの通話に対応できるようにする必要がある。

スタッフの訓練

交通機関の全てのスタッフは、障がい者のニーズに応じたトレーニングを受けるべきである。スタッフは障がい者のニーズと制約を認識しておく。トレーニングのテーマには以下が含まれる。

- アクセシビリティに関する用語
- 障がい毎に求められるアクセシビリティの内容
- アクセシブルな車両の概要
- 移動用の特殊設備・装置(昇降機、固定用具など)の適切な使用方法
- 障がい者に対するサービスの適切な提供方法

情報提供

アクセシブルな交通に関する情報について「ワンストップサービス」の環境を構築し、異なる交通事業者の相互関係を確保し、障がい者が効率よくシームレスに目的地に到着できるようにする。



公共サービスと公共施設

概要

はじめに

公共サービスと公共施設には、ライブサイト*、観光施設、公共空間、ショッピングエリア及びモビリティセンターが含まれる。より広範なコミュニティを対象に提供されるこれらサービスとその他のリソースは、全市民が利用できるべきであり、年齢、体格、教育水準、機能的能力にかかわらずできる限り広範囲な人々のニーズに応えられなければならない。

大会開催に臨む開催都市にとって、公共サービスやそれに関連する設備へのアクセスは、あらゆる人々にとって利用可能でなければならない。

ある決まった会場が障がい者や高齢者にとってアクセシブルである、というだけでは不十分である。開催都市が全てにおけるファシリテーターとして、かつそもそもの目的地として、訪れる人々といかに良好な関係を築けたかによって大会体験の成否が決まる。

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
通路、歩道、連絡経路
都市公園、屋外レクリエーションエリア
一般小売店、飲食物販売店
表示サイン、経路案内
緊急システム、その対応
情報提供

記者注)ライブサイト(Live sites)とは、中継とイベントを楽しめる場としました。



通路、歩道、連絡経路

基本原則

公共サービスと公共施設の全利用者は、障がいの有無にかかわらず、通路や歩道を利用して安全かつ現実的に会場や都市の主要地へ到達できると考える。あらゆる施設へのアクセスを提供するには、建物への、あるいは建物内での、連続したアクセシブルな移動経路が必要である。アクセシブルな通路には、障がい者の安全で安心な通行を妨げるようなバリアがあってはならない。

上記の経路で障がい者のバリアを最小化できなければ、他の場所での改良もその意義を失ってしまう。通路、歩道、連絡経路は歩行困難者、視覚や聴覚に障がいのある人、知的障がい者にとってアクセシブルでなければならない。

アクセシブルな通路/歩道

通路は、歩行困難者や視覚障がい者を含め、あらゆる利用者のニーズを満たさなければならない。屋外の通路には以下が必要である。

- 全交差点に、触知による経路案内情報と、標準的な整備を備えたすりつけ勾配を設置
- 視覚障がい者のため、人通りの多い交差点における音による誘導支援
- 適切な幅員、勾配、仕上げ面、照明及び表示サインを有するアクセシブルな通路

屋内通路では、アクセシブルな幅員とクリアランスを確保し、障がい物があってはならない。

アクセシブルな通路の特徴

アクセシブルな通路の主な特徴は以下のとおりである。

- 通行量の多いエリアでは、車いす 2 台がすれ違うだけの十分な幅員があること。全長にわたり、段差無しを維持すること。移動式看板、段差、階段、回転式ゲート、回転ドア、エスカレーター、その他歩行困難者が安全かつ自立して移動するのを妨げる可能性のある障がい物は取り除いておく。
- つまずきや転倒の危険源はできる限り無くす。通路は、杖、松葉杖使用者、車いす使用者が誤って植え込みなどに滑り落ちないように、周辺部と小さな縁石、その他で区別しておく。
- 特に杖、松葉杖使用者には途中に休憩場所があることが、非常に重要である。屋外の通路はその全長にわたり、主通路部とは別の仕上げ材を用いて識別できるようにした部分にベンチを設置する。

次ページに続く



通路、歩道、連絡経路 (続き)

アクセシブルな通路の特徴(続き)

- 通路上に固定されている物は、周囲とコントラストをつけた色彩を用い、なおかつ白杖で感知できるようになっていなければならない。
- 通路の全長、全幅にわたって、視覚障がい者の安全のため、頭上に十分なスペースが必要である。
- 通路面には、経路案内のためにざらつきとコントラストの強い色彩を施す。このような措置は特に視覚障がい者には非常に有益で、表示サインのパッケージ/アプローチの要素として通路設計に組み込む必要がある。
- 通常の照明に加え、目の高さより下にも照明器具を取り付ける。これにより路面がよりはっきりと見え、まぶしさも軽減される。階段部も低い位置に取り付けた照明器具で、踏み面と蹴上げ面を明るく照らす必要がある。
- 屋外の階段も、屋内階段と同じ処理を施す必要がある。コントラストの強い色彩、ノンスリップ材を用いた段鼻、点状ブロック、手すりなどは全て、あらゆる屋外階段の設計において必要とされる。

アクセシブルな通路の各種要素の詳細仕様と設計基準は、本書第2章に記載されている。



都市公園、屋外レクリエーションエリア

基本原則

屋外レクリエーションエリアは、都市が市民や来訪者に提供すべき重要な要素である。都市は、公園や屋外エリアが、高齢者がいるような多世代家族や(1人または複数の)障がい者のいる家族のニーズを満たさなければならない。このような家族の多くがたびたび直面しているのが、アクセシブルな家族向けレクリエーション施設がなかなか見つからないことである。屋外のスペース、活動、イベントでの障がい者に対するインクルーシブな環境整備は、設計において欠かすことができない。屋外エリアへのアクセスには、アクセシブルな通路、交差点ごとの適切なすりつけ勾配が必要で、計画者は、公園や屋外施設が地域社会の全ての人々に利用されることを念頭に置かなければならない。アクセシブルな公園や屋外施設には、遊具、水飲み器、バーベキュー設備、座席やテーブルまでのアクセス性が含まれている。

公園と屋外レクリエーションエリア

公園と屋外レクリエーションエリアには、少なくとも必要最小限の物理的アクセスを整備しておく必要がある。必要最小限の物理的アクセスとは、歩行困難者への配慮に加えて視覚障がい者の支援についても関わるものである。経路案内を直感で理解できるように表示すると、認知障がいやその他の知的障がい者のみならず、あらゆる利用者に常に役立つものとなる。

アクセシブルな公園と屋外レクリエーション施設の特徴

- 通路は、前述の「通路、歩道、連絡経路」に示した通路の要件を満たしている必要がある。
- 遊び場の設備/エリアは、障がいのある子どもと、障がいのある付き添いの大人の双方に対応するものでなければならない。
- 売店やその他サービスカウンターは、カウンターに関するユニバーサルデザインの原則に準じる。
- 水泳プール、子ども用水遊び場では、移動、更衣室、経路案内、緊急避難手順などを整備し、障がい者が安全に利用できるようにする。対応しておく。
- 観客スタンドやその他観覧/座席エリアには、最低限、歩行困難者や視覚障がい者のための基本的な物理的アクセスを整備しておく必要がある。
- トイレは、男女共用でアクセシブルなものを少なくともひとつ整備しなければならない。

アクセシブルな屋外レクリエーション施設の各種要素の詳細仕様と設計基準は、本書第2章に記載されている。



一般小売店、飲食物販売店(レストランを除く)

基本原則

会場外の一般小売店と飲食物販売店は、来訪者の開催都市体験には不可欠な部分である。歓迎の雰囲気は、見やすいメニュー表示(手持ちタイプを含む)、車いすでアクセスできるカウンター、歩行困難者にとって十分な幅のある通路、接客スタッフを対象とした接遇・気づきのトレーニングによって作られる。

一般小売店と飲食物販売店

歩行困難者のためのアクセスは、キオスクでも通りに面した大規模店舗でも、その規模や種類に関係なく、全ての店舗で整備されていなければならない(観光レストランの項も参照のこと)。

アクセシブルな一般小売店と飲食物販売店の特徴

- 通路及び待ち行列の動線では、車いすに対応した最小限の幅員を確保する。
- 通路に看板等を置いたり、物を散らかしたりしない。終端には車いすが転回できるスペースを設ける。
- レジなどがある主要なサービスエリアでは、あらゆる利用者に対応できるよう、ユニバーサルデザインの原則を採り入れた統合型カウンターとして設計する。
- 車いす使用者が店員と対面で支払えるようにするため、レジ/サービスカウンター下には膝下クリアランスを設ける。
- 動作範囲に依らずあらゆる人の手が届くように、各商品を垂直に並べることができる縦型の陳列棚を設置する。

接客スタッフ全員を対象に、接遇と気づきのトレーニングを実施する。



表示サイン、経路案内

基本原則

適切な表示サイン、経路案内は、だれにとっても重要である。曲り角を間違える、現在地がわからない、距離がわからないというのは、長距離の移動が困難な人にとって厄介な問題となり得る。表示サインと経路案内が正しく表示されれば、アクセス問題の克服に役立つ。

表示サイン・経路案内

効果的な表示サインと経路案内は、視覚障がい者やその他の障がい者が読みやすく、距離表示といった障がい者にとって重要な情報を含んでいる必要がある。国際的に認定されたピクトグラムと簡単な英語(現地語に加えて)を用いることが不可欠である。視覚障がい者に対しては、一貫性のある床仕上げも重要な情報提供の手段となり得る。例えば、観客スタンドや休憩エリアには共通の色彩と触感を用いるべきである。

触知や色彩/色調を活用した床面/地面の経路案内情報は、人々を特定の場所とその周辺に誘導するための、経済的かつ、簡易でメンテナンスの必要が少ない方法である。近年は点状ブロックが広く利用されている。しかしこうした表示は、交差点や駅のプラットホーム、降車地点など、危険な場所にのみ用いるべきである。階段の照明、手すり、色の線による表示、そしてそれに劣らず質感、触感の利用も重要である。

ピクトグラムと英語を用いた経路案内は、移動や視覚に障がいのある人だけでなく、現地語がわからず従来の表示サインがあまり役に立たない人にとっても極めて有益である。このような手法を独自性と存在感の高い方法で活用することで、利用者に重要な情報を提供でき、既存の表示サインや地図をうまく使えない人を支援できる。

アクセシブルな表示サインと経路案内の設計基準

アクセシブルな表示サインの各種要素の詳細仕様と設計基準は、本書第2章「刊行物とコミュニケーション」に記載されている。



緊急システムとその対応

基本原則

アクセシブルな緊急システムの鍵となるのは、計画である。サービス提供者は、障がいがあっても移動に積極的な人が次第に増えてきていることを認識し、あらゆる緊急計画においてそうした人々に対する最善の支援手法を考えなければならない。避難、救急処置、緊急措置に関する計画には、障がい者に対する特別な配慮を含めなくてはならない。

あらゆる人々に有効な緊急時対策の特徴

施設の緊急計画には、以下の要素全てを盛り込まなければならない。

- 音響信号と連動する、視覚的な火災警報システム/ストロボ警報システム。この装置はだれにもわかるよう、人の集まるエリア、施設内の全トイレ及びエレベーター前に取り付けることが望ましい。
- 火災通報装置と消火器は、車いす使用者及びその他の人々がトラブル発生を知らせ、消火防災器具を利用できるよう、アクセシブルな高さに設置しなければならない。
- 非常口に指定されているドアは、警報発動中でも機能し続ける自動ドアが望ましい。
- 施設で使用しているモニターディスプレイも用いて、施設利用者に緊急メッセージを伝達する必要がある。
- 救急処置室は、障がい者も健常者も、全ての利用者に対応できるものでなければならない。アクセシブルな男女共用のトイレも、救急処置室のすぐ近くに配置する必要がある。
- 避難計画には、所在地を示す表示サイン、周辺とコントラストのある色で示された入口ドア、インターホンまたはその他通信装置が整備された救援支援エリア(一時待機エリア)が含まれていなければならない。
- 出口の階段には、暗いときでも光る段鼻を取り付けなければならない。
- 歩行困難者の避難に必要な特殊機器を、要求に応じて利用できるようにしておかなければならない。
- 緊急時手順と避難経路図を読みやすく作成して低い位置に掲示しておく。
- 障がい者の安全な退避が行えるよう、スタッフには接遇・気づきのトレーニングを実施する。
- 対応チームは、障がい者の抱える一般的な健康問題や健康状態に関する知識を備え、適切な対応ができなければならない。



情報提供

基本原則

視覚・聴覚障がいや知的障がいのある人々を含め、社会のだれもが、一般公開されている全ての情報にアクセスする権利がある。

視覚や聴覚に障がいのある人は頻繁に、代替媒体がないという理由から、刊行物、公開の会合、コミュニティのイベントから排除されている。手話通訳サービス、刊行資料の代替形式(音声ファイル版、CD版)、TTY 電話などの適切な活用は、より多くの障がい者が、十分に大会を体験するのに必要な情報にアクセスできるようにする、費用対効果の高い方法である。

障がい者のための情報サービス

視覚や聴覚に障がいのある人や高齢者への情報提供は、インクルーシブなサービス・イベントの基本的要件である。情報サービスは、障がい者があらゆるイベントに適切にアクセスするための重要な要素である。

インクルーシブな情報配信の特徴

- 開催都市と OCOG の活動を紹介する、アクセシブルなインターネットサイトがあること
- 刊行資料は全て代替形式(拡大印刷版、音声ファイル版など)で提供可能であること
- 主要な公開イベントやコミュニティの会合では、適切な手話通訳があること
- 全ての公開イベントやコミュニティの会合では、聴覚障がい者を支援する適切な補聴援助機器が利用できること
- TTY (TDD) 機能の付いた専用電話をメインレセプション、業務センター及び必要に応じてその他センターに設置
- ビデオまたはデータ接続によるネットワーク化またはデジタル化した表示サインのネットワーク化
- 障がい者コミュニティを対象にしたニュースレターや雑誌の定期配信



観光

概要

はじめに

大会のどの構成員にとっても、観光は旅行の要である。旅行先となる都市は、社会の高齢化が進んでいることを踏まえて、観光客の平均的な身体能力について従来の考え方を修正する必要がある。障がい者や高齢者の観光旅行が著しく増加していることを認識しなければならない。重要な点は、障がい者の旅では少なくとも同行者がいることである。つまり、観光産業の成長の可能性はより大きくなると考えられる。

内容

本項には以下のテーマが含まれる。

テーマ
宿泊施設とホテルサービス
レストランのアクセス
観光情報
観光(ツアーと観光スポット)
アトラクション、屋内スペース



宿泊施設とホテルサービス

基本原則

宿泊施設は、全旅行者の基本的ニーズである。大会においては、低価格なものから高級なものまで、適切な客室数を確保することが常に課題である。

パラリンピック大会の開催では、アクセシブルな宿泊施設というさらなる課題がある。しかしこのことは、人口の高齢化により質の高い宿泊施設が求められている、という世界的な共通の事実である。

一般の高齢者は昔に比べるとはるかに活動的であるが、ホテル経営者・所有者やその他の提供者は、自らの施設を利用するそうした高齢者の中に、確実に増加している移動困難の人や敏捷性が低下した人、視覚や聴覚の障がいのある人のニーズを想定しなければならない。

ユニバーサルデザインアプローチの適用

一部の既存施設は、経費の問題と既存の構造物に手を加えることに制約があることから、アクセシビリティに関する推奨事項の全てに対応できないかもしれない。ガイドラインを完全に満たすことができない場合、他の手段を講じることでガイドラインの趣旨に合うことが期待されている。家具・備品の購入、客室のレイアウトの全てに、客室方針としてユニバーサルデザインアプローチを導入することで、通常の保守改良により、標準的な客室やスイートルームをより幅広い宿泊客に対応できるようにすることが可能である。その結果、アクセシブルな専用客室を整備する必要が抑えられ、あらゆる改修・改良工事、購買、運営計画において、機会あるごとにアクセス改善のためにユニバーサルデザインの原則を適用するという方針を推進することになる。

参照

客室とその他のホテル内施設及びサービスに関する詳細仕様と設計基準は、本書第2章「ホテル及びその他宿泊施設」の項に記載されている。



レストランのアクセス

基本原則

レストランでの食事は、来訪者の開催都市体験における重要な部分である。障がい者のためのアクセス拡充の取組みは、キオスクから通りに面した大規模店舗まで、大会に関連する全ての店舗について賃借、テナント、販売許可といった契約の一部として盛り込まなければならない。

さらに、全ての人々のために適切なアクセス対応策が整備されていることは、どのレストランにとっても重要な強みである。アクセシブルな環境の受益者、加えてその家族や友人は、来訪の可能性が高い客の大きな部分を占めるからである。

レストランのアクセシビリティ

レストランにおけるアクセスは、家具や機器の購入時のユニバーサルデザインアプローチと、接遇と気づきの適切なトレーニングを経た質の高い顧客サービスとが組み合わせられてもたらされる。

アクセシブルなレストラン及び飲食物販売店の特徴

- アクセシブルな通路と、障がい者が使用する場合に移動可能なテーブル・座席は、店内に分散させる。
- ブース席のような固定席は一般的に、車いす使用者がアクセスしにくいだけでなく、歩行困難者や高齢者にとっても使いづらい。ブース席を採用する場合、従来のアクセシブルなテーブルも利用できるようなしておかなければならない。
- 椅子は軽く、動かしやすいものでなければならない。
- 配膳テーブルの下には車いす使用者に対応したクリアランスを設ける。
- 四隅に脚のあるテーブルが望ましいが、中央に支柱のある丸テーブルが使用される場合、テーブル先端部から支柱基部の外縁までの距離は最も短いところでも車いすに対応できるようにする。
- バー仕様のカウンター席では、車いす使用者や座面の高いスツールが使えない人のために、少なくとも2席分の低い箇所を設ける必要がある。
- いずれの座席にもキックスペースがあること。椅子の支柱や対角材が、キックスペースと干渉してはいけない。
- 通路は車いすに対応できる最小幅員を確保し、ディスプレイを置いたり、物を置いて散らかしたりしない。通路終端には、車いす転回スペースを設ける。
- 主要なサービス提供の一場面として位置づけられる商品受け渡しの場所では、あらゆる利用者に対応できるよう、ユニバーサルデザインの原則を採り入れた統合型カウンターで設計する。
- カフェテリアスタイルの場合、サービスカウンターは、トレーを取るスタート地点から、最後の精算地点まで連続していること。また棚の料理は、車いす使用者でも手の届く位置に配置する。

次ページに続く



レストランのアクセス（続き）

アクセシブルなレストラン及び飲食物販売店の特徴（続き）

- 冷蔵ケースや棚の扉は、開き戸ではなく引き戸としなければならない。
- レジ/カウンターは、ユニバーサルデザインの原則を遵守する。
- レジエリアには車いす使用者や手が届かない人、腕力のない人をサポートできるよう販売員が出られるように出入口を設ける。
- 接客スタッフ全員を対象に、接遇・気づきのトレーニングを実施する。

レストラン、ラウンジ、フードコートの子席に関する詳細仕様と設計基準は、本書第2章「家具、カウンター、サービスエリア」の項に記載されている。



観光情報

基本原則

視覚・聴覚障がいや知的障がいのある人々を含め、社会のだれもが、一般公開されている全ての情報にアクセスする権利がある。視覚や聴覚に障がいのある人は支援がないという理由から、頻繁に、観光プログラムや観光促進の対象から排除されている。

現実、バーチャルいずれであっても、観光情報や情報施設(観光案内所など)は、障がい者もアクセスできるものでなければならない。

大会期間中、障がい者が情報に基づいて計画を立て決定できるよう、アクセシブルな観光情報は早くから利用可能な状態にしておくことが重要な事柄である。

障がい者のための観光情報

視覚や聴覚に障がいのある人や高齢者にも情報アクセスの機会を平等に提供することが重要である。標準的なコミュニケーションやイベント企画の全てにおいて代替形式での準備を当然のこととして常に行い、活動の一部であることをしっかり理解しておく必要がある。これには、障がい者を対象とした資料が他の人々に対するものと同じようにすぐに提供できることが明確に伝わるように準備することが含まれる。一般向けに公開する資料は、代替形式の要件が定まるまでは印刷するべきではない。障がい者に十分な大会体験をもたらすのに必要な情報の提供方法として、全ての公開イベントにおける適切な手話通訳サービス、一般に配布する全ての刊行資料に対する代替形式の確保、また TTY 機能の付いた専用電話サービスなどがある。

インクルーシブな観光情報方針の特徴

- 開催都市と OCOG の活動を紹介する、アクセシブルなインターネットサイトがあること
- 物理的にアクセシブルな情報センター
- 刊行資料は全て代替形式で提供可能であること
- ビデオ形式の資料には全て字幕と映像解説サービスが付いていること
- 主要な公開イベントでは、適切な手話通訳があること
- 主要な公開イベントでは、聴覚障がい者を支援する適切な補聴援助機器が利用できること
- TTY (TDD) 機能の付いた専用電話を、イベント主催者、情報センター、チケット売り場、及び必要に応じてその他主要な観光関連組織に設置
- ビデオまたはデータ接続によるネットワーク化またはデジタル化した表示サイン
- 接客スタッフ全員を対象に、接客・気づきのトレーニングを実施
- 障がい者コミュニティを対象にしたニュースレターや雑誌の定期配信



観光(ツアーと観光スポット)

基本原則

開催都市の主要観光スポットを訪れることは、来訪者の開催都市体験における重要な部分である。観光地が、全ての来訪者と開催都市の市民にとって、アクセシブルであることが重要である。

近年、例えばアテネのアクロポリスや中国の万里の長城など、人類の貴重な遺跡が、パラリンピック大会開催を契機にアクセシブルに改善されている。

アクセス戦略は、障がい者にとっての様々なバリアの全てを洗い出すため、地元の障がい者団体や関連組織の直接的な関与を得て、アクセス専門家による施設やサービスのアクセス検証を策定することから始まる。検証によって得られたバリア情報を基に、事業者は、アクセスに係わる問題を取り除くか少なくとも最小限に止めるため、費用対効果の高い、財政的に可能な方法を探し出すことができる。

アクセシブルな観光ツアーと観光スポット

休暇旅行者の多くは **55** 歳を超えている。既に障がい者に配慮している観光地の運営は、加齢による障がいによりさらに影響を受けることになる。したがってアクセス戦略は観光地におけるコミュニティの人口動態変容に対応することにも役立つ。

アクセシビリティの検討事項としては例えば以下がある。

- ツアー提供者を通じて、リフト付きの車両が使用できること
- 乗降地点では、アクセシブルな降車ゾーン・連絡通路、適切な照明、歩行困難者のためのチケット売り場・売店・観光場所へのアクセスが最低限備わっていること
- 表示サインは、あらゆる利用者のニーズを考慮したものであること
- 像の銘板や情報・説明プレートは、触知式/浮き出し文字を含んでいること

インクルーシブな観光ツアーとアトラクションの特徴

インクルーシブな観光ツアーとアトラクションの主な特徴には以下がある。

- 物理的にアクセシブルな場所
- 刊行資料は全て代替形式で提供可能であること
- TTY (TDD) 機能の付いた専用電話を、イベント主催者、情報センター、チケット売り場、及び必要に応じてその他主要な観光関連組織に設置
- ビデオまたはデータ接続によるデジタルサイネージのネットワーク化
- 接客スタッフ全員を対象に、接遇・気づきのトレーニングを実施
- リフト付きの車両
- 視覚や聴覚に障がいのある人がアクセスできる、情報や方向を示すサインシステム

観光スポットの各種要素に関する詳細仕様と設計基準は、本書第2章に記載されている。



アトラクション、屋内スペース

基本原則

障がい者に対応するための一般的なアプローチは、出入口に傾斜路を設ける、アクセシブルなトイレを設置するなどして、施設をアクセシブルと見なすことであろう。しかしながら、障がい者にとっては、中に入ることができる、というだけでは不十分である。しっかりとアトラクションのアクティビティに参加し、情報を入手し、楽しむことができねばならない。

屋内スペース

展示、企画、機会*のあらゆる面において障がい者を対象者に含めようとする取組みは、美術館・博物館、展示会、その他の公開アトラクションへの実質的なアクセスを提供するために必要不可欠である。視覚障がい、聴覚障がい、歩行困難、あるいは知的障がいのある人々が、アトラクションのあらゆる場面に参加できるようにすべきである。所有者や事業者は、目だけに頼らない展示の楽しみ方を工夫すべきである（例えば、視覚障がい者が手で触れて楽しむことのできる彫刻など）。また、掲示されている情報は、全て音声でも利用できるようにすべきである。

アクセシブルなアトラクションと屋内スペースの特徴

アクセシブルなアトラクションと屋内スペースの主な特徴には以下がある。

- 通路は車いすに対応できる最小幅員を確保し、ディスプレイを置いたり、物を置いて散らかしたりしない。通路終端には、車いす転回スペースを設ける。
- メインサービスカウンターは、車いす使用者がアクセスしてサービスを受けられる、障がい者対応の統合型カウンターで設計
- 刊行資料は全て代替形式で提供可能であること
- 障がい者を考慮した警報、避難及び安全に関する対応策
- アクセシブルな展示や企画
- アクセシブルな表示サインと経路案内
- 場内放送の音声呼出に合わせた、視覚的な呼出システム
- 接客スタッフ全員を対象に、接遇・気づきのトレーニングを実施
- 音量調整機能付き公衆電話を、アクセシブルな操作高さで設置
- 公衆電話エリアには、少なくとも1台、TTY (TDD) サービス付き電話を設置

訳者注) 展示、企画、機会とは、常設展示、(特別な)企画展示、その他のイベント等という意味とされません。



文化、エンターテインメント、レジャー

概要

はじめに

本項では、アクセシビリティを必要とする選手、大会役員、VIP、オリンピック・パラリンピックファミリー、メディア及び観客が、開催都市の主な文化・エンターテインメント・レジャーエリアに円滑なアクセスができるよう、これらに関する要件に焦点を当てている。

大会の来訪者はだれでも、開催都市が提供するものを満喫したいと願う。特に、選手はトレーニングや競技で開催都市に1か月以上滞在する可能性もある。主なアトラクションは、社会に溶け込み、楽しみを得られるよう、アクセシブルとなっていることが不可欠である。

文化、エンターテインメント、レジャーには、ショールームなどを含めたスポンサーのプレゼンテーション、アートギャラリー、文化施設、コンサートホール、映画館、レストラン、展示、イベント会場、ショッピングセンターなど、公共及び民間のインフラと施設を含んでいる。

こうしたエリア全てをアクセシブルとすることは困難であるが、来訪者に対して旅行に先立ち情報伝達ができるよう、大会開始前にアクセスに関する情報を取りまとめることが重要である。

大会の文化イベントの中には、芸術・エンターテインメント、レジャーの分野における障がい者の才能、技能、専門技術に焦点をあてたものがある。あらゆる人が本格的に参加し、大いに楽しむことができるよう、「舞台裏」もアクセシブルであることが重要である。

内容

本項には以下のテーマが含まれる。

テーマ
文化、エンターテインメント、レジャーの定義と範囲
アクセシブルな文化、エンターテインメント、レジャーの種類



文化、エンターテイメント、レジャーの定義と範囲

アクセシブルな文化、エンターテイメント、レジャーの定義

文化、エンターテイメント、レジャーがアクセシブルであれば、障がい者は障がいのない人と公平で無駄がなくかつ自立して、ショー、展示、イベント、コンサート、企画、シンポジウムを楽しむことができる。

大会の文化イベントは、障がい者を含めできるだけ多様な人々がアクセスできるのが望ましく、車いすが利用できる通路、同伴者席を伴った座席区画、補聴システム、観覧区域、トイレを用意すべきである。

また、障がいのあるパフォーマー、アーティスト、主催者が、会場、ステージ、ホール、スタジアムにアクセスできるようになっているよう、特に注意を払うことも忘れてはならない。

文化、エンターテイメント、レジャーアクティビティの種類

文化、エンターテイメント、レジャーアクティビティには以下のようなものが含まれるが、これらだけに限らない。

- 選手との交流を含めたスポンサーのプレゼンテーション
- アーティストを含めたアートギャラリー
- パフォーマーを含めた文化施設
- パフォーマーを含めたコンサートホール
- パフォーマーを含めた展示
- パフォーマーを含めたイベント会場
- 映画館、劇場
- ショッピングセンター
- レストラン
- 遊技場
- アミューズメントセンター
- 複合スポーツセンター

アクセシブルな文化、エンターテイメント、レジャーエリアの原則

アクセシブルな文化、エンターテイメント、レジャーエリアの基本原則は、競技会場の要件に極めて類似している。アクセシビリティに対する市民の要求が満たされたとしても、障がいのあるパフォーマーもその中に含まれているようにすることが必要である。



アクセシブルな文化、エンターテイメント、レジャーの種類

説明

以下では、文化やエンターテイメント、レジャースポットの主な要素と、それぞれの施設でどのようにアクセシビリティを提供するかに焦点をあてている。ドアの幅、高さ、通路、トイレ、信号、表示サインなどの技術仕様は、本書第2章の技術仕様の項で記述している。

アクセスの基本原則には以下が含まれる。

- 交通機関と駐車場エリアから続く、適切な路面、勾配、幅員の通路及び歩行空間。適切な照明と休憩用椅子の整備
- 昇降機や傾斜路を備えたアクセシブルな主要入口
- 車いすでも利用できる十分な幅を確保したアクセシブルな入口、通路、レジのある売店、店舗エリア
- 床面が同じ高さで隣接する同伴者席を用意した、車いす用座席区画のある観覧座席または観覧エリア
- 歩行困難者が利用できるよう、アクセシブルなエリアにゆったりとした座席を用意する
- 杖使用者が方向定位のために壁面を活用できるよう、全ての通路から障がい物を排除すべきである
- 障がいのあるパフォーマーがアクセスできる、舞台裏の更衣室、ウォームアップ及びステージエリア
- アクセシブルな業務とインフラに通じているスタッフ及びボランティア

アートギャラリー、文化施設、コンサートホール、ディスプレイ、祭会場

文化施設は、大会の競技イベントにまたとない要素を加える。大会の会場同様、以下の要件を満たすことが求められる。

- 管理業務を行うウェルカムデスク・受付デスクに、車いす使用者が利用できる低いカウンター
- ホワイエに歩行困難者のための休憩用椅子
- 観覧席に車いす用座席区画
- 場内放送を補う場内放送支援システム
- ステージと国旗掲揚台への傾斜路によるアクセス
- 障がい者パフォーマーのためのステージへの傾斜路によるアクセス

次ページに続く



アクセシブルな文化、エンターテイメント、レジャーの種類 (続き)

ショッピング及びレジャー施設

大会構成員はだれもが開催都市、中でもショッピングエリアやレジャー施設でのひと時を楽しむ。それは大会のプレッシャーから解放されることができるからである。以下では、その一部施設の設計や運営に関する基本原則を挙げる。

映画館

- 床面が同じ高さで隣接する同伴者席を用意した、アクセシブルな車いす用座席区画(車いす使用者の中には、車いすから通常の席に移乗して鑑賞する方がよいという人もいることに留意すべきである)。
- 補助犬を座らせたり、杖などの歩行補助具を置いたりするため、座席の前や横にスペースを取った付加アメニティ座席(EAS)
- 聴覚障がい者のための放送支援システム

ショッピングセンター

- 回転式ゲートに代るアクセシブルな入口
- 適切な幅員の売り場通路
- 高いところに置かれている料理や商品を取る際のスタッフの支援
- 車いすでも利用できるように広めの幅員を確保したレジ通路

インターネットカフェ/アミューズメントセンター

- 適切な歩行空間と通路
- 高さ調整機能付きのデスク
- 拡大フォント、画面読み上げソフトなどアクセシビリティ機能を搭載したコンピューター

複合スポーツセンター(大会専用のもの以外)

- 主要出入口を含め、緊急避難経路につながっている複数のアクセシブルな出入口
- 適切な高さ(750 mm～850 mm)のテーブル及びゲーム機器

スタッフの支援とコミュニケーション

障がい者のニーズへの対応、適切な言葉遣い、身体的支援についてのトレーニングを受けることにより、スタッフは自信を持って障がい者に対応できるようになる。さらに、スタッフ自身と大会ファミリーの体験の向上にもつながる。

本書第3章に、こうしたトレーニングの内容と実施について詳細説明が記載されている。

次ページに続く



アクセシブルな文化、エンターテイメント、レジャーの種類 (続き)

情報提供とコミュニケーション

ほとんどの都市には、ニュースレターを通じてアクセシブルな施設の情報を広報し、アクセス情報を含む刊行物の発行やウェブサイトを作成している組織がある。アクセシブルなエンターテイメントやレジャースポットに関する主要な情報を明らかにしておくことで、大会ファミリーは休暇や大会参加の計画を立てやすくなる。



スポーツ

概要

はじめに

スポーツや身体活動に参加することは、基本的人権であり、あらゆる人々が参加できなければならない。開催都市は、レクリエーション的なもの、治療・リハビリテーション的なものや、あるいは競技的なもの、限られた強化選抜のものなど、あらゆるレベルのスポーツ活動に障がい者が参加することを奨励し、促進する必要がある。障がい者がどのようなレベルでスポーツにかかわるかは、個々の能力、本人の意志、必要性、自由な選択で判断されるべきである。

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
スポーツへのアクセスの原則と種類
一般のスポーツ活動への統合のための条件



スポーツへのアクセスの原則と種類

基本原則

開催都市や開催国で運営されているスポーツ団体は、全ての市民が能力に関係なく、スポーツやあらゆる活動に公平にアクセスできるようにしなければならない。このような目標を達成するため、開催都市と開催国は、以下のような事柄において、障がい者に参加の機会を確保しなければならない。

- 障がいにあわせたスポーツ及びレクリエーション活動を計画し、開発し、これに参加すること。そのために他のものと同じように適切な指導、トレーニング及びリソースの提供を奨励すること
- 健常者のスポーツパーソンと共に、統合スポーツプログラムを計画し、開発し、これに参加すること。適切なレベルの施設、道具、情報、インストラクターとトレーナーによるトレーニングを奨励すること
- アクセシブルな既存または新規のスポーツやレクリエーション会場・施設を、トレーニングや競技・試合のために利用すること
- 観客として、家族や友人と共に尊厳を保って堂々とスポーツイベントに参加すること
- レクリエーション・観光・レジャー・スポーツ活動の団体・組織の関係者が提供するサービスにアクセスすること
- 障がいのある子どもに関しては、学校組織の活動を含め、遊戯・レクリエーション・レジャー・スポーツ活動への参加について、平等にアクセスできるようにすること

適応身体活動* / アダプテッドスポーツ**へのアクセス

全ての障がい者は障がいの程度に関係なく、生涯を通じてスポーツを体験し練習する機会を提供されるべきである。そうした体験は、一般の人々と同じものであるのが望ましい。

*訳注 アダプテッドフィジカルアクティビティ(APA) 低体力者にあわせた身体活動

**訳注 障がい者スポーツ

しかし、これを実行可能なものとするためには、(障がいが見えたり聞こえたりしない、わからず)人がスポーツに参加するために支援を必要とする場合、参加することもしくは競技の成功に対するバリアとなりうるいくつかの要因について、身体状況に適応させる必要がある。(例えば、ルール、指導方法、道具、施設、参加人数などに変更を加える)。

スポーツや活動のプログラムを提供している教育機関、スポーツクラブ、スポーツ当局などは、そうしたプログラムがインクルーシブなもので、必要とされる適応措置のための配慮がなされているようにしなければならない。

統合プログラムに加え、特定ニーズに対応するため、障がいのあるスポーツ愛好家・選手を対象とする特定プログラムも提供すべきである。

次ページに続く



スポーツへのアクセスの原則と種類 (続き)

運動競技へのアクセス

才能があり、強化選手に相応しいパフォーマンスを達成したい、または達成を決意して運動競技に参加する障がい者には、そのための適切な機会を提供すべきである。

そのためには、地域や国内で、障がいのある選手のスポーツ組織を整備する必要があり、適切なトレーニングと競技の機会を提供しなければならない。このような組織の大半は、障がい者対象ではなく一般のスポーツを主眼とすべきであり、障がい者選手を一般のスポーツ組織に統合するように組織すべきである。障がい者選手は、健常者選手と同じコーチの下で、同じ練習場、更衣室、場合によっては同じ競技プログラムを利用することができる。

上記に加え、パラリンピック大会の参加に関して、最高レベルに到達して大会出場資格のある、限られた障がい者選手の選抜と準備を行う権利を有する団体である国内パラリンピック委員会の賛助の下に、障がい者選手を対象とした競技団体を編成すべきである。



一般のスポーツ活動への統合のための条件

アクセシブルな会場

既存のスポーツ会場・施設は、障がい者選手を受け入れるためには改修が必要な場合がある。すべてのスポーツ施設は、コミュニティのだれもが利用できるようなアクセシブルなものとするために、本書第2章の技術仕様に従うべきである。

アクセシブルにする対応策の主な要件には以下がある。

- 選手入口は、更衣室、トレーニング場、競技場にアクセスできるよう、傾斜路または昇降機を設置すべきである。
- 医務室、処置室は優先してアクセシブルにすべきである。
- (必要に応じて) スタッフの支援を得て、スポーツ用器具保管エリアへアクセスできなければならない。
- 男女別更衣室のそれぞれにアクセシブルなトイレとシャワー
- アクセシブルな選手用観戦エリア

障がい者スポーツ用器具

障がい者や低体力者の身体活動プログラムでは、インストラクターやコーチは様々な障がいに対応できる適切な道具を入手し、利用する必要が生じる場合がある。

競技においては、例えば以下のような特殊な器具が用いられることが多い。

- 陸上選手は、競争用、投てき用などの専用車いすや、特殊な人工装具を使用する可能性がある。
- 車椅子バスケットボールや車いすテニスでは、選手は特別に設計された超軽量車いすを使う必要がある。
- また、例えばサイクリングの晴眼者パイロットも乗れるタンデム自転車、ボッチャなどの特殊なボールなどのように、一部競技では、個々の競技専用に設計された特殊な道具を使用しなければならない。

適応ルール

ほとんどのスポーツは、障がい者を受け入れるために、適応させたり、変更したりすることが可能である。いくつかのスポーツでは適応ルールを採用したものがある。例えば車いすテニスでは、相手コートへ打ち返す前に、自コート内でボールが2回バウンドしてもよい。

パフォーマンスのレベルと活動目的(例えば治療のため、レクリエーションのためなど)により、適応身体活動のインストラクターやコーチは、選手が最適のコンディションを得られるよう、ルールを修正することができる。

次ページに続く



一般のスポーツ活動への統合のための条件 (続き)

専門家と専門教育

障がいのある人/選手のスポーツ活動や競技の一般への統合に必要な知識と能力を有するスポーツ専門家は、障がい者の活動やスポーツへのアクセスに現実的な変化をもたらす重要な要因となる。活動やスポーツへの参加は、身体機能のリハビリテーション、スポーツでの成功、社会へのインクルージョンと社会的認知に不可欠である。

関係の大学は、障がい者や低体力者の身体活動に専門知識を有する専門家を対象に、適切な技能と資格を提供できる特別なコースを設定すべきである。そうしたコースと併せて、障がい者のスポーツ・活動に係わる専門的業務の提供においては、このような専門家が優先されるような規制措置も必要である。

競技スポーツの領域では、技術的側面を担当する者が各競技分野の障がい者アスリートのコーチングに関するニーズ、バリエーション・相違点、特徴を熟知しているようにするため、セミナー、コース、ワークショップが必要である。コーチは、健常者選手と障がい者アスリートのスポーツの類似性を理解すべきである。ルールには若干の違いがあるものの、それぞれのスポーツに必要な固有技術はどちらも同じである。

障がい者アスリートのニーズに特化した適切なコーチングのためのコースや教材は、世界中で入手できる。さらに、コーチングに関しては、特定スポーツコースの多くが、対応するパラリンピック種目に関するモジュールを組み込んでいる。本項では、以下の事柄に焦点をあてる。

- 適切な言葉遣い
- 異なる障がいへの配慮
- 特殊/障がい者スポーツ用器具についての知識
- ルールの違い
- 若手選手の育成
- 当該競技の国内、国際競技団体
- トレーニングとパフォーマンスに対する到達目標の開発
- ドーピング検査
- 障がい者アスリートが利用できるスポーツイベントの詳細

次ページに続く



一般のスポーツ活動への統合のための条件 (続き)

競技の機会

障がい者アスリートは、他のアスリートとまったく同じで、スキルを向上させ、経験を積み、優れたパフォーマンスを達成するためには、適切なレベルと回数の競技の場を必要とする。地域と国内のスポーツ組織は、障がい者アスリートを対象に、内容の充実した、信頼のおける、継続的な競技プログラムを1年に1回は定期的を開催するようしなければならない。

また、障がい者アスリートのスポーツへのアクセスには、主要なスポーツの場合と同様、若手選手の育成活動を伴う必要があることも重視すべきである。どのレベルにあるスポーツ組織も、この点を過小評価すべきではない。



教育

概要

はじめに

公平な教育へのアクセスは、社会的インクルージョン、個人やコミュニティの啓発の根本要素である。教育に公平にアクセスできなければ、社会はその構成員に公平な機会をもたらしているとはいえない。

大会の開催に直接関係しているわけではないが、公平な教育機会を提供して、障がい者を含め開催都市の全ての構成員が、あらゆるレベルの教育に平等にアクセスできるようにすれば、開催都市は目指すべき方向に進むことができる。

内容

本項には以下のテーマが含まれている。

テーマ
教育施設のアクセシビリティ
適応カリキュラム、成績評価方法、教材



教育施設のアクセシビリティ

基本原則

職員及び生徒・学生として障がい者が含まれている統合教育機関(学校、大学、職業訓練センターなど)は、労働力たる障がい者への社会的理解と、社会へのインクルージョンをさらに高めるための出発点である。

アクセシブルな学校を推進するには、まず、学校施設内で障がい者に影響を及ぼすあらゆる問題点をリストアップするアクセスチェックが必要である。アクセス対応策は、定期的なメンテナンスや調達計画の一環として、また改修や新築の機会に、改善あるいは導入することができる。そのプロセスには、アクセス専門のコンサルタントを関与させ、プロセスの全段階を通じて障がい者団体からの直接的な意見を取り入れることもできる。

アクセシブルな学校及び教育施設の特徴

アクセシブルな学校及び教育施設の主な特徴には以下がある。

- アクセシブルな職員室、職員用トイレ、受付を含めた事務室
- 研究施設、スポーツ施設、遊戯施設、社会活動施設、教室、集会場、カフェテリア、図書館、体育館、屋外スポーツ施設、運動場、控え室・談話室などを含め、アクセシビリティを確保するための当該エリアの規模とレイアウト
- 障がいのある生徒・学生に適した、アクセシブルなコンピューター環境
- 歩行困難の生徒・学生のためのアクセシブルな環境
- 安全で、直感的にわかる、表示サインを効果的に利用した学校敷地内の通路、駐車場
- 生徒・学生の学習エリアには十分な照明
- 難聴の生徒・学生のため、暗騒音の低減
- アクセシブルな家具・備品

教育施設と関連サービスの各種要素に関する詳細仕様及び設計基準は、本書第2章に記載されている。



障がいに応じたカリキュラム、成績評価方法、教材

基本原則

統合クラスには、障がいのある生徒・学生のために特別な適応がいくつか必要である。平等な扱いとは、必ずしも同じ扱いを意味するとは限らない、ということに留意する。機会均等の目標を確保するには、さらなる取組みが必要になることもある。

今では開催都市の多くは、大会体験の一環として、総合的なオリンピック・パラリンピック教育のモジュールとカリキュラムを統合している。教育プログラムには、障がいに応じたカリキュラム、成績評価方法、教材が含まれる。これにより、「特別学級」などの生徒・学生と、一般の学校に統合されている障がいのある生徒・学生は、全員が大会に参加することができるようになる。

障がいに応じたカリキュラムと成績評価方法

教師と管理者は、クラスを統合することが効果的であるためには、必要とする支援を受けなければならない。実施方法、教材、学習環境のわずかな工夫で統合クラスの成否が別れることもある。

職員全員は、接遇・気づきのトレーニングを受けると共に、教師については障がいについて専門家トレーニングを受け、更に教員助手によるクラス運営支援を受ける必要がある。健常者の生徒・学生には、障がいのある生徒・学生と同じクラスに統合して学ぶことの意義について、十分に理解させる必要がある。

アクセシブルでインクルーシブなカリキュラムと評価方法の特徴

- 体育では別の形のエクササイズを準備するなど、特定活動に参加できない障がいのある生徒が体験や理解の機会が得られるよう、代替方法を提供する
- 読唇術を用いるなど、障がいのある生徒のための精神的な配慮の必要性を理解し、努力を払う
- 実習器具の使用に関して、障がいのある生徒のための追加時間の必要性を理解し、時間を割く
- 到達度や障がいに関係なく、生徒全員がアクセスできる課外活動や校外授業
- OHP の画像読み上げや図表を言葉で説明するなど、障がいのある利用者にやさしい方法での情報提供
- クラスの問題や統合に関する課題を支援するための障がい個別のリソースが利用できる教師

次ページに続く



障がいに応じたカリキュラム、成績評価方法、教材（続き）

教材の代替形式

視覚障がい者や学習困難者は、他の人と同様のやり方でプリント教材にアクセスすることができない。同じ内容の教材を代替形式で作成すれば、教育におけるこのような決定的なバリアを克服するのに役立つ。代替形式での提供が、副次的な分野で教師によって行われる支援と組み合わせられれば、生徒は従来の教育環境に参加することが可能になる。

代替形式には、点字、触知図、拡大印刷、電子テキスト(ASCII、テキストファイル、PDF)、音声(テープ、CD、MP3)、アクセシブルな情報システム(DAISY*)がある。電子テキストは、画面読み上げソフトや再生可能な点字表示など適応技術を用いてアクセスすることができる。

訳者注) DAISY は、Digital Accessible Information System です。



雇用

概要

はじめに

障がい者に公平な雇用機会を提供することは、障がい者の自己啓発、自己決定、社会生活への完全なインクルージョンにとって不可欠な要素である。

特にパラリンピック大会の開催は、多くのレガシーをもたらしてくれる。中でも重要なのが、障がい者の自立、モチベーション、コミュニティの一員として社会への統合を促進することである。障がい者の雇用を高めることが、レガシーの重要な要素である。

多くの国際的な調査から、以下のように、障がい者を雇用することの利点が明らかになっている。

- 仕事に対する関心が高く精励である
- 病欠の割合が低い
- 作業効率はほぼ同じ
- 離職率が低い

一般的に、障がい者は逆境管理*、水平思考*、身体認識、能力など独特な技能を職場にもたらす。

障がい者の雇用を制限する最大の要因は、雇用者側の態度である。多くの雇用者は、いったん障がい者を雇用すると、それまでの否定的態度を積極的なものに変えている。

内容

本項には以下のテーマが含まれる。

テーマ
アクセシブルな雇用の定義と範囲
アクセシブルな公平雇用の原則

訳者注) 逆境管理は、経済の方策やコミュニケーションマネジメント分野で使われる場合が多いが、精神的な安定を保つことや他者を先導するメンタル教育や研修などの管理としました。

訳者注) 水平思考は、これまでの思考法にとらわれない考えとしました。



アクセシブルな雇用の定義と範囲

アクセシブルな雇用の定義

アクセシブルな雇用では、障がい者を一般のボランティアや関係者と統合する。障がい者の大部分は、一般の人と同じ就業時間、同じ職場で働き、同じ作業効率で、同じ成果を挙げることができる。唯一異なるのが、個人の技能に対して、適合した仕事を見つけること(適材適所)、アクセシブルな職場を確保することである。障がい者は他の人々と同様に、学歴や職業訓練を受けるなどの経歴による評価によって雇用されると期待される。

職場における適応

一部の人には、快適かつ効率よく仕事するため、個別のニーズに応じて職場を適応させる必要がある。ただし、同じような障がいがあっても、それぞれのニーズは一人ひとり異なることに留意すべきである。このような個別のニーズは障がい者ごとに判断しなければならない。以下は、インフラに関連する要件について、一般的な例を取り上げたものである。

車いすまたは歩行器の使用者

- 駐車場を含め、アクセシブルな交通手段の組合せ
- 職場内のアクセシブルな出入口と通路
- アクセシブルな男女共用のトイレ
- 高さ調整機能付きの椅子とデスクがある作業スペースと適切な歩行空間
- アクセシブルな休憩室
- アクセシブルな緊急避難経路

視覚障がい者(全盲者を含む)

- 境界が認識しやすい通路や作業スペース
- 拡大文字を表示できるコンピューターやその他機器
- 作業環境の障がい物はできるだけ除去
- 点字表示と音声案内機能のある昇降機
- 視覚に加えて音声による非常時の警報装置

聴覚障がい者(聾者を含む)

- 音声に加えて視覚による非常時の警報装置
- 視覚表示した昇降機のボタン

上肢障がい者(関節炎などによる)

- 最低限の握力で操作できるドアノブ及び操作パネル
- 仕事中に休憩のために座れること(業種による)

知的障がい者

- 業務についての明瞭で簡単な指示
- 繰り返すことで集中して効果的に仕事ができることが多い(一定の時間内)
- 付加的な支援が受けられるよう、2人1組方式の開発(必要に応じて)



アクセシブルな公平雇用の原則

適所

一般的に障がい者は、その身体的あるいは知的な制約が職場に理解されれば、職場の一員として受け入れるのは容易である。障がい者の雇用は他の人の場合と何ら変わらない。したがって、たとえ車いす使用者が望んだとしても屋根工事に従事できないように、仕事固有の要件を満たすことができない場合を除いて仕事を制限すべきではない。

公平雇用の原則

アクセシブルな雇用は、個人の身体的あるいは知的な障がいに対して配慮すべきであることを除けば、一般の雇用プロセスと同じである。

アクセシブルな雇用を成功させるための基本原則には以下が含まれる。

- 職場のアクセシビリティ評価
- アクセシビリティに関する経営陣とスタッフの認識
- 指定の役割に相応しい障がい者の見極めと採用
- 継続的な実地トレーニングと評価
- 職場における達成または制約の伝達
- アクセシブルな雇用に関する問題について、外部の支援

雇用支援方針

一部の国では、障がい者の雇用支援を目的とした政策を定めている。

障がい者の雇用を支援する積極的な法令や政策の例として以下がある。

- 大・中規模の企業に対して、全雇用者に占める障がい者の割合に最低要件を設定する。
- 雇用した障がい者の個別ニーズに対応するため、職場の適応に必要な経費（一部または全部）を助成する。
- 雇用主が融資期間の倍の期間、対象者の雇用を維持するという条件の下、新規雇用した障がい者の給与の一部（または社会保障費の一部）を一定期間融資する。
- OCOG または NPC のパラリンピック大会スポンサーの障がい者、特にパラリンピック大会出場を目指している選手の雇用プログラムの策定を検討する。

上記のような法令・政策を詳細に調査し説明することは、本書の対象外である。しかし、こうした法令・政策が雇用機会を拡大し、アクセシブルな職場作りを促進するのに役立つことに留意することが重要である。

公平雇用機会を支援する戦略を実施した OCOG のベストプラクティスとして例示できるのは、**2012**年ロンドン大会の LOCOG である。LOCOG は、スタッフの多様性とインクルーシブな対応を保証するため、関連目標、行動、及び是正措置を含め、スタッフ多様性戦略を設定した。



付属書：補足資料



付属書 1: 主要寸法参照表

説明

下表は、技術仕様の章の記載内容を基に、主要部とそれらの寸法をまとめたものである。ただし、詳細な説明は含まれておらず、最もよく言及されている主要寸法のみを記載しているため、本文と共に使用するのが望ましい。

エリア	主要アイテム	寸法	備考
通路及び 歩行空間	通路	幅: 1,000 mm (最低) 1,500 mm (標準) 1,800 mm (ベストプラクティス) 頭上スペース: 2,100 mm	<ul style="list-style-type: none"> 通路幅員寸法は傾斜路、行列エリア等にも適用
	勾配	推奨勾配 1/20 (5%) 最大許容勾配 1/14 (7.14%) 最大横断勾配 1/50 (2%)	<ul style="list-style-type: none"> 高低差 500 mm を解消する傾斜路には、踊り場を設ける
	休憩用ベンチ	50m 間隔	
傾斜路	勾配	ベストプラクティスの最大勾配 1/20 (5%) 高さ 3,000 mm までの最大勾配 1/14 (7.14%) 高低差 300 mm までの最大勾配 1/12 (8.33%) 最大横断勾配 1/50 (2%)	<ul style="list-style-type: none"> 主要出入口、往来の多い施設、長い傾斜路、通行量の多い傾斜路、3,000 mm を越える高低差を解消するものについては、最大勾配として 1/20 を適用 二次的または付属の施設については 1/14 (7.14%) の最大勾配が認められる 傾斜路全長は 60m を超えないこと
	幅員	1,000 mm (最低)	<ul style="list-style-type: none"> 左右の手すり間の寸法
	踊り場	傾斜路で解消する垂直高低差 500 mm ごとに設置 幅員: 傾斜路幅員と同じ 長さ: 1,500 mm	
	手すり	傾斜路路面からの高さ 850 mm ~ 950 mm 握り面 (直径) 35 mm ~ 45 mm 壁面からの距離 45 mm ~ 60 mm 傾斜路上下端の延長部分長さ 300 mm	<ul style="list-style-type: none"> 高低差 300 mm を越える場合、傾斜路両側に手すり取り付け
	すりつけ勾配	最大水平長さ 2,700 mm 高さ最大 75 mm までの最大勾配 1/8 高さ 150 mm までの最大勾配 1/10 高さが 150 mm を超える場合の勾配 1/12 (8.33%) 最小幅 1,000 mm	<ul style="list-style-type: none"> 表面は滑りにくい素材 点状ブロック (色彩、感触でコントラストをつける)



		誘導部最大勾配 1/10	
階段	踏み面、蹴上げ	蹴上げ高さ 125 mm ～ 180 mm 踏み面奥行き 280 mm ～ 350 mm	
	段鼻	38 mm (最大)	・ 滑りにくい素材、コントラストをつける
	点状ブロック	長さ: 600 mm 幅:階段の幅	
	手すり	前述手すりの欄参照	
家具、カウンター、サービスエリア	受付デスク、サービスカウンター	高さ 850 mm 膝クリアランス 750 mm 奥行き 500 mm 幅(最低) 750 mm	・ メインサービスエリアはアクセシブルとし、車椅子使用者用に別カウンター設置やサービスエリア分離はさける
	待機エリア、行列エリア	各列の最低幅 1,500 mm 最大許容勾配 1/50 (2%)	・ 行列が 50m を超える場合、休憩用ベンチを設置
	調味料カウンター	カウンター上面高さ 850 mm 到達範囲(カウンター前端からの奥行き) 600 mm 料理の調製台として、最低の空きスペース 300 mm (幅)× 200 mm (奥行き)	
	レストラン、ラウンジ、フードコート	主要通路の最低幅 1,500 mm テーブル間通路の最低幅員 1,000 mm バー仕様のカウンター席: カウンターの低い部分 850 mm (高さ)× 1,600 mm (最小幅)、膝クリアランス 750 mm 、 ベンチタイプの座席: 背もたれ 750 mm 、座面高さ 450 mm 、最小キックスペースは座面奥行き 1/3 相当	・ 椅子は肘なし、肘掛けを取り混ぜて配置、内 20% を肘掛椅子とする
ドアとドア周辺部	ドア幅	850 mm (最低) 950 mm (ベストプラクティス) 1,000 mm (特定競技の選手準備エリア)	・ ドアが 90度 開いたときの寸法
	ドア要件	ハンドル部最小内寸 150 mm ハンドルの床からの高さ 900 mm ～ 1,100 mm 引き手側ラッチ側 500 mm 押し手側クリアランス 300 mm	・ ハンドルは片手操作可能なこと ・ 引き戸が望ましい ・ 回転ドアはアクセシブルとは見なされない
エレベーター	ドア	最小有効幅 850 mm 最小有効幅 950 mm (パブリックスペース及びスポーツ施設のエレベーター)	
	かご	最小有効寸法 1,700 mm × 1,500 mm 公共用のベストプラクティス 2,100 mm × 1,500 mm (スポーツ、エンターテイメント施設)	・ 手すりについては前述傾斜路の欄参照
	操作パネル	前面側壁から 250 mm のかご側壁床からのボタン高さの範囲 850 mm ～ 1,200 mm ボタン直径 20 mm	・ 階数ボタンは、浮き出し文字・数字と点字でも表示(ボタンのすぐ左側) ・ 運転方向及び停止階の合成音声案内



非常時の対応策	救援支援エリア(一時待機エリア)	利用者 1人 あたりの最小スペース(最低2箇所)に設ける) 850mm×1,300mm	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な対応策及びスペースの利用については、「非常時の対応策」の項を参照のこと
	警報システム	ストロボの最大許容フラッシュレート 1Hz～3Hz 火災通報装置と消火防災器具の最大操作高さ 1,200mm	<ul style="list-style-type: none"> 人の集まるエリア、施設内の全トイレ、エレベーター前に、視認できるよう設置 車椅子利用者用の設備がある洗面所には、緊急呼出ボタンの設置が望ましい
	避難指示	掲示高さ:最高 1,300mm	<ul style="list-style-type: none"> 拡大印刷(最小文字サイズ14pt) コントラストの強い色彩(白地に赤文字)
会場の座席	アクセシブルな座席	イベントの最低要件 0.50% オリンピック大会の最低要件 0.75% パラリンピック大会の最低要件 1.0%～1.2% <u>座席スペースの要件:</u> 車いす利用者用スペース 800mm×1,300mm 同伴者またはアメニティ席のスペース 500mm×1,300mm 後方の最低転回スペース 1,000mm	<ul style="list-style-type: none"> 会場の総座席数に対する比率 各スペースの(後ではなく)横に同伴者席を同比率で設置 総座席数の1%に相当する付加アメニティ座席を列の端に設置 詳しい要件については「会場の座席」の項を参照のこと
	サイトライン	アクセシブルな座席では、前列の観客が立ち上がった時に、車椅子に座った人にも同等高さのサイトラインを確保。 パラリンピック大会では、上記ルールは、資格認定者用座席全てと、会場総座席数の最大 1% に相当する観客用座席に適用。 1% を超えた分のアクセシブル座席は、前列観客の着席時のサイトラインと同等高さになることがある。	<ul style="list-style-type: none"> 柵・手すり、その他の障がい物がアクセシブル座席利用者の視線を遮らないこと
トイレ	数と割合	アクセシブルなトイレの最低割合: 1対15 (アクセシブルなトイレを必要としている利用者 15人 に 1箇所)	<ul style="list-style-type: none"> 男女別のトイレの並びに隣接して、男女共用のアクセシブルなトイレを設置
	表示サイン	床から 1,350mm の壁面(ドアそのものではなくラッチ側の壁面に掲示)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ1mmの浮き出し文字と、標準化されたシンボルを使用



	移動空間	<p>アクセシブルなトイレ有効寸法 男女共用 2,200 mm×1,800 mm 男女別 1,500 mm×1,500 mm ドア幅 850 mm (最低) 950 mm (ベストプラクティス)</p> <p>トイレ横移動スペース 750 mm 800 mm以上 (ベストプラクティス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 男女共用のアクセシブルなトイレの設備: 便器、洗面台、手すり、鏡、石けん、ペーパータオルディスペンサー、トイレットペーパーホルダー 小さな力 (20Nm) で動くドアクローザー付きの自動で閉まるドア
	備品	<p>壁面から便器までの距離 450 mm 便座高さ 440 mm~460 mm L字形手すり: 水平・垂直各方向の長さ 750 mm 水平部分の便座からの距離 230 mm 垂直部分の便座前端からの距離 150 mm トイレットペーパーホルダーの高さ最低 600 mm</p>	<ul style="list-style-type: none"> 便座カバーまたはタンクのない便器の場合、背もたれが必要 タンクのフタはしっかりと取り付けること 洗浄装置は、電動式の自動洗浄か、移乗側から楽に届くところ、(側壁/手すりと反対側)
	洗面台周り	<p>洗面台周り付属品の高さ 900 mm~1,100 mm 洗面台中央からの距離 750 mm 鏡高さ 1,800 mm (洗面器すぐ上に取り付け) 洗面器の最大深さ 150 mm 洗面台下クリアランス 680 mm</p>	<ul style="list-style-type: none"> 付属品: 石けん容器、ペーパータオルホルダーなど 水栓はハンズフリータイプが望ましい 補助装具が使えるよう、トイレ近傍に交流コンセントを配置
シャワー、浴室、更衣室	アクセシブルなシャワーの特徴	<p><u>水量調整装置:</u> 床面からの高さ 750 mm 側壁からの距離 750 mm <u>折りたたみ椅子:</u> 座面サイズ 480 mm (奥行き)×850 mm (幅) 床面からの座面高さ 440 mm~460 mm 耐荷重 135kg <u>手持ちシャワー:</u> ホース長さ 1,500 mm <u>手すり(床面と水平に取り付け):</u> 750 mm (椅子側壁)×900 mm (シャワー側壁) 床面からの高さ 850 mm</p>	<ul style="list-style-type: none"> レバータイプの水栓、操作に必要な力は 13N 壁面の手の届きやすい位置にはめ込んだ石けんホルダー やけど防止機能付き、またはサーモスタット制御のバルブ 第2章のシャワーの図を参照のこと
輸送	輸送移乗ゾーン	<p>引込み通路寸法: 2,400 mm (幅)×7,000 mm (長さ)×3,300 mm (高さ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> すりつけ勾配を少なくとも1つ設置のこと
	駐車場エリアの要件	<p><u>アクセシブルな駐車区画の割合:</u> 2% (ベストプラクティスは 3%) 地下駐車場の天井高クリアランス: 2,300 mm (ベストプラクティスは 2,500 mm)</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクセシブルな駐車区画は、出入口、昇降機/傾斜路、アクセシブルなトイレ、料金所の場所を考慮に入れ、利用者に最も便利な位置に設置
	アクセシブルな駐車区画	<p>幅: 3,200 mm (最小) 3,600 mm (ベストプラクティス) <u>表示サイン:</u> 路面・床面の国際的なアクセスシンボルを用いた表示サインのサイズ 750 mm² 高さ 1,500 mm</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクセシビリティ対応策に関する情報は、「通路と歩行空間、傾斜路、ドア周辺部」の項を参照のこと



宿泊施設	アクセシブルルーム	車いすの転回・方向転換スペース： 1箇所 1,500 mm×1,500 mm 移動スペース： 750 mm(最小) 800 mm(ベストプラクティス) 通路幅員： 1,000 mm(最小) 操作パネル、スイッチ： 床から 850 mm～1,200 mm コンセント、データ通信用接続口： 床から 450 mm クローゼットの前面転回スペース： 1,500 mm	<ul style="list-style-type: none">• ベッド上端面の高さは床面から 450 mm～500 mm• ベッド脇テーブルのつま先クリアランスは最小 225 mm(高さ)×300 mm(奥行き)• 窓/カーテンの操作部は、少なくとも 1,200 mm延長• ハンガー掛けの横さんの高さ 1,200 mm
	車いす使用者に配慮した客室	最小ドア幅： 800 mm 室内空きスペース(少なくとも1箇所)： 直径 1,200 mm 移動スペース： 750 mm(最小) ベッド横の移動スペース 800 mm(少なくとも1サイド) 操作パネル： 高さは 1,400 mm 以下、または適切な「操作補助具」を準備 便座： 最低高さ 450 mm(片側に移動スペースがあること)	<ul style="list-style-type: none">• クローゼットのハンガーの掛け降ろし用の長い棒• アメニティは固定容器を使用しない。• 背もたれ付きのシャワーチェア、浴槽内に手すり設置



付属書 2: イベントのアクセシビリティチェックリスト

説明

イベントのアクセシビリティチェックリストは、イベントに組み入れるべき主要アクセシビリティ要素の一般的な確認ツールである。チェックリストの目的は、地元、国内あるいは国際規模のイベントの計画における(大会固有ではない)関連情報を提供することである。オリンピック・パラリンピック大会固有のものについては、「大会の要件」の項を参照のこと。下記に言及されているアクセシビリティ基準の詳細は、「技術仕様」の章と、「主要寸法参照表」に記載されている。

宿泊施設

- ホテル/宿泊所には、本書(「技術仕様 — ホテル及びその他宿泊施設」)に詳述されているアクセシビリティ基準を満たすアクセシブルな客室があること
- ホテルのサービス及びエンターテイメントエリアは、全ての利用者にアクセシブルであること

アクセディテーション

- イベント参加登録の一環として、個人の移動能力(日常生活で車いすを使用しているか)と、個別ニーズ(代替形式の資料の必要性)に関する情報を入手していること
- アクレディテーションセンターは、表示サイン、通路、入口、トイレ、サービスカウンター、駐車場に関するアクセシビリティ基準を満たしていること

空港運営

- 空港内での移動は、全ての利用者が、バリアで遮られることなく、自立して移動しアクセスできるようになっていること
- 航空会社は、(シャトル、機内用車いす、手荷物支援により)アクセシブルな業務に対するニーズの増加に備えていること
- イベント参加者は、空港発着のアクセシブルな輸送オプションが利用できること

放送

- アクセシブルなコメンテーター席があること、あらゆるメディアサービスがアクセシブルであること

ケータリング

- 通路、行列エリアは、アクセシブルな通路の要件を満たしていること
- 商品(飲み物、デザートなど)の配置が、(水平ではなく)垂直になっていること
- サービスカウンターや、カフェテリアスタイルのサービスでは、低目で(850 mm)で膝が入るクリアランス(750 mm)を設けたカウンターを組み込んでいること
- トレーが用意されていること
- 調味料カウンターは、カウンター前端からの到達範囲(奥行き)要件 600 mmを満たし、調理台となる空きスペースがあり、アクセシブルであること(「家具、カウンター、サービスエリア」の項参照)。
- 座席エリアは、膝が入るクリアランスのあるテーブル(テーブル高さ 850 mm、膝クリアランス 750 mm)、座面の1/3に相当するキックスペースのある椅子、肘掛椅子と肘なし椅子が適宜配置されているなどのアクセシブルなオプションが含まれていること
- バー仕様のカウンター席では、車いす使用者のために低いカウンター部分が設けられていること



イベントのアクセシビリティチェックリスト (続き)

式典とステージプレゼンテーション

- 同時手話通訳及びビデオスクリーン上のテキスト表示のうち少なくともいずれか一方
- 視覚や聴覚に障がいのある人のために、場内放送支援システム(補聴援助機器の提供)と実況解説放送
- プログラムは、代替形式(点字版、拡大印刷版)でも提供可能
- 車いすでアクセスできるステージ(傾斜路基準を満たしていること)
- アクセシブルな演壇(高さ調整ができるものが望ましい)とピンマイク

清掃・廃棄物

- ゴミ箱は、弱視者にも視認でき、通行の妨げになったり、通行を制限したりしてアクセシビリティ基準以下に通路を狭めないこと。杖で感知できるもので、高さは最大 **1,200 mm**、容易に開閉等操作できること

コミュニケーション/刊行物

- イベントと開催地域のアクセシブルなサービス及び業務に関する情報は、資料で伝達されていること(パンフレット、オンラインなど)
- メディアサービスは、要求に応じて代替形式による資料、記者会見の手話通訳が提供できること
- ウェブサイトは W3C のアクセシビリティ基準を満たしていること
- 代替形式による刊行物(拡大印刷版、点字版など)の提供

ドーピングコントロール

- 男女共用のアクセシブルなトイレが利用できること
- 代替形式による情報資料の提供(拡大印刷版、点字版など)

イベントサービス

- アクセシブルな観客通路を監視、維持していること
- 観客用情報資料は代替形式で提供できる(拡大印刷版、点字版など)
- 観客には、補聴援助機器を配布
- 車いす貸し出しと保管サービスの提供
- エレベーター利用時の支援、要求に応じて車いす使用者の優先乗り込みを支援
- イベントサービススタッフ対象に、障がいのある利用者へのサービスに関するトレーニングが実施されていること

表彰式と競技プレゼンテーション

- 表彰台は、車いすの選手もアクセスできるよう傾斜路付きで、その最大勾配は **1/12(8.33%)**、金メダルの表彰台の高さは最大 **300 mm**
- アナウンサーは、特定の競技用語や、障がいのある選手に関する適切な言葉遣いについて訓練を受けていること

メディカルサービス

- メディカルエリアはアクセシビリティ基準を遵守していること
- 特殊な道具(競技用車いすなど)が使用される場合、専門修理サービスにアクセシブルであること

マーチャндаイジング、小売業務

- 通路や行列エリアが、アクセシブルな通路の要件を満たしていること
- 商品は(水平方向ではなく)垂直に陳列していること
- サービスカウンターはアクセシブルで、膝が入るクリアランス(高さ **750 mm**)のある低い部分(高さ **850 mm**)を組み込んでいること



イベントのアクセシビリティチェックリスト (続き)

オーバーレイ(仮設を含む施設/設備)・現場管理

- 会場ごとに、徹底的なアクセシビリティ基準の遵守状況評価が完了していること。アクセシビリティの対応策として、仮設を含む施設・設備の必要個所が明確になっていること
- アクセシビリティ機能の設置・保守が適切になされていることを確認

プレスオペレーション

- 通路、通信機器、座席、飲食サービス、トイレなど、プレス用のあらゆる施設がアクセシブルであること
- 輸送手段や宿泊施設を提供する場合、要求に応じてアクセシブルなサービスを提供できることを確認

セキュリティ

- セキュリティチェックが必要とされる箇所では、磁気探知器を組み込んでいない、係員が携帯型探知器で対応するゲート(幅 **1,000 mm**)を設けていること
- セキュリティ担当者に必要とされる、障がい者の尊厳を守りながら効率よくセキュリティチェックを行うことについての特別なトレーニングが実施されていること
- セキュリティチェックエリアの通路、エリアへの経路は支障なくアクセスできることを確認

表示サイン

- グラフィック要素は、アクセシビリティ基準を満たしていること(色彩のコントラスト、文字の大きさ、表示位置)
- 道案内表示は、アクセシビリティ基準を満たしていること(国際シンボル、点字及び浮き出し文字、ノングレア、明確なコントラスト、アラビア数字と欧文はサンセリフ体の使用)
- 道案内表示には、アクセシブルな通路やサービスが強調されていること

競技

- 当該の場合、アダプテッドスポーツ/パラリンピックスポーツ固有の競技要件が満たされていること
- ロッカールーム、ウォームアップエリア、グラウンドやコートなど実際の競技の場、ミックスゾーン、ドーピング検査室、表彰式、記者会見エリア、選手ラウンジ、座席エリアなど、全ての選手エリアは、連絡通路のものを含めアクセシビリティ基準を満たしていること
- 選手及びチーム役員にはアクセシブルな適切な座席が用意されていること
- 競技関連の刊行物物は代替形式でも提供できること
- 特殊なスポーツ機器(エルゴメーターなど)が用意されていること
- 要求に応じてアクセシブルな輸送や宿泊施設が提供できること

チケットイング

- チケットガイドは代替形式(拡大印刷版、点字版、音声版など)でも提供できること
- 視覚障がいのあるユーザーのために、「ヒューマンテスト*」イメージキャプチャー*の代替形式を含めチケット販売のウェブサイトは、アクセシビリティ基準(W3C)を満たしていること
- チケットオフィスは、カウンター高さや行列エリアに関するアクセシビリティ基準を満たしていること
- 座席は複数の選択肢を提供。様々な観覧位置で全価格帯に、アクセシブル座席、同伴者席、付加アメニティ席が用意されていること
- 場内放送支援システムの対象エリアにある座席が明らかにされていること

訳者注)ヒューマンテスト、イメージキャプチャーについては不明です。



イベントのアクセシビリティチェックリスト (続き)

輸送機関

- イベント参加者に輸送サービスが提供される場合、
 - バスは、アクセシブルな低床型(推奨の車両タイプ)、または車いす用リフトを装備したアクセシブルな座席数の要件を満たしていること
 - 効率のよいサービスのために、時刻表と定員が明らかになっていること
- アクセシブルなタクシー、乗用車/バンが借りられるようになっていること
- アクセシビリティ基準(区画の大きさ、位置、表示サイン、通路、地下駐車場の天井高)を満たすアクセシブルな駐車区画があること
- 乗降ゾーンは、アクセシビリティ基準(広さ、段差解消したすりつけ勾配があること)を満たしていること
- 乗降ゾーンと会場の間、アクセシビリティ基準を満たしている連絡通路があること

会場

- 主な通路、歩行空間は、アクセシブルであること(幅 **1,800 mm**、階段、エレベーター、傾斜路はアクセシビリティ基準を満たしていること)
- ドア幅は最低 **850 mm** であること
- 以下座席要件を満たしていること
 - 車いすでアクセシブルな座席は、会場総座席数の最低 **0.50%** (オリンピック大会では **0.75%**、パラリンピック大会では **1.00%**)
 - 同伴者席をアクセシブルな座席の隣に、同比率用意されていること
 - 付加アメニティ席(補助犬を帯同している人、杖・歩行器使用者用の通常より幅の広い座席)は、総座席数の最低 **1.00%** 用意されていること
 - 車いすでアクセシブルな座席は全て、サイトラインが確保されていて、様々な観覧位置で全価格帯に用意されていること
- アクセシビリティ基準を満たす男女共用のトイレがあること
- サービスカウンター、販売、飲食サービスは、アクセシビリティ基準を満たしていること
- 更衣室は、シャワー・更衣スペースのアクセシビリティ基準を満たしていること
- 非常時の対応策
 - 車いす使用者が安全な集合エリアに直行できる通路を含めた避難計画
 - パブリックエリアに視認できる緊急信号の装置があること

VIP サービス

- VIP ラウンジは、サービスカウンター高さや座席に関するアクセシビリティ基準を満たしていること(高いテーブルが配置されている場合、車いす使用者が利用できる低いテーブルも用意されていること)
- 要求に応じて VIP 用にアクセシブルな座席を、他の VIP 座席と同じエリア内で提供できること
- 情報資料は代替形式でも提供できること(拡大印刷版、点字版など)

ボランティア/スタッフ

- 障がい者の応募を促すような募集方針・方法であること
- 高度な支援を必要とする人々が仕事に簡単にアクセスできる方針であること
- 以下のようなボランティア/スタッフエリアは全て、アクセシビリティ基準を満たしていること
 - チェックインエリア: アクセシブルなカウンター高さや座席
 - 休憩/ミーティングエリア: アクセシブルなカウンター高さ、座席、飲食サービス
 - スタッフ用トイレ: アクセシブルな男女共用のトイレが含まれていること
- 全スタッフ・ボランティアを対象に、接遇・気づきのトレーニングが行われていること